

日高町地域防災計画

平成 19 年 2 月
日高町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の方針	
第1	策定の目的	3
第2	計画の構成と計画の位置付け	3
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	
第1	事務又は業務の大綱	5
第3節	町民及び事業所の基本的責務	
第1	町民の責務	9
第2	事業所の責務	9
第4節	日高町の概況	
第1	地形	10
第2	地質	10
第3	気候	11
第5節	日高町の災害概況	
第1	日高町の災害概況	12
第2	災害発生状況	13

第2章 防災組織

第1節	組織計画	
第1	防災会議の組織	17
第2	応急活動体制	22
第3	災害対策本部の設置	24
第4	職員の動員配備	32
第2節	気象業務に関する計画	
第1	気象業務組織	38
第2	注意報、警報及び火災気象通報	40
第3	異常現象を発見した者の措置等	52

第3章 風水雪害等対策

第1節	災害予防	
第1	風水害の予防	55
第2	雪害の予防	57
第3	融雪災害の予防	61
第4	土砂災害の予防	63
第5	要配慮者施設の予防対策	65
第6	組織・人づくり	67
第7	避難のための環境整備	71

第8	消防・救急救助体制の整備	75
第9	情報通信の整備	77
第10	応急対策のための環境整備	81
第11	避難行動要支援者対策	85
第2節	災害応急対策	
第1	災害応急体制	88
第2	情報等の収集・伝達	91
第3	被害情報の収集・伝達・報告	93
第4	災害広報	95
第5	応援・派遣要請と受入れ	98
第6	消防活動	104
第7	救助・捜索	106
第8	応急医療・救護対策	109
第9	警戒区域の設定・避難活動・避難所運営	114
第10	遺体の処理・埋葬	120
第11	交通対策・緊急輸送対策	122
第12	災害時の警備対策	126
第13	生活救援対策	127
第14	建物・住宅対策	132
第15	被災宅地安全対策	135
第16	衛生・防疫・清掃等対策	138
第17	防災ボランティアの活用対策	141
第18	要配慮者対策	143
第19	公共機関・施設等の応急対策	145
第20	文教対策	150
第21	農林漁業対策	153
第22	飼育動物対策	154
第23	救助法の適用	155
第24	水防対策	158
第25	障害物除去対策	159
第3節	災害復旧対策	
第1	町民生活安定対策	161
第2	災害復旧事業計画	166
第3	災害復興対策	170

第4章 震災対策

第1節	災害予防対策	
第1	地震に強いまちづくり	173
第2節	災害応急対策	
第1	災害応急体制	177
第2	地震・津波情報の収集・伝達対策	178

第3	被害情報の収集・伝達・報告	184
第4	災害広報	187
第5	応援・派遣要請と受入れ	188
第6	消防活動	189
第7	救出・捜索	190
第8	応急医療救護対策	191
第9	警戒区域設定・避難活動・避難所運営	192
第10	遺体処理・埋葬対策	193
第11	交通・緊急輸送対策	194
第12	災害時の警備対策	195
第13	生活救援対策	196
第14	建物・住宅対策	197
第15	衛生・防疫・清掃等対策	198
第16	災害ボランティアの活用	199
第17	要配慮者対策	200
第18	公共機関・施設等の応急対策	201
第19	文教対策	202
第20	農林漁業対策	203
第21	飼育動物対策	204
第22	障害物除去対策	205
第23	救助法の適用	206
第3節	災害復旧対策	
第1	町民生活安定のための緊急措置	207
第2	災害復旧事業対策	208
第3	災害復興事業対策	209

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	
第1	推進計画の目的	213
第2	推進地域	213
第3	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	213
第2節	災害対策本部等の設置等	
第1	災害対策本部等の設置	214
第2	災害対策本部等の組織及び運営	214
第3	災害応急対策要員の参集	214
第3節	地震発生時の応急対策等	
第1	地震発生時の応急対策	215
第2	資機材、人員等の配備手配	217
第3	他機関に対する応援要請等	217
第4節	津波からの防護及び円滑な避難の確保	
第1	津波からの防護のための施設の整備等	218

第2	津波に関する情報の伝達等	218
第3	避難対策等	220
第4	消防機関等の活動	223
第5	水道、電気、ガス、通信、放送関係	224
第6	交通対策	225
第7	町が管理又は運営する施設に関する対策	226
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	228
第6節	防災訓練計画	229
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	230

第6章 事故災害対策

第1節 海上災害対策

I 海難対策

第1	災害予防	235
第2	災害応急対策	236

II 流出油等対策

第1	災害予防	239
第2	災害応急対策	241

第2節 航空事故災害対策

第1	災害予防	245
第2	災害応急対策	245

第3節 鉄道事故災害対策

第1	災害予防	249
第2	災害応急対策	250

第4節 道路災害対策

第1	災害予防	253
第2	災害応急対策	254

第5節 危険物等災害対策

第1	災害予防	258
第2	災害応急対策	260

第6節 大規模な火事災害対策

第1	災害予防	263
第2	災害応急対策	265

第7節 林野火災対策

第1	災害予防	268
第2	災害応急対策	270

第8節 油等水質事故等災害対策

第1	災害予防	273
第2	災害応急対策	274

第9節 災害復旧対策

第1	事故災害の復旧	277
----	---------------	-----

第1章 総則

第1節 計画の方針

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務
又は業務の大綱

第3節 町民及び事業所の基本的責務

第4節 日高町の概況

第5節 日高町の災害概況

第1章 総則

本章は、日高町地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、日高町地域の災害に関する環境、災害の概況、計画策定の前提条件等を明示するものである。

第1節 計画の方針

第1 策定の目的

日高町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、日高町防災会議が作成する計画であり、日高町(以下「町」という。)の地域に係る災害等に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能の全てを挙げて地域住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害等から保護するため、次の事項を定め、当町防災の万全を期することを目的とする。

- (1) 日高町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- (3) 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- (5) 災害復旧に関すること。
- (6) 防災訓練に関すること。
- (7) 防災、思想の普及に関すること。

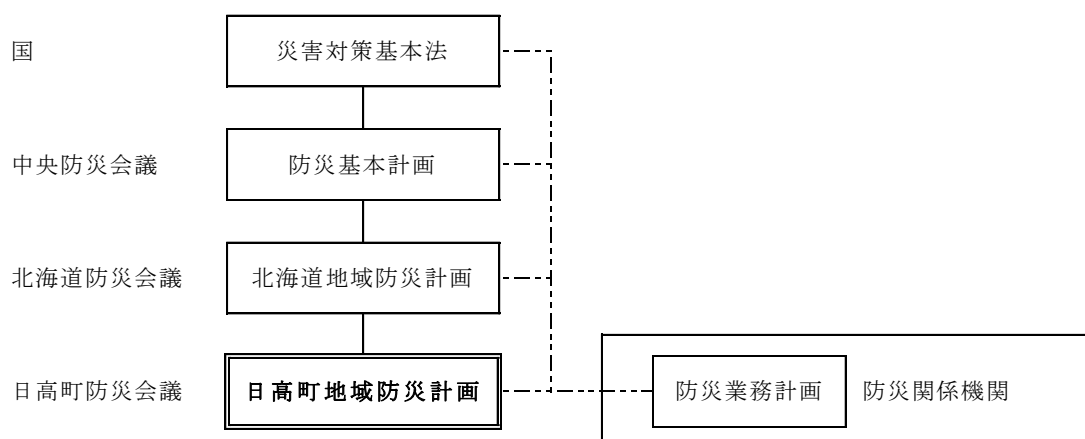
第2 計画の構成と計画の位置付け

1 計画の構成

町防災計画は、本編及び資料編をもって主たる地域防災計画として位置付ける。当町に該当施設がないので、原子力災害や北海道石油コンビナート等災害及びこれに類する計画等に関して、特に策定はしないが本編の必要事項を準用させ、地域住民が旅行、外出、出張等により、これら該当地域で災害に遭遇した場合、地域住民と格差ある行動を取らず、一般的な災害防御方法を周知することにより、災害の被害者とならないための基礎として構成するものとする。

2 計画の位置付け

この計画は、当町の災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、北海道地域防災計画と相互に連携するものである。



3 用語の意味

この計画において、各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
消防法	消防法（昭和23年法律第186号）
気象業務法	気象業務法（昭和27年法律第165号）
防災基本計画	中央防災会議が定める基本計画
町防災会議	日高町防災会議
災害対策本部(長)	日高町災害対策本部(長)
道防災計画	北海道地域防災計画
町防災計画	日高町地域防災計画
防災関係機関	日高町防災会議条例（平成18年条例第25号）第3条に定める委員の属する機関
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

4 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより、町防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について、必要があると認めるときは修正の基本方針を定め、これを修正するものとする。したがって、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、計画修正等がある場合は、町防災会議（事務局：総務課）に申し出ることとする。

- (1) 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって、計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (3) 新たな計画を必要とするとき。
- (4) 行政区画等の事象（町村合併等）が発生したとき。
- (5) 防災基本計画の修正が、行われたとき。
- (6) 道防災計画の修正が行われたとき。
- (7) その他町防災会議会長が、必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱**第1 事務又は業務の大綱**

町防災会議の構成機関及び防災上重要な施設並びに民間協力団体の防災上処理する事務と業務の大綱は、次のとおりとする。

1 日高町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日高町	(1) 日高町防災会議に関すること。 (2) 日高町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 気象予警報等の伝達に関すること。 (4) 防災組織の整備及び資材の備蓄その他災害予防措置と実施に関すること。 (5) 災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 (6) 防災思想の普及及び防災訓練の実施に関すること。

2 日高町教育委員会

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日高町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 (2) 児童及び生徒に対する防災教育に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

3 日高西部消防組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日高西部消防組合 日高消防団	(1) 水害、火災等の予防、警戒、防御に関すること。 (2) 住民の避難誘導及び被災者の救急救助に関すること。 (3) 気象予警報等の伝達及び災害情報の収集に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 危険物施設に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
室蘭開発建設部 ・ 苫小牧河川事務所 ・ 苫小牧道路事務所 ・ 二風谷ダム管理所 ・ 日高道路事務所	(1) 直轄河川の管理及び災害復旧等に関すること。 (2) 高規格道路の管理及び災害復旧等に関すること。 (3) ダムの運営、管理及び情報の伝達に関すること。 (4) 一般国道の管理及び災害復旧等に関すること。
北海道農政事務所 ・ 企画調整室	(1) 災害時における主要食料の確保、供給、緊急輸送に関すること。 (2) 災害時における応急飼料対策に関すること。
北海道森林管理局 ・ 日高北部森林管理署	(1) 所轄国有林における保安林の適正配置と施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
第一管区海上保安本部 ・浦河海上保安署	(1) 気象予警報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時において船舶の避難誘導、救助、航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時において被災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。 (4) 海上における人命救助、犯罪の予防、治安維持に関すること。 (5) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。
札幌管区気象台 ・室蘭地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

5 陸上自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第7師団	(1) 災害派遣要請に基づき部隊等を派遣すること。

6 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日高振興局	(1) 日高振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。 (2) 防災組織の整備及び資材備蓄その他災害予防措置に関すること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (4) 関係機関における総合調整に関すること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (6) 気象予警報等の伝達に関すること。 (7) 災害発生状況、被害状況の取りまとめに関すること。
日高振興局保健環境部 静内地域保健室	(1) 災害時における医療救護班の派遣及び応急医療の実施に関すること。 (2) 災害時における給水、感染症予防対策等の実施及び指導に関すること。 (3) 災害地における環境衛生、食品衛生、清掃等の指導に関すること。 (4) 被災者の保健衛生に関すること。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部 ・門別出張所 ・静内総合治水事務所	(1) 所轄する道路及び海岸の管理及び災害復旧等に関すること。 (2) 所轄する河川、砂防、地すべり等の管理及び災害復旧等に関すること。

7 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
札幌方面門別警察署	(1) 災害時における住民の避難誘導及び救出救助並びに交通規制等に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 ・日高郵便局 ・富川郵便局 ・門別郵便局 ・厚賀郵便局 ・清島郵便局	(1) 災害時における日本郵政グループ内の非常時対応に関すること。 (2) 被災者情報の提供に関すること。 (3) 郵便局窓口掲示板等の利用やネットワークを活用した広報活動に関すること。
北海道旅客鉄道株式会社 日高線運輸営業所 静内駅	(1) 災害時における鉄道及びバスによる輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に関すること。
N T T 東日本北海道事業部 苫小牧支店	(1) 気象予警報等の情報伝達に関すること。 (2) 非常及び緊急通信の取扱いに関すること。 (3) 電報及び電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
日本放送協会 室蘭放送局	(1) 地震(津波)・大雨洪水等の防災に係る知識普及に関すること。 (2) 地震(津波)・大雨洪水情報及び警報等の報道に関すること。 (3) 災害情報・被害状況等の報道に関すること。
北海道電力株式会社 ・日高水力センター ・富川営業所	(1) 災害における電力の円滑な供給に関すること。 (2) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (3) ダムの放流等について関係機関との連絡調整に関すること。

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
社団法人日高医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。
社団法人日高歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動に関すること。
日高門別土地改良区 沙流土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策及び防災上の管理に関すること。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (3) 災害時における組合員使用共同施設等の被害状況調査及び報告に関すること。

10 公共的団体

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日高町日高連合自治会 千栄自治会 日高町門別地区自治会 連絡協議会	(1) 災害時における住民連携、連絡に関する事。 (2) 災害時における住民相互の奉仕、協力に関する事。 (3) 災害時における各種応急対策、援助、援護の協力に関する事。
びらとり農業協同組合 門別町農業協同組合 ひだか漁業協同組合 沙流川森林組合	(1) 災害時における組合員への気象予警報の伝達に関する事。 (2) 災害時における組合員の被害状況調査及び報告に関する事。 (3) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 (4) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関する事。 (5) 共済金支払いの手續に関する事。 (6) 農・漁資源作物の災害応急対策の指導に関する事。 (7) 農・漁業生産資源の確保及び斡旋に関する事。
日高町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に関する事。 (2) 災害時における組合員の被害状況調査及び報告に関する事。 (3) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関する事。
日高町社会福祉協議会 日高町ボランティア連 絡協議会	(1) 災害時のボランティアの受け入れ、ボランティア活動の窓口業務に関する事。 (2) 救護・義援物資の配分等の協力に関する事。
日高町門別防犯協会	(1) 災害時における防犯関係団体等との連絡調整に関する事。 (2) 災害時における防犯対策の協力に関する事。

11 その他の公共的団体等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本赤十字社北海道支 部日高地区日高町分区	(1) 災害時における医療、助産、救助及び救護に関する事。 (2) 災害ボランティアが行う救助活動の連絡調整に関する事。
日高町建設協会	(1) 災害時における応急対策、復旧対策の協力に関する事。
トラック事業協同組合	(1) 災害時における緊急輸送の協力に関する事。
危険物関係施設の 管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する事。

第3節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る、自分たちの地域は自分たちで守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要、不可欠である。

第1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 飲料水、食料等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の涵養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成・事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導及び救助
- (4) 初期消火活動等の応急対策
- (5) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第4節 日高町の概況

第1 地形

当町は、北海道の日高管内の西部に位置し、旧日高町である日高地区と旧門別町である門別地区から構成されており、間に平取町を挟んだ「飛び地」となっている。門別地区の本庁と日高地区の日高総合支所の距離は約65kmで、車で約1時間強の行程となる。

町の総面積は992.67km²（門別地区428.73km²、日高地区563.94km²）で、日高管内では、新ひだか町に続く広い面積を有しており、全国の町でも10番目にランクされる。

隣接する市町村は、日高地区では、北に上川管内南富良野町、占冠村、南西に日高管内平取町、東に十勝管内清水町、芽室町、帯広市に接している。門別地区は、西は胆振管内のむかわ町、東は日高管内新冠町、北は日高管内平取町に接し、そして南は太平洋に面している。

また、町の北東部にあたる日高地区は、北海道の屋根といわれる日高山脈がそびえ、ペケレベツ岳（1,532m）、芽室岳（1,754m）、チロロ岳（1,880m）をはじめ、周囲を大小の山岳が取り巻いている。南西部にあたる門別地区は、なだらかな地形をなしており、沙流川、日高門別川、波恵川、慶能舞川、賀張川、厚別川が太平洋に注いでいる。

第2 地質

1 日高地区の地質

地質は、主として新生代の第四紀層に属する洪積世と沖積世の二層からなり、火山性土、扇状堆土、新湊河成の地質から生成されている。

市街地を形成している地域は、腐蝕土と火山性土が堆積しており、下層土は粘度層の相当積度を通じ砂礫土に達する壤土をしており、千栄地区は市街地部分を中心に、第四紀層新湊河成土と火山性土からなり、富岡地区の一部には、第四紀層新湊河成土を除くほか、下層に植壤土を敷く火山性土、腐葉土の表土土壌や砂岩浮石質の土性も存在する。その他現在の三菜頃（サンナコロ）の傾斜地帯の扇土質と三岩地域は浸透性火山性土で生成されている。

2 門別地区の地質

山地の地質は、中生代～新生代第三紀の地層で、海成の砂岩・礫岩・泥岩などからなっている。台地は、海岸線沿いに鶴川から襟裳岬へと続いている。これは、100m～200mの間に数段に分かれた平坦面で、かつての海底や川底が離水した海岸段丘や河岸段丘である。これらの段丘は、主に礫層からなり、その上部に樽前山や有珠山などの火山灰が堆積している。

低地は、沙流川、日高門別川、波恵川、慶能舞川、賀張川、厚別川などの河川沿いにあり、湿地やかつての流路であった旧河道などがみられる。低地は主に河川などによって運搬・堆積した砂、シルト、粘土からなっている。

また、海岸線に沿って、砂が風や沿岸流によって運ばれ堆積した砂丘・砂堆が細長く分布している。

山地及び台地は、硬い地盤からなっているため、地震の揺れの増幅が少なく、比較的 안전한地盤である。低地は主に粘土、しまりのよくない砂や泥炭など軟弱な地盤からなっているため、地震のゆれが増幅しやすい土地である。特に地下水位が浅く、砂が堆積している地盤は、液状化現象により、建物の不等沈下や路面などに被害が発生する可能性が高い。一方、台地のへりでは、地震動により、不安定な土砂が崩れる可能性を有している。

第3 気候

当町の気候は、内陸部の気象圏を示す日高地区と、太平洋に面した海洋性の気候を示す門別地区にわかれている。

1 日高地区の気候

日高地区は、年平均気温は約6℃で、最高気温は35.5℃、最低気温は-27.8℃、寒暖の差が約60℃とその差が非常に大きい。降水量は年間平均1,400mm前後となっている。また、冬季には1m前後の積雪が見られる。

風は、四方を山岳に取り囲まれているところから比較的穏やかで、年間を通じて南又は南西の風が多い。

2 門別地区の気候

門別地区は、年平均気温は約7℃で、道内でも比較的寒暖の差が少なく、温暖な気候となっている。降水量は年間平均1,000mm前後となっている。

年間を通じて水害を発生させるような大雨は少ないものの、初夏の梅雨前線の北上に影響を受けたことによる大雨、8～9月の台風の北上の影響を受けたことによる大雨によって、河川の増水による水害や、崖崩れ、土石流などが発生する危険性も有するが、夏は涼しく冬は温暖湿潤で、気候的に恵まれた地区である。

【気象概況】

日高(緯度：北緯42度52.6分/経度：東経142度26.5分)

※観測点：日高図書館郷土資料館横

年号	気象概況	年降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)	年間日照時間 (時間)	最深積雪 (cm)	夏日 (日)	真夏日 (日)	冬日 (日)	真冬日 (日)
2006年(平成18年)		1253	6.2	33.2	-21.6	1.6	8	1178.0	68	39	5	174	70
2007年(平成19年)		968	6.3	35.2	-17.4	1.6	9	1376.4	68	43	4	178	67
2008年(平成20年)		845.5	7.0	29.8	-21.2	1.4	9	1370.8	59	45	0	162	69
2009年(平成21年)		1376.0	6.4	31.4	-19.2	1.8	10.3	1494.1	85	38	4	171	56
2010年(平成22年)		1525.5	7.0	33.2	-27.8	1.8	9.4	1366.9	111	73	10	171	68
2011年(平成23年)		1471.5	6.6	33.1	-19.4	1.6	8.8	1415.0	69	61	10	171	81
2012年(平成24年)		1232.5	6.6	32.9	-23.7	1.6	9.9	1473.9	88	75	17	158	86
2013年(平成25年)		1351.0	5.1	31.0	-22.5	1.6	10.3	1422.6	90	59	4	170	72
2014年(平成26年)		1057.5	6.4	34.4	-22.9	1.6	9.2	1722.0	61	66	7	175	73
2015年(平成27年)		1239.5	7.2	32.6	-19.1	1.7	9.9	1557.6	114	51	6	166	45

日高門別(緯度：北緯42度31.3分/経度：東経142度2.2分)
(緯度：北緯42度29.8分/経度：東経142度3.2分)

※観測点：日高西部消防組合横
(平成26年8月～とねっこの湯前)

年号	気象概況	年降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)	年間日照時間 (時間)	夏日 (日)	真夏日 (日)	冬日 (日)	真冬日 (日)
2006年(平成18年)		1192	7.4	28.7	-19.7	2.7	14	1581.0	30	0	143	39
2007年(平成19年)		735	7.9	31.4	-12.3	2.5	13	1955.4	25	2	152	20
2008年(平成20年)		773.0	7.5	28.0	-17.4	2.5	13	1882.6	17	0	149	38
2009年(平成21年)		1156.0	7.8	26.7	-14.8	2.7	14.0	1815.2	11	0	148	23
2010年(平成22年)		1105.5	8.2	31.3	-22.1	2.9	15.1	1718.9	45	3	145	35
2011年(平成23年)		1036.5	7.7	30.3	-20.0	2.7	14.5	1845.7	31	1	148	39
2012年(平成24年)		1025.5	7.6	31.7	-20.1	2.8	17.3	1820.1	46	2	146	58
2013年(平成25年)		1000.5	7.7	28.0	-18.8	2.8	15.0	1747.2	34	0	145	47
2014年(平成26年)		846.0	7.7	28.1	-17.5	3.0	13.7	2217.5	20	0	155	42
2015年(平成27年)		757.5	8.4	28.9	-14.3	3.3	13.6	1961.5	15	0	127	22

夏日：日最高気温25℃以上 真夏日：日最高気温30℃以上 冬日：日最低気温0℃未満 真冬日：日最高気温0℃未満

資料：室蘭地方気象台

第5節 日高町の災害概況

第1 日高町の災害概況

1 日高地区の災害概況

日高地区の災害は、低気圧や台風等の暴風雨による災害が最も多く発生しており、次いで雪害・冷害・火災の順となっており、地震災害は、極めて稀である。

森林総面積が541.68km²と全体の96%を占める広大な森林があり、合わせて市街地等が森林に囲まれているところから、春季の空気の乾燥期における山火事予防に関しては、特に留意する必要がある。日高地区の季節別災害の特性は、次のとおりである。

季節別	季節の特性
春季	冬季間の積雪の急速な融雪に伴う、河川の増水による融雪災害及び空気の乾燥による林野火災が発生するおそれがある。
夏季	集中豪雨により河川の増水による水害が発生するおそれがある。
秋季	台風や温帯低気圧による農作物、建造物等に対する風害、水害又は風水害が発生するおそれがある。
冬季	降雪による交通障害の発生と共に、春季前の平均気温上昇による雪崩等が発生するおそれがある。

2 門別地区の災害概況

6つの川が流れる門別地区の低地は、河川が幾度となく氾濫したことにより形成された土地であり、水害の危険が高い。特に河川沿いの低地では、増水によって冠水し易い地形である。又、沙流川などでは、本流が増水したことにより、支流の水が排水できなくなって浸水することもある。

一方、台地の南側のへりは急崖となっており、大雨によって土砂崩れや土石流が発生し易い地形である。又、台地の牧草地化などによって、表流水が谷地形に集中し易くなっている。

(1) 風水害による災害

被害をもたらした風水害の殆どは冷害や雪害を除くと、台風や低気圧、前線の活動による風と雨による被害である。家屋に被害をもたらすものは降雨による水害が多く、河川の氾濫による床上、床下浸水の発生や斜面崩落による土砂災害の発生などである。

特に1981年（昭和56年）8月及び2003年（平成15年）8月の記録的な集中豪雨は、前線と台風との雨が重なり、未曾有の大惨事をもたらした。

(2) 地震による災害

太平洋沿岸は地震の多発地帯であり、体に感じる地震は、十勝沖や浦河沖などを震源として、しばしば起きている。

門別地区に被害をもたらした地震は、1952年3月（昭和27年）、1968年5月（昭和43年）、2003年9月（平成15年）など、三陸～十勝沖を震源とする震源である。

(3) 津波による災害

2011年（平成23年）3月11日、三陸沖を震源に発生した東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0を記録）においては、本町で震度3を観測し、当地域でも地震発生直後に津波警報が発表（地震発生44分後には大津波警報が発表）され、海岸沿いの地域530世帯、1,170名に避難勧告を発令した。幸いにも人的被害が無かったものの、漁業施設を中心に大きな被害をもたらした。

第2 災害発生状況

町域において発生した災害等は、別に記載するとおりである。

※資料編 資料第3 「日高町域における過去の被災概況」
「日高町における被災概況」

第2章 防災組織

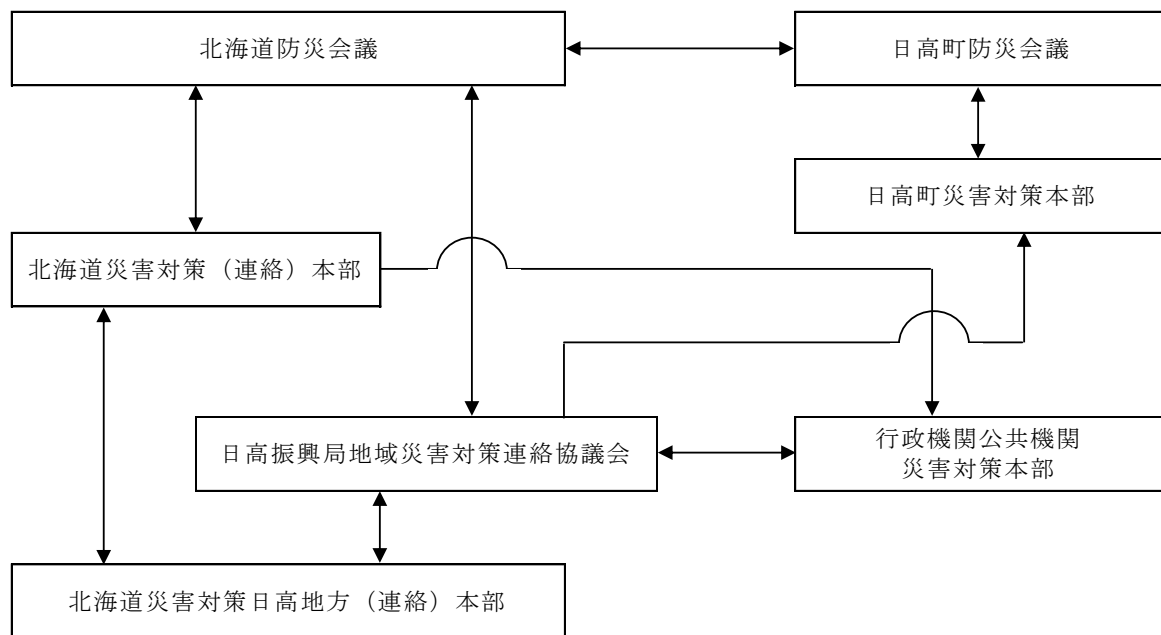
第1節 組織計画

第2節 気象業務に関する計画

第2章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章において防災に関する組織及びその運営、災害に関する予警報並びに情報等の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

当町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置し応急対策活動等を実施するものとし、系統を図示すれば次のとおりである。



第1節 組織計画

当町における地域の防災行政を総合的に運営するための組織として「町防災会議」があるが、組織、運営、災害時における体制は、本節で定めるところによる。

第1 防災会議の組織

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づき制定された日高町防災会議条例により定められた委員をもって組織するものであり、その所掌事務としては、当町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。

※資料編 資料第1「日高町防災会議条例」

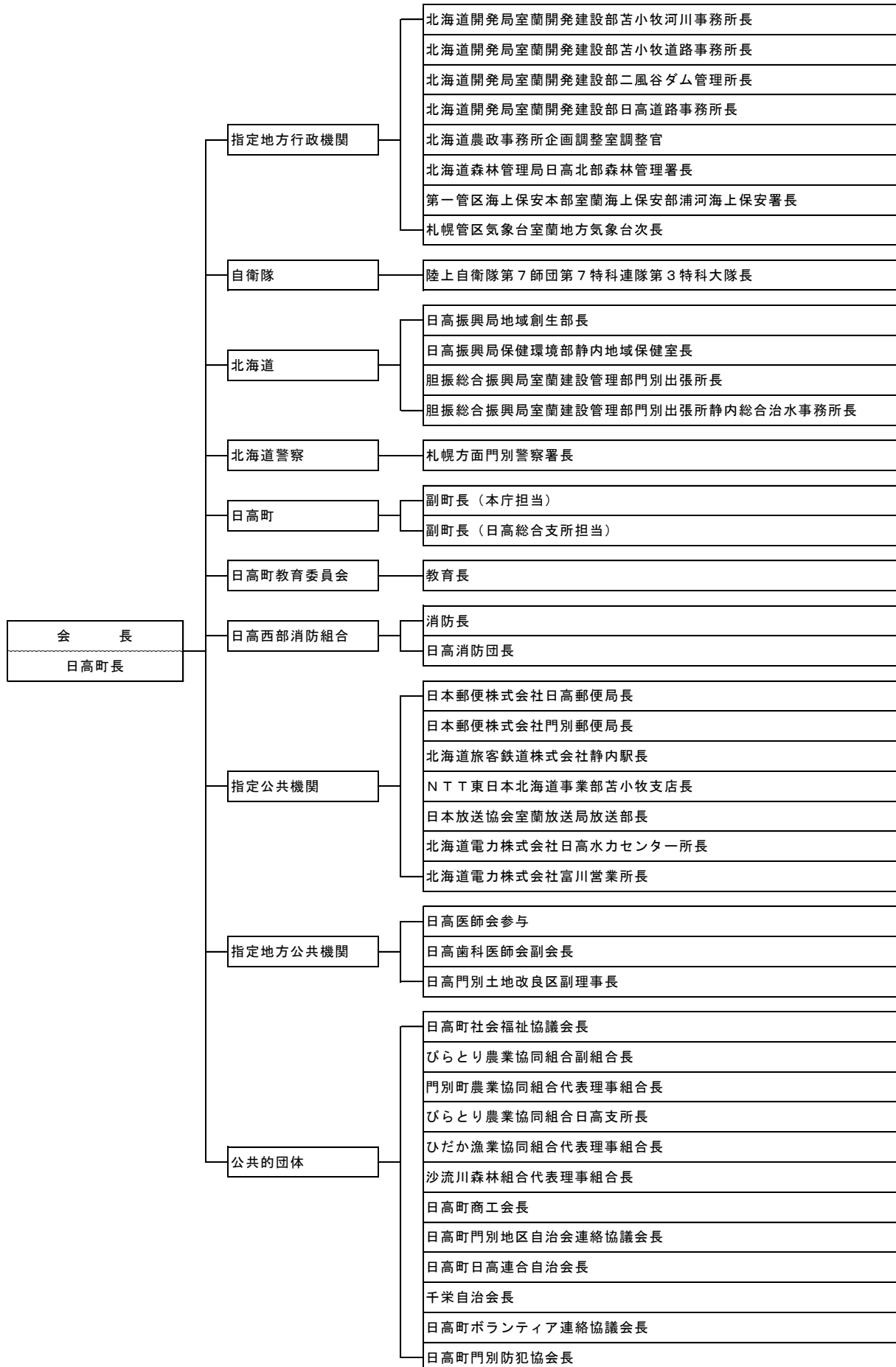
1 町防災会議の開催

町防災会議は、毎年開催し、地域防災計画の修正等、災害対策についての検討を加えるものとする。

2 町防災会議組織図

町防災会議の組織を図示すれば次のとおりである。

(平成28年7月1日現在)



3 防災会議委員名簿

(平成28年7月1日現在、組織図順・敬称略)

役職名	機 関 名	役職名	住 所	電話番号
会長	日高町	町長	日高町門別本町 210 番地の 1	01456 2-5131
委員	北海道開発局 室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所	所長	苫小牧市字柏原 32 番地の 40	0144 57-9800
〃	北海道開発局 室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	所長	苫小牧市日吉町 2 丁目 1 番 5 号	0144 72-5165
〃	北海道開発局 室蘭開発建設部 二風谷ダム管理所	所長	平取町字二風谷 24 番地 4	01457 2-4262
〃	北海道開発局 室蘭開発建設部 日高道路事務所	所長	日高町松風町 2 丁目 251 番地 4 号	01457 6-3154
〃	北海道農政事務所 企画調整室	調整官	苫小牧市元中野 3 丁目 3 番 6 号	0144 32-5345
〃	北海道森林管理局 日高北部森林管理署	署長	日高町栄町東 2 丁目 258 番地の 3	01457 6-3151
〃	第一管区海上保安本部 室蘭海上保安部 浦河海上保安署	署長	浦河町大通 1 丁目 48 番地	0146 22-9118
〃	札幌管区气象台 室蘭地方气象台	次長	室蘭市山手町 2 丁目 6 番 8 号	0143 22-4249
〃	陸上自衛隊第 7 師団 第 7 特科連隊第 3 特科大隊	大隊長	千歳市祝梅 1016 番地	0123 23-5131
〃	北海道日高振興局 地域創生部	部長	浦河町栄丘東通 56 号	0146 22-9075
〃	北海道日高振興局 保健環境部静内地域保健室	室長	新ひだか町静内こうせい町 2 丁目 8 番 1 号	0146 42-0251
〃	北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部門別出張所	所長	日高町字緑町 41 番地 64	01456 2-5231
〃	北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部門別出張所 静内総合治水事務所	所長	新ひだか町静内ときわ町 4 丁目 1 番 18 号	0146 42-1414
〃	北海道警察 札幌方面門別警察署	署長	日高町富川東 1 丁目 4 番 1 号	01456 2-0110
〃	日高町	副町長 本庁担当	日高町門別本町 210 番地の 1	01456 2-5131
〃	日高町	副町長 日高総合 支所担当	日高町本町東 3 丁目 299 番地の 1	01457 6-2001
〃	日高町教育委員会	教育長	日高町富川東 6 丁目 3 番 1 号 (門別総合町民センター内)	01456 2-3721

役職名	機 関 名	役職名	住 所	電話番号
委員	日高西部消防組合	消防長	日高町富川北7丁目1番10号	01456 2-1521
〃	日高西部消防組合 日高消防団	団長	日高町富川北7丁目1番10号 (日高西部消防組合内)	01456 2-1521
〃	日本郵便株式会社 日高郵便局	局長	日高町本町東1丁目297番地の36	01457 6-2150
〃	日本郵便株式会社 門別郵便局	局長	日高町門別本町215番地の10	01456 2-5350
〃	北海道旅客鉄道株式会社 日高線運輸営業所 静内駅	駅長	新ひだか町静内本町5丁目1番22号	0146 42-1061
〃	N T T 東日本北海道事業部 苫小牧支店	支店長	札幌市中央区北1条西4丁目2番4号	011- 212-4466
〃	日本放送協会 室蘭放送局 放送部	部長	室蘭市山手町1丁目3番50号	0143 22-7271
〃	北海道電力株式会社 日高水力センター	所長	日高町宮下町1丁目850番地の3	01457 6-2076
〃	北海道電力株式会社 富川営業所	所長	日高町富川東4丁目10番25号	01456 2-0019
〃	社団法人日高医師会	理事	日高町富川北6丁目3番26号 (鎌田病院)	01456 2-0340
〃	社団法人日高歯科医師会	理事	日高町字厚賀町99番地の1 (森歯科クリニック)	01456 5-2293
〃	日高門別土地改良区	副理事長	日高町門別本町210番地の1 (本庁建設課内)	01456 2-5116
〃	日高町社会福祉協議会	会長	日高町門別本町12番地の27	01456 2-6670
〃	びらとり農業協同組合	代表理事 副組合長	日高町富川北4丁目1番2号	01456 2-0245
〃	門別町農業協同組合	代表理事 組合長	日高町門別本町210番地の3	01456 2-5111
〃	びらとり農業協同組合 日高支所	支所長	日高町本町東1丁目298番地6	01457 6-2531
〃	ひだか漁業協同組合	代表理事 組合長	日高町門別本町101番地2の地先 (門別支所内)	01456 2-5221
〃	沙流川森林組合	代表理事 組合長	平取町本町46番地9	01457 2-2544
〃	日高町商工会	会長	日高町門別本町188番地1	01456 2-6301

役職名	機 関 名	役職名	住 所	電話番号
委員	日高町日高連合自治会	会長	日高町本町東1丁目297番地の4 (日高老人福祉センター内)	01457 6-2800
〃	千栄自治会	会長	日高町字千栄372番地の1	01457 6-3917
〃	日高町門別地区自治会 連絡協議会	会長	日高町門別本町210番地の1 (日高町役場内)	01456 2-5131
〃	日高町ボランティア 連絡協議会	会長	日高町門別本町12番地の17 (日高町社会福祉協議会内)	01456 2-6670
〃	日高町門別防犯協会	会長	日高町門別本町210番地の1 (日高町役場内)	01456 2-0255

4 防災会議の運営

日高町防災会議条例の定めるところによる。

第2 応急活動体制

1 緊急対策会議

町長は、災害又は事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、緊急対策会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

2 災害対策準備本部

(1) 設置

町長は、災害又は事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、本部運営が円滑に移行できる事前組織として、災害対策準備本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策準備本部設置基準		
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 ◇ 住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ◇ 避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき。 ◇ 交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 	
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町内に震度4～5弱の地震が発生したとき。 ◇ 沿岸に「津波警報」が発表されたとき。 ◇ 町内に地震(津波)による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 	
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき。 ◇ 生活基盤等の被害が発生し、対策が必要なとき。 	
火山	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 噴火警報(火山周辺)が発表され、火山活動による被害の発生が予想されるとき。 	
大事故等	海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ◇ 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。
	航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 航空機等の墜落事故で対策が必要なとき。
	鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。
	道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。
	危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。
	大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。
	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 消火活動の難航が予想されるとき。 ◇ 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。

(2) 業務分担

災害対策準備本部における業務分担は、災害対策本部に準ずるものとする。

災害が発生するおそれがあると判断される場合には、各主管課長等は関係職員を招集し、巡回パトロールを行うなど防災初動体制を確立し、被災状況等を取りまとめて報告することとする。

状況報告を受けた各主管課長等は、概要を集約し、原則書面をもって総務課を経由し町長に報告するものとする。なお、緊急やむを得ない事態に遭遇した場合には、災害応急対応を優先し、第一報の口頭報告後、速やかに書面報告するものとする。

(3) 廃止

町は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策準備本部を廃止する。

また、町は、基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、災害対策準備本部を廃止する。

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

町長は、災害又は事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、基本法第23条の2の規定により、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

又、被災し又は被災するおそれのある地区において、必要があると認めたときは地区対策本部を設置し、災害応急対策等を災害対策本部の指揮監督により実施するものとする。

なお、災害対策本部の設置は、次の設置基準の一に該当するほか、緊急を要する事態が生じ、町長が必要と認めるときに設置することとする。

災害対策本部設置基準		
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ◇ 複数の地域で自主避難や避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ◇ 複数の交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 ◇ 土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表され、甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 ◇ 大雨等特別警報が発表され、甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 	
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ◇ 沿岸に「大津波警報」が発表されたとき。 ◇ 町内に地震(津波)による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 	
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被害が大規模なとき。 	
火山	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 噴火警報(居住地域)が発表され、火山噴火による大規模な被害の発生が予想されるとき。 	
大事故等	海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ◇ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ◇ 多くの死傷者が発生したとき。
	航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ◇ 航空機等が消息を絶ったとき。
	鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被害が大規模なとき。 ◇ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ◇ 複数の交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
	道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被害が大規模なとき。 ◇ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被害が大規模なとき。 ◇ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被害が大規模なとき。 ◇ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ◇ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	冷(温)害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 各地で冷(温)害被害が発生したとき。

2 災害対策本部の組織

基本法第23条の2第2項による災害対策本部長は町長をもって充てる。

災害対策本部に災害対策副本部長及び災害対策本部員を置き、災害対策副本部長には副町長及び教育長を、災害対策本部員には町職員（総務課及び地域住民課職員）をもって充てる。

町長に事故等があり、災害対策本部長として指揮監督できない事情がある場合には、「第45 町長の職務代理」により、迅速・的確に対応することとする。

※資料編 資料第2「日高町災害対策本部条例」

3 災害対策本部の設置・運営

災害対策本部の運営については、日高町災害対策本部条例（平成18年条例第26号）によるものとする。

- (1) 災害対策本部は、原則として、本庁舎（総務課内）に設置する。
- (2) 本庁舎が災害等で損壊し、本部機能が全うできない場合は、門別総合町民センター内に災害対策本部を移転・設置するものとする。
- (3) 災害対策本部を設置したときは、庁舎正面玄関（又は門別総合町民センター正面玄関）に「日高町災害対策本部」又は「日高（門別）地区災害対策本部」等の標識を掲示する。

4 災害対策本部の組織系統

災害対策本部の組織系統は、別表1「災害対策本部の組織系統図」のとおり図示する。

5 災害対策本部における各対策部の業務分担

災害対策本部に設ける各対策部の主な業務分担は、別表2「各対策部における業務分担」のとおりとする。ただし、災害等の状況により別表2にとらわれず、各部の業務内容に適切な人員を配置する。

6 本部員会議・対策会議

災害対策本部長は、防災の推進を図るため必要と認めるときには、本部員会議又は対策会議を招集することができるものとし、その概況については次のとおりとする。

なお、日高地区において対策会議を開催した場合には、災害対策副本部長が災害対策本部長の代行をし、その協議結果を遅滞なく報告することとする。

《 本部員会議概況 》

役 割	◇ 災害対策を推進するための基本方針の決定 ◇ 各部の連絡・調整
時 期	◇ 初期活動が終了し、本部長が必要と認めた場合
構 成	◇ 本部長、副本部長、本部員（課長職以上）（必要に応じ日高西部消防組合消防長又は消防職員及び消防団員）、防災担当職員
協議事項	◇ 災害応急対策の決定 ◇ 応援の要請 ◇ 配備の切替又は、本部の設置・廃止 ◇ その他

《 対策会議概況 》

役 割	◇ 災害応急対策を実施するための施策の決定 ◇ 各部の連絡・調整
時 期	◇ 本部設置後、直ちに招集する ◇ 本部長若しくは副本部長が必要と認めた場合
構 成	◇ 本部長、副本部長、本部員（課長職以上）（必要に応じ日高西部消防組合消防長又は消防職員及び消防団員）、防災担当職員
協議事項	◇ 災害応急対策の決定 ◇ 応援の要請 ◇ その他

7 災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止し、標識等は撤去することとする。

8 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部設置後、災害対策本部長は直ちに次の方法等により本部員並びに各関係機関に通知・公表することとする。

廃止した場合も、設置した場合の方法に準じ、通知・公表するものとする。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 対 策 部	庁舎内放送、電話、FAX、E-mail、無線等
防災関係機関	電話、FAX、E-mail、LG-mail等
地 域 住 民	町広報車、消防機関車両、報道機関の利活用等
報 道 機 関	電話、FAX、E-mail、口頭、文書等

9 災害対策支部の設置

(1) 設置

災害対策本部長は、災害が発生した地域の情報収集や連絡の拠点とするため必要と認めるときは、出張所等に災害対策支部を設置することができるものとする。又、交通遮断等の特別な事由により配備先へ直行することが困難な職員の応急的な参集場所に代えることができることとする。

(2) 組織等

ア 災害対策支部に参集した職員は、災害対策本部の指示を受け、応急対策に従事する。
イ 交通の遮断等により配備先へ直行することができず災害対策支部に参集した職員は、参集後、何らかの方法により、所属する担当部に連絡を行うこととする。

ウ 上記等の場合で、通信回線の途絶等により災害対策本部と連絡が取れない場合は、参集した職員において上席者を支部長とし、その者の指示を受け、応急対策に従事する。

(3) 通知

災害対策本部長は、災害対策支部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員又は各関係機関に通知する。

(4) 廃止

災害対策本部長は、設置の目的がおおむね完了したときは、対策支部を廃止する。

10 現地災害対策本部・現地災害対策合同本部

(1) 設置

ア 災害対策本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置するものとする。

イ 災害対策本部長は、発生した災害が大規模で、現地において防災関係機関と連携して災害応急対策をするため必要と認めたときは、被災現地に現地災害対策合同本部を設置するものとする。

ウ 現地災害対策本部又は現地災害対策合同本部（以下「現地災害対策本部等」という。）は、被災現地に近い災害対策支部又は公共施設に設置するものとする。

(2) 組織等

ア 現地災害対策本部等は、災害対策本部長が指名する職員又は災害対策本部長からの派遣要請により防災関係機関から派遣された職員をもって組織する。

イ 現地災害対策本部等の長は、災害対策本部長が指名する職員をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部等は、被災現地において、災害対策本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行するものとする。

(3) 通知

災害対策本部長は、現地災害対策本部等を設置、又は廃止したときは、直ちに災害対策本部員又は各関係機関に通知する。

(4) 廃止

災害対策本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地災害対策本部等を廃止する。

11 災害復旧対策室等の設置

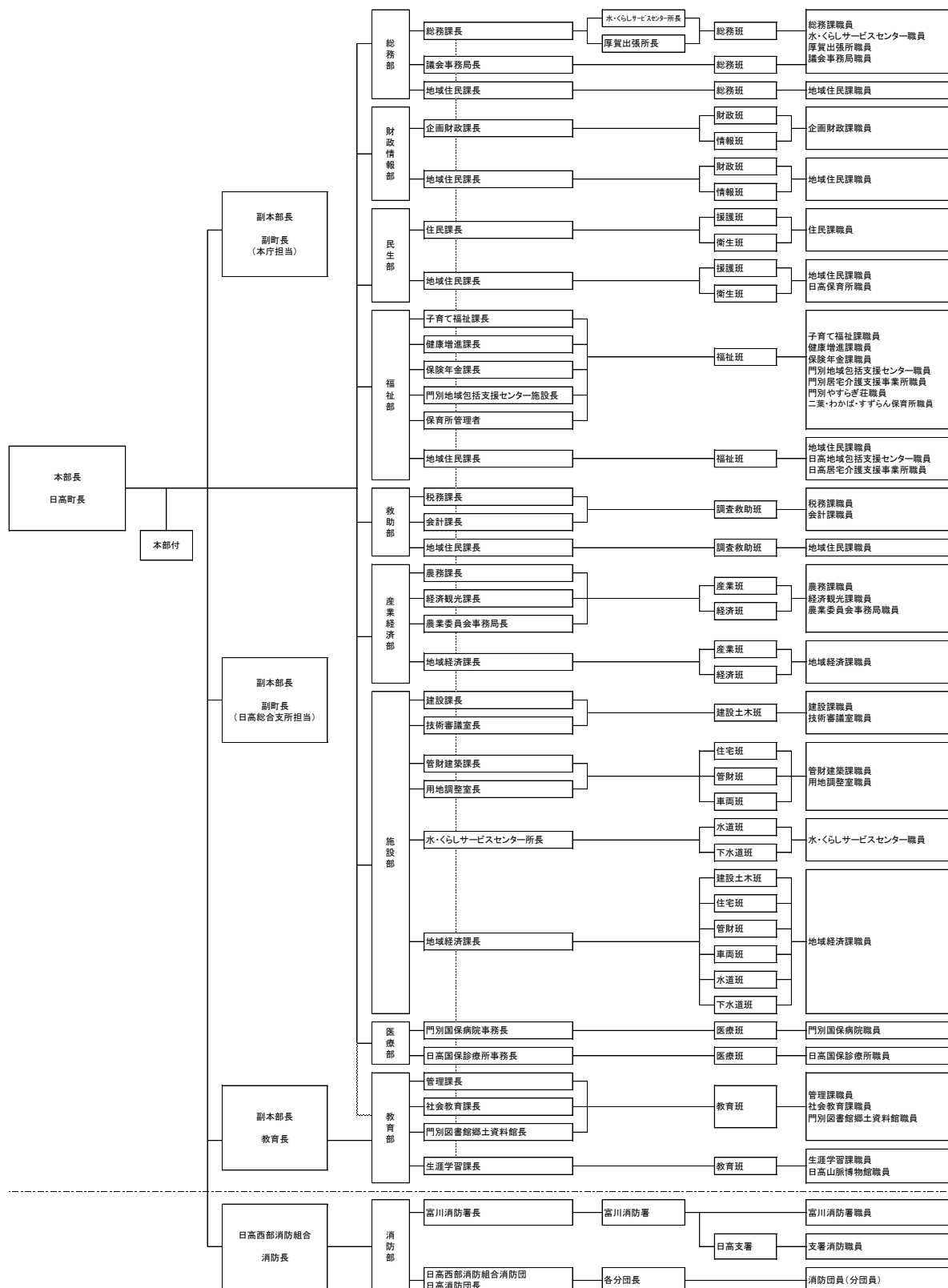
災害等発生状況を総合的に判断し、災害に対する迅速・的確な応急対策を実施するため、災害対策が長期的に及ぶ可能性がある場合、特に住民のライフライン確保や災害対応のための相談窓口としての必要があると認めるときは、災害復旧対策室等を設置することができるものとする。

なお、災害復旧対策室等の対応は、町長が別に定めるものとする。

12 民間団体との協力

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

別表1 「災害対策本部の組織系統図」



※町内における被害の実態を把握し、町民の生命、身体及び財産を守ることを最優先とする活動を行うものとする。

各対策部長は被災状況等を勘案するとともに所属部員の動静を把握し、応急対策に繁忙な対策部並びに地域対策本部への協力を行うものとする。

別表2

各対策部における業務分担

部 名	班 名	業 務 内 容
災害対策本部 付		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害業務の総合計画に関すること。 2 災害対策本部の運営事務等に関すること。 3 町防災会議に関すること。 4 気象予警報の収集及び伝達に関すること。 5 災害情報の収集及び報告に関すること。 6 北海道、他市町村、消防組合、防災関係機関等への派遣・協力要請及び連絡調整に関すること。 7 自衛隊災害派遣要請の依頼に関すること。 8 住民組織等への連絡調整に関すること。 9 避難の勧告、指示及び準備に関すること。 10 救助法による強制命令権の執行、公用令書の交付及び立入検査に関すること。 11 被害状況調査の総括及び関係機関への報告に関すること。 12 北海道総合行政ネットワーク及び日高町防災行政無線の運用・管理に関すること。 13 罹災証明書の発行に関すること。
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部との連絡調整に関すること。 2 職員の非常招集及び動員職員の出勤状況の記録に関すること。 3 災害応急対策従事者への食糧等の調達に関すること。 4 義援金(品)の受付に関すること。 5 町議会との連絡調整に関すること。
財政情報部	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策における財政の総括に関すること。 2 義援金(品)の配分に関すること。
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害資料及び災害記録の取りまとめに関すること。 2 災害時における写真撮影に関すること。 3 報道機関及び災害視察者への対応に関すること。 4 ホームページ・広報誌による災害情報の周知に関すること。
民生部	援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び被災者の収容に関すること。 2 避難所の食糧、生活必需品等の供給に関すること。 3 社会福祉施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 4 災害時における広報車の運行に関すること。
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の処理及び埋葬に関すること。 2 災害時における廃棄物処理に関すること。 3 被災地の防疫及び食中毒の予防に関すること。 4 災害時における環境衛生の総括に関すること。

部 名	班 名	業 務 内 容
福祉部	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助法の適用申請に関すること。 2 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 3 災害ボランティアとの連絡調整に関すること。 4 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。 5 被災者の生活援護に関すること。 6 救援物資の受け入れ及び配布に関すること。 7 救護所の設置に関すること。 8 要配慮者の援護対策に関すること。 9 静内地域保健室及び医療機関との連絡調整に関すること。 10 老人福祉施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
救助部	調査救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般住家等の被害状況調査に関すること。 2 被災者の救助及び行方不明者の捜索に関すること。 3 警戒巡視に関すること。 4 救助日誌の記録に関すること。 5 自衛隊、消防組合及び協力団体等の作業に関すること。 6 被災住民に対する町税の減免及び猶予に関すること。
産業経済部	産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産関係の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2 被災農・漁業者に対する援護対策に関すること。 3 農作物及び林野の病虫害の防疫等に関すること。 4 家畜の防疫、伝染病予防対策に関すること。 5 家畜飼料の確保に関すること。 6 死亡獣畜の処理に関すること。 7 治山、治水及び林野火災における予防対策に関すること。 8 農林水産関係機関との連絡調整に関すること。
	経済班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2 被災商工業者への援護対策に関すること。 3 観光施設等の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 4 商工業関係機関との連絡調整に関すること。
施設部	建設土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2 農業用施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 3 災害時における工作物、障害物の除去に関すること。 4 応急復旧作業に必要な資材の確保並びに作業従事者の雇上げに関すること。 5 町道の交通規制及び緊急輸送路の確保に関すること。

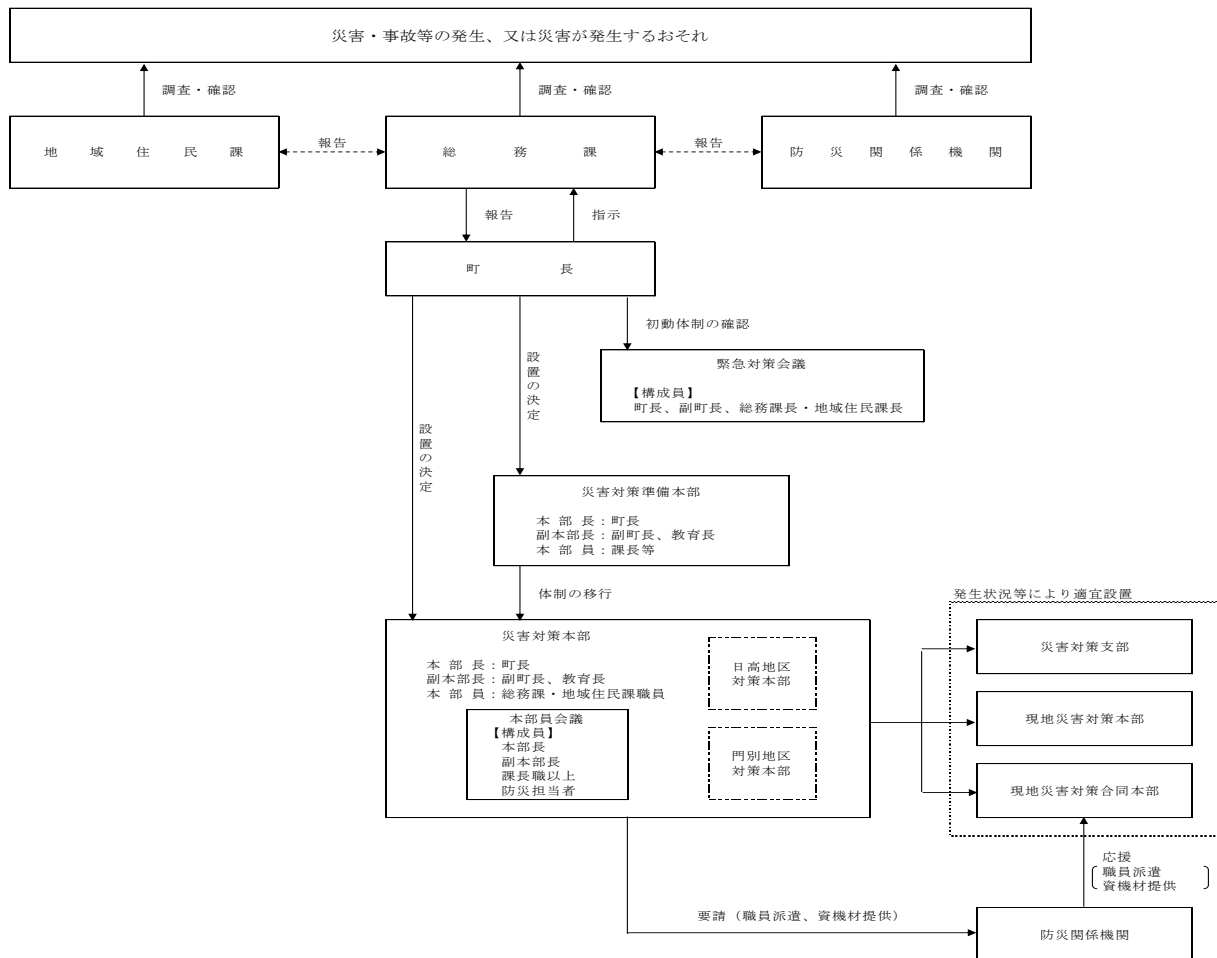
部 名	班 名	業 務 内 容
施設部	住宅班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅施設等の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2 被災者に対する応急仮設住宅の設置に関すること。 3 被災者における公営住宅の入居に関すること。 4 災害時における住宅対策の総括に関すること。
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有施設等の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2 町有財産の緊急使用、管理、運営に関すること。
	車両班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における被災町民及び資材の輸送に関すること。 2 災害時における輸送交通車両の確保に関すること。 3 災害時における車両運行の総括に関すること。
	水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2 災害時における飲料水及び生活用水の確保及び供給に関すること。
	下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2 災害時における生活排水に関すること。
医療部	医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院・通院患者等の保護と応急対策に関すること。 2 医療施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 3 被災者に対する医療資材の供給等に関すること。 4 被災地における仮設医療施設の確保等に関すること。 5 災害時における医療品等の確保に関すること。 6 災害時における医療対策の総括に関すること。
教育部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の保護並びに防災教育に関すること。 2 社会教育施設等における入場者の避難誘導に関すること。 3 学校教育施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 4 社会教育施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 5 文化財の保護及び被害状況調査に関すること。 6 各小、中、高校との連絡調整に関すること。 7 被災児童・生徒に対する教育資材の供給、医療防疫、給食等に関すること。

本表は、災害諸対策の実施のため職員が取り組むべき基本的な事項の業務分担として例示したものである。

しかし、災害発生状況等を勘案し、災害対策本部や対策部長との協議連携を密にした中で緩急轻重を判断し、臨機応変な応急対策に臨むことが求められる。

町内における被害の実態を把握し、町民の生命、身体及び財産を守ることを最優先とする活動を行うものとする。

《 応急活動の体制図 》



第4 職員の動員配備

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の招集（登庁）による非常配備体制をとるものとする。ただし、災害対策本部が設置されていない場合にあっても、その都度、状況に応じ非常配備に関する基準に準じて必要な体制を整えるものとする。

1 非常配備体制

非常配備体制の種別、配備内容及び配備時期の基準は次のとおりとする。

区分	体制	配備基準	配備内容
緊急対策会議の開催後	第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報が発令され、被害の発生が予想されるとき 2 その他町長が必要と認めたとき	災害の状況等により必要と認められる人員で、さらに次の配備に移れる体制をいう
準備本部の設置後	第2非常配備	1 災害対策準備本部設置基準による	災害の状況等により必要と認められる人員で、さらに次の配備に移れる体制をいう
対策本部の設置後	第3非常配備	1 災害対策本部設置基準による	災害の状況等により災害応急対策ができる体制をいう

(注) 災害の規模及び特性に応じ、上記の基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変な配備体制を整えるものとする。

2 警戒体制

降雨時及び地震発生時における警戒体制の基準は次のとおりとする。

区分	状況	配備体制	措置基準
第1非常配備 (準備体制)	降雨時	準備体制とし、各対策部は直ちに次の配備体制に移行できるような体制を確立する。	1 危険区域の巡視及び警戒 2 町民への周知 (基本法第56条)
	地震発生時		
第2非常配備 (第1警戒体制)	降雨時	非常警戒体制とし、各対策部は直ちに次の配備体制に移行できるような体制を確立する。	
	地震発生時		
第3非常配備 (第2警戒体制)	降雨時	各対策部は直ちに災害応急活動ができる体制を確立する。	1 町民の避難準備と避難誘導 2 避難勧告 (基本法第60条) 3 避難指示 (基本法第60条)
	地震発生時		

3 非常配備体制の組織

非常配備体制の組織は、「日高町災害対策本部組織図」により、町長の指揮の下、必要な者を指名して応急対策に当たることとするが、災害状況等により登庁職員に不足が生じる場合等において、町長は緊急性等を総合的に判断し、臨機応変な初動体制により対応を指揮するものとする。

4 動員計画

災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合、災害対策本部の組織体制を確立できるように職員の動員を図るため、伝達系統及び伝達の方法並びに連絡責任者については、次のとおりとする。

(1) 平常執務時の体制

各グループリーダーはグループ内職員の動静を把握し、その状況を主管課長（不在時は参事・主幹等）に報告するとともに、職員の動静について報告を受けた主管課長等は、

各課の相対的な人員体制について、本庁が所管する部門は総務課に、日高総合支所を所管する部門は地域住民課に報告し、地域住民課は取りまとめ結果を総務課に報告することとする。

(2) 退庁後又は休日等の体制

- ア 災害対策準備本部及び災害対策本部の設置基準に基づく登庁とする。
- イ 各対策部による個別伝達によるものとする。

(3) 庁舎警備員による非常伝達

庁舎警備員（以下「警備員」という。）が、次の情報を庁舎警備業務中に受理（認知）したときは、別表3「災害時緊急通報対応系統図」により速やかに総務課長等に通知し事後の指示を仰ぐほか、必要に応じて関係職員等に連絡するものとする。

- ア 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関等から通報され、又は自ら確知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めるとき
- イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
- ウ 災害発生のおそれのある異常現象の通知があったとき

(4) 職員の通報及び登庁

職員が退庁後又は休日等において、町民又は関係機関等から通報され、又は確知したときは、自ら登庁するとともに、別表3「災害時緊急通報対応系統図」により速やかに総務課長等に通知し、事後の指示を仰ぐほか、必要に応じて関係職員等に連絡するものとする。

- ア 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関等から通報され、又は自ら確知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めるとき
- イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
- ウ 災害発生のおそれのある異常現象の通知があったとき

(5) 緊急参集（登庁）場所

勤務時間外、休日等における緊急参集（登庁）場所は、所属事務所とするが、被災等により直行することが困難な場合は、居住地に近い事務所若しくは所属課長の指示を受けるものとする。

(6) 各対策部における本部連絡員及び体制確立報告

各対策部長は、災害対策本部長直属の総務部との連絡にあたらせ、臨機応変に繁忙な対策部との相互応援を行うため、各対策部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置くことができるものとする。

- ア 連絡員は、所属の部と災害対策本部（総務部）との連絡にあたり、災害対策本部からの指示事項の伝達等連絡活動を行うものとする。
- イ 災害対策本部長の配備体制の指示に基づき各対策部が体制の確立を完了したときは、直ちに連絡員を通じ総務部に連絡するものとする。

(7) 消防機関に対する伝達

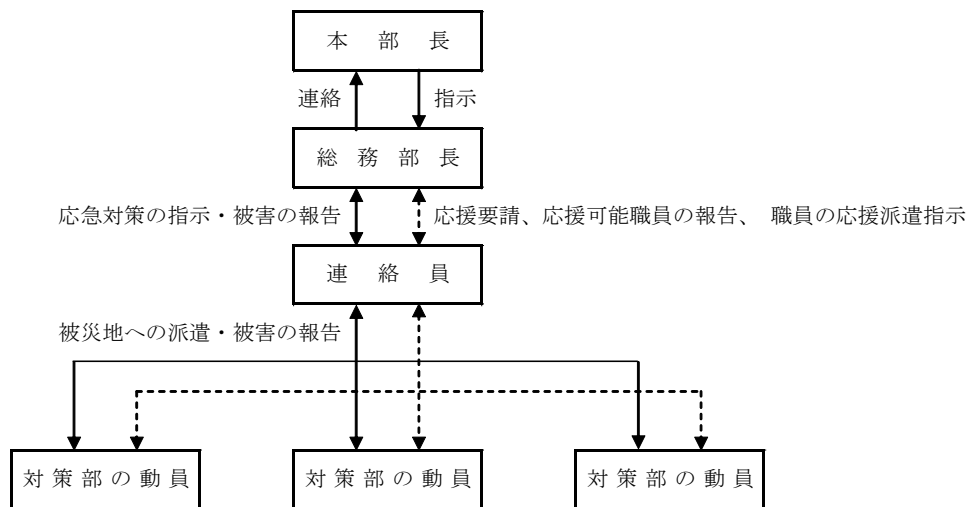
町長が災害対策本部を設置した場合には、その配備体制について日高西部消防組合に通報するものとし、当該伝達は総務部長が行うものとする。

通報を受けた日高西部消防組合は、事後の災害対応に即応できるよう、消防職員及び消防団員の動静を把握するものとする。

(8) 各対策部別の動員要請

災害応急対策を総合的に、迅速かつ的確に実施するため、各対策部長は被災状況及び応急措置の状況により応援職員の要請又は応援可能な職員の数について、総務部長に報告するものとする。

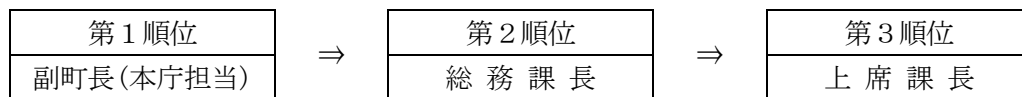
《 動員の指示系統 》



5 町長の職務代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、次のとおり職務を代理するものとする。

なお、交通の遮断や通信回線の途絶等により、日高地区における災害対策本部長の指揮監督に支障が生じる事象が発生した場合においては、副町長（日高総合支所担当）が、町長の職務を代理するものとする。



※ 第3順位における上席課長の順位については、日高町長職務代理規制（平成18年規則第9号）第2条を準用する。

6 公共的団体及び民間団体等の協力

災害時において、町防災会議構成機関のみでは、十分な災害対策が困難であると判断される場合、公共的団体及び民間団体の協力を得て、災害対策の万全を期するものとし、必要な防災関係機関等に気象警報等の概況について通知し、関係者等に広く情報提供するものとする。

- ※資料編 資料第4「防災関係機関名簿」
- 資料第5「民間団体等における協力事項」
- 資料第6「町内会長名簿」

《 通報すべき機関等と気象予警報の種類 》

種 類 通 報 先	乾燥注意報	霜注意報	低温注意報	暴風(雪)警報	大雨(雪)警報	高潮警報	波浪警報	洪水警報	津波注意報・警報
役場／水くらしサービスセンター				○	○	○	○	○	○
役場／厚賀出張所				○	○	○	○	○	○
日高西部消防組合	○			○	○	○	○	○	○
沙流川森林組合	○								
ひだか漁業協同組合						○	○		○
びらとり農業協同組合		○	○	○	○			○	
門別町農業協同組合		○	○	○	○			○	
日高町建設協会					○				

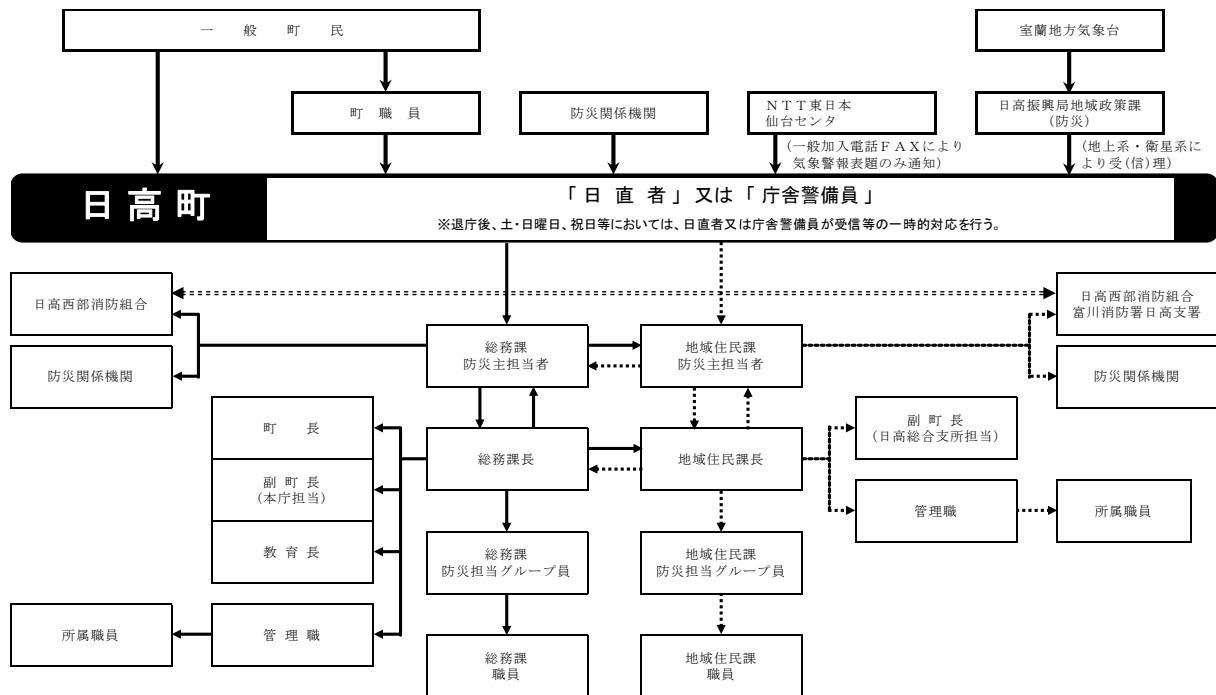
※ FAXにより気象予警報等を通報することとするが、場合によっては電話による通報に代えることができるものとし、その伝達時間等確認事項を「気象予警報伝達処理簿」に記載することとする。

※様式集 様式第1号「気象予警報伝達処理簿」

別表3

「災害時緊急通報対応系統図」

この系統図は、退庁後又は土・日曜及び祝日の際に、北海道総合行政情報ネットワーク（北海道防災情報システム・情報伝達システム）や気象官署、防災関係機関等から災害等に関する緊急通報や町民から異常現象等の通報が入った場合において、町防災所管が迅速な対応をするため、災害対策本部設置前における災害時の緊急通報の対処に関する連絡系統を示したものである。



第2節 気象業務に関する計画

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、波浪、地震、津波等異常な自然現象による災害を未然に防止し、又、その被害を軽減するため、気象、地象(地震、火山噴火を除く。)及び水象等の予警報の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等気象に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

(1) 予報区

- ① 予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区(気象庁本庁担当)と11の地方予報区に分割されている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区(札幌管区気象台担当)と7つの府県予報区に分かれている。当町を担当する官署(府県予報区担当官署及び分担気象官署)は、次のとおりである。

府県予報区	区 域	担 当 官 署
胆振・日高地方	胆振総合振興局及び日高振興局管内	室蘭地方気象台

- ② 予報区及び注意報、警報に用いる細分区域名は次表のとおり。

区 分	区 域 説 明
一次細分区域	府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気候特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。
二次細分区域	気象警報・注意報の発表に用いる区域で、市町村(東京特別区は区)を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。
市町村等をまとめた地域	二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

(注) 一次細分区域及び二次細分区域は、それぞれの海岸線から概ね20海里(37km)以内の海域を含むものとする。なお、注意報及び警報において自己の担当予報区の海域を一括して表現する必要があるときは「海岸線の海域」の名称を用いる。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
胆振、日高地方 (室蘭地方気象台)	胆振地方	胆振西部	豊浦町、洞爺湖町、伊達市、壮瞥町
		胆振中部	室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市
		胆振東部	安平町、厚真町、むかわ町
	日高地方	日高西部	日高町、平取町
		日高中部	新冠町、新ひだか町
		日高東部	浦河町、様似町、えりも町

(2) 海上予報区

海上予報区は、全国海上予報区(気象庁本庁担当)と12の地方海上予報区とに分かれており、そのうち北海道は札幌管区気象台が担当し、区域は次のとおりである。

- ① 日本海北部及びオホーツク海南部

茂津多岬(北海道)の突端から二百七十度に引いた線以北及び知床岬(北海道)の突端から九十度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から三百海里以内の海域(サハリン東方沖、サハリン西方沖、網走沖、宗谷海峡、北海道西方海上)

- ② 北海道南方及び東方海上

尻屋崎(青森県)の突端から百十度に引いた線以北及び青森県と秋田県との境界線から三百十五度に引いた線以北並びに茂津多岬(北海道)の突端から二百七十度に引いた

線及び知床岬(北海道)の突端から九十度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から三百海里以内の海域(北海道東方海上、釧路沖、日高沖、津軽海峡、檜山津軽沖)

③ 海上予報区域の細分区域図



2 予報担当官署の業務内容

気象官署は、気象予警報を発表する担当区域を異にしており、また、その業務内容も官署によって異なっている。

気象官署別の予警報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予警報等の種類	回数等
札幌管区気象台 (地方予報・地方海上予報担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報)	⇒ 毎日3回(05, 11, 17時)
	地方週間天気予報	⇒ 毎日2回(11, 17時)
	地方季節予報	
	1ヶ月予報	⇒ 毎週1回(木)
	3ヶ月予報	⇒ 毎月1回(原則25日)
	暖候期予報	⇒ 毎年1回(2月)
	寒候期予報	⇒ 毎年1回(9月)
	異常天候早期警戒情報	⇒ 毎週2回(月・木)
	地方気象情報	⇒ 随時
	地方海上予報	⇒ 毎日2回(07, 19時)
地方海上警報	⇒ 随時	
室蘭地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報	⇒ 毎日3回(5, 11, 17時)
	地域時系列予報	⇒ 毎日3回(5, 11, 17時)
	府県週間天気予報	⇒ 毎日2回(11, 17時)
	注意報・警報	⇒ 随時
	府県気象情報	⇒ 随時

第2 注意報、警報、特別警報及び火災気象通報

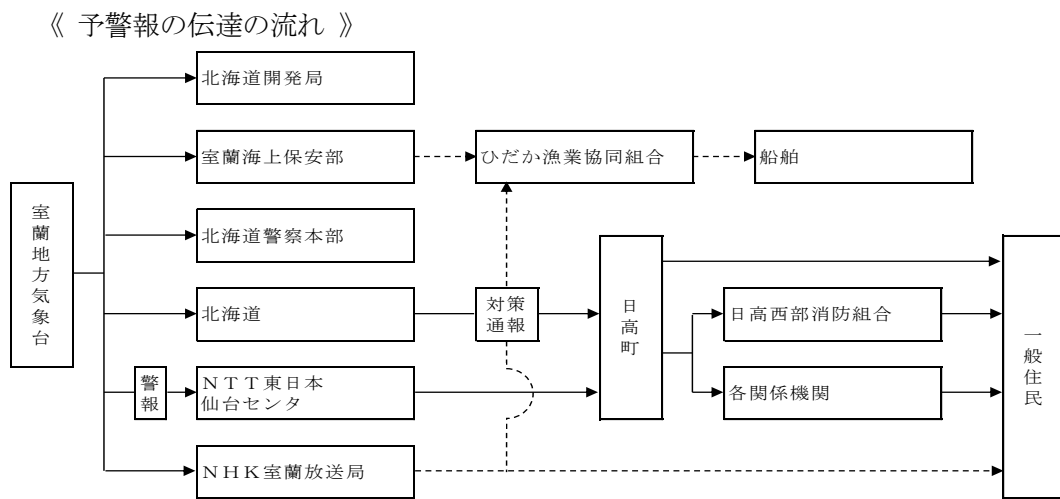
気象等に関する注意報、警報、特別警報並びに火災気象通報の発表・伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、注意報、警報及び特別警報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 注意報・警報・特別警報の種類・発表基準及び伝達方法

(1) 注意報・警報・特別警報の伝達系統

当町に対する注意報、警報、特別警報の伝達は、次の系統図により伝達先に対して行われる。

なお、この伝達は、府県予報区担当官署が実施するものである。ただし、道（危機対策課）には道内において発表された全ての警報が伝達される。



(2) 注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準

室蘭地方气象台が発表する日高町に関する基準は次のとおりである。（基準値はいずれも予測値）

1 警報・注意報（平成24年5月29日現在）

日高町日高			
大雨警報	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 70mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	160
洪水警報		雨量基準	—
		流域雨量指数基準	沙流川流域=45, 千呂露川流域=22, パンケヌーシ川流域=22, 岡春部川流域=16
		複合基準	1時間雨量 50mm かつ 流域雨量指数 沙流川流域=20
暴風警報		平均風速	20m/s
暴風雪警報		平均風速	20m/s 雪による視程障害を伴う
大雪警報	降雪の深さ	日勝方面	12時間降雪の深さ 50 cm
		日勝方面以外の地域	12時間降雪の深さ 40 cm
波浪警報		有義波高	
高潮警報		潮位	

大雨注意報	雨量基準	1 時間雨量 40mm	
	土壌雨量指数基準	94	
洪水注意報	雨量基準	—	
	流域雨量指数基準	沙流川流域=32, 千呂露川流域=15, パンケヌーシ川流域=16, 岡春部川流域=11	
	複合基準	1 時間雨量 30mm かつ 流域雨量指数 沙流川流域=20	
強風注意報	平均風速	12m/s	
風雪注意報	平均風速	12m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪注意報	降雪の深さ	日勝方面	12 時間降雪の深さ 30 cm
		日勝方面以外の地域	12 時間降雪の深さ 25 cm
波浪注意報	有義波高		
高潮注意報	潮位		
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合		
融雪注意報	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃霧注意報	視程	200m	
乾燥注意報	最小湿度 35%、実効湿度 65%		
なだれ注意報	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 40cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
低温注意報	5～10 月 (平均気温) 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続 11～4 月 (最低気温) 平年より 6℃以上低い		
霜注意報	最低気温 3℃以下		
着氷注意報			
着雪注意報	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm	

日高町門別			
大雨警報	(浸水害)	雨量基準	平坦地：1 時間雨量 50mm 平坦地以外：1 時間雨量 70mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	139
洪水警報		雨量基準	—
		流域雨量指数基準	厚別川流域=21, 日高門別川流域=15
		複合基準	—
暴風警報	平均風速	陸上	20m/s
		海上	25m/s
暴風雪警報	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪警報	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40 cm	
波浪警報	有義波高	6.0 m	
高潮警報	潮位	1.3 m	
大雨注意報	雨量基準	平坦地：1 時間雨量 30mm 平坦地以外：1 時間雨量 40mm	
	土壌雨量指数基準	82	
洪水注意報	雨量基準	—	
	流域雨量指数基準	厚別川流域=13, 日高門別川流域=10	
	複合基準	—	

強風注意報	平均風速	陸上	12m/s
		海上	15m/s
風雪注意報	平均風速	陸上	12m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	15m/s 雪による視程障害を伴う
大雪注意報	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25 cm	
波浪注意報	有義波高	3.0m	
高潮注意報	潮位	0.9m	
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合		
融雪注意報	60mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃霧注意報	視程	陸上	200m
		海上	500m
乾燥注意報	最小湿度 35%、実効湿度 65%		
なだれ注意報	①24時間降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 40cm以上で、日平均気温 5℃以上		
低温注意報	5～10月 (平均気温) 平年より 4℃以上低い日が 2日以上継続 11～4月 (最低気温) 平年より 6℃以上低い		
霜注意報	最低気温 3℃以下		
着氷注意報	船体着氷：水温 4℃以下 気温 -5℃以下で風速 8m/s 以上		
着雪注意報	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

2 特別警報 (気象等)

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪と伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量なる大雪が予想される場合	

特別警報 (津波・火山・地震)

津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報 (居住地域) を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報 (震度6弱以上) を特別警報に位置づける)

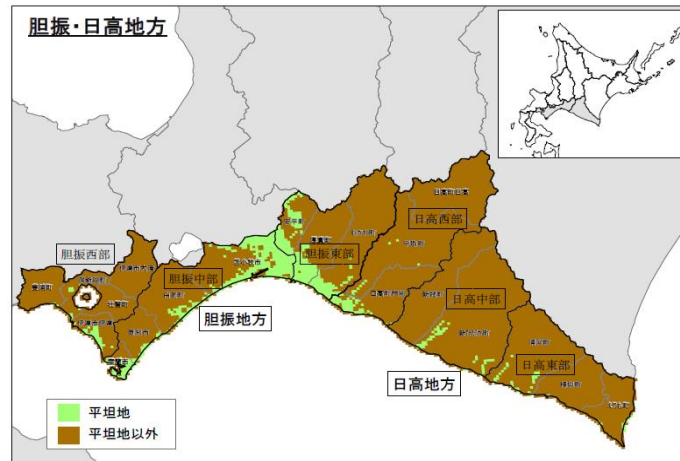
※「特別警報」は平成25年8月30日(金)から運用

警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合、日高町に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、室蘭地方気象台が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」*43等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、本表には日高町の域内における基準値の最低値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- (9) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (10) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として見準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定見準」を設定し、通常より低い見準で運用することがある。

- ・土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数
- ・流域雨量指数：降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数
- ・複合見準(洪水警報・注意報)：雨量見準と流域雨量指数見準の両方を満たした場合の見準
- ・平坦地・平坦地以外の定義
平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて一河川・湖沼・海浜・海水)として算出)が25パーセント以上の地域
平坦地以外：上記以外の地域

《 胆振・日高地方の
平坦地・平坦地以外の概略図 》



3 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、胆振総合振興局と室蘭地方气象台が共同で発表する。

4 記録的短時間大雨情報の発表基準

日高地方で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、室蘭地方气象台が担当地域を対象に発表する。有効期間を発表から1時間とするが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

(3) 船舶向けのもの

① 海上警報

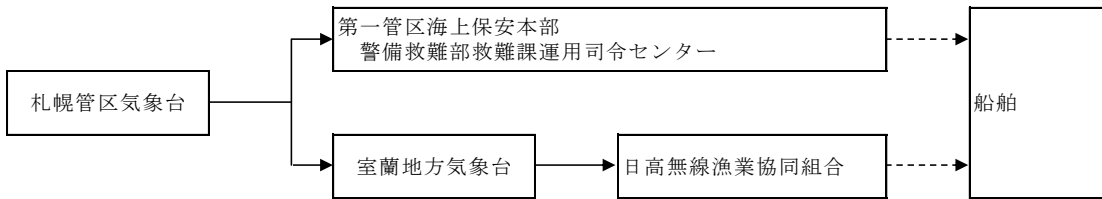
船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報は、以下の5種類により発表される。

種別	呼 称		説 明
	英 文	和 文	
一般警報	WARNING	海上風警報	海上で風速が28kt以上34kt未満(13.9m/s以上17.2m/s未満。風力階級は7)の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合
		海上濃霧警報	海上の視程がおおむね500m以下の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合
		海上着氷警報	海上で低温と風により波しぶき、雨や霧が船体に付着し、凍結する状態に既になっているかまたは、24時間以内にその状態になると予想される場合

強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	海上で風速が 34kt 以上 48kt 未満(17.2m/s 以上 24.5m/s 未満。風力階級は 8~9)の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	台風の場合は、海上で風速が 48kt 以上 64kt 未満(24.5m/s 以上 32.7m/s 未満。風力階級は 10~11)の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合 温帯低気圧の場合は、海上で風速が 48kt 以上 (24.5m/s 以上。風力階級が 10 以上)の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により、海上で風速が 64kt 以上(32.7m/s 以上。風力階級が 12 以上)の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げるもののほか、風及び霧以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を付した警報を行うことがある。

② 伝達系統図



(4) 水防活動用気象注意報及び気象警報

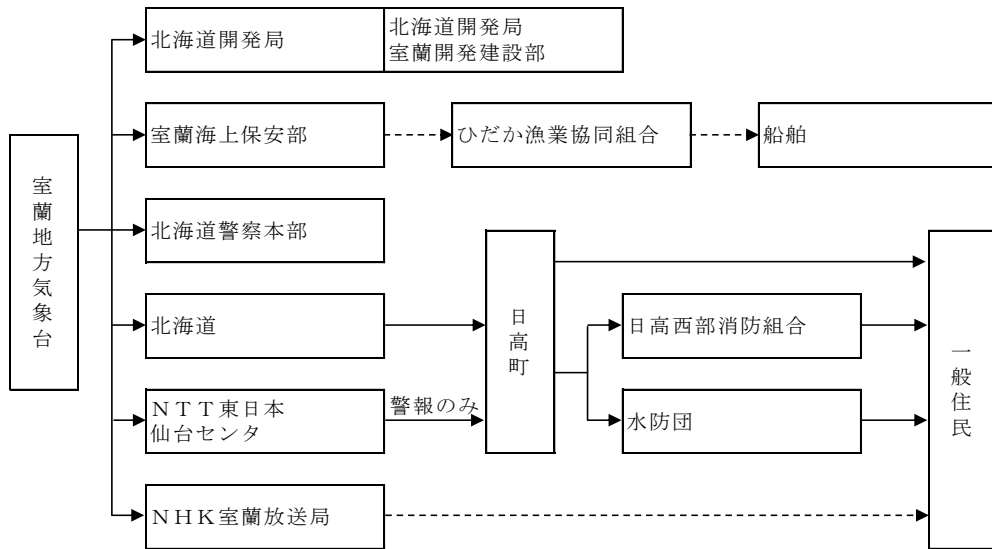
水防活動の利用に適合する注意報及び気象警報は次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

① 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水警報	洪水警報

② 伝 達

当町における水防活動用気象注意報及び気象警報の伝達系を下図のように図示する。



(5) 水防法に基づく洪水予報

沙流川（指定河川）の洪水予報は、室蘭地方気象台と北海道開発局室蘭開発建設部が共同して行う。

① 指定河川及び担当

ア 国土交通大臣指定河川

整備局	水系名	洪水予報河川名（水防法第10条第2項）
北海道開発局	沙流川	沙流川

② 洪水予報の種類、発表基準

ア 情報の種類・発表基準

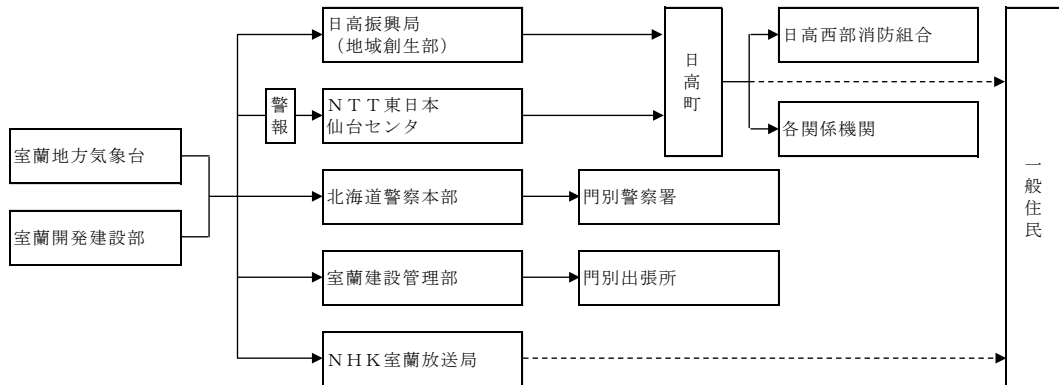
種 類	発表基準（洪水予報）
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき

イ 洪水の危険レベル

洪水危険レベル	洪水予報の表題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位	水防団待機
レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	市町村は避難準備情報（要援護者避難情報）発令を判断、住民は氾濫に関する情報に注意、消防団出動

レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市町村は避難勧告等の発令を判断、住民は避難を判断
レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	住民の避難完了
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

③ 洪水予報伝達系統図



(6) 水防法に基づく水防警報

室蘭開発建設部が発表する水防警報の種類、内容、発表基準及び伝達は次のとおりとする。

① 指定河川及び担当

ア 国土交通大臣指定河川

整備局	水系名	水防警報河川名 (水防法第16条第1項)
北海道開発局	沙流川	沙流川

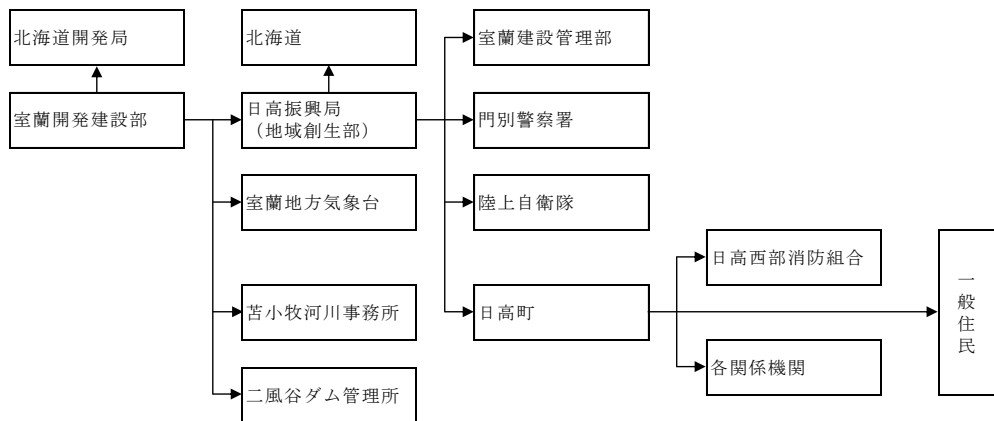
② 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位 (警戒水位) を超えるおそれがあるとき

警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

(注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

③ 水防警報伝達系統図



(7) 火災に関するもの

① 火災気象通報

府県予報担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、室蘭地方気象台から北海道知事に通報するものとする。

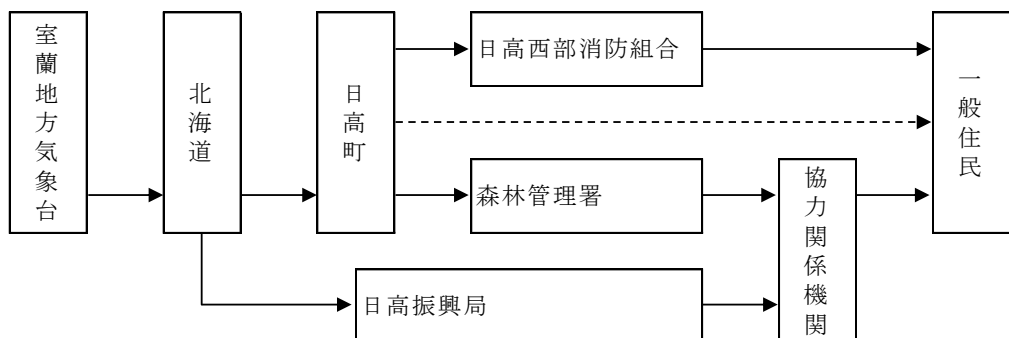
通報を受けた北海道知事は、管内各町に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

ア 通報基準（日高地方）

実効湿度が65%以下で最小湿度35%以下の場合、若しくは、平均風速が1.2 m/s（浦河1.4 mm/s、えりも岬2.0 m/s）以上が予想される場合。
 なお、平均風速が基準以上の予測であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

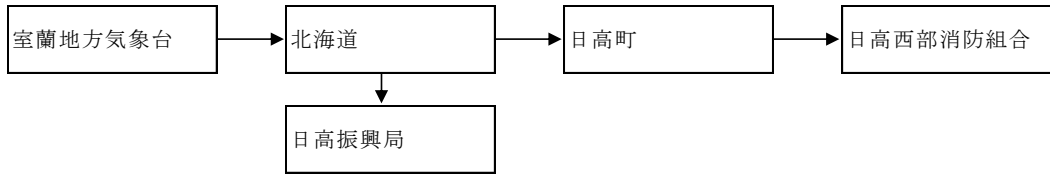
イ 伝達系統図

火災気象通報の伝達系統は、下記のとおりとする。



② 林野火災気象通報

林野火災通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第5章第1節第4「林野火災対策」により実施する。



(8) ダムの放流に関するもの

日高地区には3ヶ所のダムがあり、門別地区は二風谷ダムの下流域にあるため、放流については細心の注意が必要である。

① 二風谷ダム

ア 二風谷ダムの概要

沙流川は、水源を日高山脈の北端近くに発し、ほぼ南西に流下し、途中多くの支流を合わせつつ日高町日高地区、平取町を経て、日高町門別地区富川で太平洋に注ぐ流域面積1,350km²、延長104kmの一級河川である。

二風谷ダムは沙流川の河口より約21km地点に位置する国土交通省直轄の重力式コンクリートダムであり、流域面積は1,215km²、高さ32m、長さ550m、総貯水容量31,500,000m³、有効貯水容量26,000,000m³で今後建設される予定の平取ダムと併せて、両ダムにより洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水、及び発電を行うことを目的としている。

イ 二風谷ダムの名称及び管理

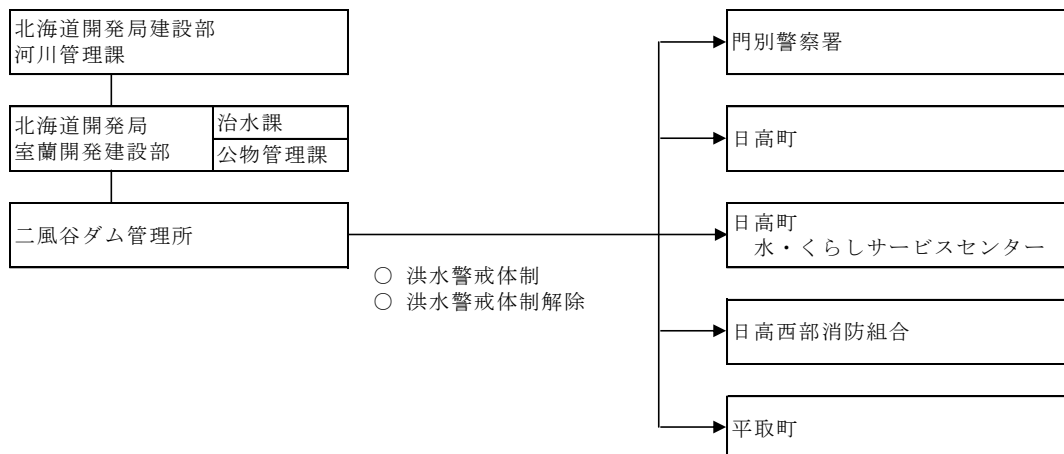
二風谷ダム管理所は、放流等のダム操作により流水状況に著しい変化を生じさせると認められるときは、必要事項を通報するものとする。放流等の通報を受けた際には、防災業務を担当する主査以上の者の指示を仰ぐものとする。

ダム名	管理所	管理者
二風谷ダム	二風谷ダム管理所 TEL:01457-2-4262 FAX:01457-2-4272	国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部 TEL:0143-22-9171 FAX:0143-22-1264

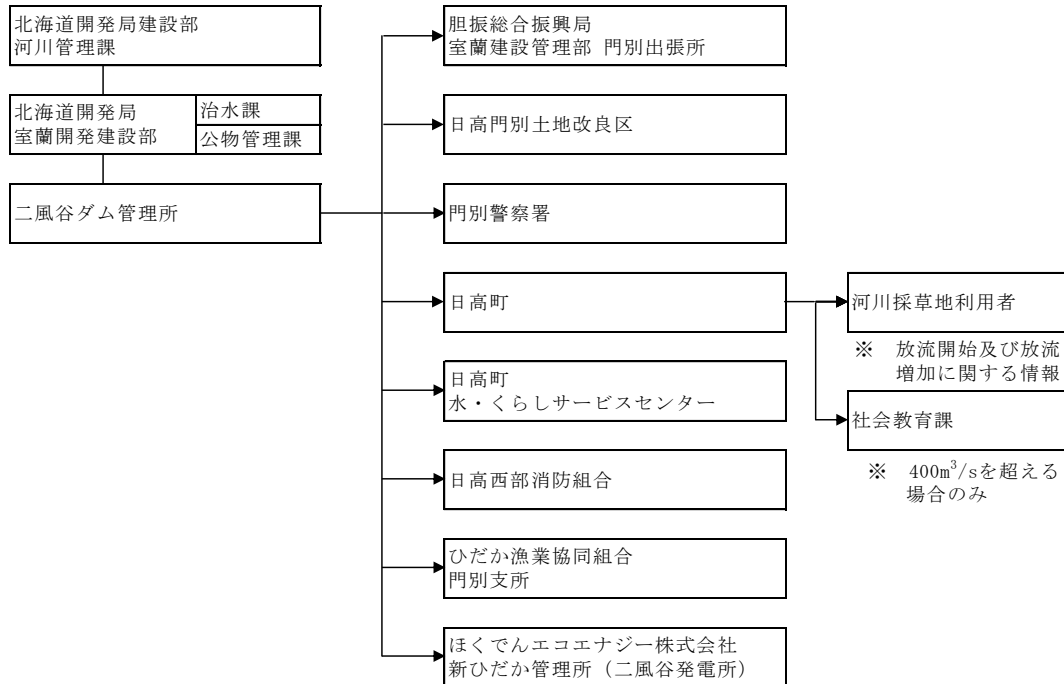
ウ 伝達系統

二風谷ダム管理の伝達系統は以下のとおりとする。

《 警報体制をとったとき 》



《 放流に関する通知を行うとき 》



※資料編 資料第7「二風谷ダム放流時の連絡先」

② 日高地区のダム

ダム管理者から、当町への通報方法は、次のとおりである。

- 1 勤務時間内は、ダム管理所から地域住民課に「沙流川水系ダム自動通報システム（以下「通報システム」という。）」により、通報するものとし、これを受信後対応するものとする。
- 2 勤務時間外は、ダム管理所から庁舎警備員に対して、通報システムにより通報され、庁舎警備員は、これを受信し、庁舎警備簿等に概況のみについて記載することとする。この場合、緊急性の高い通報については、地域住民課長に通報することとする。
- 3 土曜・日曜・祝祭日等においては、前記2を準用する。
- 4 上記の1～3の場合、受信操作ミス等が発生した場合には、ダム管理所から役場（日高総合支所）設置のFAXにその内容が送信され、事後受信確認をするものとする。

なお、通報システムに関する詳細については、「沙流川水系ダム自動通報システムの設置について(平成9年12月1日、北電日発土第59号)」によるものとする。

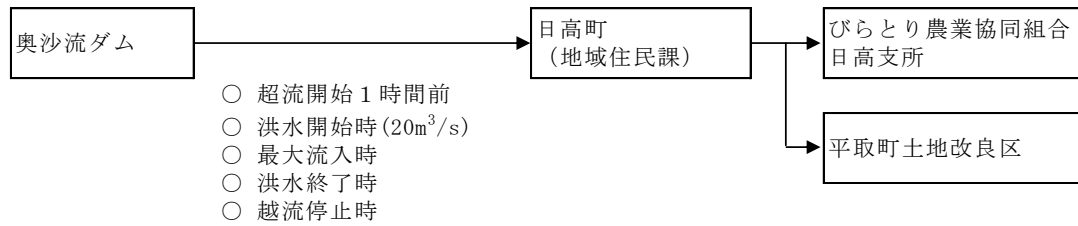
ア ダムの名称及び管理

ダム名	管理所	管理者
奥沙流ダム	岩知志ダム管理所	北海道電力株式会社
沙流川取水堰	TEL:01457-6-3434	TEL:01457-6-2076
岩知志ダム	FAX:01457-6-2441	FAX:01457-6-2079

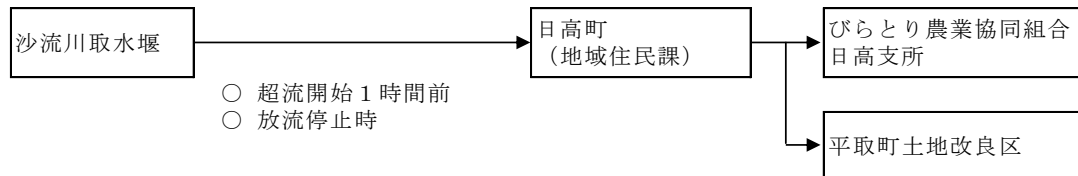
イ 放流通報系統及び通報基準

当町には、沙流川水系3ヶ所のダム放流に関しては、「ダム情報自動通報システム」が設置されており、その伝達系統は次のとおりである。

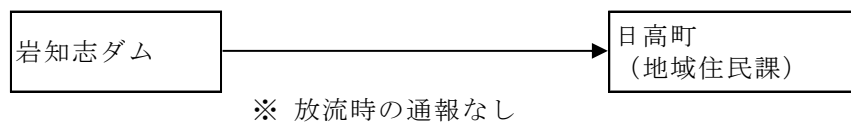
《奥沙流ダム》



《沙流川取水堰》



《岩知志ダム》



※資料編 資料第8「沙流川水系ダム自動通報システム概況」

(9) 各種情報

気象、水象及び地象等により災害が起こるおそれがある場合、気象官署は、担当予報区に対し注意を喚起するため、注意報や警報の補足説明、注意発表前の状況説明又は事実を具体的に説明した気象情報、地震情報、火山情報等を発表するため、町としてそれら情報の有効活用をするものとする。

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

2 警察官及び海上保安官の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官及び海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

宛先官署名	所在地・電話番号	指 定 地 域
室蘭地方气象台	室蘭市山手町2丁目6番8号 TEL (0143) 22-3227	胆振・日高地方

第3章 風水雪害等対策

第1節 災害予防

第2節 災害応急対策

第3節 災害復旧対策

第3章 風水雪害等対策

本章は、風水雪害の対策に備えて、災害予防と発生時に備えた情報伝達、避難体制、応急対策等について定めたものである。

第1節 災害予防

第1 風水害の予防

風水害の予防をするためには、浸水危険箇所を調査し、河川改修等の事業を推進する必要がある。また、被災後の農作物・家畜等に対しては、感染症や病害虫等の発生を防止する対策を図り、風水害により予想される被害の軽減を目的とする。

実施内容	実施担当等
1 道路・河川等の整備	建設課、地域経済課
2 海岸の整備	経済観光課、建設課
3 水防体制の強化	総務課、建設課、地域住民課、地域経済課 日高西部消防組合、日高消防団
4 風害の予防対策	建設課、地域経済課
5 農作物・家畜等の災害予防対策	農務課、地域経済課

1 道路・河川等の整備

浸水等の被害を防止するために、道路・河川・水路等の改修等の整備事業を推進する。また、総合的な治水対策を確立するため、河川等の危険箇所の調査把握に努めることとする。

(1) 河川の整備

開発による保水能力の低下に対応するため、河川改修として築堤や床固めを行うなど、治水事業を推進する。

(2) 雨水管等の整備

市街地の排水不良を改善するため、雨水管等の整備を図ることとし、特に、過去の降雨量で浸水した実績のある地域を優先的に整備するよう協議検討を進めることとする。

2 海岸の整備

高波や高潮による災害の予防として、海岸の侵食防止、高潮被害の防止対策等を次のとおり実施する。

(1) 予防対策

高潮警報等を迅速に伝えるため、防災行政無線等による伝達方法を確立するとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。また、住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、警戒避難体制を整備する。

(2) 海岸保全、漁港整備事業

高波や高潮による災害予防施設として、次の事業による防波堤、防潮堤、防潮護岸等の整備事業を推進する。

所 管	事 業 名
国土交通省	海岸保全施設整備事業、港湾海岸保全施設整備事業
農林水産省	漁港海岸保全施設整備事業、農地海岸保全施設整備事業、 漁港漁村整備事業

3 水防体制の強化

(1) 水防関係危険区域の現況

- ◇ 水防危険区域 資料編 資料第9 「水防被害予測箇所一覧」
- ◇ 高波・高潮・津波等危険区域 . 資料編 資料第10 「高波・高潮・津波等危険区域」
- ◇ 低地帯の浸水予想区域 資料編 資料第11 「低地帯の浸水予想区域」

(2) 日高町水防計画

水防体制を強化するために、日高町水防計画(別冊)の定めるところにより、諸対策等を実施することとする。

- ◇ 水防体制の確立
- ◇ 水防資機材の充実
- ◇ 河川情報の的確かつ迅速な収集と伝達体制の整備
- ◇ 水防訓練等を通じて、水防意識の向上と水防活動指揮系統の徹底、水防作業能力向上、水門操作の習熟を図る

4 風害の予防対策

海岸線及び内陸部における風害を防ぐため、特に建物からの落下防止の徹底を図ることとし、次のとおり対策を行う。

- ◇ 建物からの落下防止の徹底
- ◇ 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する

5 農作物・家畜等の災害予防対策

農作物や畜産等の風水害に備えた予防については、次に掲げる事項について農業協同組合等と連携して対策を促進し、災害の発生に備えるものとする。

- ◇ 災害後の病害虫の防除対策
- ◇ 伝染病、感染症の対策
- ◇ 農地の排水施設の整備

第2 雪害の予防

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等に関する対策は、防災関係機関が、それぞれ連携を図りながら、次のとおり行うものとする。

実施内容	実施担当等
1 気象情報の収集	総務課
2 交通・通信・送電の確保	建設課、地域経済課、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所、門別警察署、J R北海道静内駅、N T T東日本北海道事業部苫小牧支店、北海道電力(株)日高水力センター・富川営業所
3 なだれ事故防止対策	総務課、建設課、経済観光課、地域住民課、地域経済課、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所、門別警察署
4 除雪・排雪	建設課、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所
5 町の体制	建設課、地域経済課

1 気象情報の収集

気象官署の発する予警報及び情報並びに室蘭地方気象台の情報等を収集するとともに、必要な警戒体制を整えて、雪害に対処するものとする。

2 交通・通信・送電の確保

(1) 日高町

① 作業時間帯

原則的には、午前3時から午後9時までとする。ただし、必要に応じ作業時間を変更するものとする。

② 除雪基準

新雪除雪	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 連続した降雪があり、新たな積雪が10cm以上に達したとき。 ◇ 今後の降雪により、積雪が10cm以上に達したとき。 ◇ 交通量が多く、圧雪による交通障害の発生が予想されるとき。 ◇ 風雪や地吹雪等により吹き溜まりの発生が予想されるとき。
拡幅除雪	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 雪堤が成長し、所定の幅員及び車線数の確保が困難なとき。 ◇ 雪堤が高くなり見通しが悪く、交通に支障が出ると判断したとき。

③ 除雪目標

<ul style="list-style-type: none"> ◇ 定期バス路線、あるいは集乳路線等の交通量が多い重要路線については、全幅員確保を原則とし、バス停留所においては拡幅除雪を行う。 ◇ 通勤、通学など一般路線については、1車線確保を原則とし、随所に待避路を設ける。

④ 優先順位

①通勤・通学路	②公共施設接続路線	③その他の町道
---------	-----------	---------

(2) 室蘭開発建設部苫小牧道路事務所、日高道路事務所

北海道開発局が管理する道路で、冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は、次のとおりである。

① 苫小牧道路事務所

路線名	町内延長	種 別
日高自動車道	8. 1 k m	第1種
国道235号	25. 8 k m	第1種

② 日高道路事務所

路線名	町内延長	種 別	
国道237号	19. 7 k m	15. 3 k m	第1種
		4. 4 k m	第2種
国道274号	41. 0 k m	第1種	

なお、室蘭開発建設部における除雪基準は以下のとおりである。

種 類	除 雪 目 標
第 1 種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第 2 種	2車線確保して原則として、夜間除雪は行わない。
第 3 種	1車線確保して原則として、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

(3) 胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所

北海道が管理する道路で、冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は、次のとおりとする。

【 日高地区 】

路 線 名	町内延長	種 別
道道三岩日高線	4. 8 k m	第3種

【 門別地区 】

路 線 名	町内延長	種 別
道道富川停車場線	0. 7 k m	第1種
道道比宇厚賀停車場線	6. 2 k m	
道道平取静内線	3. 1 k m	第2種
道道平取門別線	2. 4 k m	
道道比宇厚賀停車場線	3. 9 k m	
道道正和門別停車場線	16. 4 k m	第3種
道道平取静内線	10. 6 k m	
道道平取門別線	14. 3 k m	
道道新冠平取線	16. 3 k m	

なお、胆振総合振興局室蘭建設管理部における除雪基準を以下に示す。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000台/日	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日以下	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待機所を設ける。一時通行止めをすることもやむを得ないものとする。

(4) 門別警察署

門別警察署は、雪害による交通の混乱を防止するため、必要により警察署長権限による車両通行止め及び通行禁止並びに制限等の交通規制を行う等の措置を講ずる。

(5) 北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所静内駅

北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所静内駅は、雪害による列車ダイヤに支障をきたさないよう除雪に努めるものとし、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点をおくものとする。

(6) NTT東日本北海道事業部苫小牧支店

NTT東日本北海道事業部苫小牧支店は、雪害により通信に支障を期たさないよう必要な措置を講ずる。

(7) 北海道電力(株)日高水力センター・富川営業所

北海道電力(株)日高水力センター及び富川営業所は、風雪害を考慮した設備を建設する等の措置を講ずる。

3 なだれ事故防止対策

関係機関は、町民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生予想箇所を住民に周知するため、自己の業務所管区域内のなだれ発生予想箇所に標示板により標示を行う等の措置を講ずるとともに、警戒及び巡回を強化するものとする。

4 除雪及び排雪

各道路管理者は、該当する道路の除雪を早期に実施し、交通の円滑化を図るとともに、特に排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定する。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の退避場を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮すること。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、災害等の発生防止に十分配慮すること。

5 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、次の事項に十分留意するものとする。

- ◇ 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- ◇ 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- ◇ 災害警戒区域等の警戒体制を擁立すること。
- ◇ 積雪における消防体制を確立すること。
- ◇ 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- ◇ 孤立予想地域に対しては、食料の供給対策、医療助産対策、応急教育対策を講ずること。
- ◇ 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- ◇ 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

第3 融雪災害の予防

融雪による河川の出水等による災害の予防対策は、防災関係機関がそれぞれ連携し、次のとおり行うものとする。

実施内容	実施担当等
1 気象情報・積雪状況の把握	総務課、建設課、地域住民課、地域経済課
2 融雪出水対策	建設課、地域経済課、室蘭開発建設部二風谷ダム管理所、北海道電力(株)日高水力センター、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所
3 なだれ等予防対策	経済観光課、建設課、地域経済課、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所、北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所静内駅
4 交通の確保	建設課、地域経済課、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所
5 通信及び送電の確保	N T T 東日本北海道事業部苫小牧支店、北海道電力(株)日高水力センター・富川営業所
6 広報活動	総務課、企画財政課、地域住民課
7 町の体制	建設課、地域経済課

1 気象情報・積雪状況の把握

- (1) 融雪災害に関する注意報、警報並びに情報等を収集し、関係機関に通報する。
- (2) 積雪状況及び融雪状況を把握するため、危険区域の巡回を行うほか、地域住民に協力を呼びかける。

2 融雪出水対策

- (1) 融雪出水時期には、常に警戒にあたるものとし、水防用資機材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川が融雪・結氷・捨雪及びゴミ等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、併せて河川管理施設の整備点検を十分に行うとともに、堰・水門等の河川工作物の管理者に指導を行い、流化能力の確保を図ることとする。
- (3) ダム、貯水池等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分に行うとともに、放流を行う場合は、操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じさせないように十分に留意し、関係機関及び該当する地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるように通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等予防対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生予測箇所に標識を設置し、随時、当該地区の巡回パトロールを行うとともに、地域住民やドライバーに対し、危険予知を含めた周知対策を講ずるものとする。
- (2) J R 北海道は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警備、運転規制を実施し、列車の安全運転を期する。
- (3) がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生予想箇所の巡回パトロールを強化するものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びゴミ等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水期前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

N T T東日本北海道事業部苫小牧支店及び北海道電力㈱日高水力センター及び富川営業所は、融雪出水やなだれにより、通信及び送電に支障をきたさぬよう十分配慮する。

6 広報活動

町は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防の啓蒙思想の普及に努めるものとする。

7 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要領に準じ、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき十分留意するものとする。

- ◇ 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- ◇ 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- ◇ 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を擁立すること。
- ◇ 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- ◇ 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- ◇ 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- ◇ 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- ◇ 道路側溝及び排水溝など流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- ◇ 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第4 土砂災害の予防

町内には傾斜地が多く、土石流、がけ崩れ、地すべり等の危険性が高く、土砂災害による被害を最小限度に留めるために必要な対策の整備、日常点検については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 土砂災害の予防	建設課、地域経済課
2 要配慮者施設の予防対策	健康増進課、地域住民課、各施設管理者

1 土砂災害の予防

(1) 土砂災害の予防

災害対策を計画的に推進するために、災害が予想され警戒が必要な区域を指定するとともに、防災工事の進捗状況、災害の発生状況等を十分勘案し、現地調査を毎年実施して警戒区域の見直しを行うものとする。

◇ 水防危険区域	資料編 資料第9 「水防被害予測箇所一覧」
◇ 地すべり危険区域	資料編 資料第12 「地すべり・崖崩れ危険箇所一覧」
◇ 土石流危険区域	資料編 資料第13 「土石流危険箇所一覧」

(2) 土砂災害予防対策の促進

国や道と連携し、土砂災害を防止するため、次により施設の計画的な整備を促進するものとし、がけ崩れの危険区域にある住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図ることとする。

施策	対策事項
1 急傾斜地崩壊の防止	(1) 急傾斜地の土地所有者等に対して、危険箇所の周知徹底や急傾斜地危険区域の指定の必要性を啓蒙し、日頃からがけ地の現況を把握するよう呼びかけることとする。 (2) 急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難な場合は、急傾斜地法により急傾斜地崩壊防止工事を施工する。 (3) 家屋が密集し危険度の高い箇所は、住民の協力を得たうえで危険区域を指定し、危険度の高い箇所から工事を実施していくよう道に要請することとする。
2 土石流、地すべり等の防止	(1) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所等土砂災害の発生するおそれのある地域を調査し、現状把握に努めるものとする。 (2) パンフレット等の配布や地元住民への説明会等を通じて、地域住民への周知徹底に努めるものとする。 (3) 防災行政無線等を利用した地域住民への気象情報の伝達や避難誘導體制の確立に努めるものとする。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

① 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

資料編 資料第12 「地すべり・崖崩れ危険箇所一覧」

② 予想される被害

連続的降雨、又は集中豪雨等による傾斜地の崩壊等に伴い、家屋の倒壊、埋没及び人的被害の発生

(4) 地すべり危険区域の指定

① 地すべり危険指定箇所

資料編 資料第12 「地すべり・崖崩れ危険箇所一覧」

② 予想される被害

連続的降雨、又は集中豪雨等による地すべり等に伴い、家屋の倒壊、埋没及び人的被害の発生

2 土砂災害警戒区域等の指定

(1) 土砂災害危険箇所

土砂災害防止法に基づく土砂崩れ、土石流、地すべりによる土砂災害危険箇所数は、次のとおりである。

区 分	箇 所 数		
	日高地区	門別地区	計
急傾斜地崩壊危険箇所	7	29	36
土石流危険溪流箇所	8	68	76
地すべり危険箇所	2	1	3
総 計			115

※資料編 資料第36「土砂災害危険箇所箇所一覧」

(2) 土砂災害警戒区域等の指定状況

町内における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、資料編の「資料第36 土砂災害危険箇所箇所一覧」に記載のとおりである。

(3) 土砂災害警戒区域等の周知・啓発

町は、土砂災害危険箇所の周知を行うとともに、道と協力して警戒区域等の指定を促進していくものとする。

また、土砂災害防止法第7条及び第9条により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった時は、当該区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、避難体制等を定めるほか、土砂災害ハザードマップを作成・配付し、周知に努めるものとする。

第5 要配慮者施設の予防対策

要配慮者の避難は一定時間を要するとともに避難の確保には人手を要することから、日頃からの体制づくりが必要であり、その整備については次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 協力関係の確立	各施設管理者
2 情報伝達体制の確立	総務課、地域住民課、各施設管理者

1 協力関係の確立

各施設管理者は、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう地域住民や自主防災組織等との協力関係を確立し、その体制を整備することとする。

2 情報伝達体制の確立

町は高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、その体制を整備することとする。

防災上の配慮を要する者が利用する施設

施設名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム 日高高寿園	本町東1丁目303番地の12	01457-6-3780
日高デイサービスセンター	本町東1丁目303番地の12	01457-6-3780
老人福祉寮 日高くるみ荘	本町東1丁目303番地の4	01457-6-2094
生活支援ハウス せせらぎ荘	本町東3丁目297番地の2	01457-6-2233
生活支援ハウス 日高つつじ荘	本町東1丁目303番地の22	01457-6-3780
日高国民健康保険診療所	本町東1丁目303番地の2	01457-6-2155
日高保育所	本町東3丁目261番地の6	01457-6-2109
養護老人ホーム 門別長生園	字富浜223番地143号	01456-2-3300
特別養護老人ホーム 門別得陽園	字富浜223番地143号	01456-2-3300
生活支援ハウス 門別やすらぎ荘	門別本町12番地の8	01456-2-6061
介護老人保健施設 門別愛生苑	門別本町29番地の3	01456-2-6611
門別国民健康保険病院	門別本町29番地の9	01456-2-5311
門別わかば保育所	門別本町210番地の1	01456-2-5349
鎌田医院	富川北6丁目3番26号	01456-2-0340
デイサービス ZEUS	富川東4丁目10番25	01456-3-1555
沙流都外来	富川南1丁目5番8号	01456-2-2755
地域活動支援センター えがお	富川南1丁目6番26号	01456-2-2583
富川グロリアホーム グロリアホーム	富川南4丁目2番48号	01456-2-3785
富川グロリアホーム ハレルヤホーム	富川南4丁目2番48号	01456-2-2836
富川グロリアホーム 隣の家	富川南4丁目2番11号	01456-2-0506
富川グロリアホーム デイサービス夢の杜	富川南4丁目2番47号	01456-2-3520
富川グロリアホーム デイサービスさくら	富川西2丁目9番13号	01456-2-2836
富川グロリアホーム 富川ヒカルホームⅠ	富川西2丁目9番3号	01456-2-4866
富川グロリアホーム 富川ヒカルホームⅡ	富川西2丁目9番13号	01456-2-2836
小規模多機能ホーム 楓	富川西2丁目8番14号	01456-2-0202
知的障害者通所厚生施設 ホープフル和	富川南1丁目6番30号	01456-2-2236
富川二葉保育所	富川南1丁目9番2号	01456-2-2669

とみかわ児童館	富川北2丁目8番1号	01456-2-3044
子育て支援センター わくわく館	富川北2丁目8番1号	01456-2-3048
富川ひばり幼稚園	富川北3丁目5番3号	01456-2-0920
厚賀すずらん保育所	字厚賀町214番地1	01456-5-2452
厚賀幼稚園	字厚賀町217番地14	01456-5-6788
勤医協厚賀診療所	字厚賀町109番地	01456-5-2711
勤医協厚賀デイサービス	字厚賀町109番地	01456-5-2711
グループホームひだかあすなろ	字清島304番地の1	01456-3-5505

第6 組織・人づくり

災害時に、町及び町民が的確かつ効果的に行動できるために、町民・事業所等での組織づくりと知識の普及、訓練等の人づくりについて定めるものである。

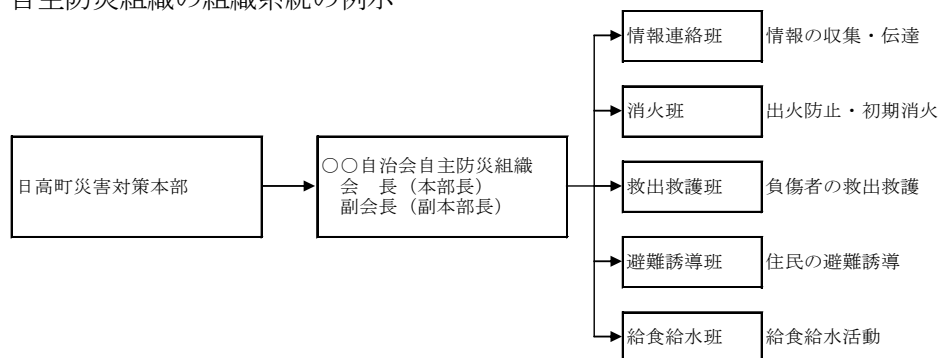
実施内容	実施担当等
1 自主防災組織の育成	総務課、地域住民課、日高西部消防組合
2 事業所等の組織	総務課、日高西部消防組合
3 災害ボランティア活動の環境整備	総務課、子育て福祉課、日高町社会福祉協議会
4 防災訓練の実施	総務課、教育委員会、日高西部消防組合
5 防災知識の普及	総務課、教育委員会、日高西部消防組合

1 自主防災組織の育成

基本法第5条第2項の規定に基づき、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の組織系統の例示



(2) 自主防災組織の活動内容

① 平常時の活動例

- ◇ 災害に関する知識の普及
- ◇ 地域の危険度の高い理解
- ◇ 家庭での防災の話合い
- ◇ 災害時の避難路、避難場所、避難所、医療救護施設の確認
- ◇ 出火防止の徹底
- ◇ 家具その他の落下・倒壊防止及び危険物対策
- ◇ 飲料水、食料、生活必需品、医薬品の備蓄（3日間分程度）
- ◇ 障害者、高齢者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者対策

② 災害発生時の活動例

- ◇ 正確な情報の把握
- ◇ 出火の防止及び初期消火
- ◇ 負傷者の応急手当、軽傷者の救護
- ◇ 適切な避難及び避難生活
- ◇ 炊出しや救援物資の配布に対する協力

(3) 連合体組織の結成

自主防災組織による連合体組織を結成し、相互の意見交換等により更なる地域防災活動の拡大と推進、防災意識の高揚と充実強化を図ることとする。

日高町自主防災組織連絡協議会 平成20年7月25日設立

2 事業所等の組織

事業所は、以下の規定に基づく計画を作成するほか、従業員、利用者の安全の確保と地域災害の拡大防止を図るための確な防災活動を行うものとする。

【 消防法第8条の規定 】

学校、病院、工場、事業所（－中略－大規模な小売店舗を含む。）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物で政令に定めるものの管理について権原を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

また、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、地域の自主防災組織と連携し、地域の安全に積極的に努めるものとする。

具体的な活動内容の例示としては、次のとおりである。

- ◇ 防災訓練
- ◇ 従業員の防災教育及び広報
- ◇ 情報の収集・伝達体制の確立
- ◇ 火災その他の災害予防対策
- ◇ 避難体制の確立及び従業員、施設利用者の避難の方法の周知
- ◇ 救出及び応急救護対策
- ◇ 災害応急対策に必要な資機材の確保
- ◇ 防災組織の整備、地域の防災活動への協力
- ◇ 災害時における飲料水、食料、生活必需品の確保

3 災害ボランティア活動の環境整備

(1) ボランティアの育成

町及び関係機関は、ボランティアが円滑に活動できるよう社会福祉協議会、ボランティア団体等との協力のもと、次のとおり平常時から環境づくりを行うものとする。

機 関 名	実 施 事 項 等
日高町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護活動を行うボランティア登録の把握 ・ 災害救護ボランティアの活動拠点の確保 ・ ボランティア研修への協力
門別警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地における犯罪、事故の防止 ・ P T A組織やボランティア団体等と連携した街頭補導活動 ・ 交通安全協会と連携した交通安全の啓発活動
日本赤十字社 北海道支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護活動 ・ 救援物資の搬入出、配分及び炊出し等被災者の自立支援活動 ・ 国際赤十字委員会、各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査 ・ 上記活動における災害ボランティアの要請及び登録

(2) ボランティアの果たす役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- ◇ 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- ◇ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等）の介護及び看護補助
- ◇ 清掃
- ◇ 炊出し
- ◇ 救援物資の仕分け、配布
- ◇ 消火、救助、救護活動
- ◇ 保健医療活動
- ◇ 通訳等の外国人支援活動 等

4 防災訓練の実施

防災対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、町民の協力を得て防災に関する知識及び技能等の向上を目的とした各種の防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

大規模な災害を想定し、町、消防機関、学校、警察、自衛隊、医師会その他防災関係機関、各施設管理者、ボランティア及び地域住民（自主防災組織、自治会・町内会等）が一体となり、「防災の日」「防災週間」「防災とボランティアの日」「救急医療週間」及び「春・秋の火災予防運動期間」を中心に総合的な訓練を実施するものとする。

【 訓練項目 】		
非常招集訓練	災害対策本部設置(運営)訓練	現地訓練
情報伝達訓練	初期消火訓練	応急救護訓練
救出救助訓練	避難誘導訓練(要配慮者等)	広報訓練
応急給水訓練	炊出し訓練	交通規制訓練
救援物資の配布訓練	災害偵察訓練	公共施設復旧訓練
ガス漏れ事故処理訓練	緊急輸送訓練	図上訓練 等

(2) 自主防災訓練

自主防災組織、自治会・町内会等を単位とする訓練、複数の組織が連動した訓練を実施するものとする。

(3) 町職員の訓練

町職員の参集及び配備体制時における各防災機関との連携を図るため、職員参集訓練を実施するものとする。

【 訓練項目 】			
災害対策本部運営訓練	図上訓練	非常参集訓練	指令伝達訓練
現地訓練	防災行政無線訓練(同報系)		等

(4) 学校、施設等における訓練

小学校、中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施するものとする。

(5) 事業所等における訓練

事業所等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施するものとする。

(6) 消防訓練

日高西部消防組合や日高消防団は、大規模な災害や救急救助等の災害防御活動に万全を期すため、消防訓練を実施するものとする。

5 防災知識の普及

(1) 町職員に対する教育

町は、防災知識、役割分担等の教育を新規採用職員研修等に合わせて実施するものとし、研修は、災害対策本部組織の各対策部の具体的分掌を把握し、次の点を重点において実施するものとする。

区 分	実 施 事 項 等
防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策活動の概要 ・防災関係要員としての心構え ・役割の分担 ・災害情報の収集、伝達の要領、報告様式の活用
災害知識	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害、地震、津波等の基礎知識 ・各災害に対する地域の危険性(危険地域の掌握)

(2) 幼児、児童、生徒等に対する防災知識の普及

幼児、児童、生徒の避難、保護者等における風水害や地震等の災害発生後の対応について、実践的な防災教育を計画的に進め、防災組織の普及を図るものとする。

- ◇ 学級活動、学校行事等の教育活動を通じ、風水害や地震等の基礎的な知識及び発生時の対応について反復した指導を行うものとする。
- ◇ 中学校、高等学校の生徒を対象に応急救護等の技能の習得を推進する。
- ◇ 風水害、地震防災のための資料作成、配布により防災活動の徹底を図るものとする。

(3) 町民に対する防災知識の普及

自主防災組織及び自治会・町内会等を通じ、災害発生時の的確な判断と行動ができるよう、防災訓練や町広報紙、防災資料、ビデオ、映画・DVD、講習会等を利用し、知識の普及を図るものとする。

なお、防災知識の普及に当たっては、要配慮者（避難行動要支援者）に十分配慮し、地域において支援する体制が確立されるよう努めるものとする。

- ◇ 各種災害の基礎的な知識
- ◇ 風水害、地震（緊急地震速報）、津波警報等に関する知識
- ◇ 災害時に備えた生活必需品の備蓄知識
- ◇ 避難経路、避難場所、避難所等避難対策に関する知識
- ◇ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、火災予防等の知識
- ◇ 救助、救護、要配慮者（避難行動要支援者）への配慮に関する知識
- ◇ 正確な災害情報の入手方法と防災行政無線に関する知識
- ◇ 応急手当に関する知識

第7 避難のための環境整備

災害の規模や状況に応じて、適切な避難活動と被災者の生活の場となる避難所の運営が重要であり、町の地域別避難場所（以下「避難所」という。）及び広域避難場所（以下「避難場所」という。）の指定及び整備、避難路等の確保について定めるものである。

実施内容	実施担当等
1 避難所の指定、整備	総務課、住民課、管財建築課、地域住民課、地域経済課、教育委員会
2 避難体制の整備	総務課、住民課、管財建築課、地域住民課、地域経済課、教育委員会
3 防災ガイドマップの作成配布と住民周知	総務課、地域住民課

1 避難所の指定、整備

(1) 避難所の機能

避難所の機能については、それぞれ次の機能と条件を有するものとする。

種別	機能及び条件
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性確保の機能の充足 ・情報伝達場所としての機能の充足 ・収容施設としての機能の充足 ・救援救護活動の基地としての機能の充足
避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な安全性確保の機能の充足 ・避難場所への中継地点としての機能の充足

※資料編 資料第14「地域別避難所・避難場所一覧」

(2) 指定条件

避難所は、主に集会施設や教育施設を指定しており、避難場所は、公園・グラウンドを指定している。

災害状況によっては、別途避難所の指定を行う場合が想定されるが、避難所及び避難場所周辺の防災環境の変化に応じて、次の項目を目安として指定又は指定解除を実施することとする。

- ◇ 浸水、土砂災害、建物倒壊、火災、津波の危険性がなく、安全な場所であること。
- ◇ 空間が十分確保されていること。
- ◇ 情報伝達に便利であること。
- ◇ 避難に有効な出入口や安全に避難路が整備されていること。

(3) 避難所・避難場所の調査

避難所及び避難場所の調査としては、次の項目を調査し、災害時の安全性の向上を図るものとする。

- ◇ 浸水、液状化、土砂災害、津波の危険性の有無
- ◇ 延焼遮断効果の有無
- ◇ 建物の耐震性、入口の広さ、方向、面積の適否
- ◇ 給水、給食施設の適否
- ◇ ブロック塀、重量塀等倒壊の危険性の有無
- ◇ 避難所及び避難場所周辺の危険性の有無

2 避難体制の整備

避難所を開設する予定施設は、調査した項目のほかにも、次のような整備を進めるものとする。

- ◇ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備の整備
- ◇ 避難所における通信機器等施設、設備の整備
- ◇ 要配慮者（避難行動要支援者）に利用を配慮した施設、設備の整備

(1) 避難路の指定

避難路については、次のような条件が備わっていることが必要であり、条件を満たしていないものについては、整備を行うこととする。

- ◇ 十分な道路幅員があること。（歩道の整備が進められていれば更に良好とする。）
- ◇ 沿道に重量性の塀の倒壊、看板等の落下の危険性が少ないこと。

(2) 避難方法の検討

- ◇ 風水害や火災、津波被害、震災等災害種別に応じた避難体制の確立
- ◇ 自主防災組織等による地域内での避難誘導體制の確立
- ◇ 要配慮者（避難行動要支援者）を速やかに避難誘導するため、平常時より情報伝達体制の整備、災害情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の確立
- ◇ 観光地の入り込み客や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮した避難誘導の確立
- ◇ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制の確立

(3) 避難所の周知

災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、住民に次の方法で避難所の周知を行うものとする。

- ◇ 町広報紙、防災ガイドマップ、ホームページ等に掲載して周知を図る
- ◇ 防災訓練や自主防災組織の訓練等において周知する
- ◇ 避難場所付近に名称、方向等を示した標識を設置する

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、又は災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策など業務が輻輳し、居住者や避難所への収容状況など把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムや個人データの取り扱いに十分留意して整備に努める。

3 防災ガイドマップの作成配布と住民周知

(1) 避難計画の作成

町は、次の事項等を明らかにした避難計画を作成するとともに被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

また、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくとともに、地域住民が主体的に策定する避難計画、避難マップづくりを支援する。

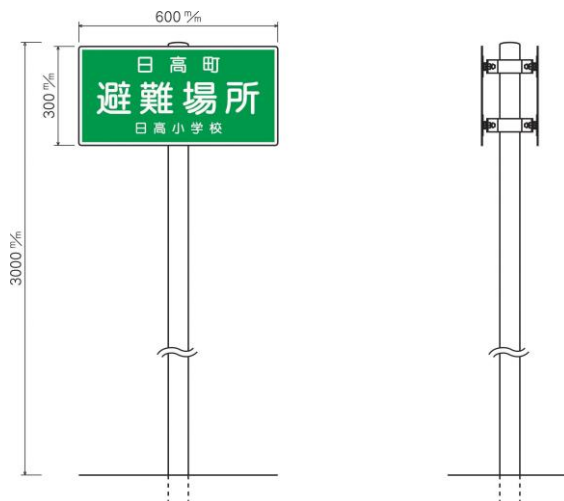
- ① 地区の範囲
- ② 想定される危険（浸水域）の範囲
- ③ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難の勧告又は指示の伝達方法
- ⑥ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めるものとする。

(2) 避難場所名称標識

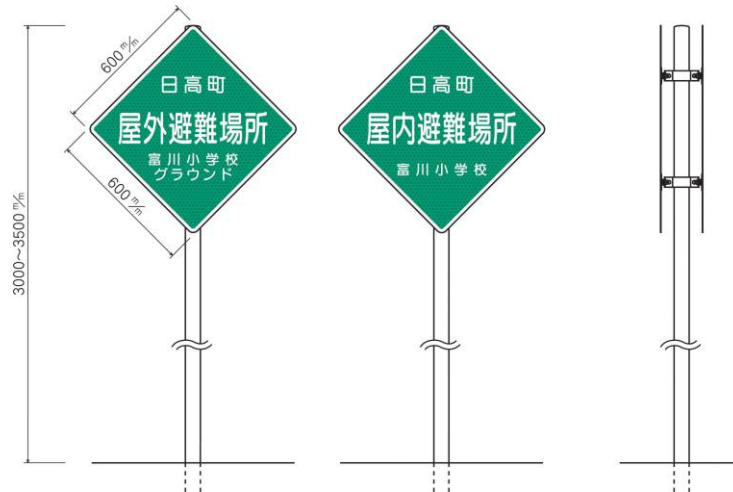
町長が避難場所として指定した避難場所には、次のような「標識」を見やすい位置に設置、表示するものとし、標識規格等は、次のとおりである。

《 日高地区 》



	材質・規格	仕様	備考
主 板	アルミニウム裏補強2段 t2.0×300×600mm	全面反射 封入レンズ反射材	真空加熱圧着仕上 (バキュームアプリーケーター)
支 柱	鋼 管 φ60.5×t2.3×3700mm	溶融亜鉛メッキ	
取付金具	アルミニウム製	φ60.5mm両面用	
根 止	PL6×65×450mm	φ60.5mmX型	レッドプライマー塗装

《 門別地区 》



	材質・規格	仕様	備考
主 板	アルミニウム裏補強2段 t2.0×600×600 ^{mm}	全面反射 カプセルレンズ反射材	真空加熱圧着仕上 (バキュームアプリーケーター)
支 柱	鋼 管 φ60.5×t2.3×4000 ^{mm}	溶融亜鉛メッキ	
取付金具	アルミニウム製	φ60.5 ^{mm} 両面用	
根 止	PL6×65×450 ^{mm}	φ60.5 ^{mm} X型	レッドプライマー塗装

第8 消防・救急救助体制の整備

災害時に発生する火災から、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、倒壊家屋の下敷きや落下物による負傷者等の救出活動に備え、日高西部消防組合、自主防災組織、町民が一体となった火災・救急・救助対策の推進と体制整備を推進するものとする。

実施内容	実施担当等
1 初期消火	日高西部消防組合
2 応急処置	日高西部消防組合
3 消防力の強化	日高西部消防組合
4 消防計画	日高西部消防組合

1 初期消火

火災が発生した場合、被害を軽減するための手段には初期消火が有効であり、次により町民による初期消火活動の向上を図るものとする。

対策	実施内容等
家庭や地域における初期消火体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を育成し、初期消火の活動要領を定める。 ・保育所児、幼稚園児、小学校児童・中学校生徒を対象に研修等を実施し、知識の育成を図る。
職場における初期消火体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における自衛消防組織等の育成を図る。 ・従業員の初期消火マニュアルを作成する。
地域ぐるみの防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による防災訓練を実施して、初期消火及び応急処置に関する知識、技術の普及を図る。

2 応急処置

地域・職場等を中心とした救急講習会、町民参加による防災訓練を通じて、応急処置に関する知識、技術の普及を図るものとする。

3 消防力の強化

(1) 消防資機材の整備

災害対策に有効な救急車等の車両と必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 消防団の強化

消防団の整備・強化を図るため、地震、津波、水害等の教育訓練の充実と団員の確保に努めなければならない。

(3) 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や防火水槽の破損、水圧の低下等により消火栓使用が困難となることが想定されるため、その事前対策を図るものとする。

- ◇ 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川などの自然水利等の把握や、溜池などの農業用水利施設の消防用水利として有効なものを選定するなど活用を図る。
- ◇ 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、貯水槽の整備を推進する。
- ◇ 小型動力ポンプ付水槽車の広域的連携による利用を図り、水源を確保する。
- ◇ 家庭における風呂水の活用等について、啓発・指導する。

(4) 消防力の整備

大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備推進等に努めるものとする。

4 消防計画

消防計画では、火災その他の災害を防御し、町民の生命・身体及び財産を保護するとともに、被害を最小限度に止めるために必要な事項を定めるものとする。

日高西部消防組合における消防計画には、次の計画が示されている。

- | | | |
|----------|-------------|------------|
| ① 組織計画 | ② 消防力等の整備計画 | ③ 調査計画 |
| ④ 教育訓練計画 | ⑤ 災害予防計画 | ⑥ 警報発令伝達計画 |
| ⑦ 情報計画 | ⑧ 火災警防計画 | ⑨ 風水害等警防計画 |
| ⑩ 避難計画 | ⑪ 救助救急計画 | ⑫ 応援協力計画 |

第9 情報通信の整備

町及び防災関係機関は、有線電話による通信手段が途絶した場合等に備え、災害直後の被害状況の把握と情報連絡、対策の指示及び伝達のための体制を確立するものとする。

実施内容	実施担当等
1 通信機器の整備	総務課、日高西部消防組合
2 非常無線通信及び携帯電話の活用	総務課、日高西部消防組合
3 電話・FAXによる通信	総務課
4 インターネットによる通信	総務課
5 公共情報コモンズ（Lアラート）の活用	総務課

1 通信機器の整備

(1) 北海道防災情報ネットワークの現状

当町に設置されている端末により、北海道庁・日高振興局・北海道の出先機関と通信を行うことができる。

(2) 防災行政無線の現況

① 固定系

親局	主制御装置及び受信拡声装置	総務課
	遠隔制御装置	水くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高西部消防組合
子局	屋外受信拡声装置	富川地区17局、本町地区9局、厚賀地区7局 計33局
	戸別受信機	富川地区24局、本町地区16局、厚賀地区13局 一般住家112局 計165局
中継局		本町・広富・厚賀中継局

※資料編 資料第15「日高町防災行政無線系統図」

(3) 衛星携帯電話・携帯電話の現況

衛星携帯電話	総務課 1台、地域住民課 1台 三和地区 1台、千栄地区 1台、 日高西部消防組合 1台 計5台
--------	---

(4) 津波情報システム

北海道総合行政情報ネットワークにより、気象庁からの津波情報をリアルタイムに伝達できる「津波警報等緊急伝達システム」を活用する。

(5) 平常時の情報交換及び情報伝達体制の整備

町防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

道、町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 非常無線通信及び携帯電話の活用

(1) 非常無線通信の活用

災害により、防災行政無線及び一般加入電話の使用が困難になった場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づく非常通信の活用を図るため、平常時から利用可能な無線機を把握するものとする。

(2) 携帯電話（地上波・衛星波）通信の活用

- ① 災害地域の孤立解消のため、携帯電話（地上波）の未整備区域の整備に努めるものとする。
- ② 万一の災害発生時において、孤立化等に至った場合には、衛星携帯電話関連会社等との連携を密にし、電話の借用手配をする等対策を講ずるとともに、庫富簡易郵便局に設置されているNTT孤立防止対策用衛星電話を活用する。

3 電話による通信

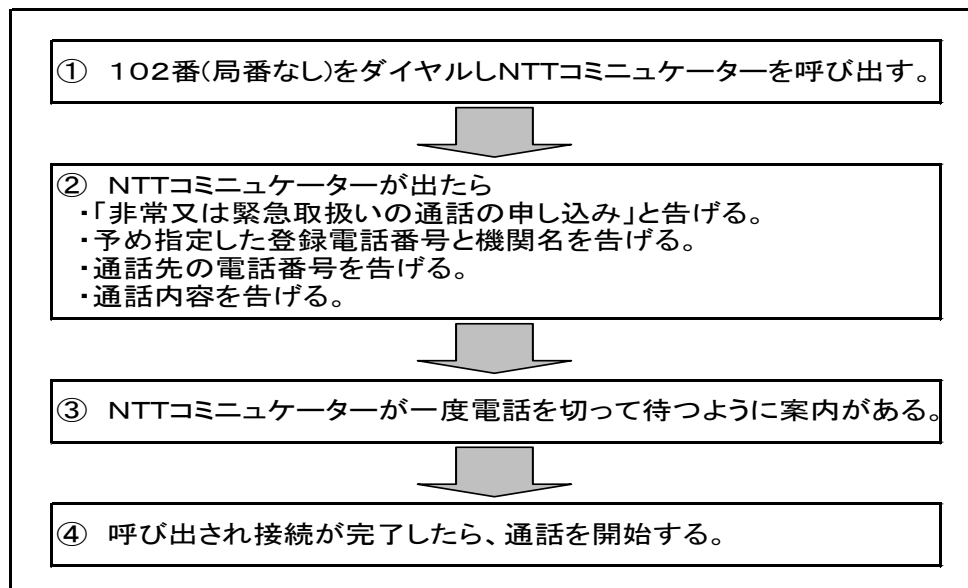
(1) 非常扱いの通話

天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防及び救援、交通、通信並びに電力供給の確保、秩序維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話である。

(2) 緊急扱いの通話

非常通話を除く、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話である。

(3) 非常・緊急通話の利用方法



(4) 電気通信事業法及びNTT東日本の契約約款に定める通信内容、機関等

- ① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱うものとする。

通話の内容	関係機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給に直接関係がある機関相互間
7 秩序維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

- ② 緊急取扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り、取り扱うものである。

通話の内容	関係機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(①の8項に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察関係との間
3 天災地変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	新聞社、放送事業者又は通信社の期間相互間

<p>4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項</p>	<p>(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（①の表、本表の1に掲げるものを除く）相互間</p>
---	---

4 電報等による通信

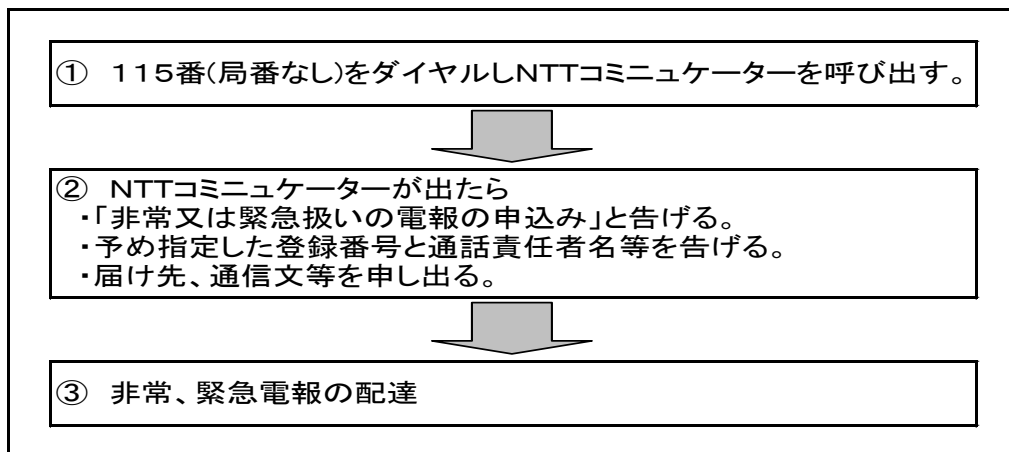
(1) 非常扱いの電報

天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合の災害の予防又は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序維持のために必要な内容を事項とする電報である。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報であり、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常、緊急電報の利用方法



(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱うものである。

- ◇ 電報の内容：非常扱いの通話と同じ
- ◇ 機関等：非常扱いの通話と同じ

② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱うものである。

- ◇ 電報の内容①：船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項
- ◇ 機関等①：船舶と別に定めた病院相互間
- ◇ 電報の内容②：他は非常扱いの通話と同じ
- ◇ 機関等②：他は非常扱いの通話と同じ

第10 応急対策のための環境整備

災害時に、医療救護、飲料水、食料の供給、建物対策等の各種応急対策を迅速に行うためには、日頃からそれぞれの対策について準備することが必要である。

災害発生時に応急対策を的確かつ効果的に実施すべき環境整備について以下に定める。

実施内容	実施担当等
1 医療救護活動	医療部、日高医師会
2 救急・救助体制の整備	総務部、日高西部消防組合
3 緊急輸送の環境整備	総務部、施設部
4 給水体制の整備	施設部
5 食料・必需品の備蓄	総務部
6 協定締結の促進	総務部、その他関係課
7 災害時要援護者対策	民生部
8 住宅対策	施設部

1 医療救護活動

(1) 初動医療体制の整備

災害時に傷病者に対する医療救護が迅速に実施できるよう、道、日高医師会その他関係機関に協力を求め、必要な体制の整備を促進するものとする。

◇ 医療救護体制及び医療救護班の編成計画を促進する。

◇ 通信系統の拡充に努める。

(2) 医薬品・医療用資機材の確保

医療活動に必要な医薬品及び医療用資機材等の確保については町立病院が行い、必要に応じて静内地域保健室（静内保健所）、日高医師会等の協力を求めるものとする。

※資料編 資料第16「災害時における緊急医薬品の供給について」

(3) 救急医療情報の体制整備

医療機関の空きベッド数等の医療情報は、他の必要な機関が常時、把握できるように体制を整備するものとする。

(4) 後方医療体制の整備

救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷者については医療機関による医療が必要となるので、収容医療機関を指定するとともに転院搬送が必要な場合、日高西部消防組合と救急車手配等の連絡を密にするものとする。

※資料編 資料第17「医療機関の状況」

2 救急・救助体制の整備

(1) 町民の救護能力の向上

日高西部消防組合は、災害時に輻輳するおそれのある救急・救助要請に対応するため多数傷病者発生時における救急・救助体制の整備を図るものとする。

(2) 高度救急体制の整備

高齢化・都市化に備えた救助及び高度救急体制の整備強化に努める。

(3) 町民の救護能力の向上

町民の自主救護能力を向上させるための教育指導を推進し、当該活動能力の向上に努める。

(4) 要配慮者（避難行動要支援者）に対する救命救助体制の整備

要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保を検討し、避難計画の検討、必要な施設の整備とともに、自主防災組織等の協力により、地域ぐるみの救命救助体制の充実を図る

ものとする。

(5) 消防団の救命救助能力の向上

消防団は、救命救助活動を効率的に実施するため教育指導を受け、当該活動能力の向上に努めるものとする。

3 緊急輸送の環境整備

(1) 緊急輸送路の整備

災害時の緊急輸送に備え、陸上・航空・海上の緊急輸送路を整備する。

対 策 事 項	対 策 内 容
陸上輸送の環境整備	国道等と役場、避難所を結ぶ緊急輸送道路を予め把握しておく必要がある。
航空輸送の環境整備	「指定離着陸場」のほか、災害時のヘリコプター離着陸場として「臨時離着陸場」を指定し、施設管理者の協力を得て、必要な整備に努めるものとする。
海上輸送の環境整備	陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の海上輸送の体制整備に努める。

(2) 緊急輸送のための措置

災害時に緊急輸送車両として使用する車両は、門別警察署を経由して北海道公安委員会に事前に届出を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるようにすること。

4 給水体制の整備

災害時における飲料水、生活用水、医療水の供給は極めて重要であり、優先して確保するよう給水体制を整備することとする。

(1) 給水基準

最小限度必要な分量として、次の分量の給水に努めることとする。また、医療用水については、必要に応じて給水することとする。

給水量	【飲料水】 1人1日	30	合計 1人/日 200
	【生活用水】 1人1日	170	
給水期間	7日分（応急期3日、復旧期4日と想定した日数）		
給水人口	1.3万人分		

(2) 各町民家庭での飲料水の確保

水道管の損壊によって給水が途絶した場合に備え、各家庭において次のように必要な飲料水、生活用水を備蓄するよう広報活動を実施するものとする。

◇ 家族の人数に合わせて、最低1人1日3リットルの飲料水を、3日以上備えておく必要がある。

◇ 風呂の残り湯や洗濯機に水をためておき、断水時の生活用水に備える必要がある。

(3) 井戸水等の協力体制

井戸水等を飲料水や消防水利として利用できるよう協力体制を確立しておくものとする。また、水道工事店、事業所等と協力体制を確立し、その対応が可能にしておくことが求められる。

(4) 給水施設

当町の給水施設については、次のとおりとする。

<日高地区>

施設名称	電話	所在地	能力/日(m ³)	自家発電設備
水源		国有林内		
日高浄水場	6-2093	宮下3丁目	1,460 m ³ /日	○
日高ポンプ場		本町東3丁目		○
千栄浄水場		字千栄3区	160 m ³ /日	
富岡ポンプ場	6-2200	字富岡1区		
富岡配水池		字富岡2区		

<門別地区>

施設名称	電話	所在地	能力/日(m ³)	自家発電設備
富川配水センター	2-2099	富川東	3,100 m ³ /日	○
富川第2浄水場		平賀	1,300 m ³ /日	○
富川配水池		富川東	2,008 m ³	○
富川送水ポンプ場				
駒丘送水ポンプ場		富川北		○
平賀配水池		平賀	200 m ³	
駒丘配水池		駒丘	350 m ³	
庫富配水池		庫富	300 m ³	○
幾千世送水ポンプ場		幾千世		○
豊郷配水池		豊郷	129 m ³	
厚賀配水池		賀張	571 m ³	○
厚賀送水ポンプ場				
厚賀増圧ポンプ場		美原		
美原配水池		美原	200 m ³	

※ 富川配水池・富川送水ポンプ場及び厚賀配水池・厚賀送水ポンプ場は同じ建物の中に入っている。

5 食料・必需品の備蓄

災害の発生によって、食料や生活必需品の市場流通が混乱し、物質等の入手が困難になることが予想されるので、平常時から緊急に食料を調達できる体制の整備を進める必要がある。

(1) 食料品の備蓄

別に定める「日高町防災備蓄計画」において備蓄目標を設定し、災害時における食料の確保に努めるものとする。

(2) その他資機材の備蓄

その他の資機材等においても、別に定める「日高町防災備蓄計画」において備蓄目標を設定し、災害時における資機材の確保に努めるものとする。

(3) 流通備蓄の確保

災害時にすべての物資を備蓄品で供給するのは不可能であり、そこで大型店舗等と災害時の応援協定を締結し、流通在庫の供給等、流通備蓄を確保する。

(4) 備蓄倉庫等の現状

町の備蓄品は、防災倉庫や公共施設等を利用し、食料・生活必需品・救助活動用資機材等を備蓄する。

- (5) 各町民家庭での食料の確保
各家庭において、2～3日分の食料の備蓄に努めるよう、広報活動を実施するものとする。
※別冊 「日高町防災備蓄計画」

6 協定締結の促進

- (1) 物資等協定締結の促進
災害時の食料、医薬品、資機材等の調達について、関係団体との協力業務の内容や協力方法等を取り決めた協定の締結促進に努めるものとする。
- (2) 災害時応援協定締結の促進
各種事業所や団体等と災害時の労務・技術・車両・資機材の提供と協力について、連絡体制や活動体制等を協議し、協定の締結促進に努めるものとする。

7 住宅対策

- (1) 住宅の供給対策
災害時の応急仮設住宅の建設に備え、建設候補地を平常時から想定する必要がある。また、仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の確保についても検討しておく必要がある。
- (2) 応急修理対策
災害時の被災住宅の応急修理に備え、関係団体・事業者等の協力体制を整備しておく必要がある。

第11 避難行動要支援者対策

1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等いわゆる要配慮者（避難行動要支援者）が被害を受けることが多いことから、町及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者（避難行動要支援者）の安全を確保するため、住民組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者（避難行動要支援者）の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

2 避難行動要支援者の実態把握並びに名簿作成等

(1) 実施責任者及び措置内容

町長は、避難行動要支援者（町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

(2) 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

町長は、町の関係部局が保有する要介護認定者、障がい者等の情報及び必要に応じ北海道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている方
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③療育手帳Aを所持する方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級もしくは2級を所持する方
- ⑤その他支援の必要な方

(4) 避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、日高西部消防組合富川消防署、門別警察署、日高町内自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年1回更新するものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿情報保護

町長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供する。また受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の利権利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなくてはならない。

(7) 避難行動要支援者名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦全各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(8) 避難のための情報伝達

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は、知ったときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告するにあたっては、避難行動要支援者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(9) 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援活動時に支援者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

3 緊急連絡体制等の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

地域ぐるみ協力のもとに、避難行動要支援者に対するき決め細やかな緊急連絡体制の確立を図るものとする。

(2) 避難体制の確立

避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、支援者等を定めておくなど、具体的に定めておくものとする。

また、避難所や福祉避難所、避難路の指定にあたっては、避難行動要支援者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、実情に応じた防災知識等の普及、啓発活動等に努めるものとする。

4 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等いわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資器材の整備に努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にしておく。特に夜間における防災担当課等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努めるものとする。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、防災担当課等へ早期に通報ができるよう、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整えるよう努めるものとする。

5 防災教育及び訓練の充実等

町及び施設管理者は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動が取れるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

6 支援活動

町は、避難行動要支援者の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な支援活動を行うものとする。

(1) 避難行動要支援者の確認及び早期発見

災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移送

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行うものとする。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、北海道、近隣市町村等への応援を要請する。

7 外国人に対する対策

言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人をいわゆる避難行動要支援者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所並びに道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

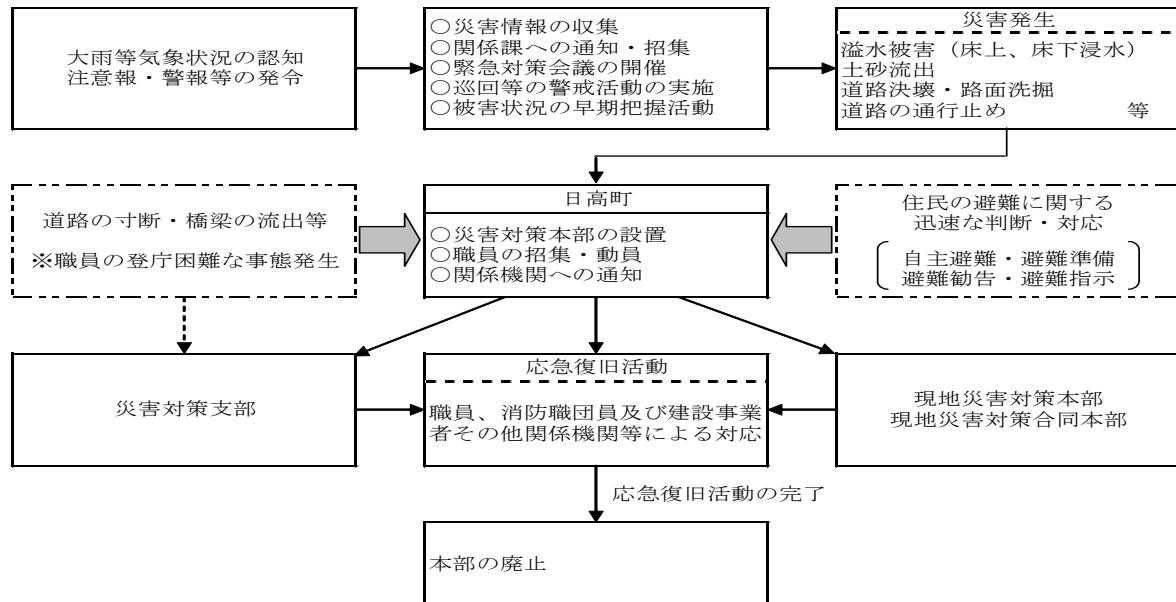
第2節 災害応急対策

風水害、土砂災害等が発生した場合、災害対策本部を設置し、職員への非常招集による動員・配備を行い、必要な応急活動を実施するものとする。また、気象警報等が発令された場合には、災害への警戒活動を積極的に実施するものとし、このための組織及び体制の確立については、第2章「防災組織」による。

第1 災害応急体制

応急体制の項目	実施内容等
勤務時間内	日高町災害対策本部の設置
	災害対策本部の運営
	災害対策本部事務分掌
勤務時間外	役場に参集
	災害対策本部の設置
※道路寸断の場合	災害対策本部に参集するか、電話等で指示を受け応急対策等に対応

《 日高町災害対策本部設置等体制の流れ 》



1 日高町災害対策本部の組織

第2章第1節第3「災害対策本部の設置」による。

2 初動警戒体制

(1) 勤務時間内、休日、祝祭日等の初動体制については、次のとおり行うものとする。

注意報発令時 (休日・夜間)	降雨量、降雨時間等の状況により、総務部（本部付）は速やかに登庁し、警戒体制及び町民等からの情報収集体制を確立する。
警報発令時 (休日・夜間)	主管課長は、直ちに自主登庁し、直面する災害の未然防止対策等について協議検討するものとする。
勤務時間内	警報が発令され、河川の氾濫、土砂崩れ等の発生のおそれがある場合には、日高町災害対策本部の設置及びその対応について、速やかに協議する。

(2) 活動内容

主な活動内容は、次のとおりとする。

- ◇ 気象等の情報収集及び連絡
- ◇ 浸水、がけ崩れ等の警戒活動の実施
- ◇ 町民等への気象情報の伝達
- ◇ 道及び関係機関への状況報告
- ◇ 土砂災害危険区域の要配慮者施設周辺の警戒活動

3 動員・配備

第2章第1節第4「職員の動員配備について」による。

4 要配慮者施設対策

- (1) 施設長は、立地条件等の実情に応じた自主的な土砂災害対策を策定する。
- (2) 施設長は、災害時に備えて、地域町民、自主防災組織等との協力関係・支援体制を確立するものとする。

施設名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム 日高高寿園	本町東1丁目303番地の12	01457-6-3780
日高デイサービスセンター	本町東1丁目303番地の12	01457-6-3780
老人福祉寮 日高くるみ荘	本町東1丁目303番地の4	01457-6-2094
生活支援ハウス せせらぎ荘	本町東3丁目297番地の2	01457-6-2233
生活支援ハウス 日高つつじ荘	本町東1丁目303番地の22	01457-6-3780
日高国民健康保険診療所	本町東1丁目303番地の2	01457-6-2155
日高保育所	本町東3丁目261番地の6	01457-6-2109
養護老人ホーム 門別長生園	字富浜223番地143号	01456-2-3300
特別養護老人ホーム 門別得陽園	字富浜223番地143号	01456-2-3300
生活支援ハウス 門別やすらぎ荘	門別本町12番地の8	01456-2-6061
介護老人保健施設 門別愛生苑	門別本町29番地の3	01456-2-6611
門別国民健康保険病院	門別本町29番地の9	01456-2-5311
門別わかば保育所	門別本町210番地の1	01456-2-5349
鎌田医院	富川北6丁目3番26号	01456-2-0340
デイサービス ZEUS	富川東4丁目10番25	01456-3-1555
沙流都外来	富川南1丁目5番8号	01456-2-2755
地域活動支援センター えがお	富川南1丁目6番26号	01456-2-2583
富川グロリアホーム グロリアホーム	富川南4丁目2番48号	01456-2-3785
富川グロリアホーム ハレルヤホーム	富川南4丁目2番48号	01456-2-2836
富川グロリアホーム 隣の家	富川南4丁目2番11号	01456-2-0506
富川グロリアホーム デイサービス夢の杜	富川南4丁目2番47号	01456-2-3520
富川グロリアホーム デイサービスさくら	富川西2丁目9番13号	01456-2-2836
富川グロリアホーム 富川ヒカルホームⅠ	富川西2丁目9番3号	01456-2-4866
富川グロリアホーム 富川ヒカルホームⅡ	富川西2丁目9番13号	01456-2-2836
小規模多機能ホーム 楓	富川西2丁目8番14号	01456-2-0202
知的障害者通所厚生施設 ホープフル和	富川南1丁目6番30号	01456-2-2236
富川二葉保育所	富川南1丁目9番2号	01456-2-2669
とみかわ児童館	富川北2丁目8番1号	01456-2-3044

子育て支援センター わくわく館	富川北2丁目8番1号	01456-2-3048
富川ひばり幼稚園	富川北3丁目5番3号	01456-2-0920
厚賀すずらん保育所	字厚賀町214番地1	01456-5-2452
厚賀幼稚園	字厚賀町217番地14	01456-5-6788
勤医協厚賀診療所	字厚賀町109番地	01456-5-2711
勤医協厚賀デイサービス	字厚賀町109番地	01456-5-2711
グループホームひだかあすなろ	字清島304番地の1	01456-3-5505

第2 情報等の収集・伝達

風水雪害等による災害発生したとき、又は発生するおそれがある場合の町民や関係機関に対する情報の収集伝達については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 河川・がけ地及び海岸等の警戒	施設部、日高西部消防組合、日高消防団、その他関係機関
2 危険箇所の巡視及び通報	施設部、日高西部消防組合、日高消防団、その他関係機関
3 急傾斜地等崩壊危険区域の情報収集・伝達及び警戒	総務部、連合自治会、千栄自治会、その他関係機関
4 防災情報の収集	総務部

1 河川・がけ地及び海岸等の警戒

担当各対策部、消防機関及びその他関係機関は、河川、がけ地及び海岸等について、次の場合に警戒活動を実施する。

- ◇ 河川等の水位が上昇し、非常事態が予想される時
- ◇ 堤防、がけ地等に異常を発見した時
- ◇ 高潮等により非常事態が予想される時

2 危険箇所の巡視及び通報

担当各対策部、消防機関及びその他関係機関は、巡視員により河川、がけ地、海岸堤防等を巡回し、危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報することとする。

なお、情報等の伝達系統及び方法については、第2章第2節第2「気象予警報等の伝達」によるものとする。

3 急傾斜地等崩壊危険区域の情報収集・伝達及び警戒

(1) 情報の収集及び伝達方法

災害対策本部における実施責任者は総務部長とし、警報の発表時の気象状況に応じ、危険区域内の警戒巡視、情報の収集、避難指示・勧告等の伝達広報を実施する。

(2) 区域内への連絡

危険区域への連絡は、地区別連絡責任者又は各町内会長に依頼し、区域内の情報の伝達を行うものとする。

※資料編 資料第6「町内会長名簿」

(3) 警戒体制の基準

区分	降雨の状況	配備体制	措置基準
第1警戒体制	1 前日までの連続雨量が100mm以上で、当日の雨量が次の基準を超えたとき 山間部：3時間雨量が80mm以上 海岸部：当日の総雨量が50mm 2 前日までの降雨がない場合で、当日の雨量が次の基準を超えたとき 山間部：3時間雨量が100mm以上 海岸部：当日の雨量が100mm以上	非常警戒体制とし、各対策部は直ちに次の配備体制に移行できるように体制を確立する。 (第2非常配備体制)	1 危険区域の巡視及び警戒 2 町民への周知 (基本法第56条)
第2警戒体制	1 上記のそれぞれの状況下で、更に1時間雨量が30mm以上の激しい雨が降り続けているとき 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき	各対策部は直ちに災害応急活動ができる体制を確立する。 (第3非常配備体制)	1 町民の避難準備と避難誘導 2 避難勧告 (基本法第60条) 3 避難指示 (基本法第60条)

4 防災情報の収集

総務部(本部付)は、各防災機関による防災情報システムやホームページなどによる情報収集等を積極的に行うものとする。参照すべくURLは、次のとおりである。

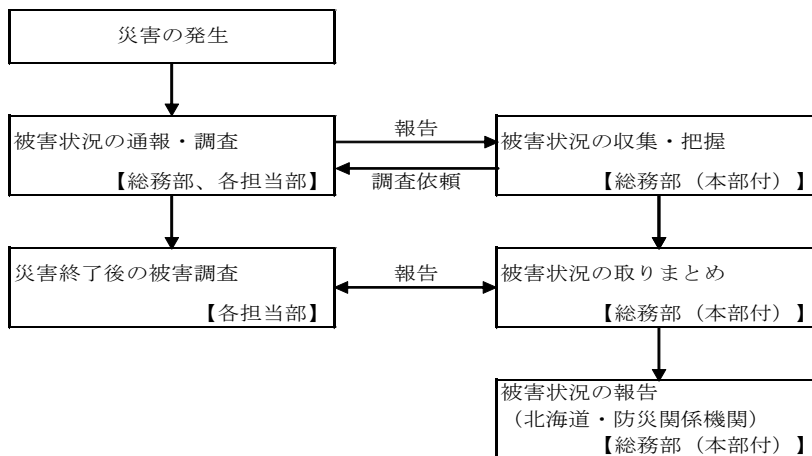
- ◇ 気象庁 (internet) ⇒ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ◇ 国土交通省 (川の防災情報) ⇒ <http://www.river.go.jp/>
- ◇ 国土交通省 (携帯版) ⇒ <http://i.river.go.jp/>
- ◇ 国土交通省 (tel) ⇒ 平取水位観測所 01457-2-3259
富川水位観測所 01456-2-1099
- ◇ 北海道 (internet) ⇒ <http://www.bousai-hokkaido.jp/>
- ◇ 北海道 (携帯版) ⇒ <http://i.bousai-hokkaido.jp/>

第3 被害情報の収集・伝達・報告

災害発生直後から、効果的な応急対策を実施するため、必要となる被害状況の収集、調査及び報告については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 被害情報の通報・調査	総務部、各担当部、日高西部消防組合、門別警察署
2 災害終了後の被害調査	総務部、各担当部、日高西部消防組合
3 被害状況の取りまとめ	総務部
4 防災関係機関への被害の伝達	総務部
5 道への被害報告	総務部

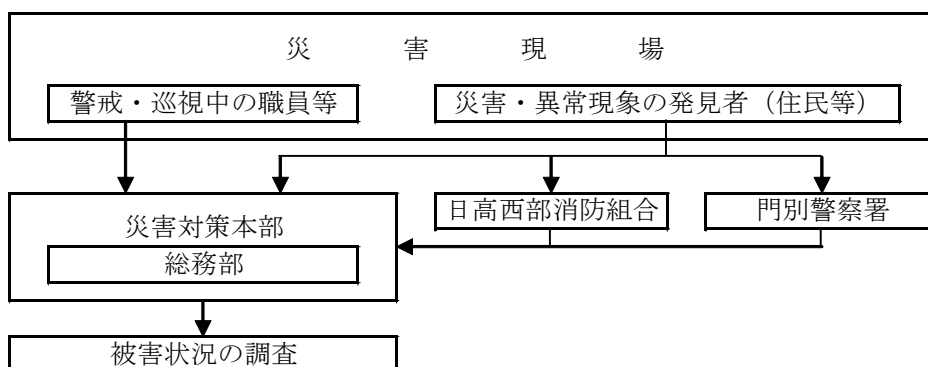
《 被害情報の収集・伝達・報告の流れ 》



1 被害情報の通報・調査

災害が発生し、又は発生するおそれのある異常な現象を発見した場合、以下の系統で被害の状況を把握する。

《 連絡系統 》



(1) 被害状況の調査

異常気象や被害の発生等の通報を受けた場合は、各対策部から調査要員としての職員を派遣して状況を調査する。

※様式集 様式第2号「被害発生連絡票」

(2) 調査の報告

調査結果の報告は、急を要する場合は口頭、電話又は防災行政無線で総務部へ報告し、その後文書により速やかに報告するものとする。

※ 様式集 様式第3号「被害調査表」

2 災害終了後の被害調査

災害後の被害調査は、各対策部の所管する事項について「災害情報等報告取扱要領～別表4 被害状況判定基準」により行い、調査結果については総務部(本部付)へ報告する。

なお、その際の経路として、日高地区に係る被害調査は、地域住民課を経由し総務課へ、門別地区に係る被害調査及び日高西部消防組合の所管に関する報告は直接、総務課へ報告することとする。

3 被害状況の取りまとめ

総務部(本部付)は、各対策部が調査した情報を次の点に留意して取りまとめるものとする。

区 分	留 意 点
被害状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害の全体像の把握 ◇ 現在の被害状況 ◇ 未確認情報の把握
災害終了後の調査	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町全体の被害状況の把握 ◇ 各事項の詳細な内容の整理

4 防災関係機関への被害の伝達

総務部(本部付)は、被害報告を取りまとめ後、直ちに、次の防災関係機関へ通報する。

被害状況通報先	電話番号
北海道日高振興局地域創生部地域政策課	0146-22-9075
日高西部消防組合	01456-2-1521
札幌方面門別警察署	01456-2-0110
その他の防災関係機関	

5 道への被害報告

総務部(本部付)は、災害情報及び被害状況を道の定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、日高振興局を経由し道に報告するものとする。ただし、消防庁の「即報基準」に該当する火災・災害等のうち、「直接即報基準」に該当するものについて、その第1報を消防庁にも直接報告するものとする。また、消防庁長官から要請があった場合、第1報後の報告についても消防庁へ報告することとする。なお、道に報告することができない場合は、直接、国(総務省消防庁)に報告するものとする。

※資料編 資料第18「火災・災害等即報要領」

(1) 被害状況の調査

《 報告の内容及び方法 》

報告の種類	報告の内容	報告の方法	報告先
災害情報	災害の経過に応じ、逐次報告	電話、無線等	日高振興局 地域創生部 地域政策課
被害状況報告	速報 被害発生後、直ちに件数のみ報告	メール	
	中間報告 被害状況が判明次第、報告 報告内容が変化した場合→その都度報告		
最終報告	応急措置完了後、15日以内に報告	文書	

(2) 被害状況の判定基準

被害状況の判定基準は、北海道の「被害状況判定基準」に基づくものとする。

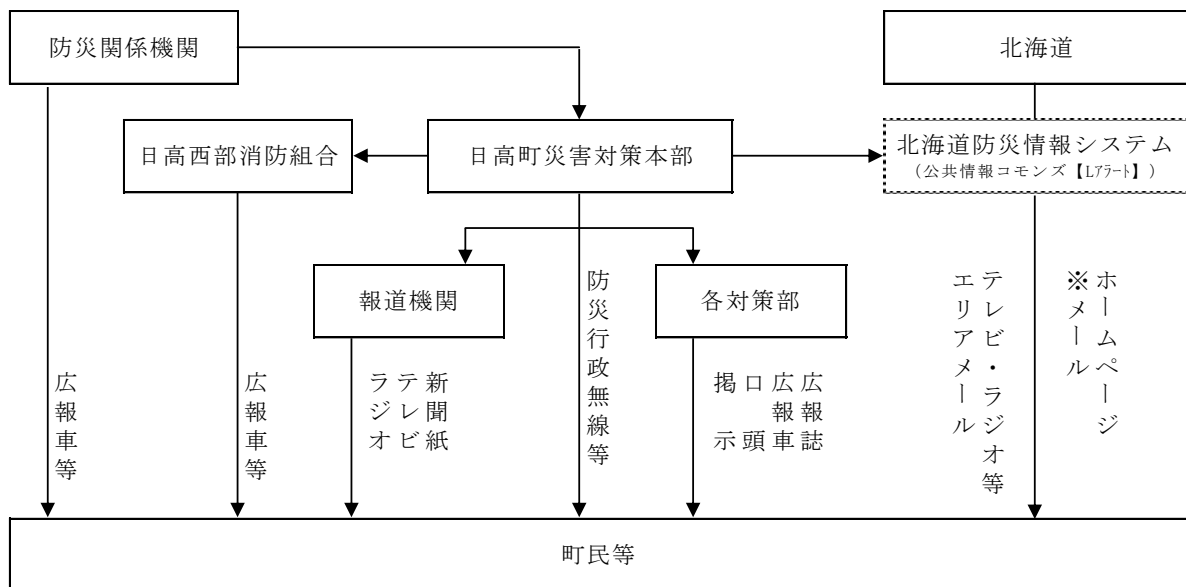
※資料編 資料第19「災害情報等報告取扱要領」

第4 災害広報

災害発生時の避難勧告等や、災害発生後の被害状況、復旧の見込み、生活関連情報等、災害の種類に応じた情報を町民に提供する必要に当たり、広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応等については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 避難広報	総務部、民生部、日高西部消防組合
2 避難所・町民・事業所への広報	民生部
3 報道機関への広報の要請及び対応	総務部
4 防災関係機関の広報	門別警察署、北海道旅客鉄道(株)静内駅、NTT東日本北海道事業部苫小牧支店、北海道電力(株)富川営業所、交通機関、その他

《 町民・被災者への広報の流れ 》



※メールによる配信を希望する場合は、事前登録が必要

1 避難広報

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、各対策部は次のとおり避難広報を実施するものとする。

(1) 広報車等での広報

民生部は広報車、日高西部消防組合・日高消防団は消防車等により、避難広報を実施するが、広報するにあたり降雨状態が激しい等の場合には、車両を一時停止する等、雨音や風音で広報内容の未周知とならない等の手段を適宜実施し、真に効果の出る広報活動を実施するものとする。

(2) 防災行政無線での広報

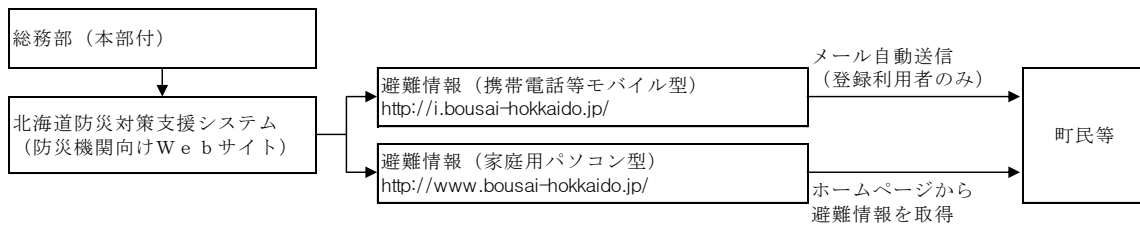
総務部は、防災行政無線により避難広報を実施するものとする。

(3) サイレンでの広報

日高西部消防組合は、防災行政無線や消防車等により、必要に応じてサイレンを吹鳴し、避難広報を実施するものとする。

(4) 北海道防災情報システムによる広報

総務部は、北海道防災情報システムの防災機関向け Web サイトにログインして住民向けの情報を登録し、住民に対して避難情報（自主避難、避難勧告、避難指示、解除）の送信を行うものとする。



2 避難所・町民・事業所への広報

各対策部は、避難所及び町民に対して、災害発生状況に応じた手段で広報活動を行うものとする。

担当部局等	手 段	実 施 内 容 等	備 考
各対策部	広報誌作成配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動の状況、復旧の見通し ・ 給水・食料供給の情報 ・ 被害状況 ・ 復旧状況 ・ 仮設住宅の入居等について ・ 罹災証明、住民サービス情報 等 	必要に応じて実施
民生部	広報車 避難所掲示板・ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所生活の注意事項 ・ 住民サービスの情報等 ・ バスの運行 等 	避難所入口に適宜 掲示

3 報道機関への広報要請及び対応

(1) 避難情報等に関する広報の要請及び方法

「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン」により、避難勧告等が発令されたときは、公共情報コモンズ（Lアラート）を活用し、広く町民に周知することとする。

① 情報伝達方法

町は、避難勧告等を発令（解除）した場合において、「放送を活用した情報伝達」が必要な場合は、公共情報コモンズ（Lアラート）を通じて各放送事業者等に情報伝達を依頼する。

② 情報提供を行う放送事業者等

◇日本放送協会ほか、公共情報コモンズ（Lアラート）に加入している情報伝達者

※資料編 資料第20「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」

(2) 応急対策に関する広報の要請及び方法

総務部は、応急対策に必要な広報を報道機関に要請する。

① 広報内容の受付

総務部は、各部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付ける。

② 記者会見の実施

総務部は、必要に応じて記者会見を行い、情報の提供を行うものとする。

発表者	総務部長
会見場所	本部設置施設内
内容	災害の種別、発生場所、日時、状況、災害応急対策等の状況 等

(3) 取材活動の自粛要請

総務部は報道機関に対し、次の場所での取材活動の自粛を要請するものとする。

- ◇ 災害対策本部内、災害対策支部及び現地対策本部内
- ◇ 避難所内

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合は、以下の広報内容及び手段で応急活動の状況及び復旧の見通し等についての広報活動を行うものとする。

機関名	広 報 内 容
消防機関	火災・避難・救護について広報を実施
門別警察署	避難・交通規制・二次災害発生防止について広報を実施
北海道電力㈱	電力設備の被害や復旧状況について広報を実施
NTT東日本	通信の途絶、利用制限、災害用伝言ダイヤル利用方法の広報を実施
交通機関	被害状況、復旧情報、運行情報を媒体での広報を実施

第5 応援・派遣要請と受入れ

大規模な災害が発生した場合で、自衛隊、北海道、他市町村、各種団体等の応援が必要なときの要請の方法、応援の受入れ等については、次のとおりとする。

実 施 内 容	実 施 担 当 等
1 自衛隊の派遣要請	総務部
2 自治体への派遣要請	総務部
3 応援協定先への応援要請	総務部、福祉部、施設部
4 民間企業等への協力要請	各担当部
5 自衛隊、応援隊の受入れ	総務部
6 ボランティアの受入れ	福祉部

1 自衛隊の派遣要請

災害により、人命又は財産等の保護のため必要がある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、部隊等の災害派遣の要請を日高振興局長に依頼する。

(1) 災害要請の方法

総務部は、原則文書にて要請内容を明確にし、日高振興局長に対し派遣要請を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話で直接要請するものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

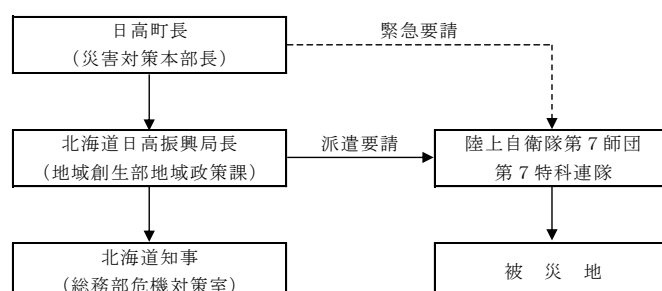
自衛隊に対する災害派遣の目的が達成された場合には、派遣要請と同様に文書をもって撤収依頼を要請することとする。

要請先	北海道日高振興局長（地域創生部地域政策課） 電話（ダイヤルイン）0146-22-9075 北海道総合行政情報ネットワーク 6-610-2191
緊急時	陸上自衛隊第7師団第3部防衛班 電話0123-23-5131（2275）
要請伝達方法	要請文書1部を作成（緊急の場合は電話等で行い、事後要請文書を送付）
派遣要請内容	◇ 災害の状況及び派遣を要する事由 ◇ 派遣を希望する期間 ◇ 派遣を希望する区域及び活動内容 ◇ 派遣部隊が展開できる場所 ◇ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
部隊撤収要請内容	◇ 部隊撤収の理由 ◇ 部隊撤収期日 ◇ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※様式集 様式第4号「自衛隊派遣要請書」

様式第5号「自衛隊災害派遣部隊撤収要請書」

《 自衛隊派遣（撤収）要請の流れ 》



(4) 活動内容

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

◇ 被害状況の調査把握活動	◇ 避難救助活動
◇ 遭難者の搜索活動	◇ 水防活動
◇ 消防活動	◇ 道路、水路の啓開
◇ 応急医療、救護、防疫活動	◇ 人員、物資の緊急輸送活動
◇ 炊飯、給水活動	◇ 物資無償貸与、譲与活動
◇ 危険物保安、除去活動	◇ その他

(5) 経費の負担区分

次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）が、負担するものとする。

◇ 資材費及び機器借上げ料
◇ 電話料及びその施設費
◇ 電気料
◇ 水道料
◇ 汲取り料

その他必要な経費については、自衛隊と町等が協議して決めるものとする。

2 自治体への派遣要請

(1) 北海道への派遣要請

総務部は、知事に対し「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援の要請又は職員の派遣を行う。ただし、緊急の場合は自衛隊派遣要請と同様に、電話・無線等で直接要請し、後日、速やかに文書によって要請するものとする。

要請先	北海道日高振興局長（地域創生部地域政策課） 電話（ダイヤルイン）0146-22-9075 北海道総合行政情報ネットワーク 6-610-2191	
派遣要請書 記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害の状況 ◇ 応援を必要とする理由 ◇ 応援を希望する物資等の品名、数量 ◇ 応援場所及び応援場所への経路 ◇ 応援の活動内容及び期間 ◇ 災害活動に必要な車両等の種類、規格及び台数 ◇ 職員の職種別人員等 ◇ その他必要な事項 	基本法 第68条
職員派遣・ 斡旋要請書 記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 派遣の斡旋を求める理由 ◇ 職員の職種別人員数 ◇ 派遣を必要とする期間 ◇ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ◇ その他必要な事項 	派遣：基本法 第29条 斡旋：基本法 第30条

(2) 道内市町村への派遣要請

他の市町村への要請は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道への要請と同様に行うものとする。

(3) 近隣町村への派遣要請

当町に隣接している近隣の町村への要請は、別途締結した「災害時相互応援に関する協定」により、災害対策本部長の判断により、総務部が応援要請を行うものとする。

(4) 北海道消防防災ヘリコプターの派遣要請

大規模な災害が発生した場合には、広域的・機動的に活動できるヘリコプターを有効活用するため「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」による応援要請を行うものとする。

① 運航体制

ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによる。

② 活動内容

- ◇ 災害応急対策活動
- ◇ 救急活動
- ◇ 救助活動
- ◇ 火災防御活動
- ◇ 広域航空消防防災応援活動
- ◇ その他必要と認める活動

③ 要請要領

ヘリコプター運航要請は、電話により明らかにして行うとともに、速やかにFAXにより、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」及び必要書類を作成し、提出するものとする。

- ◇ 災害の種類
- ◇ 災害の発生日時及び場所、災害の状況
- ◇ 災害現場の気象状況
- ◇ 災害現場の最高指揮者の職・氏名、災害現場との連絡方法
- ◇ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地と地上支援体制
- ◇ 応援に要する資機材の品目と数量
- ◇ その他必要な事項

※資料編 資料第21「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行等の手続き」

資料第22「ヘリコプター離発着場の設置方法」

資料第23「ヘリコプター離着陸可能位置一覧」

資料第24「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航系統」

様式集 様式第6号「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」

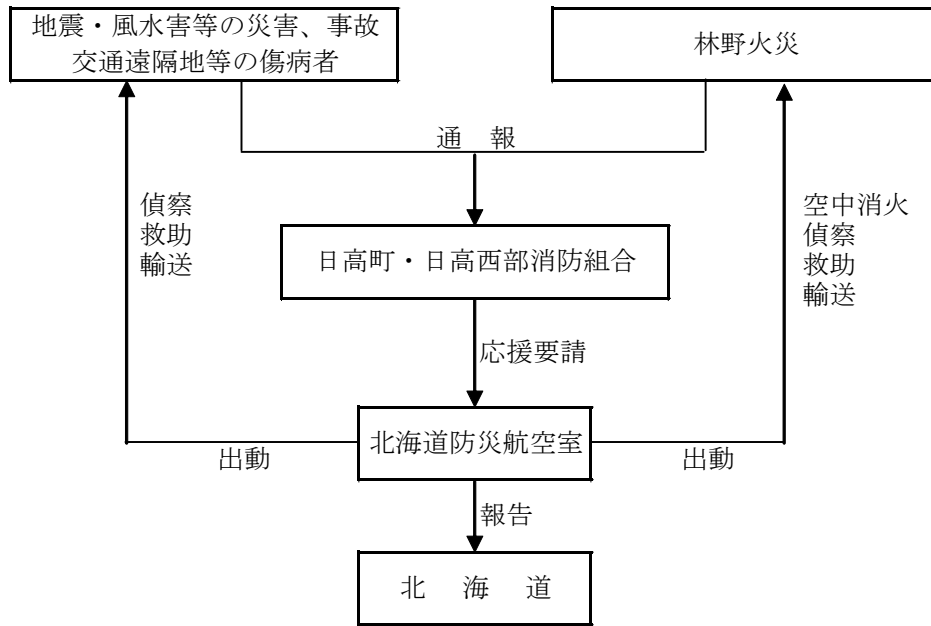
様式第7号「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」

様式第8号「救急患者の緊急搬送情報伝達票」

様式第9号「救急患者の救急搬送処理票」

様式第10号「ヘリコプター搭乗誓約書」

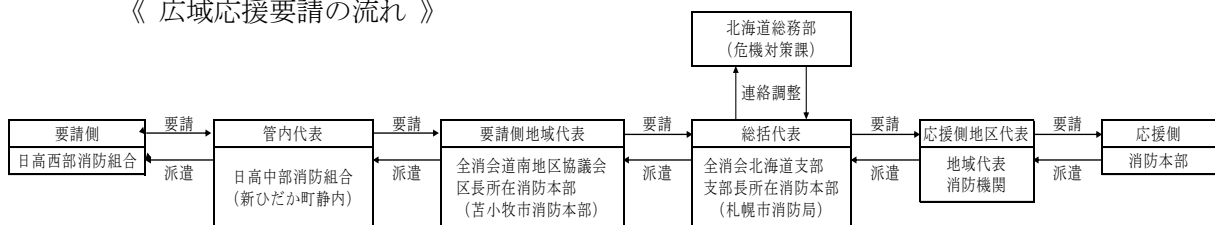
《 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要請の流れ 》



(5) 消防の広域応援要請

大規模な災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道に応援を要請するほか、北海道広域消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援を要請する。又、消防機関は必要に応じて、道に対し、広域航空消防応援、他の都道府県の消防救援隊に応援を要請する。

《 広域応援要請の流れ 》



《 応援要請の方法 》

① 陸上応援要請

◇ 第1要請

町長が、隣接の市町村に対して行う応援要請

◇ 第2要請

町長が、道南地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

◇ 第3要請

町長が、道南地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

② 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

3 応援協定先への応援要請

関係する各対策部は、応援協定に基づく応援要請を、必要に応じ、それぞれ行うものとする。

《 協定の締結先一覧 》

締結協定名	締結先名称	担当部局
災害時相互応援に関する協定	平取町・新冠町・むかわ町・占冠村	総務部
日高地域災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人日高医師会	福祉部
日高地域災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人日高歯科医師会	福祉部
日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会	施設部
日高町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	日高町建設協会	施設部

4 民間企業等への協力要請

各担当部は、次のとおり民間企業等へ協力要請を行うものとする。

要請先(流通備蓄)	内 容
卸売業者、スーパー、仕出組合等	食料、生活必需品
企業	食料、飲料水、資材置場
農業・水産団体	野菜類、穀物、魚介類等
企業、団体	車両、防災資材、医薬品、仮設住宅、応急復旧資機材等

5 自衛隊・応援隊の受入れ

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め決めておくものとする。

(1) 自衛隊の受入れ

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受入体制を準備する。

① 連絡窓口

- ◇ 総務部が担当する。
- ◇ 派遣自衛隊からは、連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。

② 作業計画

- ◇ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。
- ◇ 必要な資機材を確保する。
- ◇ 作業に関係する施設の管理者の了解を事前に取り。
- ◇ ヘリポートの開設準備を行う。

③ 受入場所

- ◇ 宿舎、屋内施設の手配
- ◇ 資材置場、炊事ができる広場の手配
- ◇ 事務のできる部屋、駐車場の手配

(2) 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が確定したときは、次のとおり応援隊の受入体制を準備する。

① 連絡窓口

- ◇ 総務部が担当する。
- ◇ 応援隊から連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。

② 作業計画

- ◇ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。
- ◇ 必要な資機材を確保する。

③ 受入場所

- ◇ 宿舎、屋内施設の手配

(3) 部隊撤収要請

災害対策本部長は、派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、道及び派遣部隊長と協議し、速やかに文書をもって災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

派遣要請先(指定部隊等の長)

1 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部方面総監	防衛部運用室	札幌市中央区 南26条西10丁目	011-511-7116 内線 2574	北海道	北海道全域
第7師団地区 (第7師団長)	第3部防衛班	千歳市祝梅 1016	0123-23-5131 内線 2275 (当直 2208)	石狩、胆振、 空知、日高の 各振興局	第7師団地 区全域

6 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアセンターの設置

福祉部は、社会福祉協議会にボランティアセンターの設置を要請し、ボランティア活動の拠点とする。又、個人ボランティアへの対応もボランティアセンターで行う。

(2) ボランティアの受入れ

活動連絡	◇ 福祉部は、ボランティアセンターの代表者とボランティア活動について打合せを行う。
ボランティアセンターの役割	◇ ボランティアの配置、活動内容の指揮 ◇ 個人ボランティアの登録、配置 ◇ ボランティア活動に必要な資器材の準備
ボランティアの活動内容	◇ 避難所運営の協力、食料・生活必需品の配給・炊出し ◇ 救護所、病院等での医療介助の協力 ◇ 救援物資の受入れ、仕分け

第6 消防活動

大規模な災害により、同時多発的な火災や危険物の漏洩事故等が発生した場合の消火活動、火災原因調査等については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 消火活動	日高西部消防組合、日高消防団
2 火災の警戒	日高西部消防組合、日高消防団
3 火災原因の調査	日高西部消防組合

1 消火活動

(1) 基本方針

- ◇ 町民、自治体、自主防災組織及び事業所は、自ら出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- ◇ 危険物を取扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- ◇ 消防隊は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行うこと。

(2) 消防隊の活動

① 情報の収集

- ◇ 延焼火災の状況
- ◇ 消防車の状況及び通行可能な道路状況
- ◇ 消防水利等の利用可能状況

② 消防活動時の留意事項

- ◇ 風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動の実施
- ◇ 延焼火災が少ない地区の集中消火による安全地区の確保
- ◇ 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路の確保
- ◇ 危険物のある地区の立入禁止措置
- ◇ 病院、避難地、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火
- ◇ 火災現場近くに下敷者が存在する場合の優先的な救出活動

なお、消防隊の活動の詳細は、日高西部消防組合作成の「消防計画」によるものとする。

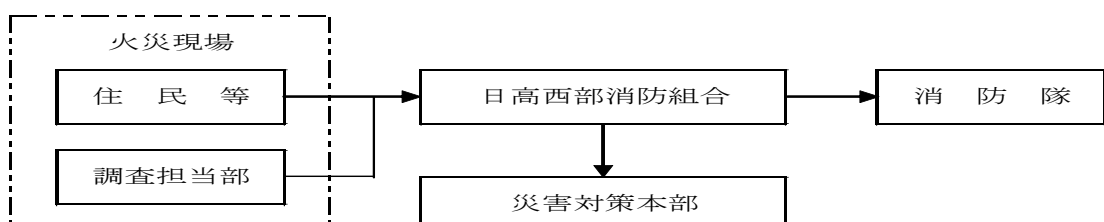
(3) 町民、自治体、自主防災組織及び事業所の活動

火気の遮断	ガス栓、プロパンガスのバルブ等を閉止する。
初期消火活動	火災が発生したときは、消火器、汲み置き水、可搬ポンプ等を活用して、消火活動を実施する。
初期救出活動	近隣に軽微な下敷者を活動時に発見した場合は、防災関係機関に速やかに連絡するとともに、近隣の町民等と協力して救出を最優先的に実施する。

(4) 連絡の流れ

被災地で火災を発見した場合は、次の連絡系統で消防隊の出動を要請する。

《 出動要請の流れ 》



2 火災の警戒

- ◇ 日高西部消防組合、日高消防団は、自治会、自主防災組織、事業所等と協力して町内のパトロールを行うものとする。
- ◇ ガス使用開始時の火災の警戒
- ◇ 停電復旧時の通電火災の警戒
- ◇ 消火後の再燃警戒
- ◇ 放火等の防止警戒

3 火災原因の調査

日高西部消防組合は、発生した火災について、その原因、被害等の調査のため、現場検証を行うものとする。

第7 救助・捜索

土砂災害、出水等により負傷者や要救出者が発生した場合、各機関は連携して救出活動にあたるものとし、その活動については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 救出・捜索要員の編成	救助部、日高西部消防組合、日高消防団
2 救出资機材の確保	総務部、関係機関
3 救出・捜索活動の実施	日高西部消防組合、日高消防団
4 行方不明者リストの作成	総務部
5 救護所(病院)への傷病者の搬送	日高西部消防組合、医療部
6 警察署による活動	門別警察署

1 救出・捜索要員の編成

救出・捜索要員は、原則として複数名で編成する。又、付近の町民に呼びかけ、地域の状況に精通した者の協力を求めるものとする。

なお、救出・捜索活動においては、状況に応じ対策本部を設置するとともに、各隊編成毎に長を決め、迅速かつ的確な活動に努めるものとする。

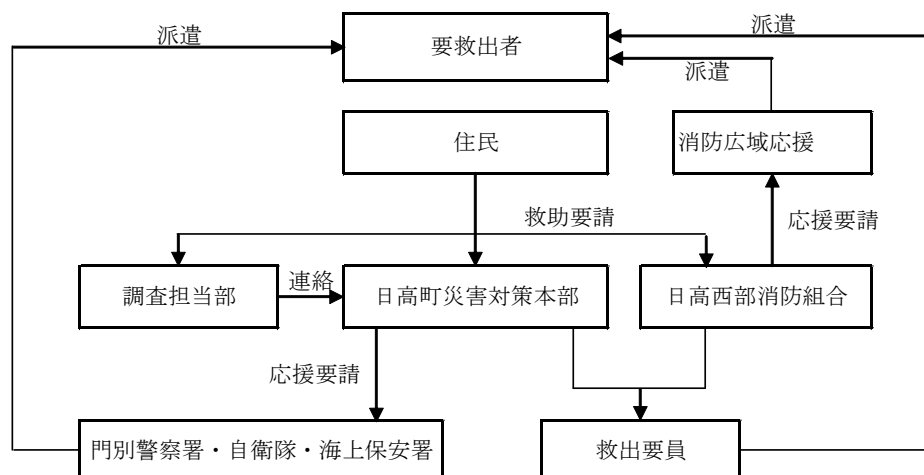
2 救出资機材の確保

- (1) 初動活動期における救出资機材は、原則として関係機関が保有するものを活用することとする。
- (2) 救出资機材等に不足が生じた場合は、道や民間業者等から不足分を調達することとする。

3 救出・捜索活動の実施

- (1) 救助部、消防機関等は、災害により生命・身体が危険になった町民の救助救出にあたるが、救助力が不足し対応しきれない場合は、門別警察署、自衛隊、海上保安署等に救出要員の派遣を要請し、救出活動を実施するものとする。災害派遣を目的とした場合の自衛隊の派遣要請については、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」を準用する。

《 救出・捜索活動の流れ 》



(2) 救出・捜索活動の実施

救出・捜索活動は、行方不明者リスト（総務部が作成）に基づき、救助部と消防機関が、門別警察署、自衛隊、海上保安署等に協力を要請し実施する。

- ◇ 捜索活動中に遺体を発見した時は、災害対策本部又は門別警察署に連絡する。
- ◇ 発見した遺体は、発見日時、場所、着衣、特徴等と発見者名を記載したメモを添え、身元を確認する。
- ◇ 救出及び捜索の実施期間は、下記を原則とする。（救助法第4条、救助法施行令第3条及び厚生省告示第144号）

災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内
死体の捜索	災害発生の日から10日以内

(3) 救出・捜索活動の実施報告

救出・捜索実施者は、活動状況について詳細に記録することとする。
 ※様式集 様式第11号「遺留品処理表」
 様式第12号「被災者救出状況記録簿」

4 行方不明者リストの作成

所在の確認できない町民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼、届出の受付は、次のとおり行う。

- ◇ 総務部は、庁舎内に「行方不明者相談所」等を開設し、届出窓口とする。
- ◇ 届出を受けた時は、行方不明者の下記事項について、可能な限り詳細な情報を聞き取りし、記録する。
 ①住所、②氏名、③年齢、④性別、⑤身長、⑥体重、⑦着衣、⑧その他の特徴
- ◇ 届出については、まず避難者名簿で確認し、不明者については「行方不明者リスト」を作成するものとする。
- ◇ 行方不明者リストについては、門別警察署長に対して1部送付するものとする。

※様式集 様式第13号「行方不明者等の捜索受付書」、
 様式第14号「要捜索者名簿」

5 救護所(病院)への傷病者の搬送

次のとおり救護所等へ傷病者の搬送を行うものとする。

緊急搬送	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 救護所への傷病者の搬送は、救急措置を要する者を優先とする。 ◇ 搬送は、日高西部消防組合、医療機関等の車両によるほか、必要に応じ道の防災ヘリコプター等により行うものとする。 ◇ 救護所等から後方医療施設への移送を行うものとする。
傷病者多発発生時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 多数傷病者発生時の救急活動の方法に基づき、応急活動を実施するものとする。 ◇ 災害の状況等を判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊等との連携を図り、救護活動を行うものとする。 ◇ 救護能力が不足する場合は、救護所、医療機関への輸送協力を求め、効率的な活動を行うものとする。 ◇ 町立病院は、職員（医師・看護師）を招集し、傷病者の受け入れ体制を整えることとする。 ◇ 各対策部は連携を図り、町有バスの要請、保健師の確保、傷病者の氏名の確認、マスコミの対応等を行うものとする。

6 警察署による活動

次のとおり救出、緊急搬送を行うものとする。

(1) 救出及び緊急搬送

- ◇ 救出救護活動は、倒壊家屋の多発地点、病院、学校等多人数の集合する場所を重点に行う。
- ◇ 救出した負傷者は、応急措置を施した後、救護所に引継ぐか、車両等を利用して医療機関に搬送することとする。

第8 応急医療・救護対策

大規模な災害において、多数の負傷者に対する医療救護活動と避難生活が長期化した場合の避難者の健康管理、精神ケアなど、必要となる応急医療については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 医療救護班の編成	福祉部、医療部
2 医薬品、資機材の調達	福祉部、医療部
3 救護所の設置	福祉部
4 救護所の活動	医療部
5 後方医療体制の確立	福祉部
6 後方医療施設へ搬送	日高西部消防組合
7 町外医療施設への搬送	医療部、日高西部消防組合
8 透析患者の救護対策	医療部
9 歯科医療救護活動	福祉部
10 巡回医療の実施	福祉部
11 救護活動状況の記録	福祉部、医療部
12 活動中の事故等	福祉部、医療部

1 医療救護班の編成

(1) 医療救護班

町立病院及び私立病院等の医師・看護師その他の職員をもって医療救護班を編成する。

班名	班 長	班 員		担当区域
		看護師	事務連絡	
日高班	日高国保診療所長	3	事務員	日高地区全域
富川班	鎌田病院長	3	事務員	富川（東・西・南・北・駒丘）、平賀、富浜、福満
本町班	門別国保病院長	5	事務員	門別本町、旭町、幾千世、緑町、庫富、広富、豊郷、清島、賀張
厚賀班	勤医協厚賀診療所長	3	事務員	厚賀町、美原、豊田、正和、三和

※協定書 協定第7「日高地域災害時の医療救護活動に関する協定書」

(2) 要請及び出動

福祉部は、必要により、次のように医療救護班の編成及び出動を要請する。

状 況	要 請 及 び 出 動
災害により多数の傷病者が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町内在住の医師に対し、医療救護班の編成、出動を要請する。 ◇ 日高医師会（事務局）に対し、災害医療救護隊（班）の出動を要請する。 ◇ 状況に応じ、知事に対し必要な措置を要請する。 ◇ 災害急性期においては、必要に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
医療関係者が自ら必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 要請を待たずに、医療救護班を編成し、出動する。 ◇ 出動後、直ちに災害対策本部長へ通報する。

※ 災害派遣医療チーム(DMAT)とは、Disaster Medical Assistance Teamの略で、被災地での応急治療や患者搬送のために、専門のトレーニングを受けた医療チームのこと。

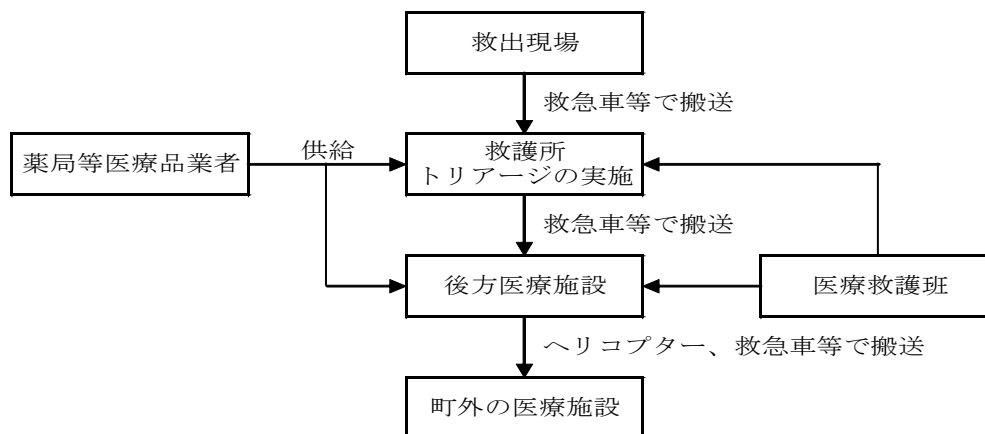
医師・看護師・調整員で構成されるDMATは、災害発生から概ね48時間以内にヘリや航空機など機動力を生かして現場へ投入される。

(3) 道により編成される救護班

道は、災害対策本部長から要請があったときは、道防災計画に基づき救護班を編成し、医療機関等の応援を得て派遣する。

北海道により編成される救護班	編 成
◇ 日赤救護班 ◇ 北海道医師会救護班 ◇ 道立病院救護班 ◇ 国立医療機関救護班 ◇ その他公的医療機関救護班	医師、看護師、その他補助職員

《 応急医療の流れ 》



2 医薬品、資機材の調達

(1) 医薬品、医療用資機材の調達方法

医薬品、医療用資機材等の確保は、原則として次のとおり行うものとする。

- ◇ 医療用資機材は、医療部において調達するが、不足する場合等には道へ供給要請をし、薬品卸売業者や他の医療機関から供給を受けるものとする。
- ◇ 町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材等については、備蓄医薬品等の活用又は業者からの調達により確保する。
- ◇ 町の要請で出動した医療救護班が使用する医薬品等は、町で調達したもので対応する。又、不足し、自己が携行したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。
- ◇ 飲料水や洗浄、医療品の給水は、施設部に要請する。

※資料編 資料第16「災害時における緊急医薬品の供給について」

(2) 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字北海道支部(北海道赤十字血液センター)に供給を依頼する。又、必要に応じて町民に献血の呼びかけにより採取することとする。

3 救護所の設置

救護所は、町内の病院に設置する。なお、必要に応じ災害現場や災害現場に近い公共施設を現地救護所とすることができる。福祉部は、地域の病院と協力して救護所の環境を整える。

- ◇ 飲料水や洗浄、医療用の給水は、施設部に要請する。
- ◇ 電気、電話等通信手段は、総務部を通じて北海道電力(榎富川営業所、NTT東日本北海道苫小牧支店)に要請する。

※資料編 資料第17「医療機関の状況」

様式集 様式第15号「救護所開設状況報告」

4 救護所の活動

救護医療の活動及び内容によっては、原則として医療部が救護所で、次のとおり実施する。
又、災害の状況によっては、被災地等で救護医療活動を実施する。

- ◇ 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージタグ）
- ◇ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ◇ 中等傷者以上に対する応急措置
- ◇ 転送困難な患者に対する医療の実施
- ◇ 死亡の確認
- ◇ 助産活動

【トリアージについて】

トリアージ：災害発生時等に多数の傷病者が大量に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することを言う。

トリアージタグ：トリアージの際に用いる識別票で、災害現場で救助された傷病者は、トリアージ区分され、タグが付けられる。その識別に基づき、後方医療機関に運ばれ、必要な措置、治療を受けることとなる。

5 後方医療体制の確立

福祉部は、町内の一般病院・医院等の被災状況と収容可能なベッド数を速やかに把握し、救護所・現地救護所から搬送される重傷病者を収容する収容医療機関を確保する。なお、町外への転送が必要な場合は、道又は近隣市町村へ要請するものとする。

6 後方医療施設へ搬送

救護所で治療できない重傷病者は、次のとおり後方医療施設へ搬送する。

(1) 重傷病者の搬送体制

救護所から後方医療施設への搬送については、日高西部消防組合が道及びその他関係機関の協力を得て行うものとする。

(2) 搬送の方法

各救護所から日高西部消防組合に搬送を要請する。

重傷病者が多数の場合は、警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て担架、バス等で搬送するものとし、緊急を要する場合は、ヘリコプターにより搬送する方法に関し、速やかに実施するものとする。

7 町外医療施設への搬送

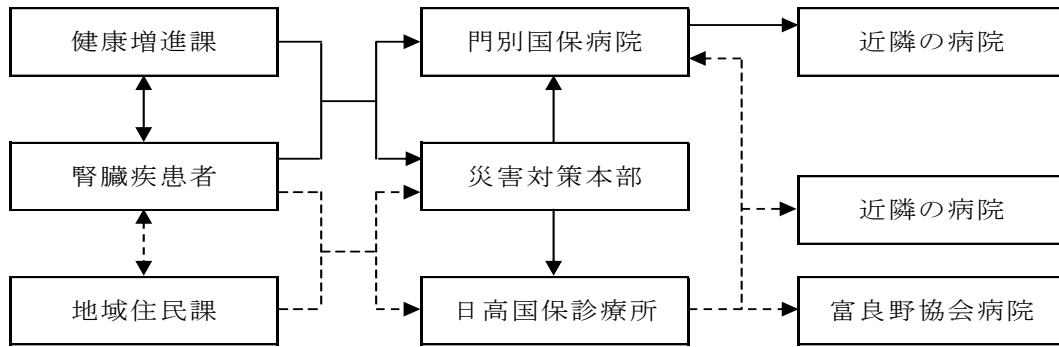
医療部は、重傷者を町外医療施設へ搬送する場合、日高西部消防組合若しくは総務部に依頼するものとし、依頼された総務部は、道又は自衛隊への派遣要請を依頼するものとする。

8 透析患者の救護対策

透析患者は、人工透析器、大量の医療用水が必要で、患者の様態に応じた対応が必要なため、医療部は、次により透析患者対策を実施する。

- ◇ 施設のある門別国保病院や北海道社会事業協会富良野病院等へ要請するものとする。
- ◇ 患者や患者の家族と絶えず連絡をとり、透析の必要な患者の透析スケジュールを作成する必要がある。
- ◇ 患者が透析中は、患者の看護のため家族やボランティア等の協力を得ることとする。

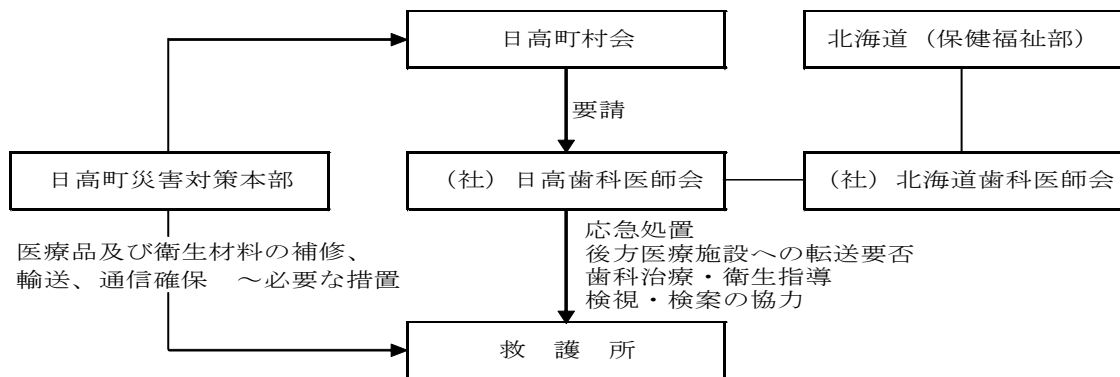
《 透析患者受入れ等の流れ 》



9 歯科医療救護活動

福祉部は、災害時に歯科医療救護活動を実施する必要がある場合、日高町村会を經由して、社団法人日高歯科医師会に対し、救護班の編成及び派遣を要請する。

《 歯科医療救護活動の流れ 》



10 巡回医療の実施

大規模な災害にかかわった人たちの心のケアを含めた対策が必要となる。

(1) 巡回医療班の編成

福祉部は災害発生から一週間後を目安に、長期的な医療や心のケア対策として、巡回医療班の編成を行う。巡回医療班は、避難所等の巡回計画を作成し、避難所で定期的な医療活動を行う。

(2) 避難所救護センターの設置

避難所における避難活動が長期にわたると見込まれるときは、道及び医療救護班と協力して避難所内に避難所救護センターを設置する。

11 救護活動状況の記録

救護活動に従事した者は、その活動に関する記録を作成することとする。

※様式集 様式第16号「救護班活動状況」

様式第17号「病院診療所医療実施状況」

様式第18号「助産台帳」

協定書 協定第7号「日高地域災害時の医療救護活動に関する協定書」

協定第8号「日高地域災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」

1.2 活動中の事故等

医療救護活動の派遣等要請中の職員が、当該災害対応中に事故等が発生した場合は、直ちに災害対策本部に連絡するものとする。歯科医療救護活動中に、医療救護同様の事故等が発生した場合も同様とする。

- ※様式集 様式第19号「事故報告書」
様式第20号「事故(疾病・死亡)者概要」

第9 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

災害発生時において、危険箇所から逃れるための迅速な避難活動と避難所における避難者の把握、物資等の供給、衛生条件の確保、要配慮者への対応等必要な対策については、次のとおりとする。

実 施 内 容	実 施 担 当 等
1 警戒区域の設定	門別警察署、日高西部消防組合、日高消防団、総務部
2 避難勧告・指示、誘導	門別警察署、日高西部消防組合、日高消防団、総務部
3 避難所の開設	民生部
4 避難所の運営	民生部
5 避難所の統合、廃止	民生部
6 飲料水、生活用水の供給	施設部
7 食料、生活必需品の供給	総務部
8 避難者への配慮	民生部

1 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命を守るため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限し、又は禁止し、若しくは退去を命ずることができる。

その発令権者、区域設定要件、根拠法令については次に示すとおりである。

発令権者	区 域 設 定 要 件	根 拠 法 令
災害対策本部長	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、町民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき。	基本法第63条
警察官又は海上保安官	上記の場合において、災害対策本部長又はその委任を受けた町職員が現場にいないとき、若しくは災害対策本部長から要求を受けたとき。	基本法第63条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、災害対策本部長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職権を行使する者がいないとき。	基本法第63条
消防吏員 消防団員	災害の現場等において、消防活動の確保を図るため必要などとき。	消防法第28条の準用

なお、警戒区域を設定する場合は、次の要領で行うものとする。

- ◇ 時期を失することのないよう、迅速に実施すること。
- ◇ 設定範囲は、災害現象の規模や拡大方向を考慮して決定し、不必要な範囲まで設定しないよう十分留意すること。
- ◇ 対象区域の町民に設定理由の周知を徹底すること。（解除時も同様）
- ◇ 区域は、道路・河川・字名等で設定すること。

2 避難勧告・指示及び避難準備

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、避難準備（要配慮者避難）情報を必要に応じて伝達する。

(1) 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

発令権者	区 域 設 定 要 件	根 拠 法 令
災害対策本部長	◇ 町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、勧告又は指示を行う。	基本法第60条
警察官又は海上保安官	◇ 災害対策本部長から要請があったとき。 ◇ 災害対策本部長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ◇ 町民の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	基本法第61条 警察官職務執行法第4条(昭和23年7月12日法律第136号)
自衛官	◇ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた職員(洪水等は水防管理者を含む)	◇ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき、必要と認める区域内の居住者に対して立ち退くべきことを指示する。 ◇ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の町民に対して立ち退くべきことを指示する。	地すべり等防止法第25条(昭和33年3月31日法律第30号) 水防法第22条
消防長 消防署長	◇ ガス、火薬又は危険物の漏えい、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれがあるとき。	消防法第23条の2

(注)「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合いに対応しており、「指示」は被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるためのものである。

なお、避難の勧告、指示又は避難準備情報に当たっては、次の事項を目安とする。

- ◇ 災害等の拡大により、町民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- ◇ がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近の町民に生命の危険が認められるとき。
- ◇ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又そのおそれがあり、町民の生命に危険が認められるとき。
- ◇ その他災害により、災害対策本部長が必要と認めるとき。

又、避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知については、消防機関等の関係機関の協力を得て、地域住民に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図ることとする。

- ◇ 避難の勧告、指示又は避難準備情報の理由及び内容
- ◇ 避難場所及びその経路
- ◇ 火災、盗難の予防措置等
- ◇ 携帯品等その他の注意事項

(2) 危険地帯の避難誘導

危険地帯の避難誘導は、次のように行うものとする。

- ◇ 民生部は、避難の勧告、指示又は避難準備情報の発令後、予め指定する避難所にそれぞれ複数の町職員を派遣する。
- ◇ 派遣された職員は、警察官、消防機関、自治会・町内会、自主防災組織等の協力により、町民等の危険地域から安全な地域への避難誘導に努めること。
- ◇ 学校、保育所・幼稚園、事業所等多数の人が集まる施設における避難誘導は、その施設の責任者、管理者が行うものとする。

(3) 避難者の携帯品

避難時の携行品は次の物とし、避難時に呼びかける等の方法で周知する。

- ◇ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの。）
- ◇ 一人2食分位の食料、2～3リットルの飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- ◇ 動きやすい服装、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じて防寒具等

(4) 避難の誘導方法

避難誘導の方法は、次のように行うものとする。

- ◇ 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人の避難を優先する。
- ◇ 状況が許す限り指示者が、予め経路の安全を確認し、徒歩により避難する。
- ◇ 家財の持ち出し等は、危険なので中止させること。

3 避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(1) 開設の担当

民生部は、避難所の開設にあたり所管する施設へ連絡・通報する。又、指定避難所の開設が必要な場合には、被害状況に応じて開設する避難所を決定し、それぞれの所管する施設へ連絡するものとする。災害状況により、緊急に開設する必要があるときは、施設の責任者、勤務職員又は最初に到着した町職員が実施するものとする。

勤務時間外（夜間、休日）に避難所を開設する場合は、民生部、教育部が行うものとする。

※資料編 資料第14「地区別避難所・避難場所一覧」

(2) 開設の手順

- ① 電話、無線等により避難所開設を施設の管理者（学校長、生活館等の管理委託者）に要請する。又、夜間・休日・不在時等は、地域指定職員又は町職員が行うものとする。
- ② 既に避難者がいるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。
- ③ 要配慮者専用スペースを確保し、案内する。
- ④ 避難者収容スペースの決定、誘導を行う。

(3) 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し看板等で明示するとともに、避難所運営の責任者の所在を明確にすること。

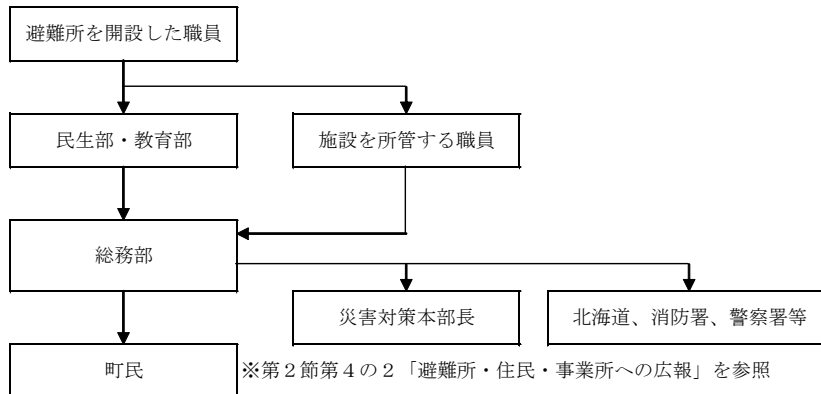
なお、事務所には要員を常時確保し、「避難者名簿」及び「避難者カード」、事務用品等を準備すること。

※様式集 様式第21号「避難者名簿」

様式第22号「避難者カード」

(4) 避難所開設の報告

避難所開設の報告は、次のとおり行うものとする。



4 避難所の運営

(1) 運営の担当者

避難所の運営は、民生部が派遣する複数の職員（うち1人を責任者）が担当し、避難者の取りまとめ等の運営は、避難者の代表と連絡をとり、自主運営の形で行うものとする。又、ボランティア、自治会、自主防災組織等とも協力して運営を行うものとする。

(2) 運営の手順

避難所に派遣された職員は、次の事項を行うものとする。

- ◇ 避難者カード及び名簿の作成
- ◇ 居住区域の割り振り
- ◇ 食料、生活必需品の請求、受取り、配給
- ◇ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- ◇ 運営記録の作成
- ◇ 生活ルールの作成

(3) 運営上の留意事項

① 避難者カード及び名簿の作成

避難所の職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示し、集まった避難者カードを基にして、避難者名簿を作成するとともに民生部へ報告する。民生部は、各避難所の避難者名簿をまとめて、その写しを総務部へ報告する。

② 避難所運営状況及び運営記録の作成

避難所は、次のように避難所の状況について、報告・記録する。

- ◇ 責任者となる職員は、避難所の運営状況について、一日一回民生部へ報告する。
- ◇ 傷病人の発生等、特別の事情がある時は、必要に応じて報告するものとする。
- ◇ 避難所の運営記録として、避難所状況報告書を作成する。

※様式集 様式第23号「避難所状況報告書」

③ 避難者代表の役割

避難者代表の役割は、概ね次のとおりである。

- ◇ 各対策部から避難者への指示、伝達事項の周知
- ◇ 物資の配布活動等の協力
- ◇ 避難者の要望等の取りまとめ
- ◇ 防疫活動等への協力
- ◇ 施設の保全管理

④ プライバシーの確保等

避難者の状況を早期に把握し、避難場所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

⑤ 避難者の健全な住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

⑥ 自主防災組織等の協力

必要に応じ避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

5 避難所の統合・廃止

民生部は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行うものとし、その運営の推移については、適宜、総務部に報告することとする。

6 飲料水、生活用水の供給

避難所職員より飲料用水、生活用水の必要量の報告を受けた民生部は、施設部へ調達を要請する。又、避難所職員は、給水方法、秩序づくりにも配慮する。飲料水、生活用水の供給については、第2節第13の「生活救援対策」を参照のこと。

7 食料、生活必需品の供給

避難所の職員は、食料、生活必需品その他物資の必要数をまとめ、民生部に報告し、総務部より調達を受ける。

食料や物資を受け取った時は、その都度、記録のうえ、配給を行うものとする。食料、生活必需品等の供給については、第2節第13生活救援対策中の「7食料の供給」、「8炊出しの実施」、「9生活必需品の確保」を参照のこと。

※様式集 様式第24号「避難所における物資受払簿」

8 避難者への配慮

(1) 避難期間長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次の対策を実施することとする。

実施対策等	実施上配慮する事項
長期化対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 畳、布団、毛布、暖房器具、洗濯機の調達 ◇ 報道機関等の取材、立入りの制限 ◇ 防犯に努めるほか、被災者の精神安定の配慮 ◇ 衛生管理(医療、トイレ、清掃、ゴミ等)
要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 福祉避難所の開設 ◇ ボランティアによる健康診断や相談業務、介護等の協力 ◇ 避難スペースの優先的割当て、福祉仮設住宅への入居

(2) 避難者の移送、受入れ

災害対策本部長は、被災者の移送、受入れに関して、次の事項を行うものとする。

移送・受入れ	対応状況	対処事項
被災者の他地区への移送	被害が甚大なため、町の避難所に被災者を収容しきれない場合	日高振興局に対し、他市町村等への移送を要請する。
他地区からの被災者の受入れ協力	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 日高振興局から、他地区の被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合 ◇ 応援協定を締結した町より要請を受けた場合 	応援協定締結町へ要請する道防災計画、又は締結協定書の定めるところにより行う。

第10 遺体の処理・埋葬

大規模な災害が発生により、多数の犠牲者が発生した場合に必要な遺体の検死、処理、納棺資材の確保、遺体の安置、埋葬等については、次のとおり行うものとする。

実 施 内 容	実 施 担 当 等
1 納棺用品等資材の確保	民生部
2 遺体の検案、処理	民生部
3 遺体の安置	民生部
4 埋葬	民生部

1 納棺用品等資材の確保

遺体を納めるための「棺」や保存のためのドライアイスは、町内葬儀業者及び近隣葬儀業者等から確保するものとする。又、捜索、収容、火葬に必要な人員及び処理のための施設の確保を合わせて行うものとする。

2 遺体の検案、処理

警察官による行政検視又は司法検視及び医師による遺体の検案を受けた後、遺体の処理の引継ぎを行うこととする。

- ◇ 警察官が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
- ◇ 遺体の検案は、死亡診断書のほか洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。
- ◇ 身元が判明し、遺族等の引取りがある場合、遺体で引渡すものとする。
- ◇ 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣その他特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- ◇ 検案を終えた遺体は、民生部が各機関の協力を得て、災害対策本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送し保管する。

（注）検案：死因等について法医学的な検査等をいう。

検視：変死者の死体を取り調べることであり、犯罪に寄与するか否かにより、行政検視と司法検視（司法解剖）等に分けて調べることである。

3 遺体の安置

検案を終えた遺体については、門別警察署や自治会・町内会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり収容・安置をするものとする。

- ◇ 付近の寺院の承諾を得て遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、広場・避難所等へ仮安置所を設置するものとする。
- ◇ 葬儀業者に協力を要請し、納棺用品等必要な器材を確保する。
- ◇ 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- ◇ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- ◇ 遺族その他から遺体引取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記入し引渡すものとする。
- ◇ 遺体の埋火葬許可証の発行を求めること。

※様式集 様式第25号「遺体処理台帳」

4 埋葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族がない場合は、応急的な遺体の埋葬を行うものとする。

- ◇ 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- ◇ 遺体が多数のため霊葬場で処理できないときは、近隣市町村の霊葬場に協力を依頼する。
- ◇ 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。
- ◇ 遺族等から遺骨、遺留品の引取希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ、引渡すものとする。
- ◇ 遺骨の引取人がない場合は、災害対策本部長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。
- ◇ 埋葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

※様式集 様式第26号「埋葬台帳」

第11 交通対策・緊急輸送対策

大規模な災害が発生した場合、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材、要員の輸送等の交通対策が、応急対策の生命線となる。交通規制や緊急輸送路の確保、トラック、船舶、ヘリコプター等輸送手段の確保については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 交通規制	門別警察署、総務部、施設部
2 緊急輸送路の確保	門別警察署、総務部、施設部
3 緊急輸送車両の確保	門別警察署、施設部
4 緊急的な輸送	門別警察署、総務部、施設部
5 輸送拠点の設置	総務部

1 交通規制

(1) 実施機関の交通規制

次の各機関は、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するため、交通検問所を設置する等の交通規制を実施するものとする。

実施機関、交通規制の状況、その法的根拠等については、以下に示すとおりである。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容等
北海道公安委員会	道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるとき	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条 歩行者、車両等の安全確保
	道内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、災害応急対策上必要があると認めるとき。	基本法第76条 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限
門別警察署長	道路における危険防止とその他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるとき。	道路交通法第5条又は第114条の3 歩行者、車両等の安全確保
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるとき。	道路交通法第6条又は第75条の3 基本法第76条の3第1項 車両等の通行の禁止、制限
	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨げとなるとき。	基本法第76条の3第1項及び第2項 当該車両の移動その他必要な措置を命じることができる。
自衛官及び消防吏員		基本法第76条の3第3項及び第4項 警察官がその場にはいない場合に限り職務の執行ができる。
道路管理者	道路の損壊、欠壊その他の事由により車両の往来が危険であると認められるとき。	道路法(昭和27年法律第180号)第46条 区間を定めて通行を禁止又は制限

(2) 交通規制情報の収集

総務部は、門別警察署に連絡し、交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集するとともに、各対策部へ伝達するものとする。又、交通規制の実施の報告を受けたときは、直ちにその内容を報道機関の協力を得てその周知に努めるものとする。

2 緊急輸送路の確保

(1) 道路の確保順位

施設部は、被災後の緊急輸送活動を円滑に実施するために、緊急輸送路を確保する。

- ◇ 災害対策本部長の指示に基づき、主要な路線から確保することとする。
- ◇ 主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線を確保することとする。

(2) 道路確保作業の内容

- ◇ 道路の被害状況の調査
- ◇ 緊急輸送路の決定（応急・復旧を含む。）
- ◇ 道路管理者、警察への復旧・交通規制の要請及び通報

3 緊急輸送車両の確認

(1) 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両として確認される車両は、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者（災害対策本部長）又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

(2) 緊急通行車両の確認

緊急輸送車両であることの確認、標章、証明書の交付は、知事（日高振興局長）又は北海道公安委員会（門別警察署長）に対し、所定の書類をもって要請する。

(3) 緊急通行車両の使用

施設部は、緊急通行車両として使用する場合、各車両毎に「緊急通行車両確認証明書」、「通行標章」の交付を受ける。

「通行標章」は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見易い箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官から提示の指示を求められたときは、これを提示する。

(4) 緊急通行車両の事前届出

北海道公安委員会は、町が保有する車両等で、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうか審査を行い届出済証を交付する。

施設部は、届出済証の交付を受けた車両については、門別警察署に当該届出書を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

※資料編 資料第25「緊急通行車両確認証明書の様式及び標章」

4 緊急的な輸送

(1) 緊急輸送の方法

被災地域の状況に応じ、次の方法により輸送計画を作成する。

陸上輸送	陸上輸送は、町有車両の他、トラック事業協同組合等に応援を要請する。
鉄道輸送	鉄道輸送は、JR北海道に要請する。
海上輸送	海上輸送は、海上保安署に要請する。又、使用する港は、港を管理する者と協議して利便性の高い港を使用する。
航空輸送	北海道の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターを要請する。

(2) 車両・燃料の調達

施設部は、車両の借上げ、燃料の調達について、次のとおり行うものとする。

町有車両の把握	調達可能な町有車両の状況について把握する。
車両の借上げ	町有車両では対応が困難な場合は、輸送業者等から借上げるものとし、費用について、別途協議することとする。
燃料の調達	各担当部の使用する車両用燃料については、町内の取扱い業者より調達する。

※様式集 様式第27号「輸送記録簿」

(3) 配車手続き等

各対策部の配車手続きの方法、配分は次のとおりとする。

- ◇ 施設部は、町有車両を総合的に調整し、各対策部に配分する。
- ◇ 各対策部の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て、総合的に調整し配車する。
- ◇ 車両の運行に必要な人員は、原則として各部の要員をもって充てることとする。

(4) 輸送対象の優先

輸送対象の優先順位は、概ね次のとおりとする。

- ◇ 負傷病者、要配慮者等の被災者
- ◇ 被災者の避難のための対策要員の輸送
- ◇ 医療救護における対策要員、資機材の輸送
- ◇ 被災者救出のための対策要員、資機材の輸送
- ◇ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- ◇ 飲料水の供給のための物資輸送
- ◇ 救助物資の輸送
- ◇ 遺体の捜索及び処理のための物資輸送
- ◇ 埋葬のための物資の輸送
- ◇ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

5 輸送拠点の設置

(1) 集積場所

福祉部が調達した物資や他縣市町村等からの救援物資を受け入れ、保管し、配布するための集積場所は、役場庁舎又は交通及び連絡に便利な公共施設の中から適宜選定するものとする。補完施設は適宜選定するものとする。

(2) ヘリコプター離着陸場

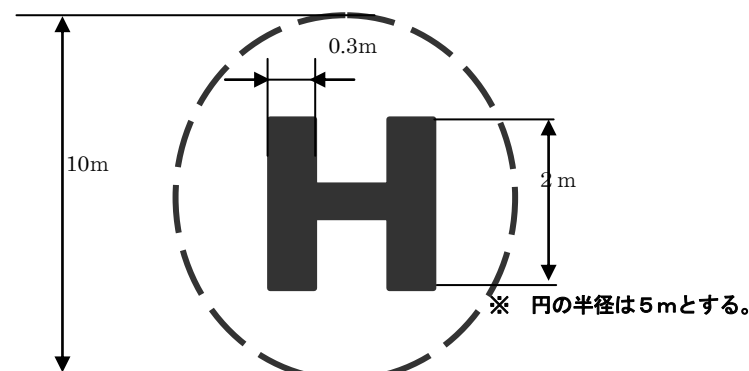
総務部は、ヘリコプターの離着陸予定地を設定することとする。

※資料編 資料第23「ヘリコプター離着陸可能位置一覧」

(3) ヘリコプターの発着対応策

① 吹出し等によって風向を表示すること。

離着陸地点は、次の表示をしなければならない。



- (4) 発着地点の連絡は、目印となるものを日高振興局長に報告すること。
- (5) 止むを得ず、夜間帯のフライトの場合は、発着予定の四方に「赤色回転灯」を設置しなければならない。
- (6) ヘリコプター離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制を講ずることとする。
- (7) 海上輸送拠点

海上輸送における拠点を、門別漁港・富浜漁港・厚賀漁港におく。

	門 別 漁 港	富 浜 漁 港	厚 賀 漁 港
着船限度能力	10.0 t	10.0 t	10.0 t
水深	3.0 m	2.5 m	3.0 m

第12 災害時の警備対策

災害の発生時、犯罪の予防と防止を含めた地域住民の生命、身体及び財産等を保護し、公共の安全と秩序を維持するために実施する警戒及び警備についての計画は、次のとおりとする。

実 施 内 容	実 施 担 当 等
1 災害警戒体制の確立	門別警察署、防犯協会
2 応急対策の実施	門別警察署、防犯協会

1 災害警備体制の確立

災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じ警備体制を確立するものとする。
町は、迅速かつ的確な災害情報の伝達に配慮することとする。

2 応急対策の実施

(1) 災害情報の収集

体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

(2) 避難の指示等

- ◇ 住民の避難にあたっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等における巡回パトロールを実施し、犯罪の予防及び取締り等にあたるものとする。
- ◇ 基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うこととするが、当該地域の避難場所までの指示誘導等は、町防災計画に定める避難先を指示、誘導することとする。

(3) 広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と緊密な連携を図り、災害の種別、規模及び態様に応じ町民の避難、犯罪の予防、車両通行止め等の交通規制等の措置について、迅速な広報に努めるものとする。

(4) 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、災害が起因して行方不明等になり、不幸にも遺体として発見された際、身元確認等のための行政検死等の見分を行うものとする。

第13 生活救援対策

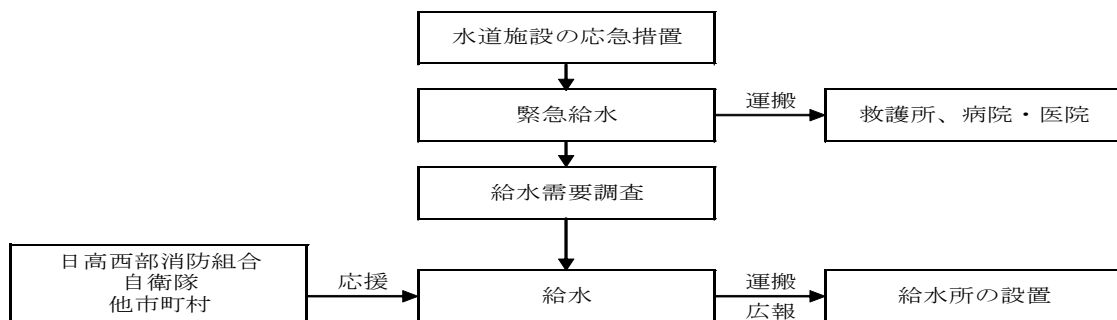
大規模な災害が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者に対する飲料水、食料、生活必需品の供給を行うのに必要な需用の把握、物資等の確保、被災者への供給方法等については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 緊急給水	施設部
2 飲料水、生活用水の給水	施設部
3 生活用水の給水の拡大	施設部
4 食料の供給	総務部
5 食料需要の把握	総務部
6 食料の確保	総務部
7 食料の供給	総務部
8 炊出しの実施	民生部
9 生活必需品の確保	総務部
10 生活必需品の供給	総務部
11 生活必需品の記録	総務部
12 救援物資の受入れ	福祉部

1 緊急給水

災害が発生し、水道施設の損壊等により水の供給が停止した場合、施設部は直ちに被害状況を把握し、緊急措置の後、重要施設へ緊急給水を実施するものとする。

《 給水の流れ》



(1) 緊急給水先

緊急給水は、次の優先順位で実施するものとする。

- | | | | |
|--------|---------|----------|-------|
| ① 救護所 | ② 病院・医院 | ③ 社会福祉施設 | ④ 避難所 |
| ⑤ 断水地域 | ⑥ その他 | | |

給水活動を実施するにあたり町内のみで、その対応が困難な場合には、自衛隊や他市町村への応援要請を行うものとし、その要請の詳細については、第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」によるものとする。

(2) 給水方法

施設部は、各関係機関の協力を得ながら、所有する資機材・車両を用いて給水活動を行うものとする。

- | | |
|--------|------------------------------|
| ◇ 飲料水 | : 日高西部消防組合、自衛隊の協力を得て行うものとする。 |
| ◇ 家畜用水 | : 農業協同組合や、事業者等の協力を得て行うものとする。 |

2 飲料水、生活水の給水

(1) 給水源の確保

災害発生時、直ちに水源地、配水ポンプ及び連絡管等の異常の有無を調査し、漏水を確認した場合は、バルブ操作により給水源を確保するものとする。

不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対し、応急仮配管等による応急給水を施す等の対策を講ずるものとする。

(2) 給水の需要調査

施設部は、災害が発生し給水機能が停止した場合は、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要調査を速やかに実施するものとする。

- ◇ 復旧の見込み
- ◇ 給水機能停止区域、世帯、人口
- ◇ 給水班編成状況
- ◇ 応急給水開始時期
- ◇ 給水所の設置場所

(3) 応急給水の必要量

災害発生から2～3日以内は飲料水、それ以降は飲料水と生活水を給水するものとする。

- ◇ 災害発生直後から2～3日 : 1人1日 飲料水として3リットル
- ◇ 2～3日後以降 : 1人1日 飲料水と生活水として20リットル

(4) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(5) 応急給水用資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を消防機関の協力を得て、給水にあたるものとする。

応急給水活動に使用する車両及び資機材は、町が所有するものを原則用いることとし、不足する場合は、自衛隊や他市町村の水道業者に応援要請をすることとする。

(6) 給水所の設置

給水は、給水所を設定し、給水車が拠点給水方式で行うことを原則とする。

給水所の設置は、避難所とするが必要に応じて被災地等にも給水所を設置し、給水所設置場所には「給水所」の看板等で被災町民に対し明示することが必要である。

(7) 給水活動の周知徹底

給水所を設置した場合は、給水に関する広報を行い、被災町民への周知を図るものとする。

- ◇ 給水の時間
- ◇ 給水の時期
- ◇ 給水所の場所
- ◇ 給水方法

(8) 給水方法

① 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、施設部又は支援機関が水源地等から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行うものとする。

② 給水所での給水

給水所での給水は、避難所に派遣された職員、消防職員・団員、自主防災組織等の協力を得て、町民が自ら持参した容器に対し行うものとする。

(9) 給水の記録

給水の実施状況等については、「給水等の供給簿」により明らかにするものとする。

※様式集 様式第28号「給水等の供給簿」

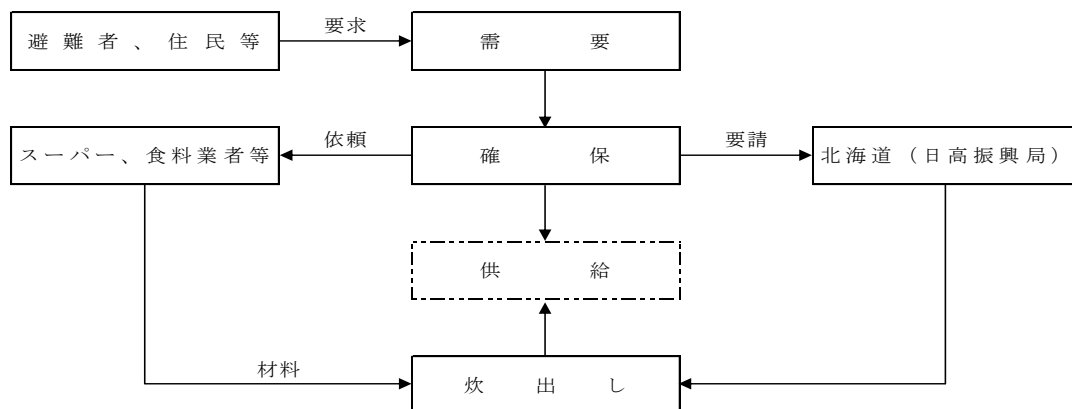
3 生活用水の給水の拡大

災害発生時から1週間後を目安に、洗濯や風呂等に使用する生活用水の需要を把握し、給水の拡大を行うものとする。

4 食料の供給

災害が発生した場合に民生部は、施設部等を通じ食料を避難所に運搬し、避難者に供給することとする。

《 食料供給の流れ 》



5 食料需要の把握

民生部は、次の方法で食料需要の把握のための調査活動を速やかに実施する。

- ◇ 避難所の必要数は、避難所の責任者が把握する。
- ◇ 住宅の残留者は、自治会・町内会、自主防災組織等の住民組織の協力を得て報告する。
- ◇ 災害応急対策活動の従事者数は、各対策部から収集する。

また、社会福祉施設に対し、要配慮者に対する食料供給の安定のため、食料の備蓄を促進するよう啓発を行うものとする。

6 食料の確保

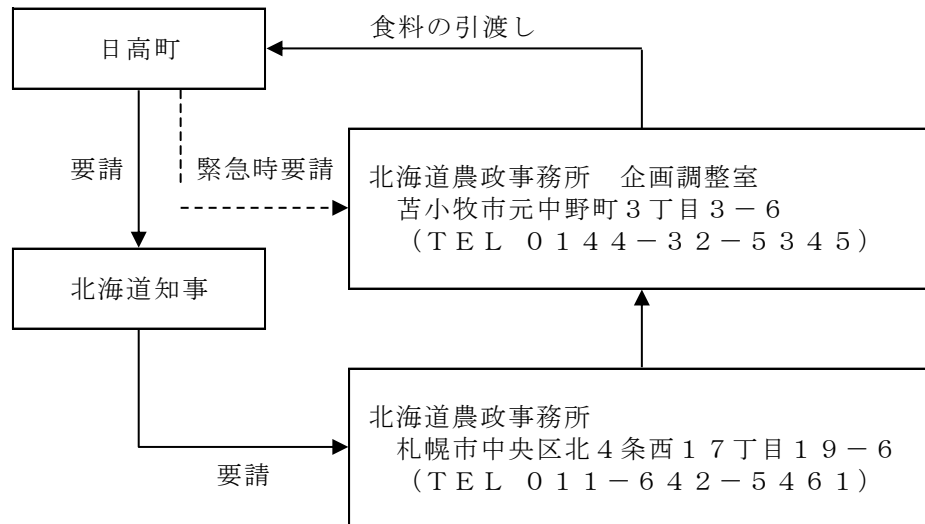
(1) 町の食料確保

民生部は、食料加工業者、スーパー等からインスタント麺、パン、弁当、副食品、炊出し用米穀、野菜等を調達する。又、乳幼児に対しては、販売業者等から粉ミルクを調達する。

(2) 道からの米穀等調達

炊出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できない場合は、知事に対し、要請する。その際、知事は、「災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、北海道農政事務所に食料の確保を要請するものとする。また、緊急の場合は、町が直接、北海道農政事務所企画調整室に要請するものとする。

《 米穀等調達の流れ 》



7 食料の供給

(1) 供給対象者

食料の供給対象者は、原則として次のとおりとする。

- ◇ 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- ◇ 住家が被害を受けたため一時縁故先へ避難する人
- ◇ 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ◇ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段がない人
- ◇ 災害応急対策活動従事者
- ◇ 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人

(2) 供給活動の実施

① 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、供給業者により行うものとするが、必要な場合は、施設部が対策本部人員等の中で調整して行うものとする。施設部は、町が調達した食料及び道から支給を受けた食料の輸送を総括するものとする。

② 食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、災害の状況によって、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他適当な場所を選定するものとする。

③ 供給する食料

供給する食料は、備蓄食料、米飯の炊出し又は弁当、パン等により行うものとし、乳幼児に対しては粉ミルクを供給することとする。

8 炊出しの実施

民生部は、必要に応じ、避難所で炊出しの実施を行うものとし、炊出し作業は、自衛隊、日赤奉仕団、自治会、自主防災組織、婦人団体等に協力要請をして実施するものとする。

※様式集 様式第29号「炊出し給与状況報告書」

9 生活必需品の確保

生活必需品の需要の確保については「5 食料の需要の把握」を準用する。

10 生活必需品の供給

生活必需品の確保については「6 食料の確保」を準用する。
また、生活必需品の供給内容については、次のとおりとする。

供給品目	その詳細品目
寝具	就寝に必要な最小限度の毛布等
衣類	上着、下着、防寒着衣等
身の回り品	タオル、手ぬぐい、運動靴、傘等
炊事用具	鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き等
光熱材料	マッチ、ロウソク、灯油等

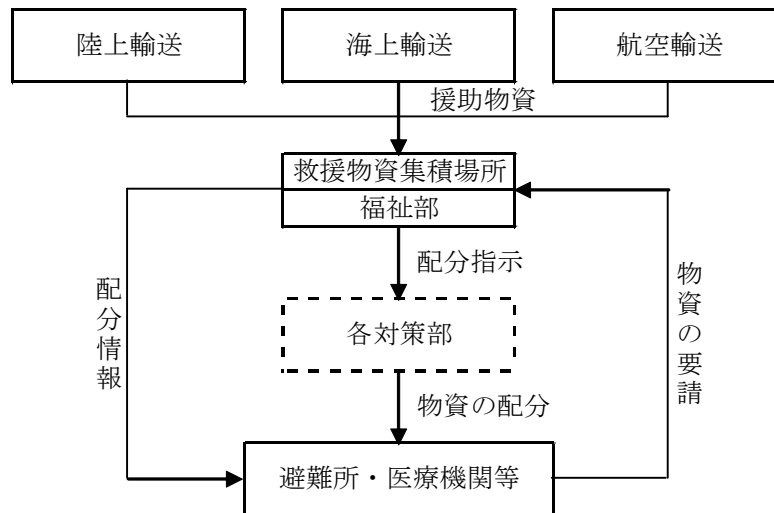
11 生活必需品の記録

生活必需品の供給については「7 食料の供給」を準用する。
※様式集 様式第30号「生活必需品の給与状況報告書」

12 救援物資の受入れ

福祉部は、救援物資の集中管理を行う。

《 救援物資受入れの流れ 》



第14 建物・住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅修理や応急仮設住宅の建設、供給等に対する対策については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 応急仮設住宅の設置	施設部
2 被災住宅の修理	施設部
3 住宅の確保	施設部
4 災害公営住宅の整備	施設部
5 住宅の応急復旧活動	施設部

1 応急仮設住宅の設置

(1) 需要の把握

施設部は、災害発生後7日以内に応急仮設住宅の入居希望者を把握するものとする。

なお、調査の方法は、入居の資格基準及び該当者を広報等で一般周知した後、希望者を避難所又は本部で受付ける。なお、被災時に町内に居住していれば、住民登録の有無は問わないものとする。

(2) 入居資格基準

応急仮設住宅の入居希望者は、次の基準を原則とする。

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力では、住宅を確保することができない者であること。
 - ◇ 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ◇ 特定の資産を持たない失業者、寡婦・母子世帯、老人・病弱者・身体障害者、小企業者
 - ◇ 上記に準ずる経済的弱者

(3) 用地の確保

応急仮設住宅の建設地は、以下の条件を考慮し、施設部が用地を確保することとするが、用地の建設のための条件は、次のとおりとする。

- ◇ 浸水、崖崩れ等の危険性がないこと。
- ◇ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生的にも良好であること。
- ◇ 児童・生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏域内にあること。
- ◇ 交通の便が良いこと。
- ◇ 公有地であること。
- ◇ 敷地が広大であること。

(4) 応急仮設住宅の建設

① 建設実施の決定

救助法適用前における応急仮設住宅建設実施の決定は、災害対策本部長が行うものとし、事業の内容については、救助法の規定に準じて行う。

又、救助法が適用された場合における応急仮設住宅建設の実施は、原則として知事が行うが、救助法第13条第1項により委任された場合は災害対策本部長が行うものとする。委任された場合の応急仮設住宅の建設工事については、施設部が所管し、建設業者等に協力を依頼する。設置戸数については、災害対策本部長が決定し、道に要請するものとする。

② 建設の実施

① 建設の基準

応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」とおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合、一戸建て又は木造住宅により実施する。

② 供与期間

救助法により応急仮設住宅の供与できる期間は、その建築工事を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(5) 応急仮設住宅の管理及び入居者選定

① 入居資格基準及び該当者

入居の資格基準及び該当者については、「(1)需要の把握」並びに「(2)入居の資格基準」を参照する。

② 入居者選定

入居者の選定は、施設部が所管し、入居希望の条件を十分調査し、本部員会議において決定する。なお、要配慮者を福祉仮設住宅に入居できるよう配慮することとする。

③ 応急仮設住宅の管理

施設部は、応急仮設住宅の管理を行い、応急仮設住宅入居を円滑に進めるものとする。

(6) 費用

費用については、関係機関と別途協議することとする。

※様式集 様式第31号「応急仮設住宅台帳」

2 被災住宅の修理

(1) 応急修理実施の決定

① 対象者

応急修理実施の決定に関する対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- ◇ 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない状態にある町民
- ◇ 自らの資力では、住家の応急修理ができない町民
- ◇ 修理により、とりあえず日常生活を営むことのできる町民

② 応急修理の内容

応急修理の内容については、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において、実施(給付)するものとする。

(2) 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、救助法の定める実施戸数の限度内で行うものとする。

(3) 修理の実施

修理の実施については、救助法の規定によるものとし、「住宅応急修理記録簿」において整理することとする。

※様式集 様式第32号「住宅応急修理記録簿」

(4) 公営住宅の応急修理

公営住宅の応急修理については、施設部が調査を行い、修理の必要性の高い住宅から実施するものとする。

3 住宅の確保

施設部は、公営住宅、民間住宅の空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(1) 公営住宅の確保

公営住宅は、被災者の家族単位で多人数世帯向け住宅、少人数世帯向け住宅として確保に努めるものとする。又、入居資格等について、期限を設けた特別措置をとることができるものとする。

(2) 民間住宅の確保

民間の賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅に準ずるものとして確保することとする。

(3) 公営・民間住宅の入居者の選定

公営、民間住宅の入居者の選定については「1 応急仮設住宅の設置 (5) 応急仮設住宅の管理及び入居者の選定」を準用するものとする。

4 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が、次の各号の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて整備し、入居させるものとする。

① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- ◇ 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ◇ 1市町村の区域内の滅失が200戸以上のとき
- ◇ 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

② 火災による場合

- ◇ 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ◇ 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

① 入居者の条件

- ◇ 当該災害発生の日から3ヶ年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ◇ 当該災害発生後3ヶ年間は、月収268,000円以下で事業主体が条例で定める金額を超えない世帯であること。
- ◇ 現に同居し又は同居しようとしていることが明らかな世帯であること。
- ◇ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

② 構造

- ◇ 再度の被害を防止する構造であるものとする。

③ 整備年度

- ◇ 原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

④ 国庫補助

- ◇ 建設、買取を行う場合、標準建設、買取費等の2/3
(ただし、激甚災害の場合は3/4)
- ◇ 借上げを行う場合、共同施設等整備費の2/5

5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第15 被災宅地安全対策

災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るものとする。

実施内容	実施担当等
1 危険度判定の実施の決定	施設部
2 判定士の業務	施設部
3 危険度判定実施本部の業務	施設部
4 事前準備	施設部
5 判定後の措置	施設部

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施の要否を決定することとする。なお、業務を円滑に遂行するため、危険度判定実施本部を設置するものとする。

2 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

◇ 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。	
◇ 宅地の被害程度に応じて、次の3区分に判定する。	
区分	内 容
危険宅地	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。
要注意宅地	建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより、使用及び立入りができる。
調査済宅地	建築物の損傷が少ない場合である。
◇ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。	
区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

◇ 宅地に係る被害情報の収集
◇ 判定実施計画の作成
◇ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
◇ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
◇ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 事前準備

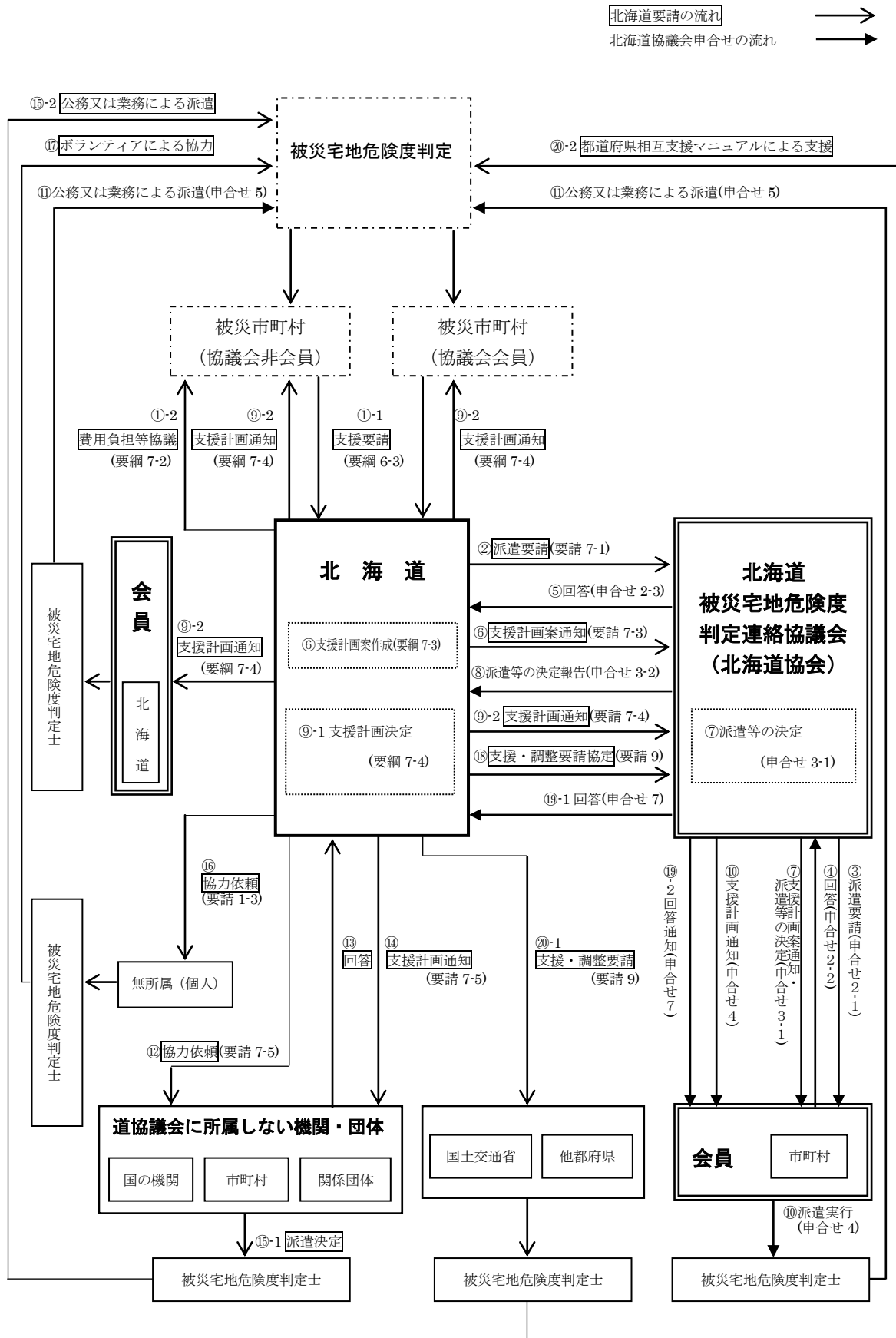
町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次のことに努める。

- ◇ 町は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- ◇ 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

5 判定後の措置

判定の結果「危険」とされた建物については、立入禁止の措置をとるとともに、当該建築物を優先して、住民に対し、解体又は撤去の措置を促すものとする。

《 被災宅地危険度判定実施の流れ 》



第16 衛生・防疫・清掃等対策

大規模な災害の発生により、浸水等の被害が発生した場合の感染症等の発生を予防するため必要な衛生、防疫対策、し尿対策、ごみの収集などについては、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 食中毒の予防	民生部
2 被災者等の保健衛生	民生部、福祉部
3 被災地の防疫活動	民生部、福祉部、産業経済部
4 仮設トイレの設置	民生部
5 し尿の処理	民生部
6 生活ごみの処理	民生部
7 災害廃棄物処理計画・実施	民生部

1 食中毒の予防

食中毒が発生しやすい時期は、町民に広報車等で注意を呼びかけるとともに、静内地域保健室と協力し、食料調達業者等に対し、食中毒の防止について指導を行うものとする。

2 被災者等の保健衛生

(1) 衛生活動

① 被災者に対する衛生指導

◇ 民生部は、避難所収容者や地域住民に対し、広報車等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗い等を指導することとする。

② 検病検査等

◇ 福祉部は、検病検査及び健康診断を静内地域保健室と協力して実施するものとする。

(2) 保健活動の実施

福祉部及び静内地域保健室は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健活動を実施するものとする。

◇ 医師会との連携の下に、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行うものとする。

◇ 被災者の健康状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

◇ 食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図るものとする。

◇ 被災者及び災害対策従事者の精神保健等の健康管理を行うものとする。

3 被災地の防疫活動

(1) 防疫班の編成

民生部は、防疫活動を行うため、防疫班を編成する。

◇ 検病調査等のために、検病調査班を編成するものとし、編成は、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他職員1名の3名1組の編成とする。

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

防疫活動に使用する薬剤・資機材は、町が保有するもの又は町内の薬局等から確保して使用するが、不足する場合は道及び近隣市町村に協力要請をすることとする。

(3) 消毒の実施

災害対策本部長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとし、次のような時に地域の床下・汚染した溝、井戸、その他不潔な場所等を消毒するものとする。

- ◇ 感染症が発生したとき
- ◇ 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき
- ◇ 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のあるとき
- ◇ 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき
- ◇ 土壌還元による「し尿」処理を行うとき
- ◇ 鼠、害虫等が大量に発生したとき
- ◇ 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき

(4) 感染症対策

福祉部は、感染症患者、又は保菌者が発見されたときは、速やかに静内地域保健室及び災害対策本部に報告するものとする。

感染症への対策は、次のとおりとする。

- ◇ 被災地及び避難所における感染症患者、保菌者の早期発見
- ◇ 必要に応じて、感染症の感染者、保菌者の指定医療機関への搬送、入院措置、報告
- ◇ 手指の消毒等必要な指導及び消毒剤の配布
- ◇ 感染症発見場所の消毒の実施
- ◇ 広報実施要請
- ◇ 重度の感染症患者が発見された場合は、静内地域保健室との連携により、適切な対応策を図るものとする。

(5) 水質・大気汚染の監視

民生部は、被災地及び避難所周辺の水質、大気汚染について監視し、汚染された場所については、周辺への周知と消毒を行うものとする。

(6) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うことが原則であるが、所有者が不明であるか、又は被災者であって、なおかつ自力で処理できない場合は、産業経済部が「馬・牛・豚等」家畜の死体処理を行うものとする。

産業経済部は、野生鳥獣等の収集及び死体処理が必要となったときは、特別班を編成し収集し処理することとする。

死亡獣畜の処理にあたっては「化製場等に関する法律」等関係法令に従い、適正に処理を行うものとする。

(7) 飼養動物の取扱い

- ◇ 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「動物愛護条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
- ◇ 動物の避難は、動物愛護条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。
- ◇ 放浪犬は、民生部が捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対して、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

4 仮設トイレの設置

民生部は、大規模な災害が発生した時は、仮設トイレを設置するものとする。仮設トイレは、関連リース会社等から調達するものとするが、町が調達できない場合は、道に調達要請をすることとし、設置場所は、次のとおりとする。

- ◇ 下水道使用不可能な地域にある避難場所
- ◇ 住宅密集地等の公園

5 し尿の処理

民生部は、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定し、その処理に当たっては、避難所の仮設トイレ及び病院等を最優先で実施することとする。

(1) 土壌還元方式

仮設トイレの設置では対応できない場合、又は最終処理施設の被害等により最終処理が困難なときは、静内地域保健室と協議して土壌還元方式により行う。

- ◇ 地下水等への影響を考慮し、深さを加減する。(3 m以下)
- ◇ 飲料水として使用される井戸からできるだけ離す。
- ◇ 消毒は、生石灰(他の薬剤は不適當)とし、頻繁に行う。
- ◇ ある程度の量が投入される毎に土覆いをする。
- ◇ 土壌分解能力を考慮し、1箇所で大量の処理をしない。
- ◇ 現場周辺の状況、住民への配慮を考え、衛生と安全確保を図る。

6 生活ごみの処理

民生部は、次の点に留意しながら生活ごみを処理車、ダンプ、トラック等で搬送し、ごみ焼却場で焼却又は最終処分場での処理等の方法を講ずることとする。

- ◇ 住民に自治会単位によるごみの収集を呼びかける。
- ◇ 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- ◇ 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- ◇ 一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

7 災害廃棄物処理計画・実施

民生部は、災害時に道路等に排出された廃棄物を一時集積場所に車両で搬送し、集積されたゴミは、焼却・破砕処分し、場合によっては最終処分場に搬入し処分することとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

2 災害ボランティア対策本部の設置

災害ボランティア活動に関する情報を収集管理し、ボランティア活動を円滑に実施するため、社会福祉法人 日高町社会福祉協議会は、災害ボランティア対策本部を設置する。なお、ボランティアの受付や活動内容の割振り等の活動を災害ボランティア対策本部に委ねるものとする。

(1) 災害ボランティア対策本部の活動内容

- ◇ 町との連絡調整
- ◇ 被災状況等の情報収集及び提供と被災者のニーズや活動状況の把握
- ◇ ボランティア活動の企画、実施等のコーディネート
- ◇ 災害ボランティアの受入れ、登録と保険の加入
- ◇ ボランティア活動の支援、必要な資機材の調達
- ◇ ボランティア登録者への活動要請
- ◇ 各関係機関、報道機関に対する活動要請
- ◇ ボランティア活動の記録管理

(2) 災害ボランティアの活動情報

各対策部からのボランティア活動による支援要請は、福祉部でまとめ、災害ボランティア対策本部の代表者で行う、毎日一回の活動内容等の打ち合わせの中で調整するものとする。

3 ボランティアの活動

ボランティア活動は、概ね次の事項とする。

- ◇ 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- ◇ 炊出し、その他の災害救助活動
- ◇ 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- ◇ 清掃及び防疫
- ◇ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ◇ 被災建築物の応急危険度判定
- ◇ 災害復旧現場における危険を伴わない軽微な作業
- ◇ 災害応急対策の事務の補助

第18 要配慮者対策

災害発生時の障害者、高齢者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者に対する被災直後の安全確認、避難所での生活支援等の対策については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確認	福祉部
2 避難所の要配慮者（避難行動要支援者）の援護	福祉部
3 巡回ケア、広報、相談窓口の設置	福祉部
4 要配慮者（避難行動要支援者）への福祉仮設住宅供給及びケア対策	福祉部、施設部
5 エコノミー症候群対策	福祉部

1 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確認

福祉部は、次のような要配慮者（避難行動要支援者）の安全確認を行うものとする。

- ◇ 自主防災組織、自治会・町内会その他福祉関係機関等と協力し、要配慮者（避難行動要支援者）の安全確認を行うものとする。
- ◇ それぞれの要配慮者（避難行動要支援者）を避難所、救護所等へ誘導する。

2 避難所の要配慮者の援護

(1) 介護支援者リストの作成

避難対策担当者は、避難所の要配慮者を把握し、次の内容のリストを作成するとともに、福祉部に送付して、必要な措置を要請するものとする。

- ◇ 必要となる介護、介護要員の種別、規模
- ◇ 車椅子、杖等介護用具の要否、手話通訳要員の要否等

(2) 応急ケアサービス

要配慮者への応急的なケアとして、次のサービスを実施する。

- ◇ 健康診断や各種相談業務
- ◇ ボランティア等による介護
- ◇ 避難スペースの優先的割当
- ◇ 聴覚障害者向け掲示板等の設置
- ◇ 段差解消、簡易ベッドの確保、専用トイレの整備

(3) 福祉避難所・病院

要配慮者の収容施設として、次の施設を確保するものとする。

- ◇ 老人保健施設、障害者福祉施設、病院等の確保
- ◇ 老人ホーム、町施設の福祉避難所としての指定及び確保

3 巡回ケア、広報、相談窓口の設置

関係各対策部は、要配慮者に対し、次の活動を実施するものとする。

- ◇ 福祉部による生活相談窓口及び外国人向け相談窓口の開設
- ◇ ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- ◇ 医療救援班による健康チェック
- ◇ ヘルパーやボランティアの派遣による生活介助の実施
- ◇ 要配慮者向けの広報活動の実施

4 要配慮者への福祉仮設住宅供給及びケア対策

(1) 福祉仮設住宅の供給計画

施設部は、要配慮者向け住宅として、福祉仮設住宅の供給に努めるものとする。

- ◇ 要配慮者の住宅仕様別ニーズの調査把握
- ◇ 要配慮者の優先的な入居に対する配慮

(2) 対策

福祉部は、福祉仮設住宅の入居者に対して、次のようなケアを行うものとする。

- ◇ 福祉仮設住宅集会施設等への「スタッフ詰所」の設置、運営
- ◇ 医療ボランティア等の協力による健康チェック・心のケア対策

5 エコノミークラス症候群対策

被災者によっては、被災後の避難所生活、混合による避難生活を解消するため、独自の判断で車中避難生活を送ることがあるが、この精神的・肉体的な心因が複雑に絡んだ結果、死者が発生するという問題がある。これら多くの場合、高齢者等の要配慮者が大部分を占めていることから、災害対策本部として早急に解消する総合的な対策を進めることが必要である。

- ◇ 災害支援物資の供給
- ◇ 仮設住宅を含めた居住区間の確保 等

【エコノミークラス症候群（ロングライフ血栓症）とは】

海外旅行等の場合必須事項として飛行機に長時間搭乗（一般的にはエコノミークラスの座席に長時間座位で継続搭乗）するが、場合によっては移動時間内の睡眠等が想定されるが、この状態を座位を継続する姿勢等が、特に人体、足部等の血管の血流を低下させ、その一部が血管内で凝固し血栓状態となり、その状態を更に継続した場合、静脈の体内循環時に、各静脈特に、肺静脈で血栓状態を起して呼吸器障害を誘発させる等の発症するもので、高齢者等にとっては生命に直結する症状のことをいい、平成16年10月の新潟県中越地震では相当数の高齢者等が死亡した事象の傷病名。

第19 公共機関・施設等の応急対策

災害発生時、水道・電気・電話・ガス等町民生活に直結するライフライン障害は、日常生活に支障を及ぼすものであることから、各公共機関・施設の管理者は、それぞれの防災業務計画等に基づき、被害状況の早期把握と応急復旧対策を迅速に実施しなければならず、それらについて次のとおり行うものとする。

実施内容	実施担当等
1 水道施設等の応急復旧対策	施設部
2 電気・電話・ガスの応急復旧対策	北海道電力(株)富川営業所、NTT東日本北海道事業部苫小牧支店、北海道エールガス協会日高支部
3 道路・橋梁の応急復旧対策	施設部
4 河川・海岸・急傾斜地等指定地の応急復旧対策	産業経済部、施設部
5 鉄道の応急復旧対策	北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所静内駅
6 その他の公共施設の応急復旧対策	各施設管理者

1 水道施設等の応急復旧対策

(1) 上水道施設

施設部は、上水道施設が被災し機能停止した場合、次のような機能回復作業を行うものとする。

① 応急対策

① 被害調査

- ◇ 配水管の被害調査を重要幹系統、連絡系統、給水拠点系統の順で、安全確認を行う。
- ◇ 緊急給水調整として、配水池、配水設備、連絡管等の調査を早急に実施する。

② 応急対策

- ◇ 漏水を確認した場合、バルブ操作により飲料水を確保するものとする。
- ◇ 配水管の破損に対し、区間断水を行うものとする。
- ◇ 配水管等の被害のない地区でも必要最小限度に給水を制限することとする。
- ◇ 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化することとする。

② 復旧対策

① 資機材、車両、人材等の確保

資機材等は、基本的に町所有のものを使用するが、必要に応じて民間工事業者等、他市町村の水道業者の協力を得るものとする。

② 災害時の広報活動

町民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況について広報車等で広報活動を実施する。

③ 各復旧対策順位

区分	対策順位内容
施設	取水、導水、浄水施設、送水、配水施設、給水施設の順で行う。
管	送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先して、給水可能区域の拡大を図ることとする。
配水管	水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等緊急給水施設の順で行うものとする。
給水装置	配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものの順で行うものとする。

(2) 下水道・雑排水施設

施設部は、下水道施設又は雑排水施設が被災し機能停止した場合、次のような機能回復作業を行うものとする。

① 応急対策

施設部は、被災後、直ちに施設の被害調査を実施するものとし、応急対策活動については、次のとおりとする。

- ◇ 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう移動式ポンプを配置すること。
- ◇ 終末処理場や合併浄化槽等が停電した場合は、直ちに非常用発電装置により対応する。
- ◇ 汚水処理施設が破損し、漏水が生じた場合には、土嚢により漏水を阻止し、破損箇所の応急処理を行うものとする。
- ◇ 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻止されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行うものとする。

② 復旧対策

- ① 資材、車両、人材の確保
 - ◇ 資機材等は、基本的に町所有のものを使用するものとする。
 - ◇ 工事施行中の箇所は、施行業者に対し被害を最小限度に留めるよう状況に応じた措置をとることを明確に指示することとする。
- ② 災害時の広報活動
 - ◇ 町民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置を広報車等で広報を行うものとする。

2 電気・電話・ガスの応急復旧対策

(1) 電気施設

災害により電力の供給が停止するか、又は停止するおそれがある時は、北海道電力(株)が電力設備の応急復旧対策の措置を講ずるものとする。

① 応急対策

病院、避難所、日高町役場、門別警察署、日高西部消防組合、その他重要な施設に対して優先的に送電することとする。

② 復旧対策

次のような復旧計画を策定し、復旧に当たるものとする。

- ◇ 復旧要員及び資機材の確保
- ◇ 復旧作業内容の確定と作業工程の計画

(2) 電話施設

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、NTT東日本が定める防災業務計画により、応急復旧対策の措置を講ずるものとする。

① 応急対策

NTT東日本北海道事業部苫小牧支店に災害対策を行う本部等を設置し、次の応急対策活動にあたるものとする。

- ◇ 設備、資機材の発動準備及び点検
- ◇ 最小限の通信の確保
- ◇ 非常用可搬型交換装置の設置
- ◇ 特設用公衆電話の設置
- ◇ 臨時回線の設営
- ◇ 通信の利用制限
- ◇ 非常電話、緊急電話の優先

② 復旧対策

次のような復旧計画を策定し、復旧対策にあたるものとする。

- ◇ 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線の復旧
- ◇ 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線の復旧
- ◇ 公衆電話及び平常時の通信サービスを維持するに必要と認められる回線の復旧

(3) ガス施設

災害が発生した場合は、北海道エルピーガス協会日高支部の協力により応急復旧対策の措置を講ずるものとする。

① 応急対策

北海道エルピーガス協会日高支部に災害対策を行う本部等を設置し、次の応急対策活動にあたるものとする。

- ◇ ガス出入弁の遮断
- ◇ 放出されたガスの拡散
- ◇ その他の状況に応じた適切な措置

② 復旧対策

次のような復旧計画を策定し、復旧にあたるものとする。

- ◇ 災害対策本部の指示に基づき、有機的な連帯を保ちつつ、施設の応急復旧にあたるものとする。
- ◇ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するものとする。

北海道エルピーガス協会	札幌市白石区中央3条3丁目1-40 TEL : 011 (812) 6411~3
北海道エルピーガス協会日高支部 (武岡商店(株)内)	新ひだか町静内吉野町1丁目1番41号 TEL : 0146 (42) 1111

3 道路・橋梁の応急復旧対策

災害が発生した場合、道路管理者はそれぞれ所管する道路・橋梁について、被害状況を速やかに調査把握し、応急・復旧対策の措置を講ずるものとする。町が管理する道路及び橋梁等に対する対策は、次のとおりとする。

(1) 応急対策

① 被害状況の調査

施設部は、災害が発生した場合に被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その結果を災害対策本部長に報告するものとする。

② 道路管理者への通報

施設部は、町道以外の道路が損壊等により通行に支障を期す場合は、その該当する道路管理者に対して通報し、応急対策の実施を要請するものとする。

③ 交通規制

施設部は、通行が危険な路線・区間について、車両通行止め等の交通規制の措置を講ずるものとする。

交通規制の措置を講じた場合は、災害対策本部長に報告するとともに、総務部を通じて門別警察署や関係機関に通報することとする。

(2) 復旧対策

① 道路復旧対策

施設部は、被害を受けた町道について、町内の建設事業者等の協力により、復旧対策を実施するものとする。又、道路の応急復旧が困難な場合は、総務部を通じて知事に自衛隊に対する応援要請を求めるものとする。

② 仮設道路の設置

施設部は、町道が破損し復旧が不可能で、他に交通の方法がない場合には、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置するものとする。

4 河川・海岸・急傾斜地等指定地の応急復旧対策

(1) 河川・海岸

① 応急対策

各施設等の管理者は、災害が発生した場合に、河川及び海岸の被害状況を調査し、その状況を災害対策本部長に報告するものとする。

② 復旧対策

各施設等の管理者は、堤防、護岸、海岸等の被害について調査し、速やかに復旧対策を講ずるよう要請するものとする。

(2) 急傾斜地等指定地

① 応急対策

各施設等の管理者は、次のような応急対策を行うものとする。

- ◇ 各施設の管理者は、地すべり、急傾斜地等の指定地の被害状況を速やかに調査し、その状況を災害対策本部長に報告するものとする。
- ◇ がけ崩れが発生した箇所では、周辺の町民等と協力して、人命救助を最優先に行うものとする。更に、がけ崩れが拡大するおそれがある場合には、避難指示を行うものとする。
- ◇ 宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地、擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて、町民の避難・警戒活動を行うものとする。

② 復旧対策

各施設等の管理者は、二次災害防止のため、被害状況に応じて応急的な危険防止策を講ずるものとする。

5 鉄道の応急復旧対策

北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所鶴川駅は、災害が発生した場合、又は列車や構造物が被災した場合は、北海道旅客鉄道(株)が定める防災業務計画により、応急復旧措置を講ずる。

- ◇ 災害発生と同時に運転規制等に基づく初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- ◇ 列車の停止が長時間にわたるときや、災害等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- ◇ 乗客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。
- ◇ 避難措置の情報等は速やかに本部に通報する。
- ◇ 旅客等に事故が発生した場合、救護班を編成し、救急救護にあたる。
- ◇ 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等の対策を講ずる。

6 その他の公共施設の応急復旧対策

災害が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずるものとする。

- ◇ 避難対策の実施
- ◇ 混乱の防止
- ◇ 施設入所者の人命救助
- ◇ 施設が被災した場合、安全確保のための立入禁止措置
- ◇ 災害対策本部への通報
- ◇ 施設の応急復旧活動の実施

第20 文教対策

災害発生時には、学校等の施設では、幼児・児童・生徒の安全確保を行うものとする。また、避難所開設への協力といち早い教育活動の再開に向けた活動については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 学校の災害直後の措置	教育部
2 児童・生徒・教職員の安否確認	教育部
3 応急教育の実施	教育部
4 避難所開設への支援	教育部
5 保育所の災害直後の措置	福祉部、教育部
6 幼・園児、職員の安否確認	福祉部、教育部
7 応急保育の実施	福祉部、教育部

1 学校の災害直後の措置

(1) 災害が発生した場合の措置

災害が発生した場合、学校長は次の措置を行うとともに、教育部を通じて災害対策本部長に報告することとする。

勤務時間内	学 校 長	◇ 状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ◇ 児童・生徒を学校にて保護者に引渡すか、教員の引率により、集団下校させる。
	教 職 員	◇ 災害の規模、校舎等の被害状況を調査把握する。
勤務時間外	学 校 長	◇ 参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。 ◇ 校舎等の被害状況を調査把握する。
	教 職 員	◇ 所属の学校に参集する。

(2) 町が災害に関する情報を受けた場合の措置

災害対策本部長は、災害に関する情報を教育部を通じて、学校長へ伝達する。

学 校 長	◇ 災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達すること。 ◇ ラジオ、テレビ等で被害状況を収集すること。 ◇ 児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮を行うこと。 ◇ 状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等適切に措置すること。
教 職 員	◇ 気象状況その他災害に関する情報に注意すること。 ◇ 災害発生のおそれがある場合は、学校と協力して応急教育体制に備えること。

2 児童・生徒・教職員の安否確認

教育部は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否確認を速やかに行うものとする。

学 校 長	◇ 児童・生徒・教職員の速やかに安否をまとめ、教育部に報告する。
教 職 員	◇ 児童・生徒の安否を速やかに確認し、学校長に報告する

3 応急教育の実施

(1) 応急教育の実施場所の確保

学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保することとする。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 場 所
校舎の一部が被害を受けた場合	◇ 特別教室 ◇ 屋内体育館 ◇ 2部授業の実施
校舎の全部が被害を受けた場合	◇ 公民館等の公共施設 ◇ 隣接学校の校舎
特定の地域で大きな被害を受けた場合	◇ 避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ◇ 応急仮設校舎、教室

(2) 応急教育の実施

教育部及び学校長は、臨時の学級編成を行うなど応急教育の実施に努め、速やかに児童・生徒及び保護者に周知することとする。

(3) 教職員の応援

教育部は、教職員の不足等により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、概ね次のとおりとする。

《 生活に関する指導内容 》

健康・衛生に関する指導	◇ 飲料水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導 ◇ 衣類、寝具の衛生指導 ◇ 住居、便所等の衛生指導 ◇ 入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導	◇ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせることとする。 ◇ 児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

《 学習に関する教育内容 》

◇ 教具、資料を必要とするものはなるべく避けることとする。
◇ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導するものとする。

(5) 学用品の調達及び給与

学用品については、次のとおり調達及び給与を行うものとする。(詳細については、救助法の規定による。)

給与の対象	災害により住家に被害を受け、学用品を失い又は毀損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の状況に応じて教科書(教材も含む。)、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、文房具及び通学用品については、15日以内と定められている。
調達の仕方	救助法の適用の有無にかかわらず、災害対策本部長が教育長に指示する。教育部は、指定業者から調達することとする。

費用の限度	被害の実情に応じて、救助法の定める範囲内で現物支給をもって行うものとする。
給与の記録	学用品の給与状況については、別途記録保管するものとする。

※様式集 様式第33号「学用品の給与状況」

(6) その他の留意事項

- ◇ 施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、養護教諭等があたる。重傷者がある場合は、病院等に搬送することとする。
- ◇ 学校給食については、原則として一時中止する。給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。

4 避難所開設への支援

避難所に指定されている学校の教職員は、避難者が避難して来た場合、体育館等を開放して避難者の収容に協力することとする。又、施設の利用等については、避難所に派遣された町職員と協議し運営に対し協力するものとする。ただし、教職員は、避難所の運営要員としては、協力要員の立場であるものとする。

5 保育所の災害直後の措置

福祉部は、保育所の災害直後の措置については「1 応急教育対策 (1) 学校の災害直後の措置」を準用する。

① 幼児の避難時の注意事項

- ◇ 避難所を確認すること。
- ◇ 左手で右腕を軽く押さえ、順番に避難すること。
- ◇ 前の人を追い越さず、話をしないで避難すること。
- ◇ 保育士は、室内で確認して幼児とともに避難すること。
- ◇ 避難所に到着した順に整列し、人員点呼を行うこと。
- ◇ 指示があるまで、その場所を離れないこと。

② 幼児の保護

施設内の幼児の救護は原則として、町立病院、医師会等に協力を求めるものとする。

③ 幼稚園における応急保育

幼稚園における応急保育は、「保育所」のものを読替えるものとする。

6 幼・園児・職員の安否確認

幼・園児・職員の安否確認については「1 応急教育対策 (2) 児童・生徒・教職員の安否確認」を準用する。

7 応急保育の実施

福祉部は、次のとおり応急保育を実施することとする。

- ◇ 職員を掌握して保護者及び幼児の被災状況を調査把握すること。
- ◇ 保育所の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための諸準備を行うものとする。
- ◇ 応急保育は、受入れ可能な幼児について、保育所において保育を行うものとする。

第21 農林漁業対策

災害発生時には、農産物や家畜等への対応も必要であり、家畜の飼料確保や農林漁業施設への対応策について、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 農林漁業の被害調査	産業経済部
2 飼料の確保	産業経済部
3 農林漁業施設の防疫	産業経済部

1 農林漁業の被害調査

産業経済部は、被害状況判定基準に基づき、農林漁業被害の調査を行うものとする。

- | | | | |
|----------|---------|-------|-----------|
| ◇ 畜産物 | ◇ 農作物 | ◇ 農林地 | ◇ 農林漁業用施設 |
| ◇ 共同利用施設 | ◇ 営農林施設 | ◇ その他 | |

2 飼料の確保

産業経済部は、家畜飼料の不足が予想される場合、日高振興局長を通じ道農政部長に対し、応急飼料の斡旋を要請することとし、各農家の飼料の確保に協力するものとする。

3 農林漁業施設の防疫

(1) 農林漁業施設の防疫活動

産業経済部は、次のような農林漁業施設の防疫活動を促進する。

- | |
|------------------|
| ◇ 農作物及び家畜の伝染病の予防 |
| ◇ 被災施設の防疫 |
| ◇ 災害地の林野の病虫害の防疫 |

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、第3章第2節第1「衛生防疫・清掃等対策」中の「死亡獣畜の処理」を参照のこととする。

第2.2 飼育動物対策

災害時の被災地における飼育動物の対応策については、次のとおりとする。

実施内容	実施担当等
1 飼育動物の取扱い	民生部
2 逸走犬等の確保、保護及び収容	民生部
3 特定動物の逸走に伴う措置	各担当部

1 飼育動物の取扱い

動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うとともに、民生部は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、周知又は指導を行うものとする。

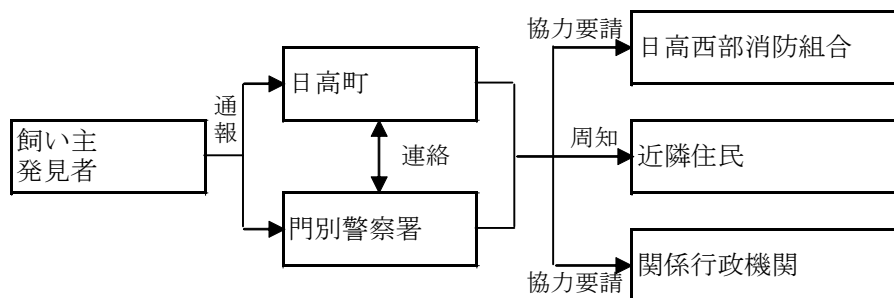
2 逸走犬等の確保、保護及び収容

民生部は、関係機関等の協力を得て、逸走犬等を確保するとともに、保護・収容をするなど適切な措置を講ずるものとする。又、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。なお、保護・収容に関して、町は必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、道への応援を要請できるものとする。

3 特定動物の逸走に伴う措置

特定動物の逸走により、飼い主等から通報を受けた場合は、直ちに関係行政機関に通報するとともに、近隣住民に周知するものとする。

《 通報の流れ 》



第23 救助法の適用

大規模な災害が発生した場合の災害救助（各種応急対策）は、救助法により国の責任において行われることとなっている。救助法の適用基準、災害救助の内容、手続きの方法等については、次のとおりである。

実施内容	実施担当等
1 救助法の適用基準と判定基準	
2 救助法の適用手続き	福祉部
3 救助の実施と種類	
4 救助業務の実施者	福祉部、各関係部
5 基本法と救助法の関連	

1 救助法の適用基準と判定基準

救助法による救助は、次に掲げる適用条件の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とするものに対して行うものである。

(1) 適用基準

被害区分	市町村単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
市町村人口			
5,000人未満	30世帯	15世帯	市町村の被害状況が 特に救助を必要とす る状態にあると認め られたとき。
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	
15,000人以上 30,000人未満	50世帯	25世帯	
30,000人以上 50,000人未満	60世帯	30世帯	
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	40世帯	
100,000人以上 300,000人未満	100世帯	50世帯	
300,000人以上	150世帯	75世帯	

(2) 住家被害の判定基準

区分	判定の基準
滅失	滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。
半壊・半焼	半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算する。 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。
床上浸水	床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算する。 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することのできない状態となったもの。

(注)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として判断する。

(3) 世帯の断定

判 定 基 準
① 生計を一にしている実態の生活単位をいう。
② 会社又は学生寮等は、個々の生活実態に即し判断する。

2 救助法の適用手続き

(1) 救助法の適用要請

災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、町長は直ちにその旨を知事（日高振興局長経由）に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- | |
|-------------------------|
| ① 災害発生の日時及び場所 |
| ② 災害の原因及び損害の状況 |
| ③ 適用を要請する理由 |
| ④ 適用を必要とする機関 |
| ⑤ 既にとった救助措置又はとろうとする救助措置 |
| ⑥ その他必要な事項 |

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまがない場合は、町長は、救助法の規定による救助を行うとともに、その状況を直ちに知事（日高振興局長経由）に報告する。その後の処理に関しては、知事の指示を受けるものとする。

3 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づく次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。なお、知事は、町長が実施した方が、より迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対処箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは、町）
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道、日赤道支部（ただし、委任したときは、町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道、日赤道支部（ただし、委任したときは、町）

救助の種類	実施期間	実施者区分
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1ヶ月以内	町
学用品の供与	教科書等 1ヶ月以内	町
	文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
死体の搜索	10日以内	町・日赤道支部
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

※ 期間については、すべて災害発生日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を受けて実施期間を延長することができる。

4 救助業務の実施者

救助法の適用後の救助業務は、知事が実施者となり、町長（災害対策本部長）は、知事が行う救助の実施に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任により実施するものとする。

- ① 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の給与
- ② 炊出し、その他の食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

※ 救助の実施に当たっては、各種帳簿等の作成業務があるので、総務部は各担当部に関係書類の作成を指示し、整理を実施する。又、これを北海道災害対策本部(日高振興局)に報告するものとする。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害については、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等により、その責任を明確にしなければならない。

第24 水防対策

洪水、高潮等による水災を防ぐために必要な監視、警戒、情報伝達、水門等の操作、関係機関との協力体制と資機材の整備と運用に関するものは、日高町水防計画によるものとする。

1 日高町水防計画

日高町水防計画は、水防法第33条の規定に基づき、洪水、高潮、その他による水害を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、防御区域に対する水防上必要な予報・警報・監視・通信の確保及び連絡、水防のための関係機関等の活動、各団体間の相互協力、洪水時の水防工法等について、以下の大綱を定めているものである。

- ① 総 則
- ② 水防組織
- ③ 重要水防区域及び巡視、警戒
- ④ 予報及び警報
- ⑤ 水位の観測、通報及び公表
- ⑥ 水防管理者等の情報収集
- ⑦ ダム・水門等の操作
- ⑧ 通信連絡
- ⑨ 水防施設及び輸送
- ⑩ 水防活動
- ⑪ 水防信号、水防標識及び身分証票
- ⑫ 協力及び応援
- ⑬ 費用負担と公用負担
- ⑭ 水防報告等
- ⑮ 水防訓練
- ⑯ 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保
- ⑰ 水防協力団体

※別冊 「日高町水防計画」

第25 障害物除去対策

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしている物を除去し、被災者の保護を図る対策等については、次のとおりとする。

実 施 内 容	実 施 担 当 等
1 障害物の除去対象	民生部、施設部
2 障害物除去作業の担当	民生部、施設部
3 障害物除去の方法	民生部、施設部
4 管理者による障害物の除去	施設部
5 除去した障害物の集積場所	民生部、関係各機関
6 放置車両の除去	民生部、施設部
7 障害物の売却及び処分の方法	民生部、施設部

1 障害物の除去対象

災害における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めるときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- ① 住民の生命財産等を保護するために、速やかにその障害の排除を必要とする場合
- ② 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- ③ 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを円滑にし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認められる場合
- ④ 当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- ⑤ 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運ばれているため、家の出入りが困難な状態である場合
- ⑥ 自らの資力をもって、障害物の除去ができず住家が半壊又は床上浸水を受けた者である場合
- ⑦ その他公共的立場から除去を必要とする場合又は緊急を要する場合

2 障害物除去作業の担当

道路における障害物除去作業は施設部が、住宅における障害物除去作業は民生部が担当し、総括する。

3 障害物除去の方法

実施責任者は、自らの応急対策資機材を用い、又は土木業者・ボランティア団体等の協力を得て行うが、状況に応じて自衛隊の派遣を要請して行うものとする。

障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 管理者による障害物の除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとし、施設部が担当することとする。

※様式集 様式第34号「障害物除去の状況」

5 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、関係各機関と協議し、付近の遊休地等を利用し集積するものとする。
- (2) 除去した障害物等の保管は、障害物及び周囲の状況により、その都度、災害対策本部長が民生部長から意見を徴し、別途指定するものとする。

6 放置車両の除去

放置車両の除去については、第3章第2節第11「交通対策・緊急輸送対策」の定めるところによる。

7 障害物の売却及び処分の方法

保管した工作物等が消滅し、あるいは破損するおそれがあるとき、又は町の保管に不相当な費用及び手数を要するときは、町がその工作物を売却し代金は保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約等により行うものとする。

第3節 災害復旧対策

第1 町民生活安定対策

実施内容	実施担当等
1 被災者の生活確保	総務課、子育て福祉課、健康増進課、農務課、経済観光課、税務課、地域住民課、日高西部消防組合、公共職業安定所、日高町社会福祉協議会、郵便局、日本放送協会、NTT東日本、北海道電力㈱
2 農林漁業関係対策	農務課、経済観光課、地域経済課
3 中小企業関係対策	経済観光課、地域経済課
4 義援金等の受入・配分	総務課、企画財政課、子育て福祉課、会計課
5 その他関係機関が行う被災者生活確保に対する対応	
6 罹災証明書の発行	総務課、地域住民課

1 被災者の生活確保

(1) 災害弔慰金の支給等

- ① 保健福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定に基づき制定された日高町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第137号。以下「弔慰金条例」という。）により実施する。

災害弔慰金	災害弔慰金の支給、手続き等については、弔慰金条例に定めるほか、施行に関し必要な事項は、日高町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成18年規則第66号。以下「弔慰金規則」という。）による。
災害障害見舞金	災害障害見舞金の支給、手続き等については、弔慰金条例、弔慰金規則に定める。
災害援護資金	災害援護資金の貸付、限度額等については、弔慰金条例、弔慰金規則に定める。

- ② 保健福祉課は、日高町災害見舞金等支給条例（平成18年条例第136号）に定めるところにより災害見舞金を支給することとする。

③ 日赤による災害救援金(品)の支給

総務課は、日赤北海道支部と連携し、日赤各地区からの申請に基づき被災した者に対し配布する災害救援金(品)等を行うこととする。

(2) 租税の徴収猶予及び減免等

① 町税

町民税等の減免、納税延期及び徴収猶予は、税務課が担当する。

① 納税期限の延長

日高町税条例（平成18年条例第67号）第18条の2に基づき災害により、納税義務者等が期間内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認められるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して、当該期間を延長するものとする。

② 徴収猶予

地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき、災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時的に納付し、又は納入することができないと認められた場合は、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむ

を得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行うものとする。

③ 減 免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行うものとする。

税 目	減 免 の 内 容
個人の町民税 (道民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	

(3) 国税・道税

国及び道は、被災者の納付すべき国税及び道税について、法令及び北海道条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出若しくは納付、又は納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止若しくは減免の措置等を災害の状況により実施する。

(4) 職業の斡旋

経済観光課及び地域経済課は、公共職業安定所と連携し、災害により離職を余儀なくされた町民の再就職を促進するため、離職者の発生時状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに調査・把握するとともに、以下の措置を講じ、離職者の早期再就職の斡旋に努める。

- ◇ 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ◇ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- ◇ 職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等の活用

(5) 災害相談の実施

総務課及び地域住民課は、災害の発生状況により、町民から問い合わせが多数となった場合は、役場内に災害相談窓口を開設し、社会福祉協議会の協力を得て災害相談を実施するものとする。

災害相談窓口においては、行方不明者の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の町の実施する災害対策業務の受付案内等を行うほか、金融・保険等の相談も実施することとする。

(6) 被災者援護資金等の貸付

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するものとする。応急金融の概要については、別に表記する。

※資料編 資料第26「被災者援護資金等の貸付一覧」

2 農林漁業関係対策

(1) 融 資

農務課、経済観光課及び地域経済課は、道の協力のもとに、農・漁業協同組合等の協力を得て被災した農林漁業関係者に対して、次の災害復旧融資制度等の広報と適用促進を図るものとする。

融 資	申 込 先
天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資	農業協同組合、漁業協同組合、金融機関、農林漁業金融公庫
農林漁業金融公庫による復旧資金融資	農林漁業金融公庫
農林漁業金融公庫法に基づく資金融資	農業協同組合、金融機関、農林漁業金融公庫

3 中小企業関係対策

(1) 融 資

経済観光課及び地域経済課は、国及び道に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金及び事業費の融資を求める。又、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう促進するとともに、関係各課、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を行う。

- ◇ 政府系金融機関及び北海道保証協会、一般金融機関の融資及び中小企業近代化資金等の貸付
- ◇ 信用保証協会による融資の保証

(2) 資金需要の把握と連絡通報

経済観光課及びその他の関係機関は、中小企業関係の被害状況について調査し、総務課を通じて北海道へ連絡通報する。

4 義援金等の受入・配分

(1) 義援金の受入れ

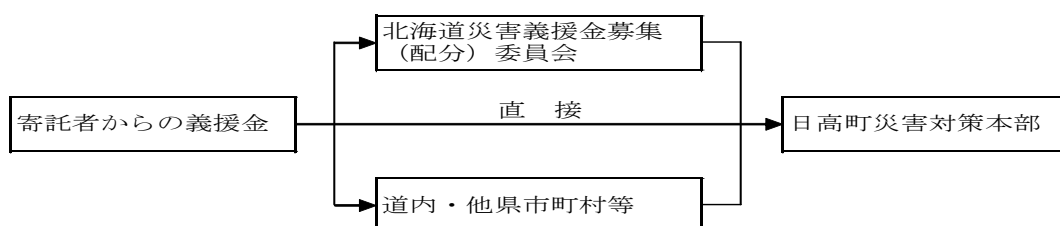
義援金の受入れは、町に直接寄託された分の受付も含め、総務課が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書（領収書）を発行する。

事務に関する事項は、「北海道災害義援金募集(配分)委員会会則」及び「災害義援金事業(配分)要綱骨子」を準用し、別に災害対策本部長が定めるものとする。

※資料編 資料第27「北海道災害義援金募集(配分)委員会会則・事業(配分)要綱骨子」

《 義援金の流れ 》



(2) 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、町の指定金融機関に専用口座をつくとともに、受払簿を作成し、管理・保管する。なお、北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は委員会に引き継ぐものとする。

(3) 義援金の配分

配分方法の決定	委員会が協議のうえ決定する。
配分の実施	町は、委員会において決定された義援金の配分方法により被災者に対し迅速かつ適正に配分する。
配分の公表	委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。

（注）北海道に委員会が設置されない場合については、町に委員会を設置し行う。

(4) 義援品の受入れ

義援品については、原則として委員会では取扱わないので、町で受入れた後、被災者に適正に配分する。

※様式集 様式第35号「義援・見舞金(品)領収・受領書」

(5) 災害見舞金の受領等

被災者等の救護等を目的とした災害義援金又は見舞金の受領は総務課又は地域住民課が担当し、配分等は企画財政課又は子育て福祉課が担当し、適切に処理するものとする。

5 その他関係機関が行う被災者生活確保に対する対応

実施機関名	生活確保の取扱内容
国（北海道労働局）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働保険料等の徴収猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。 ① 納期限の延長 災害により労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 ② 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、当該適用事業主に対する制度の周知を要請することとする。
国（公共職業安定所）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 証明書による失業認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後の失業認定を行い、失業給付を行うものとする。 ○ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合、災害による休業のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働者は除く。）に対して、失業しているものとみなし、基本給を支給するものとする。 ○ 雇用調整助成金の特例適用 次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ② 被災地以外の災害関連下請け事業所が、労働者を休業させる場合 ③ 被災地域の事業主が、新卒者等の内定取消し回避を図る場合

実施機関名	生活確保の取扱内容
郵便局株式会社 北海道支社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対する通常はがき、郵便書簡の無償交換 ○ 被災地の差出す郵便物の料金免除 ○ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 ○ 被災者救援寄付金送付のための郵便振替料金免除 ○ 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険関係取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込の際、適宜処置を行う。
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施。又、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 ○ 被災者の受信料免除 ○ 状況により、避難所へ受信機を貸与する。
NTT東日本 北海道事業部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等により、実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免(避難勧告の日から同解除の日まで) ○ 災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事費の免除

※ 北海道電力(株)では、被害状況により災害措置を講ずることもある。

6 罹災証明書の発行

各種の施策や町税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度等について、被災者の応急的又は一時的な救済を目的に町長及び消防長が確認できる被害について証明するものとする。

(1) 罹災証明書の発行

火災に関する罹災証明	日高西部消防組合
上記以外に関する罹災証明	総務課、地域住民課

(2) 発行の手続き

担当課は、被害調査の結果を基に「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、被災者台帳で確認のうえ、発行する。なお、被災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。又、専門的な確認等を必要とする場合は、関係課又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

(3) 証明の範囲

基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋等について、次の事項を証明する。

住 家	①全壊（全焼）	②流出	③半壊（半焼）
	④一部破損	⑤床上浸水	⑥床下浸水
人	①死亡	②行方不明	③負傷
その他	家財、車両等について		

(4) その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

※様式集 様式第36号「罹災証明申出書」

様式第37号「罹災証明交付台帳」

第2 災害復旧事業計画

災害復旧に当たっては、災害の再発を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な施設の新設や改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

実施内容	実施担当等
1 災害復旧事業計画	企画財政課、関係各課
2 災害復旧予算措置	企画財政課、関係各課

1 災害復旧事業計画

指定地方行政機関、地方公共団体、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------------|-----------|-----------|-------------|
| ① 公共土木施設災害復旧事業計画 | ◇河川 | ◇海岸 | ◇砂防施設 |
| | ◇林地荒廃防止施設 | ◇地すべり防止施設 | ◇急傾斜地崩壊防止施設 |
| | ◇道路 | ◇漁港 | ◇下水道 |
| | ◇公園 | | |
| ② 農林水産業施設災害復旧事業計画 | | | |
| ③ 都市施設災害復旧事業計画 | | | |
| ④ 上水道災害復旧事業計画 | | | |
| ⑤ 住宅災害復旧事業計画 | | | |
| ⑥ 社会福祉災害復旧事業計画 | | | |
| ⑦ 公共医療・病院等災害復旧事業計画 | | | |
| ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画 | | | |
| ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画 | | | |
| ⑩ その他施設災害復旧事業計画 | | | |

2 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行なわれる。

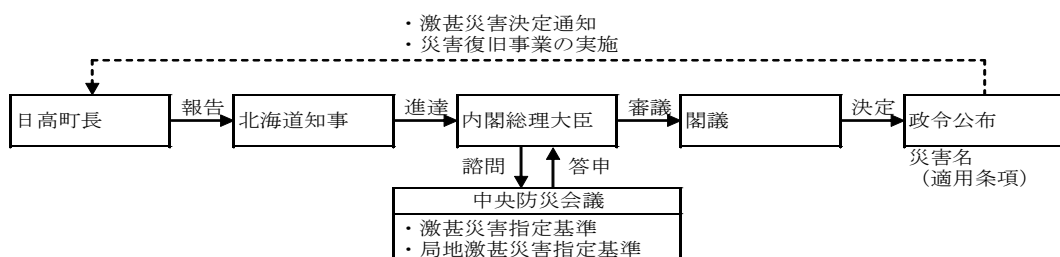
(1) 激甚法による財政援護措置

甚大な災害が発生した場合は、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定されており、激甚災害に指定された場合は、この法律に基づいて復旧事業を行うものである。

(2) 激甚災害指定の手続き

著しく激甚である災害が発生した場合、道及び町は、被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努めるとともに、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるようにするものとする。

《 激甚災害指定の流れ 》



(3) 激甚災害に関する被害状況等の報告

① 被害状況等の報告

町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するものとする。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について調査等を速やかに行うものとする。

- ◇ 災害の原因
- ◇ 災害が発生した日時
- ◇ 災害が発生した場所又は地域
- ◇ 被害の程度（基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ◇ 災害に対しとられた措置
- ◇ その他必要な事項

② 激甚災害指定の基準

激甚災害には、「激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）」と「局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）」の二つの指定基準がある。

※資料編 資料第28「激甚災害・局地激甚災害指定基準」

③ 特別財政援助の交付手続き

町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、道の各部局に提出するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努めるものとする。

激甚災害に係わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 名 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症予防施設災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

助成区分	財政援助を受ける事業名等
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法等による災害関係保証の特例 ○ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期限等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業に対する資金の融資に関する特例
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○ 母子福祉法による国の貸付の特例 ○ 水防資材費補助の特例 ○ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要要領への算入等 ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

(4) その他の法律による災害復旧事業

激甚法以外の法律により財政援助が行われる場合の根拠法令及び事業は、概ね次のとおりである。

根拠法令	財政援助を受ける事業名等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
土地改良法	農業用施設の復旧事業
感染症予防法	感染症病院等復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時に行う予防接種法
農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設の復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業

(5) 資金調達

災害復旧事業を行う場合において、国の負担金(補助金)のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

地方債	歳入欠陥債 災害対策債 災害復旧事業債
地方交付税	普通交付税の繰上げ交付 特別交付税
一時借入金	災害復旧事業貸付金 災害応急融資(財務局、郵便局)

(6) その他の法律による災害復旧事業(事業別国庫負担等詳細一覧)

※資料編 資料第29「事業別国庫負担等一覧」

第3 災害復興対策

実施内容	実施担当等
1 災害復興事業の推進	企画財政課、関係各課

1 災害復興事業の推進

(1) 復興体制

復興は復旧と異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業で、これを効果的に実施するためには、関係する主体との調整及び合意形成が必要である。

大規模な災害が発生した後は、町長を本部長とする「日高町災害復興本部（仮称）」を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害後復興事業実施の総合調整を行うものとする。

災害復興事業については、復興のための「まちづくり」をはじめとし、経済復興や町民生活の再建など、町民生活全てに関わる分野を対象とする。

(2) まちづくりによる復興の推進

災害復興事業は、平時から進めるまちづくり計画を生かしつつ、被害状況を的確に事業計画に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図るものとする。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関係諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ることとする。

第4章 震災対策

第1節 災害予防対策

第2節 災害応急対策

第3節 災害復旧対策

第4章 震災対策

本章は、基本法第42条の規定に基づき、日高町における地震（津波）災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 災害予防対策

避難のための環境整備、消防・救急体制の整備等、災害全体を通じての予防対策として共通するものについては、第3章「風水雪害等対策」を準用し予防対策を行うものとする。

第1 地震に強いまちづくり

地震が発生しても被害を最小限に留めるため、町及び防災関係機関は建築物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物、施設等の耐震性を確保し、地震に強いまちづくりを積極的に推進するものとする。

実施内容等	担当部局等
1 基本方針	建設課、管財建築課
2 市街地の整備	建設課、管財建築課
3 建築物の災害予防	建設課、管財建築課
4 道路・橋梁の整備	建設課
5 河川・海岸施設の整備	経済観光課、建設課
6 ライフライン施設の整備	水・くらしサービスセンター、北海道電力榑富川営業所、NTT東日本北海道事業部苫小牧支店、各関係機関
7 地盤の液状化対策	建設課、水・くらしサービスセンター
8 危険物の安全対策	日高西部消防組合、各関係機関

1 基本方針

町は、各地区が、それぞれの特色を生かしたまちづくりを推進している。

災害に強いまちづくりには、道路の拡幅整備、建築物の耐震不燃化等が必要であり、そのため、次のような基本計画に防災の視点を反映させた防災まちづくりをめざすことが重要である。

- ① 都市計画道路事業の実施
- ② 優良宅地開発、土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進
- ③ 市街地総合再生計画の策定
- ④ 道路、上・下水道等の生活環境基盤の確保

2 市街地の整備

木造老朽化建築物が多い地域では、出火による延焼の危険性が高く、一旦出火した火災は延焼拡大し易く、消火活動も非常に困難な状況となり、避難活動に支障となることも想定される。そこで、建物が密集し火災の危険性が予想される地域の防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築を検討するほか、防災の観点から地域の居住環境を含めた機能向上を図り、安全な避難路の確保等、災害に強いまちづくりを推進する。

3 建築物の災害予防

(1) 建築物の耐震性の向上

建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法律に基づき、既存建築物の耐震性の向上に向けた耐震診断、改修を促進するため、以下の対策を推進するものとする。

- ① 災害時に防災拠点となる施設の耐震改修等を推進する。
- ② 建築物については、建築業務担当課において相談や指導を行い、耐震診断や耐震改修を促進する。
- ③ 建築技術者等を対象に診断・改修に必要な技術者の育成を促進する。
- ④ 木造建築物の不燃化対策を推進する。

(2) ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、ブロック塀等の点検、補強及び設置基準を遵守させる。

(3) 窓ガラス等の落下防止対策

道路に面する地上3階以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物で落下のおそれのあるものについて調査し、必要な改善指導を行う。

(4) がけ地に隣接する建築物の防災対策

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域における建築物の建築制限と既存危険住宅の安全な場所への移転を図る。

4 道路・橋梁の整備

道路及び橋梁は、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防ぐなど多様な機能を有しており、その対象は極めて重要である。

(1) 道路の整備

避難所への避難経路、避難所と施設を連携させる道路、応急対策活動の拠点となる公共施設の周辺道路等の整備促進を図るものとする。また、がけ崩れ等の土砂災害からの保全も併せて行うものとする。

(2) 橋梁の維持、補修

橋梁の点検を実施し、地震による地震動・液状化・津波等による防災対策上の安全性に配慮した橋梁の補強対策を計画的に実施するものとする。

5 河川・海岸施設の整備

河川・海岸については、次の施策を推進し、津波による河川逆流等で浸水被害を受けやすい市街地の低地帯等の河川改修整備や、海岸の高潮・高波・津波被害防止対策を推進するものとする。

施策	諸 対 策 等
河川の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未改修河川の早期整備の実施 ○ 汚水処理施設整備事業の促進による公共水域の水質保全対策の実施 ○ 良質な水の長期的な確保と水資源整備の促進 ○ 生活用水、産業用水の確保と水道施設の充実
海岸の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観に配慮した海岸侵食対策事業の推進 ○ ふれあいの場としての海岸環境の整備と有効利用

6 ライフライン施設の整備

地下埋設管等のライフライン施設が地震により破損した場合は、町の機能がマヒするおそれがあり、その防止は極めて重要な課題であり、そこで次のような整備等を行うものとする。

対象施設名	諸 対 策 等
水道施設	地震時には地盤の液状化等によって埋設管の被害が発生するので、過去の地震においては、石綿セメント管、ねじ接合の鋼管の被害が多いため、地震に強い管への交換を計画的に推進する。浄水場についても水道管の応急復旧の迅速化を図るための体制整備を促進する。
下水道・雑排水施設	雑排水施設は、合併浄化槽等が安定した地盤に建設されることは少なく、一旦地震被害が発生すると復旧に長期間を要する。そのため、下水道・雑排水施設の耐震性の向上に努めるほか、管渠の点検も実施するものとする。
電気施設	電気施設は、過去の地震による対策を基に設備建設を推進することとする。
電話施設	建築基準法による耐震設計を行い、施設の耐震化に努め、設備の予防強化を促進する。耐震設計目標は「震度6に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。又、震度4以上の地震が発生した場合、施設点検を実施する。」ことになっている。
その他の施設	危険物施設、高圧ガス施設等では、地震による火災の発生等を予防・軽減するための必要な安全対策を推進するものとする。

7 地盤の液状化対策

地盤の液状化とは、平常時に安定していた砂の地盤が地震の衝撃で流れ易くなる現象で、砂や泥が地上へ吹き上がる噴砂、噴泥現象が起り、地盤が盛り上がったたり、陥没等が生じることであり、液状化の可能性が高い地質地帯における地盤改良等による施設被害の防止対策を促進する。

《 液状化による予想被害 》

- ① 地中のガス管、上下水道・地下タンクなど軽量構造物の浮上
- ② 深い基礎のない建物、橋台等の重量物の沈下・傾斜
- ③ 堤防沈下
- ④ 盛土に発生する滑りによる水平方向変位及びそれによる施設被害
- ⑤ 地中構造物の被害
- ⑥ 護岸や擁壁の押出し

8 危険物の安全対策

地震発生時には、同時多発的に危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物）の倒壊、漏洩、流出、火災、爆発等による二次災害の発生が予想され、その防止のために危険物施設等の査察・指導を行うなど、事故・火災等の発生の予防措置を講ずるものとする。

(1) 危険物を取扱う事業所に対する指導

- ① 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- ② 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- ③ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安体制の強化
- ④ 事業所等における自主保安体制の確立強化
- ⑤ 事業所における従業員に対する安全教育の徹底指導
- ⑥ 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

(2) 高圧ガス取扱施設

高圧ガス施設の実態を把握し、立入検査の実施、防火整備の維持管理の指導、災害対策の検討、教訓の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。

- ① 警戒宣言等の伝達と保安要員の確保
- ② 保安上必要な施設及び設備の点検整備
- ③ 被害の防止及び軽減措置

(3) 石油等の取扱施設

石油等の危険物施設は、出火や延焼拡大の要因にもなるので、危険物取扱者等に対する震災対策を含めた指導を行い、法令に定める保安講習等により出火防止の推進を図るとともに、取扱事業所間の協力体制の確立を指導する。

- ① 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める
- ② タンクローリーから貯蔵タンクへの移送の中止
- ③ 操業の制限、停止及び消火整備等の点検
- ④ 流出拡散防止資機材等の点検、配置
- ⑤ 緊急遮断装置の点検、確認

(4) 火薬類の取扱施設

火薬類の保管・取扱いをする施設に対しては、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づいて安全性の確保について指導を強化する。

- ① 警戒宣言等の伝達
- ② 保安要員の確保
- ③ 保安用品及び保安装置の再点検等
- ④ その他必要な事項

(5) 毒物・劇物保管施設

毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制並びに取扱事業所間の協力体制の確立を指導する。また、営業者及び取扱責任者に対し、登録基準に適合した施設を維持するよう指導する。

- ① 警戒宣言等の伝達
- ② 発火性、引火性薬品による施設の損壊防止のため応急的保安措置
- ③ 充填作業、移替え作業等の停止
- ④ 貯蔵施設等の緊急点検、パトロールの実施
- ⑤ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため応急的保安措置

(6) 化学薬品等取扱施設

化学薬品等を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査の実施、保管方法等の適正化を指導するものとし、事業所に対しても実態調査や保安対策の指導を推進する。

- ① 引火又は混合・融合等に関する防火意識の普及徹底
- ② 転倒、落下、流出拡散防止等の措置

第2節 災害応急対策

第1 災害応急体制

災害が発生した場合、第2章「防災組織」に基づき、組織、体制を確立するとともに、活動に必要な人員の動員を図り、応急活動及び警戒活動を行うものとする。

1 非常配備

非常配備体制時の主な活動内容については、次のとおりとする。

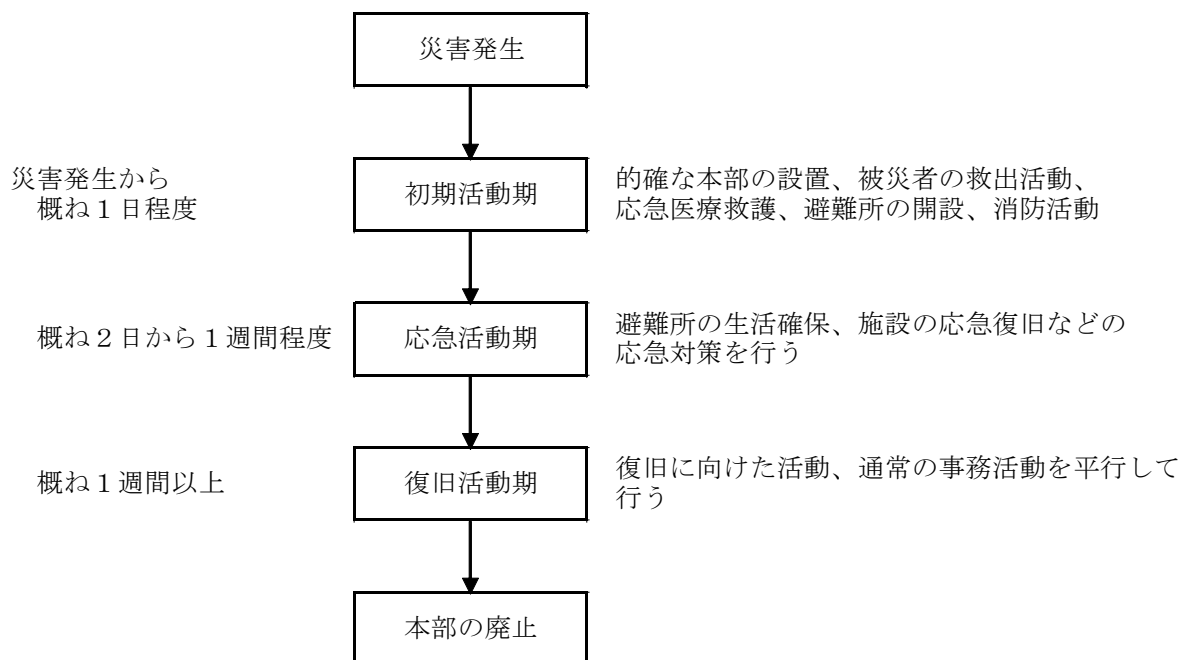
- ① 地震、津波等の情報収集及び連絡
- ② 住民等への津波情報の伝達
- ③ 海岸地域における津波の警戒
- ④ 北海道及び関係機関への被害状況報告

2 配備基準

職員の参集範囲は、原則的に非常配備体制に基づく自己配備とする。

3 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の三段階に区分し、主な所掌事務は、第2章第1節第2「災害対策本部の組織」中の、各対策部の業務分担によるが、被害状況に応じた緩急軽重を判断し、柔軟な対応を講ずるものとする。



第2 地震・津波情報の収集・伝達対策

地震が発生した場合、又は津波警報等が発令した場合に、町民や関係機関・団体等に対して、収集した情報を迅速・的確に伝達するものとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
	災害発生後から概ね1日程度	概ね1日から1週間程度	概ね1週間以上
地震・津波情報の収集・伝達	地震・津波情報の収集及び伝達（総務課、地域住民課、日高西部消防組合）		

※表中「⇒ ⇒ ⇒」は、実施事項・事務作業等を継続実施することの意味である。

地震・津波等の情報の種類及び伝達の方法は、次のとおりである。

1 地震及び津波に関する情報

(1) 地震動の特別警報、警報及び予報の種類

情報の種類	発表名称	解 説
地震動特別警報	緊急地震速報(警報) 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、地震動により重大な災害が起こるおそれがある地域に発表する。このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報と位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報(予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されるときに発表する。

(2) 地震情報の種類

地震情報の種類	発 表 基 準
	解 説
震度速報	震度3以上 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。
	震度3以上（津波特別警報、津波警報、津波注意報を発表した場合は発表しない） 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。
震源・震度に関する情報	【以下のいずれかを満たした場合】 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面計画変動が予想される場合 ・緊急震度速報（警報）を発表した場合。
	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

各地の震度に関する情報	震度1以上
	最大震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
遠地地震に関する情報	【国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合】 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。
	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等
	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上。
	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

※資料編 資料第30「気象庁震度階級関連解説表」

(3) 津波警報・注意報

気象庁が発表する津波警報・注意報の種類は、次のとおりである。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報 （特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)

(4) 津波に関する情報

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達時間や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表。

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の到達予想時刻を発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

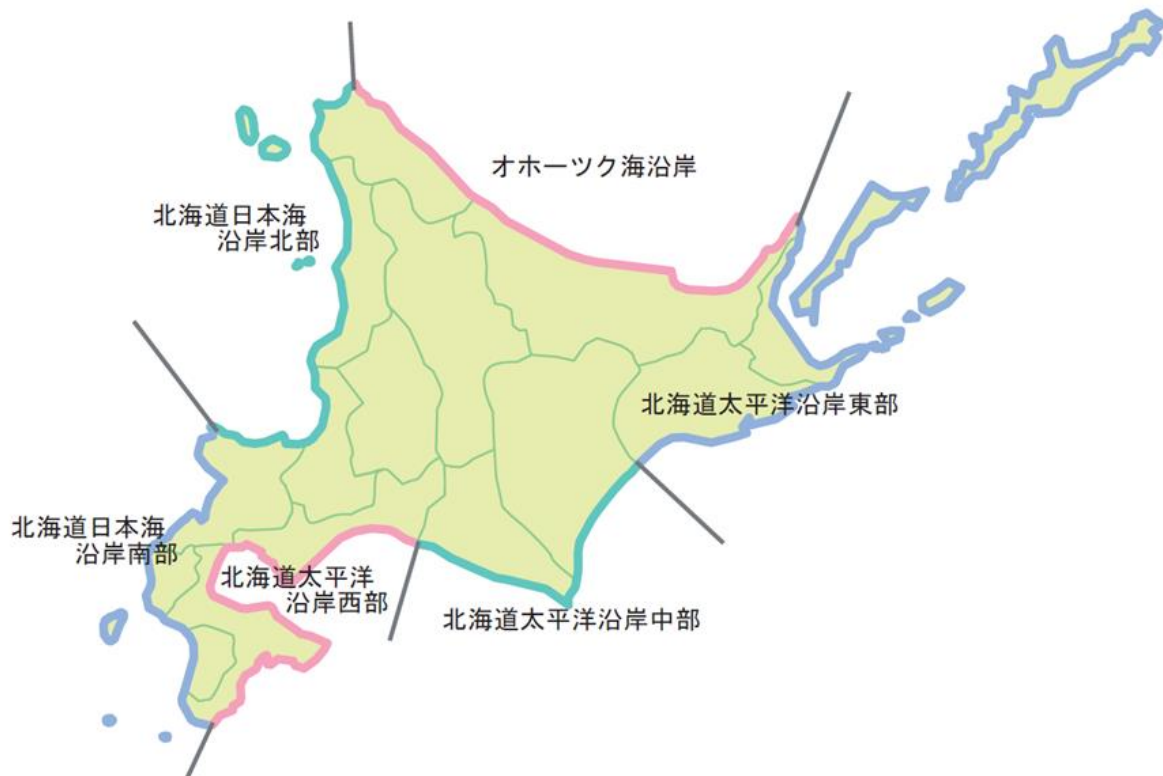
(5) 津波、地震に関する情報に用いる津波予報区並びに震央地名及び区域の名称

① 津波予報区

北海道では6区分に分かれており、日高町の津波予報区は「北海道太平洋沿岸中部」である。

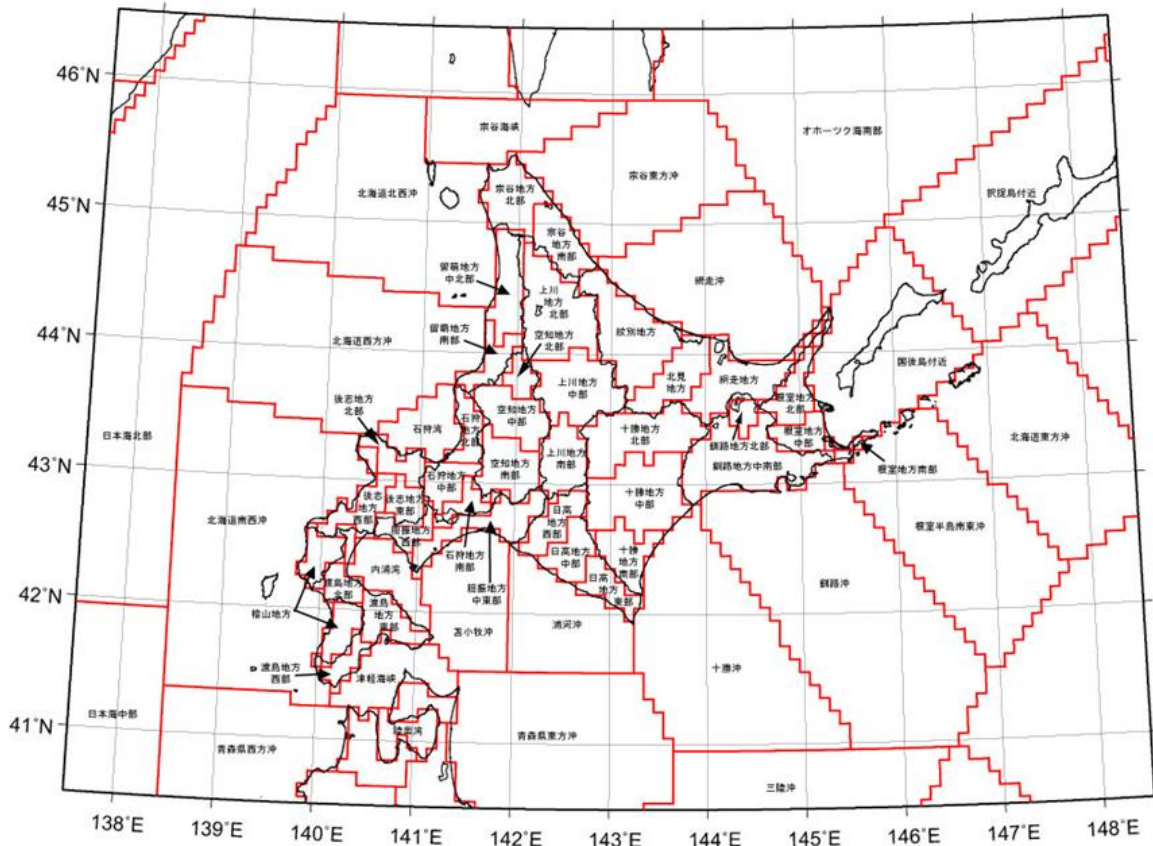
津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局管内
北海道太平洋沿岸東部	根室振興局及び釧路総合振興局管内
北海道太平洋沿岸中部	十勝総合振興局及び日高振興局管内
北海道太平洋沿岸西部	胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）管内
北海道日本海沿岸北部	宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）管内
北海道日本海沿岸南部	後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）管内

(注) 根室地方には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。



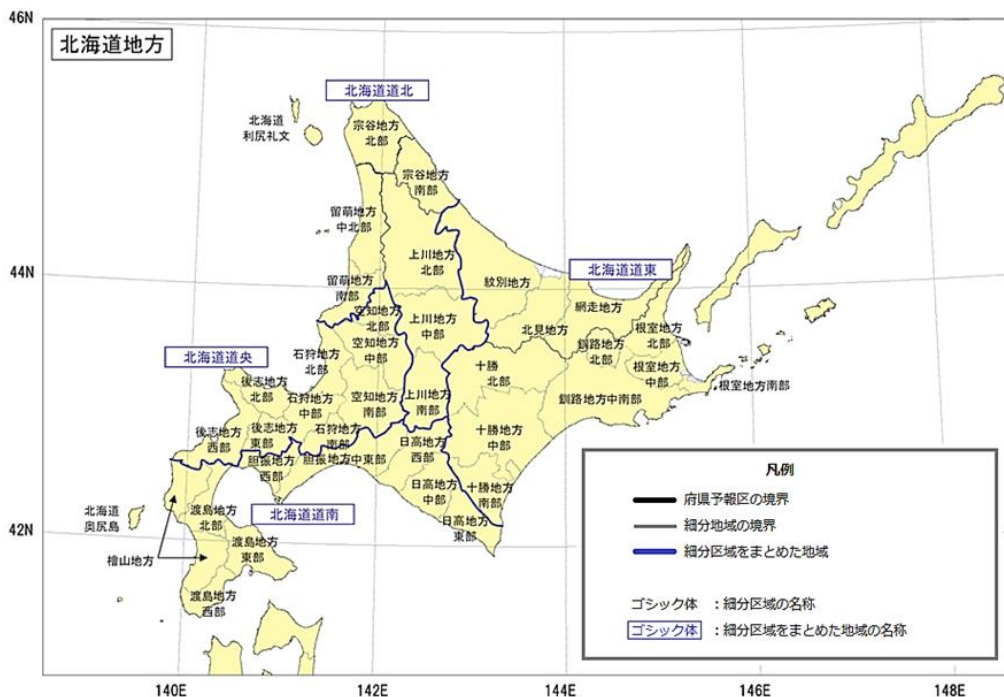
① 震央地名

ア 震央地名及び区域名称（北海道地方）



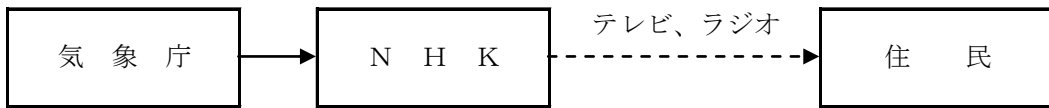
震央区域名	地域名称
日高地方西部	日高町、平取町

イ 緊急地震速報発表時の地名（参考）



2 地震動警報の伝達方法

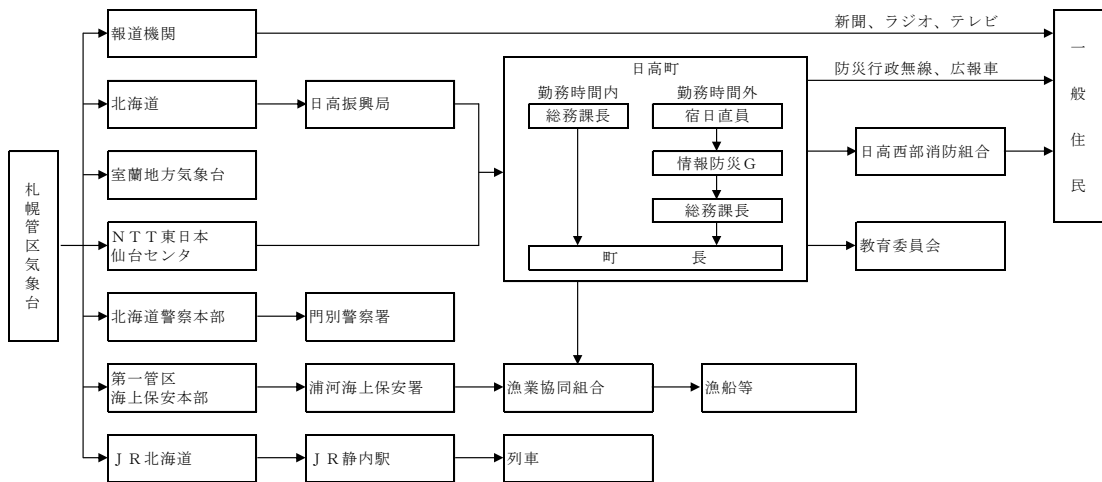
気象庁が発表する地震動警報は、次の系統で伝達される。



※ 日高町の発表地域名は、「北海道道南」となる。

3 津波情報の伝達系統及び方法

津波予報・注意報・警報等は、札幌管区気象台から、次の系統で伝達される。



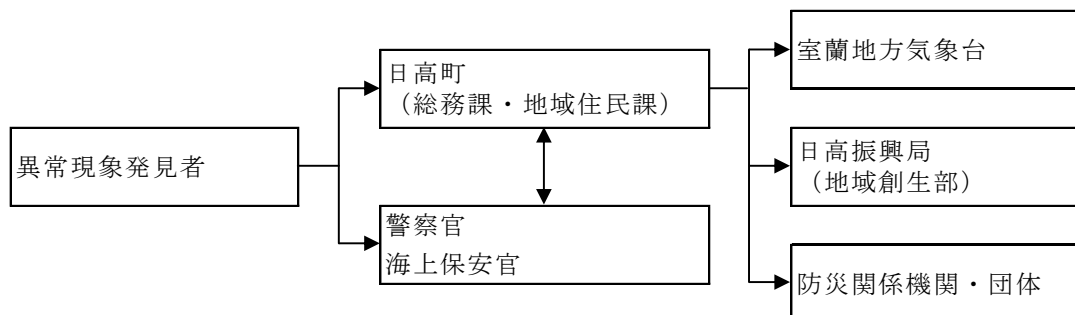
4 異常現象を発見した場合

異常現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

(1) 異常気象

- ① 地震に関する事項・・・頻発地震、異常音響及び地変
- ② 水象に関する事項・・・異常潮位又は異常波浪

(2) 通報系統図



5 沿岸での処置

(1) 海面監視

強い地震により津波警報等が発令されたときは、直ちに海面状態の変化を監視する。監視に当っては、安全な場所から監視できる体制を確立しておくこととする。

(2) 避難の勧告、指示等

津波警報が発表されたとき、又は海面監視により異常現象を発見したときは、直ちに沿岸地域住民に対し、避難の勧告又は指示を行うとともに、その周知徹底を図る。

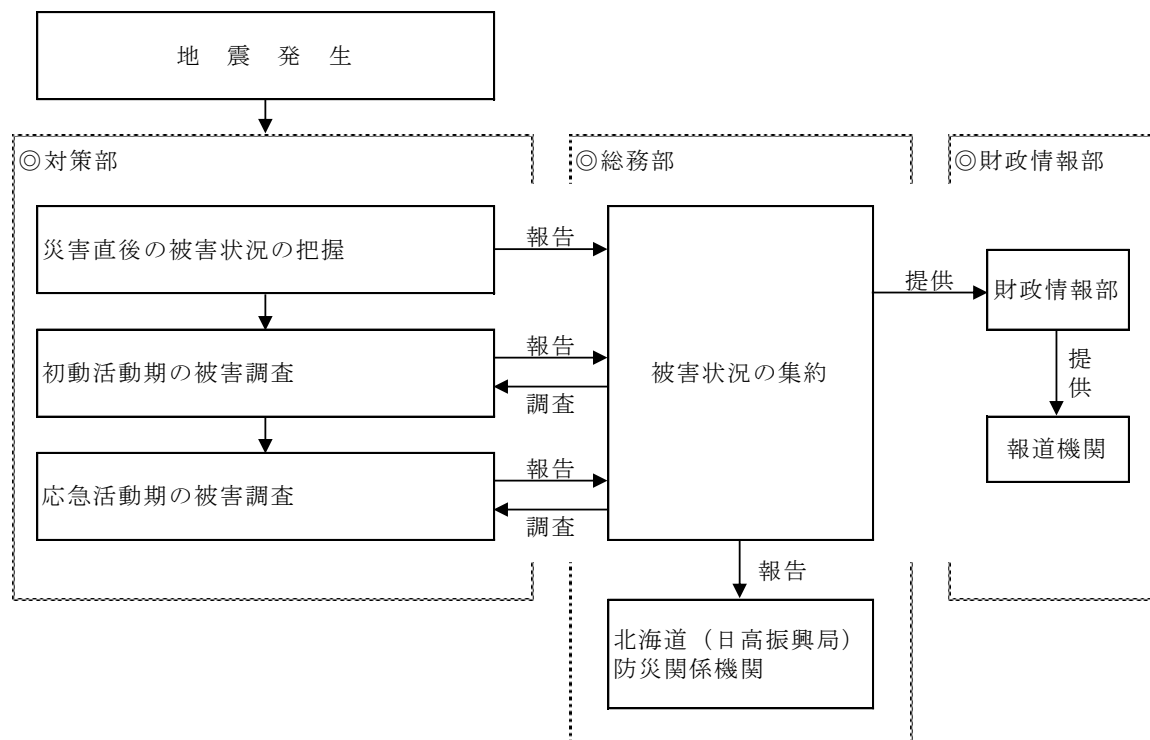
津波警報の伝達に当っては、防災行政無線や広報車等多様な手段を活用して行う。

第3 被害情報の収集・伝達・報告

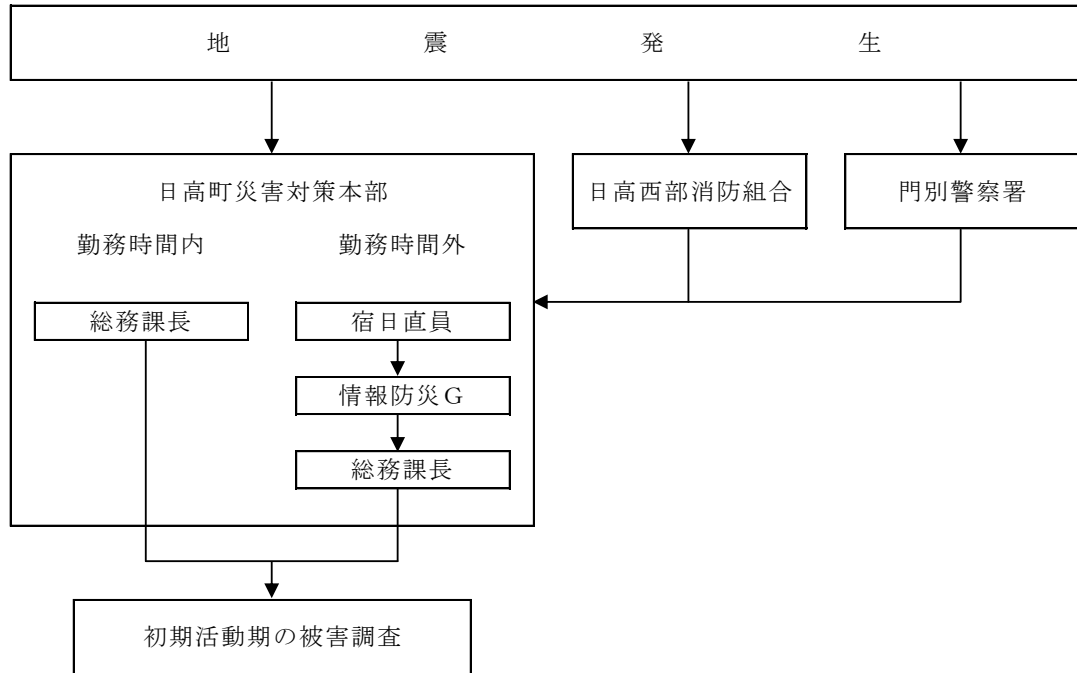
地震発生直後から、効果的な応急対策を実施するためには、正確かつ迅速に被害情報を把握することが必要である。被害情報の収集、北海道への災害報告については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
被害情報の収集	災害直後の被害状況の把握 (総務部、各対策部)		
	初期活動期の被害調査 (総務部、各対策部)		
	被害状況の取りまとめ (総務部)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		応急活動期の被害調査 (各対策部)	⇒ ⇒ ⇒
被害の伝達及び報告	防災関係機関への被害の伝達 (総務部)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	北海道への被害報告 (総務部)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

1 被害情報の収集・伝達・報告の流れ



(1) 災害直後における被害状況の把握の流れ



(2) 初期活動期の被害調査

① 調査の流れ

初期活動期の被害調査は、各対策部において調査班を編成し派遣する。派遣された職員の見聞した状況等を総括し、総務部に報告するものとする。

調査担当者	調査方法		報告先
各対策部	災害調査担当区域に派遣し状況等を掌握		総務部
	勤務時間内	初期活動期に見聞した状況等	
	勤務時間外	職員が参集する際に見聞した状況等	

② 調査内容

初期活動期の被害状況の調査内容は、次のとおりとする。

第1順位	人、住家被害の有無
第2順位	公立施設被害の有無
第3順位	農業、土木、商工、林業、水産被害等の有無

③ 調査結果の報告

初期活動期の調査事項は、急を要する場合は、口頭、電話、又は町防災行政無線等連絡可能な通信方法により報告し、その後、書面をもって速やかに報告するものとする。

※様式集 様式第3号「被害調査書」

(3) 応急活動期の被害調査

① 調査の流れ

応急活動期の被害調査は、各部門を所管する部が実施し、各部において被害状況を取りまとめる。

② 調査内容

応急活動期は、各部が所管する事項について詳細な被害状況の調査を実施する。

③ 調査結果報告

応急活動期の調査結果は、総務部に遅滞なく報告するものとする。

(4) 被害情報の取りまとめ

総務部は、各部が調査した情報等について、次の点に留意して取りまとめるものとする。

活動期別	留 意 点
初期活動期	<ul style="list-style-type: none">○ 災害の全体像の把握○ 現在の被害状況の把握○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none">○ 町全体の被害の状況○ 被害の詳細な内容の整理

(5) 防災関係機関への報告等

総務部は、各担当部から報告された結果を取りまとめし、北海道及び防災関係機関に報告するものとする。

なお、報告等については、第3章の第2節第3「被害情報の収集・伝達・報告」を準用するものとする。

第4 災害広報

地震発生後の町民に対して、被害状況、ライフラインの状況、復旧の見込み、生活関連情報等を正確に提供するにあたり、広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応等については、次によるものとする。又、要配慮者への伝達には、十分配慮するものとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
町の広報	避難広報(総務部、民生部、日高西部消防組合、日高消防団)		
		避難所・住民・事業所への広報(総務部、民生部、各対策部)	⇒ ⇒ ⇒
	報道機関への広報要請と対応(総務部)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
他機関の広報	防災関係機関の広報(門別警察署、北海道電力(株)、N T T東日本北海道事業部、北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所、その他)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

※ 災害広報の詳細については、第3章第2節第4「災害広報」を準用するものとする。

第5 応援・派遣要請と受入れ

地震や津波が発生し、自衛隊、北海道、他市町村、各種団体等の応援活動が必要なときの応援要請先、応援要請の方法、応援の受入れ等については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
応援・派遣要請	自衛隊派遣要請 (総務部)	⇒ ⇒ ⇒	
	自治体への要請 (総務部)	⇒ ⇒ ⇒	
	応援協定先への要請 (各対策部)	⇒ ⇒ ⇒	
	民間企業等への協力要請 (各対策部)	⇒ ⇒ ⇒	
応援の受入れ		自衛隊・応援隊の受入れ (総務部)	⇒ ⇒ ⇒
		ボランティアの受入れ (福祉部)	⇒ ⇒ ⇒

※ 応援・派遣要請と受入れの詳細については、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」を準用するものとする。

第6 消防活動

大規模な地震発生時には、同時多発的に火災が発生し、延焼拡大等により多くの人的、物的被害が発生するおそれがある。このため、次のとおり町民や自主防災組織等を活用した初期消火及び延焼拡大防止体制を整備するとともに、消防隊は消防計画の定めるところにより活動するものとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
消火活動	消火活動 (日高西部消防組合、日高消防団)		
		火災予防のパトロール (日高西部消防組合、日高消防団)	
		火災原因の調査 (日高西部消防組合)	⇒ ⇒ ⇒

※ 消防活動の詳細については、第3章第2節第6「消防活動」を準用するものとする。

第7 救出・捜索

地震・津波災害によって倒壊家屋の下敷き、ガラス、看板等の落下による負傷者、生命、身体の危険な状態になった者の救助救出と行方不明者の捜索等については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
救出・捜索活動	救出要員の編成 (救助部、日高西部消防組合、日高消防団)		
	救出资機材の確保 (総務部、施設部、日高西部消防組合、日高消防団)	⇒ ⇒ ⇒	
	救出・捜索活動の実施 (救助部、日高西部消防組合、日高消防団)		
		行方不明者リストの作成 (総務部)	⇒ ⇒ ⇒
傷病者の搬送	救護所への傷病者の搬送 (日高西部消防組合、各対策部)	⇒ ⇒ ⇒	

※ 救出・捜索活動の詳細については、第3章第2節第7「救出・捜索活動」を準用するものとする。

第8 応急医療救護対策

地震発生時には、混乱の中で医療体制を確立し、多数の負傷者等に対する医療救護活動と避難生活が長期化した場合の避難者の健康管理、精神的ケア等を必要とし、応急医療については次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
応急医療・救護	医療救護班の編成 (福祉部、医療部)		
	医薬品・資機材の調達 (医療部)	⇒ ⇒ ⇒	
	救護所の設置 (福祉部)		
	救護所の活動 (医療部)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	後方医療体制の確立 (総務部、日高西部消防組合、 日高消防団)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	後方医療施設への搬送 (総務部、日高西部消防組合)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	町外医療施設への搬送 (総務部、日高西部消防組合)		
	透析患者への対策 (門別国保病院)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	歯科医療救護活動 (福祉部)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
避難所での医療			健康管理と心のケア対策 (福祉部)

※ 応急医療救護対策の詳細については、第3章第2節第8「応急医療救護対策」を準用するものとする。

第9 警戒区域設定・避難活動・避難所運営

地震の発生時には、津波や延焼火災等から逃れるための迅速な避難活動と、避難所における避難者の把握、物資等の供給、衛生条件の確保、要配慮者への対応等、必要な対策については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
避難活動	警戒区域の設定(門別警察署、日高西部消防組合、日高消防団、総務部)		
	避難勧告・指示・誘導(門別警察署、日高西部消防組合、日高消防団、総務部、救助部)		
避難所開設・廃止	避難所の開設(民生部、教育部)		避難所の統合・廃止(民生部)
避難所の運営		避難所の運営(民生部)	⇒ ⇒ ⇒
		飲料水、生活用水の供給(施設部)	⇒ ⇒ ⇒
		食料、生活必需品の供給(民生部)	⇒ ⇒ ⇒
		避難者への配慮(福祉部、民生部)	⇒ ⇒ ⇒

※ 警戒区域設定・避難活動・避難所運営の詳細については、第3章第2節第9「警戒区域設定・避難活動・避難所運営」を準用するものとする。

第10 遺体処理・埋葬対策

大規模な地震の発生により、多数の犠牲者が発生した場合に必要な遺体の検視、処理、納棺資材の確保、遺体の安置、埋葬等については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
遺体の処理	納棺用品等資材の確保 (民生部)	⇒ ⇒ ⇒	
	遺体の検案、処理 (民生部)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	遺体の安置 (民生部)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
遺体の埋葬		埋 葬 (民生部)	⇒ ⇒ ⇒

※ 遺体処理・埋葬対策の詳細については、第3章第2節第10「遺体処理・埋葬対策」を準用するものとする。

第11 交通・緊急輸送対策

地震災害発生時には、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材、要員の輸送等の交通対策が、応急対策の生命線となる。また、交通規制や緊急輸送路の確保、トラック、船舶、ヘリコプター等輸送手段の確保については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
交通対策	交通規制 (門別警察署、総務部、施設部)	⇒ ⇒ ⇒	
	緊急輸送路の確保 (門別警察署、施設部)	⇒ ⇒ ⇒	
輸送対策	緊急的な輸送 (施設部)		
		緊急輸送車両の確保 (施設部)	
		緊急輸送 (総務部、施設部)	⇒ ⇒ ⇒
		緊急拠点の設置 (福祉部)	

※ 交通・緊急輸送対策の詳細については、第3章第2節第11「交通・緊急輸送対策」を準用するものとする。

第12 災害時の警備対策

災害発生時、犯罪の予防と防止のため、必要となる被災地や避難所等で行う治安警備と警備については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
災害時の警備	災害警備体制の確立 (門別警察署、防犯協会)		
	被災地・避難所の警備 (門別警察署、防犯協会)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

※ 災害時の警備対策の詳細については、第3章第2節第12「災害時の警備対策」を準用するものとする。

第13 生活救援対策

大規模な地震が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者に対する飲料水、食料、生活必需品の供給などを行うのに必要な需要の把握、物資等の確保、被災者への供給方法等については、次のとおりである。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
飲料水、生活用水の供給	緊急給水 (民生部、施設部)		
		飲料水、生活用水の給水 (民生部、施設部)	⇒ ⇒ ⇒
			生活用水の給水の拡大 (民生部、施設部)
食料の供給	食料の供給 (民生部)		
		食料の需要の把握 (民生部)	⇒ ⇒ ⇒
		食料の確保 (総務部)	⇒ ⇒ ⇒
		食料の供給 (民生部)	
		炊出しの実施 (民生部)	
生活必需品の供給		生活必需品の需要把握 (民生部)	⇒ ⇒ ⇒
		生活必需品の確保 (福祉部)	⇒ ⇒ ⇒
		生活必需品の供給 (民生部)	⇒ ⇒ ⇒
救援物資の受入		救援物資の受入 (福祉部)	⇒ ⇒ ⇒

※ 生活救援対策の詳細については、第3章第2節第13「生活救援対策」を準用するものとする。

第14 建物・住宅対策

地震により、被災した建物の余震等による被害防止のための危険度判定と住家が損壊した被災者への住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の解体・撤去等の実施については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
被災建物の応急危険度判定		被災建物の応急危険度判定士の確保(施設部)	
		被災建物の応急危険度判定の実施(施設部)	
			建物の解体、撤去(施設部)
仮設応急住宅の設置		応急仮設住宅需要把握(施設部)	
		応急仮設住宅用地の確保(施設部)	
			応急仮設住宅の建設(施設部)
			応急仮設住宅の管理及び入居者選定(施設部)
被災住宅の修理			被災住宅の修理(施設部)
住宅の確保			公営・民間住宅の確保(施設部)
			公営・民間住宅の入居物の選定(施設部)

※ 建物・住宅対策の詳細については、第3章第2節第14「建物・住宅対策」、第15「被災宅地安全対策」を準用するものとする。

第15 衛生・防疫・清掃等対策

地震発生時の被害により、ライフライン等の機能は低下し、衛生条件は悪化する。このため必要となる衛生・防疫対策・し尿対策・ゴミ収集等の実施については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
衛生・防疫対策		食中毒の予防 (民生部)	
		被災者等の保健衛生 (民生部、福祉部)	⇒ ⇒ ⇒
			被災地の防疫活動 (民生部、福祉部、産業経済部)
し尿対策		仮設トイレの設置 (民生部)	
		し尿の処理 (民生部)	⇒ ⇒ ⇒
清掃対策		生活ゴミの処理 (民生部)	⇒ ⇒ ⇒
			災害廃棄物処理の計画、実施 (民生部)

※ 衛生・清掃・防疫等対策の詳細については、第3章第2節第16「衛生・清掃・防疫等対策」を準用するものとする。

第16 災害ボランティアの活用

地震災害発生時には、全国から各種団体・個人ボランティアの申し出があり、これらを効果的に活用することが、被災者等の負担の軽減と早期復旧につながることとなり、ボランティアの活動範囲・受入・支援体制等については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
ボランティアの活用		ボランティアへの対応 (福祉部)	⇒ ⇒ ⇒
		災害ボランティア対策本部の設置 (日高町社会福祉協議会)	⇒ ⇒ ⇒
		ボランティアの活動 (福祉部、日高町社会福祉協議会)	⇒ ⇒ ⇒

※ 災害ボランティアの活用の詳細については、第3章第2節第17「災害ボランティアの活用」を準用するものとする。

第17 要配慮者対策

地震発生時の障害者・高齢者・乳幼児・妊婦・外国人等の要配慮者に対する被災直後の安全確認、避難所での生活支援等の対策については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
要配慮者への対応	要配慮者の安全確認 (福祉部)		
		避難所の要配慮者の援護 (福祉部)	⇒ ⇒ ⇒
		巡回ケア・広報・窓口相談の設置 (福祉部)	⇒ ⇒ ⇒
		要配慮者への福祉仮設住宅供給 及びケア対策 (福祉部、施設部)	⇒ ⇒ ⇒

※ 要配慮者対策の詳細については、第3章第2節第18「要配慮者対策」を準用するものとする。

第18 公共機関・施設等の応急対策

大地震発生後、水道・電気・電話・ガス等の各公共機関・施設の管理者は、それぞれの「防災業務計画」等に基づき、被害状況の把握と応急復旧対策については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
水道・雑排水施設	上水道・下水道・雑排水施設の応急対策 (施設部)	⇒ ⇒ ⇒	
		上水道・下水道・雑排水施設の復旧対策 (施設部)	⇒ ⇒ ⇒
電気・電話・ガス等	電気・電話・ガスの応急対策 (北海道電力㈱富川営業所、 N T T 東日本北海道事業部 苫小牧支店、北海道エルピー ガス協会日高支部)	⇒ ⇒ ⇒	
		電気・電話・ガスの復旧対策 (北海道電力㈱富川営業所、 N T T 東日本北海道事業部 苫小牧支店、北海道エルピー ガス協会日高支部)	⇒ ⇒ ⇒
道路・橋梁	道路・橋梁の応急対策 (施設部)	⇒ ⇒ ⇒	
		道路・橋梁の復旧対策 (施設部)	⇒ ⇒ ⇒
河川・海岸・急傾斜地等指定地	河川・海岸・急傾斜地等指定地の応急対策 (産業経済部、施設部)	⇒ ⇒ ⇒	
		河川・海岸・急傾斜地等指定地の復旧対策 (産業経済部、施設部)	⇒ ⇒ ⇒
鉄道	鉄道の応急対策 (北海道旅客鉄道㈱日高線運 輸営業所静内駅)	⇒ ⇒ ⇒	
		鉄道の復旧対策 (J R 北海道)	⇒ ⇒ ⇒
その他公共施設	その他の公共施設の応急対策 (各施設管理者)	⇒ ⇒ ⇒	
		その他の公共施設の復旧対策 (各施設管理者)	⇒ ⇒ ⇒

※ 公共機関・施設等の応急対策の詳細については、第3章第2節第19「公共機関・施設等の応急対策」を準用するものとする。

第19 文教対策

地震発生時、学校等の施設では、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先で行うものとし、又、避難所開設への協力と教育活動の早期再開に向けた対策については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
応急教育対策	学校の災害直後の措置 (教育部)		
		児童・生徒・教職員の安否確認 (教育部)	
		応急教育の実施 (教育部)	⇒ ⇒ ⇒
応急保育対策	保育所の災害直後の措置 (福祉部、教育部)		
		幼児・職員の安否確認 (福祉部、教育部)	
		応急保育の実施 (福祉部、教育部)	⇒ ⇒ ⇒
避難所支援対策	避難所開設への支援 (教育部)		

※ 文教対策の詳細については、第3章第2節第20「文教対策」を準用するものとする。

第20 農林漁業対策

地震災害発生時には、農作物や家畜等への対応も必要となり、家畜の飼料確保や農林漁業施設等への対策については、次のとおりとする。

実施項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
農林漁業対策		農林漁業の被害調査 (産業経済部)	
		飼料の確保 (産業経済部)	
			農林漁業施設の防疫 (産業経済部)

※ 農林漁業対策の詳細については、第3章第2節第21「農林漁業対策」を準用するものとする。

第21 飼育動物対策

災害時の被災地における飼育動物の対応策については、次のとおりとする。

実 施 内 容	実 施 担 当 等
1 飼育動物の取扱い	民生部
2 逸走犬等の確保、保護及び収容	民生部
3 特定動物の逸走に伴う措置	各担当部

※ 飼育動物対策の詳細については、第3章第2節第22「飼育動物対策」を準用するものとする。

第22 障害物除去対策

大規模な地震により山崩れ等が発生し、道路、住宅又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で著しい障害を及ぼしているものの除去については、次のとおりとする。

実施項目等	実施内容等	担当部局等
障害物の除去	障害物除去の対象	民生部、施設部
	障害物除去の方法	民生部、施設部
	除去した障害物の集積場所	民生部、施設部

※ 障害物除去対策の詳細については、第3章第2節第25「障害物除去対策」を準用するものとする。

第23 救助法の適用

大規模な災害が発生した場合の災害救助(各種応急対応)は、救助法により国の責任において行われることとなっている。救助法の適用基準、災害救助の内容、手続きの方法等については、次のとおりとする。

実施項目等	実施内容等	担当部局等
救助法の適用	救助法の適用基準	—
	救助法の適用手続き	福祉部
	救助法による救助内容等	—
	救助業務の実施者	関係各対策部

※ 救助法の適用の詳細については、第3章の第2節第23「救助法の適用」を準用するものとする。

第3節 災害復旧対策

第1 町民生活安定のための緊急措置

実施項目等	担当部局等
被災者の生活確保	総務課、子育て福祉課、健康増進課、農務課、経済観光課、税務課、地域住民課、日高西部消防組合、公共職業安定所、日高町社会福祉協議会、郵便局、日本放送協会、N T T東日本、北海道電力㈱
農林漁業関係対策	農務課、経済観光課、地域経済課
中小企業関係対策	農務課、経済観光課、地域経済課
義援金受入・配分	総務課、企画財政課、子育て福祉課、会計課

※ 町民生活安定のための緊急措置の詳細については、第3章第3節第1「町民生活安定対策」を準用するものとする。

第2 災害復旧事業対策

対 策 事 業 等	担 当 部 局 等
災害復旧事業計画	企画財政課、関係各課
災害復旧予算措置	企画財政課、関係各課

※ 災害復旧事業対策の詳細については、第3章第3節第2「災害復旧事業対策」を準用するものとする。

第3 災害復興事業対策

対 策 事 業 等	担 当 部 局 等
災害復興事業の推進	企画財政課、関係各課

※ 災害復興事業対策の詳細については、第3章第3節第3「災害復興事業対策」を準用するものとする。

第5章 日本海溝・千島 海溝周辺海溝型地震防 災対策推進計画

第1節 総則

第2節 災害対策本部等の設置等

第3節 地震発生時の応急対策等

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の
確保

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設
等の整備計画

第6節 防災訓練計画

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に
関する計画

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画について定めたものである。

第1節 総則

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成16年4月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律27号）」（以下「日本海溝特措法」という。）が公布され、平成17年9月に施行された。日本海溝特措法第3条の規定に基づき、平成18年2月17日に当町を含む北海道、宮城県、岩手県、青森県、福島県の107市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。

推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなっている。

本章は、日本海溝特措法第6条の規定に基づき策定する推進計画として位置付ける。なお、地震に対する災害予防対策、災害応急対策等の基本的事項について町地域防災計画（第3章）に明記されていることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する対策についても通常の地震対策については参照する町地域防災計画の個所を記載する。

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第6条第1項の規定に基づき、推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当町における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。
《 本道の推進地域 》（平成18年4月3日・内閣府告示58号）

函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町



第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

当町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関並びに当町の区域内の公共的団体その他防災重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下、本章において「地震」という。）の発生に係る災害対策本部の設置等については、本章の定めによるほか、第4章第2節「災害応急対策」に定めるところによる。

第1 災害対策本部等の設置

町長は、地震が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

ただし、地震による揺れが震度5弱以上に至らない場合であっても、津波警報が発表されたときは、必要に応じて非常配備体制を強化するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、基本法及び日高町災害対策本部条例に定めるところによるほか、その組織計画については、第2章第1節「組織計画」に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

町長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を定めるものとし、配備基準については、第4章第2節第1「災害応急体制」に定めるところによる。

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

地震災害に対しとるべき迅速かつ効果的な応急対策活動は、本章の定めのほか、第4章第2節「災害応急対策」に定めるところによる。

第1 地震発生時の応急対策

1 災害情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない断続的な情報であっても、当該情報の迅速な報告に努め、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用し、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集し、又は伝達することとする。

特に避難勧告・津波警報等の沿岸部住民等への迅速かつ確実な伝達手段として、町防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努めるものとする。

情報の収集・伝達における役割、地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、第4章第2節第2「地震・津波情報の収集・伝達対策」に定めるところによる。

(2) 避難のための勧告及び指示

① 町長

ア 町長は、津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示を行う。また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高い建物などに緊急避難するよう指示するものとする。

イ 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示を行うものとする。

ウ 避難の勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線や広報車など、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ確実に伝達する。

② 知事

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための立退きの勧告又は指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

③ 警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は町長が立退きを指示することができないと認めるときは、住民等に対して避難のための立退きを指示するものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を日高振興局長に報告する。

警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

④ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

地震発生により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官又は町職員がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(3) このほか、地震発生時の避難勧告等の伝達方法等については、第4章第2節第2「地震・

津波情報の収集・伝達対策」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視等

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

町は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、防災関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、防災関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

津波に伴う物資等の散乱・漂流による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するため、防災関係機関と連携し、必要な措置を講じることとする。

二次災害の防止に係る活動に当たっては、要員の安全確保に配慮するものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、災害状況によっては、被災地の応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、防災関係機関等が全力を挙げて対応するのはもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命活動、出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。

消防機関や警察などをはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に、迅速な救助活動を実施するものとする。

道、町、日本赤十字社北海道支部、医療機関、医療関係団体等は、相互の連携の下に、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するものとする。

消防機関は、必要に応じ他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、消防力を結集し、その全機能をあげて消防活動を実施するものとする。

このほか、救助・救急・消火・医療活動については、第3章第2節第6「消防活動」、同第7「救助・捜索」、同第8「応急医療・救護対策」に定めるところによる。

5 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業や近隣市町村との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足に対する供給を道に要請を行う。

物資調達活動については、第3章第2節第13「生活救援対策」に定めるところによる。

6 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、道や公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第3章第2節第11「交通対策・緊急輸送対策」に定めるところによる。

7 衛生・防疫・清掃等対策

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、道や公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第3章第2節第16「衛生・防疫・清掃等対策」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保に努める。また、町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護を実施するにあたり、必要な物資等が不足する場合は、道や関係機関等に供給の要請を行う。

2 人員の配備

町は、第4章第2節第1「災害応急体制」に定める配備体制により人員の配置を行い、人員の配備状況を道に報告する。

第3 他機関に対する応援要請等

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定又は知事に対する自衛隊の災害派遣要請については、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」に定めるところによる。

町は必要があるときは、上記の応援協定等に従い応援を要請するものとする。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保

地震が発生した場合、地震の大きさや、気象状況等にもよるが、数分程度で当町に津波が来襲することが想定される。しかし、当町の津波被害は、津波到来までの間に住民の円滑な早期避難により、大幅に軽減できると考えられる。

このことから、津波来襲に備え、施設の維持管理の徹底や操作体制の充実を図るとともに、住民の円滑な避難の確保を図る。地震による道路、公園、河川、漁港等の公共施設の被害は、震災時の避難、応急復旧などの障害になるばかりでなく、町民の社会・経済活動上、計り知れない影響を及ぼすことが予想される。したがって、震災後のこれら施設の早期復旧はもちろん重要であるが、これら施設の耐震性の強化を図るなど被害を最小限にとどめる諸対策を講ずる。

第1 津波からの防護のための施設の整備等

1 整備方針

(1) 施設整備の推進

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤・堤防・水門等の点検や自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。

(2) 施設管理の徹底

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

(3) 被災防止措置

河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるとともに、状況に応じ水門を閉鎖するものとする。特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(4) 海岸保全施設の整備

町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第4章第1節第1「地震に強いまちづくり」に定めるところとする。

(5) 防災行政無線の整備等

町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、町防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第3章第1節第9「情報通信の整備」に定めるところとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第4章第2節第2「地震・津波情報の収集・伝達対策」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- ① 津波に関する情報が、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や障害者等にも的確に伝わること等に配慮すること。
- ② 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。

- ③ 道等から津波警報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- ④ 関係機関と連携し、船舶や漁船等に対して速やかに津波警報等の伝達を行うとともに、この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。
- ⑤ 町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

第3 避難対策等

津波注意報、津波警報及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒態勢を整えるとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施する。

1 避難計画の作成

町は、津波浸水域予測図等を基に、次の事項などを明らかにした避難計画を作成するとともに津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

また、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくとともに、沿岸地域住民が主体的に策定する避難計画、津波避難マップづくりを支援する。

避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めるものとする。

- ① 地区の範囲
- ② 想定される危険（浸水域）の範囲
- ③ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難の勧告又は指示の伝達方法
- ⑥ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

2 避難の勧告・指示の発令

町長は、全体の状況把握に努め、次の点に留意し、適切に避難の勧告及び指示を行うものとする。

- ① 要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。
- ② 避難路となる道路のうち道が管理するものについて、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置
- ③ 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち道が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置
- ④ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

3 避難場所の指定

町は、耐震性に配慮した屋内避難施設を定めるとともに、要配慮者の保護に関し、必要な整備に努めるものとする。また、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定にあたっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備等を進めるものとする。

また、あらかじめ指定した避難場所には標識等を設置し、関係住民に対して周知を図る。

4 避難場所の維持・運営

町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。なお、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

また、避難した居住者等に対し避難場所の運営に協力を求めることとし、第3章第2節第9「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」に定めるところによる。

5 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ① 収容施設への収容
- ② 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ③ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ① 流通在庫の引き渡し等の要請
- ② 道に対し、道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ③ その他必要な措置

6 要配慮者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 町は、あらかじめ町内会・自治会、自主防災組織単位に、他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、町は介護又は担送に必要な資機材の整備に努めることとする。

(3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

7 避難誘導等

自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意や津波避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。また、津波注意及び津波避難場所等を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

8 避難意識の普及啓発等

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、避難訓練、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、津波避難に関する意識啓発を実施する。

《 考えられる訓練内容 》

津波予報、津波情報等の収集、伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、町防災行政無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。
津波避難訓練	避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要がある、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。
津波防災施設操作訓練	誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。津波予想到達時間内に操作完了が可能か。地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。などの現実起こり得る想定の中で訓練を実施する。
津波監視訓練	高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

《 一般住民に対する内容 》

- ◇ 強い地震(震度 4 程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ◇ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線放送等を通じて入手する。
- ◇ 地震を感じなくても、津波予報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ◇ 地震の揺れのわりに大きな津波を発生させる「津波地震」についても注意する。
- ◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- ◇ 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。
- ◇ 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

《 船舶に対する内容 》

- ◇ 強い地震(震度 4 程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- ◇ 津波予報が発令された場合、津波到達予想時刻を考慮のうえ、退避可能なときは直ちに港外(水深の深い、広い海域)へ退避し、それが困難なときは増し舳れを取る等、可能な流出防止措置を講じて高台へ避難する。なお、これらの措置を講ずる暇がない場合は、直ちに高台へ避難する等、人命を最優先に対処する。
- ◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

このほか、避難対策等については、第3章第1節第7「避難のための環境整備」、同第10「応急対策のための環境整備」、第3章第2節第9「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」、同第12「災害時の警備対策」に定めるところとする。

第4 消防機関等の活動

1 重点事項

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 土囊等による応急浸水対策
- ④ 自治会・町内会、自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- ⑤ 救助・救急等

2 動員、配備

消防機関は、必要な動員、配備及び活動計画を消防計画に定めるものとする。

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

電気事業者は、津波警報等の伝達や円滑な避難を確保するため、確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるものとする。

3 ガス

ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等の必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の確保等の対策を実施する。

5 放送

放送事業者は、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意するものとする。

また、地震・津波等に伴う避難勧告・指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難勧告・指示等の情報伝達に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災措置を講ずるものとする。

6 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第2節第19「公共機関・施設等の応急対策」に定めるところによる。

第6 交通対策

1 道路

道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容をあらかじめ計画するとともに周知する。

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

2 海上

浦河海上保安署及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を行う。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を行うとともに、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導を行う。

4 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、第3章第2節第11「交通対策・緊急輸送対策」に定めるところによる。

第7 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑に避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。
- ② 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。
- ③ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、町防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 病院

重症患者、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を行う。

(3) 学校

災害発生時の避難所となる学校にあっては、避難の安全に関する措置を行うとともに、避難住民等の受入等に協力する。また、学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行う。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部等設置施設

本部等がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難場所施設

避難場所又は応急救護所となる学校、社会教育施設等の管理者は、1の(3)又は1の(4)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材

の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、計画的に行うものとし、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

1 建築物、構造物等の耐震化

建築物、構造物等の耐震化については、第4章第1節第1「地震に強いまちづくり」に定めるところによる。

2 避難地の整備

避難地の整備については、第3章第1節第7「避難のための環境整備」に定めるところによる。

3 避難路の整備

避難路の整備については、第3章第1節第7「避難のための環境整備」に定めるところによる。

4 津波対策施設

津波対策施設については、第4章第1節第1「地震に強いまちづくり」に定めるところによる。

5 消防用施設の整備

消防用施設の整備については、第3章第1節第8「消防・救急体制の整備」に定めるところによる。

6 緊急輸送を確保するため必要な道路又は漁港の整備

緊急輸送を確保するため必要な道路又は漁港の整備については、第3章第1節第10「応急対策のための環境整備」に定めるところによる。

7 通信施設の整備

通信施設の整備については、第3章第1節第9「情報通信の整備」に定めるところによる。

第6節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び地域住民や自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る地震を想定した防災訓練を実施する。事業計画については、第3章第1節第6「組織・人づくり」に定めるところによる。

1 防災訓練

防災訓練は、毎年実施できるように努める。訓練内容は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とするとともに、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。

2 実践的な訓練の実施

町は、道、防災関係機関、自治会・町内会及び自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
- ② 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- ④ 必要な情報（災害の状況、避難状況等）に関する道及び防災関係機関への伝達訓練

このほか、防災訓練の実施については、第3章第1節第6「組織・人づくり」に定めるところによる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、道、防災関係機関、自治会・町内会や自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。事業計画については、第3章第1節第6「組織・人づくり」に定めるところによる。

1 職員に対する教育

町及び防災関係機関等は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。なお、町職員に対する防災教育は、本部等に係る各部の所掌事務等を踏まえ、その内容は次の事項を含むものとする。

- ① 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

2 住人等に対する教育・広報

町は、道や関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施する。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、おおむね次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、防災マップ等の印刷物、ビデオ等の映像、講演会等の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域の防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ① 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベ이의転倒防止等の家庭内対策の内容
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- ① 過去の地震及び津波災害の実態
- ② 地震や津波の発生のしくみと危険性
- ③ 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- ④ 地域における地震・津波防災の取組等

児童生徒等に対する教育については、第3章第1節第6「組織・人づくり」に定めるところによる。

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、道や関係機関と連携し、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

防災上重要な施設管理者に対する教育については、第3章第1節第6「組織・人づくり」に定めるところによる。

5 自動車運転者に対する教育

道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について教育・広報に努めるものとし、第3章第1節第6「組織・人づくり」に定めるところによる。

6 相談窓口の設置

町は、道や関係機関と連携し、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6章 事故災害対策

第1節 海上災害対策

第2節 航空事故災害対策

第3節 鉄道事故災害対策

第4節 道路災害対策

第5節 危険物等災害対策

第6節 大規模な火事災害対策

第7節 林野火災対策

第8節 油等水質事故等災害対策

第9節 災害復旧対策

第6章 事故災害対策

本章は、海上災害、航空事故災害、鉄道事故災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、油等水質事故などの大規模な事故等による被害（事故災害）についての予防及び応急対策等について定めたものである。

第1節 海上災害対策

I 海難対策

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

① 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

② 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

- (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、社団法人北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

① 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備

② 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

③ 漁船乗務員の養成と資質の向上

④ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

⑤ 海難防止に対する意識の高揚

第2 災害応急対策

海難が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、事業者および防災関係機関の実施する応急対策は、次のとおりとする。

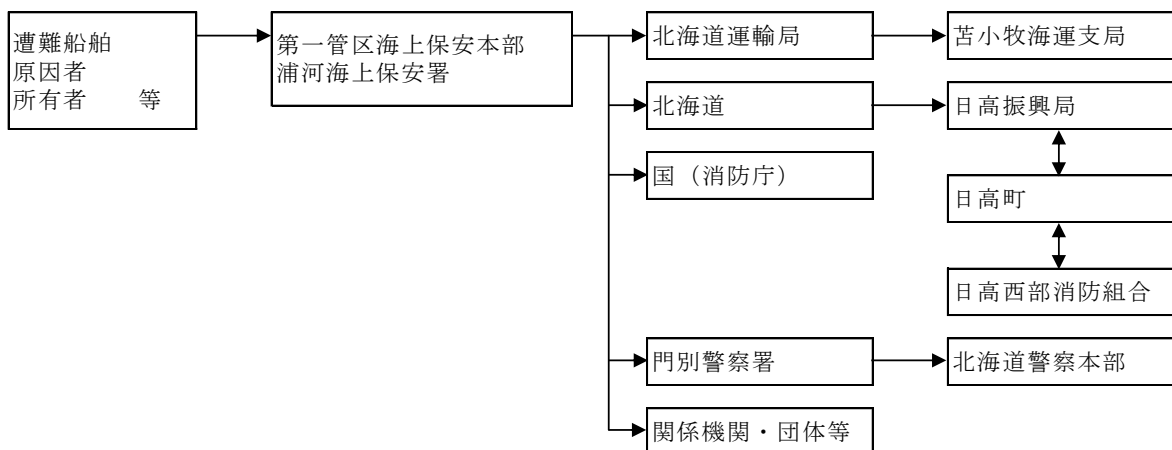
実施内容	担当部局等
1 海難発生時の連絡系統	船舶所有者等、総務部、北海道運輸局、浦河海上保安署、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署
2 広域海難発生時の広報	船舶所有者等、総務部、民生部、ひだか漁業協同組合、北海道運輸局、浦河海上保安署、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署
3 応急活動体制	各担当部
4 捜索活動	関係機関、ひだか漁業協同組合、水難救護所
5 救助救出活動	浦河海上保安署、救助部、門別警察署、ひだか漁業協同組合、水難救護所
6 消防活動	浦河海上保安署、日高西部消防組合、日高消防団、総務部
7 医療救護活動	医療部
8 行方不明者の捜索及び死体の収容等	救助部、日高西部消防組合
9 交通規制	門別警察署、総務部、施設部
10 自衛隊派遣要請	総務部、北海道日高振興局
11 広域応援	総務部、各対策部

1 海難発生時の連絡系統

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に通報するものとし、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

連絡系統は次のとおりとする。

《 情報通信連絡系統図 》



2 広域海難発生時の広報

町は、関係機関と連携し、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第3章第2節第4「災害広報」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 広報の内容

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について「正確に、きめ細かく、適切に」提供するものとする。

- ◇ 海難の状況
- ◇ 家族等の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関の応急対策に関する情報
- ◇ その他必要な事項

② 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ◇ 海難の状況
- ◇ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関の応急対策に関する情報
- ◇ 施設等の復旧状況
- ◇ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ◇ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第2章第1節第3「災害対策本部の設置」により応急活動体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するが、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、ひだか漁業協同組合、日高町救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

5 救助救出活動

海難災害時における救助救出活動については、第3章第2節第7「救助・搜索」の定めるところによるもののほか次によるものとする。

(1) 浦河海上保安署（海上保安庁法第2条）

- ① 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における救助を行うこと。
- ② 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行うこと。
- ③ 関係機関の救助の調整に関すること。

(2) 町（基本法第62条、水難救護法第1条）

- ① 遭難船舶を認知した際は、浦河海上保安署及び門別警察署に連絡するとともに、町計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- ② 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 門別警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

(4) ひだか漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

(5) 水難救護所（道内に110ヵ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、浦河海上保安署が実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第3章第2節第8「応急医療救護対策」の定めるところにより実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町、日高西部消防組合及び関係機関は、海難発生時における行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等について第3章第2節第7「救助・捜索」及び第10「遺体の処理、埋葬」の定めるところにより実施するものとする。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、第3章第2節第11「交通対策・緊急輸送対策」の定めるところにより実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

11 広域応援

海難の規模により町では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めるところにより、道や他の市町村及び他の消防機関へ応援を要請するものとする。

Ⅱ 流出油等対策

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施内容

- (1) 関係行政機関の共通実施事項（北海道開発局、北海道運輸局、浦河海上保安署、門別警察署、日高西部消防組合、日高消防団）

- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ② 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ③ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- ④ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- ⑤ 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- ⑥ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 北海道開発局

港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

- (3) 浦河海上保安署

- ① 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
 - ◇ 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）
 - ◇ 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況）
 - ◇ 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）
- ② 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び流出油の防除に関する協議会の育成強化
- ③ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発するものとする。
 - ◇ 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
 - ◇ 在港船舶に対する臨船指導
- ④ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
 - ◇ 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - ◇ 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - ◇ 港則法、海洋汚染防止法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等の法令の遵守

(4) 日高西部消防組合

- ① 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- ② 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - ◇ 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - ◇ 消火器具の配備。
 - ◇ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。
 - ◇ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底。
- ③ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(5) 船舶所有者等、ひだか漁業協同組合

- ① 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- ② 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- ③ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- ④ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を認めるものとする。

第2 災害応急対策

海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策は、次のとおりとする。

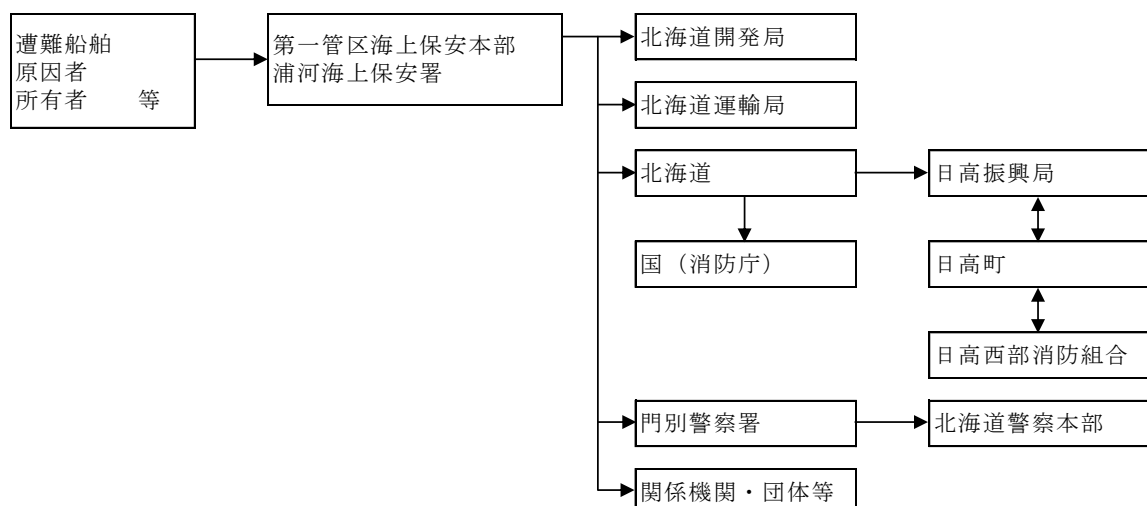
実施内容	担当部局等
1 油等大量流出事故発生 の連絡系統	事故の原因者等、総務部、浦河海上保安署、北海道開発局、北海道運輸局、北海道日高振興局、門別警察署、日高西部消防組合、日高消防団
2 災害広報	船舶所有者等、総務部、民生部、ひだか漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、浦河海上保安署、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署
3 応急活動体制	各担当部
4 流出した油等の拡散防 止及び回収除去活動	事故の原因者等、浦河海上保安署、北海道開発局、総務部、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署
5 消防活動	浦河海上保安署、日高西部消防組合、日高消防団、総務部
6 避難措置	総務部、民生部、日高西部消防組合、日高消防団、門別警察署
7 交通規制	門別警察署、総務部、施設部
8 自衛隊派遣要請	総務部、北海道日高振興局
9 広域応援	総務部、各対策部
10 危険物関係施設管理者 及び水難救難所の協力	危険物関係施設管理者、水難救護所
11 防災ボランティアとの 連携	福祉部

1 油等大量流出事故発生時の連絡系統

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に通報するものとし、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

連絡系統は次のとおりとする。

《 情報通信連絡系統図 》



2 災害広報

町は、関係機関と連携し、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱防止を図るため、地域住民等に対して行う災害広報は、第3章第2節第4「災害広報」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 広報の内容

① 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線の活用により、次の事項についての広報を実施する。

- ◇ 油等大量流出事故災害の状況
- ◇ 関係機関の応急対策に関する情報
- ◇ 海上輸送復旧の見通し
- ◇ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ◇ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第2章第1節第3「災害対策本部の設置」により応急活動体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するが、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うものとする。

4 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに浦河海上保安署に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

(2) 浦河海上保安署

- ① 巡視船艇・航空機又は機動防除隊を現地に出勤させ、流出油等の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- ② 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講ずる。
- ③ 事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。
- ④ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- ⑤ 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。
- ⑥ 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、町に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

- (4) 北海道日高振興局、日高町
 - ① ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供するものとする。
 - ② 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、回収除去作業を講ずるものとする。
- (5) 日高西部消防組合、日高消防団
油流出等の海岸等への漂着に対処するため、町が行う回収除去作業に協力するとともに、必要に応じて、流出油等の防除等必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 門別警察署
 - ① 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。
 - ② 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動への協力を行うものとする。
その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配意するものとする。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

- (1) 浦河海上保安署
速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関等に協力を要請するものとする。
- (2) 日高西部消防組合、日高消防団
火災状況等の情報収集に努めるとともに、浦河海上保安署の消火活動に協力するものとする。

6 避難措置

町及び関係機関は、流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第3章第2節第9「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」の定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第3章第2節第11「交通対策・緊急輸送対策」の定めるところにより実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

9 広域応援

町は、流出油等事故災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めるところにより、道、他の市町村及び他の消防機関へ応援を要請するものとする。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び日高町救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第3章第2節第17「防災ボランティアの活用対策」の定めるところによる。

第2節 航空事故災害対策

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策

当町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策は、次のとおりとする。

実施内容	担当部局等
1 航空災害発生時の連絡系統	総務部、北海道日高振興局
2 災害広報	東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署、浦河海上保安署、総務部、民生部
3 応急活動体制	関係各対策部
4 捜索活動	東京救難調整本部、救助部
5 救助救出活動	東京航空局空港事務所、救助部
6 医療救護活動	東京航空局空港事務所、空港管理事務所、(社)日高医師会、福祉部
7 消防活動	東京航空局空港事務所、空港管理事務所、日高西部消防組合、日高消防団、総務部
8 行方不明者の捜索及び死体の収容等	救助部、日高西部消防組合、日高消防団
9 交通規制	門別警察署、総務部、施設部
10 防疫及び廃棄物処理等	民生部
11 自衛隊派遣要請	総務部、北海道日高振興局
12 広域応援	総務部、各対策部

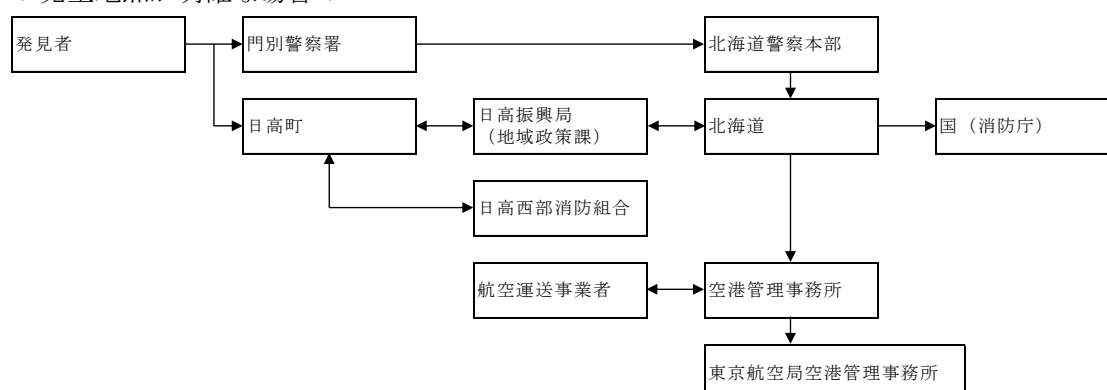
1 航空災害発生時の連絡系統

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に通報するものとし、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

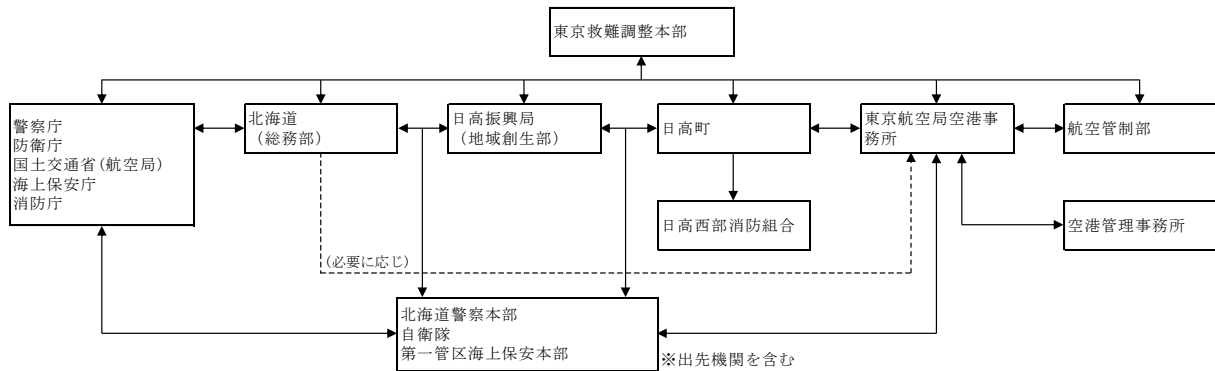
連絡系統は次のとおりとする。

《 情報通信連絡系統図 》

〈 発生地点が明確な場合 〉



〈 発生地点が不明な場合 〉（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、通常、東京空港事務所に設けられる。

2 災害広報

町は関係機関と連携し、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第3章第2節第4「災害広報」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 広報の内容

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について「正確に、きめ細かく、適切に」提供するものとする。

- ◇ 航空災害の状況
- ◇ 家族等の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ◇ その他必要な事項

② 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線の活用により、次の事項についての広報を実施する。

- ◇ 航空災害の状況
- ◇ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ◇ 航空輸送復旧の見通し
- ◇ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ◇ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第2章第1節第3「災害対策本部の設置」により応急活動体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するが、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通して、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第3章第2節第7「救助・搜索」の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第3章第2節第8「応急医療・救護対策」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握し、初期救護活動を実施するものとともに、災害の規模等により必要に応じ、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ① 空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施するものとする。
- ② 消防機関と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 日高西部消防組合、日高消防団

- ① 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。
- ② 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の搜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、第3章第2節第7「救助・搜索」及び第10「遺体の処理、埋葬」の定めにより行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

門別警察署や道路管理者は、道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、車両の通行禁止等必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域において、交通安全施設の点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

門別警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等においては、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

町は、航空災害時における防疫及び廃棄物処理等を、道と連携し実施するものとする。

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第3章第2節第16「衛生・防疫・清掃等対策」の定めるところにより、的確な応急防疫対策及び廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めるところにより道、他の市町村及び他の消防機関へ応援を要請するものとする。

第3節 鉄道事故災害対策

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施要領

(1) 鉄軌道事業者

- ① 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- ② 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- ③ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予警報など情報の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やか対応を図るものとする。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ⑤ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- ⑥ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

第2 災害応急対策

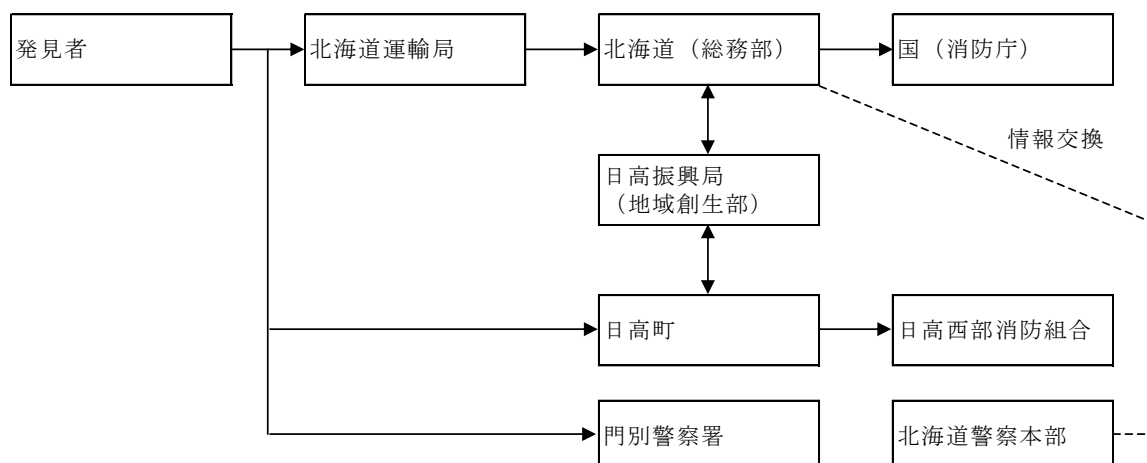
鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期の初動体制を確立して、災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策は、次のとおりとする。

実施内容	担当部局等
1 鉄道災害発生時の連絡系統	総務部、北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所静内駅、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署
2 災害広報	総務部、民生部、北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所静内駅、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署
3 応急活動体制	各担当部
4 救急救助活動	北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所静内駅、日高西部消防組合、日高消防団、救助部
5 医療救護活動	北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所静内駅、日高西部消防組合、医療部
6 消防活動	北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所静内駅、日高西部消防組合、日高消防団、総務部
7 行方不明者の捜索及び死体の収容等	総務部、救助部、日高西部消防組合、日高消防団、門別警察署
8 交通規制	門別警察署、総務部、施設部
9 危険物流出対策	各関係機関
10 自衛隊派遣要請	総務部、北海道日高振興局
11 広域応援	総務部、各対策部
12 災害復旧	各対策部等

1 鉄道災害発生時の連絡系統

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に通報するものとし、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。連絡系統は次のとおりとする。

《 情報通信連絡系統図 》



2 災害広報

町は関係機関と連携し、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第3章第2節第4「災害広報」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 広報の内容

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について「正確に、きめ細かく、適切に」提供するものとする。

- ◇ 鉄道災害の状況
- ◇ 家族等の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ◇ その他必要な事項

② 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線の活用により、次の事項についての広報を実施する。

- ◇ 鉄道災害の状況
- ◇ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ◇ 施設等の復旧状況
- ◇ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ◇ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第2章第1節第3「災害対策本部の設置」により応急活動体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するが、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

4 救出救助活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第3章第2節第7「救助・捜索」の定めより実施するものとする。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第3章第2節第8「応急医療・救護対策」の定めによるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 日高西部消防組合、日高消防団

① 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

② 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び関係機関は、第3章第2節第7「救助・捜索」及び第10「遺体の処理・埋葬」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

門別警察署や道路管理者は、道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、車両の通行禁止等必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域において、交通安全施設の点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

門別警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等においては、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第6章第5節「危険物等災害対策」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した情報により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めにより自衛隊に対し災害派遣要請、又は道、他の市町村及び他の消防機関へ応援を要請するものとする。

11 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めるところにより、道、他の市町村及び他の消防機関へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

第4節 道路災害対策

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路構造物の被災、又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

《 当町における道路管理者 》

管 理 別	管 理 部 署 等
国の管理する道路	室蘭開発建設部苫小牧道路事務所、日高道路事務所
道の管理する道路	室蘭建設管理部門別出張所
町の管理する道路	建設課、地域経済課

1 体制の整備

道路施設や橋梁等の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急体制を図るために情報収集や連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、町民及び道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。

道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

職員の非常召集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

2 防災訓練等の実施

防災訓練等の実施については、第3章第1節第6「組織・人づくり」によるほか、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制改善等の必要な措置を講ずるものとする。

3 資機材等の整備

道路災害時に、施設・設備の被害状況の把握や応急復旧を行うため、予め体制や資機材を整備するものとする。

4 防災知識の普及・啓発

町民及び道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

5 再発防止対策

道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施するものとする。

6 道路交通の安全対策

道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合には、車両通行禁止等の必要な道路管理者としての措置を行い、町民及び道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等について、交通安全施設の点検を実施する等必要な措置を講ずるものとする。

第2 災害応急対策

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期の初動体制を確立して、災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策は、次のとおりとする。

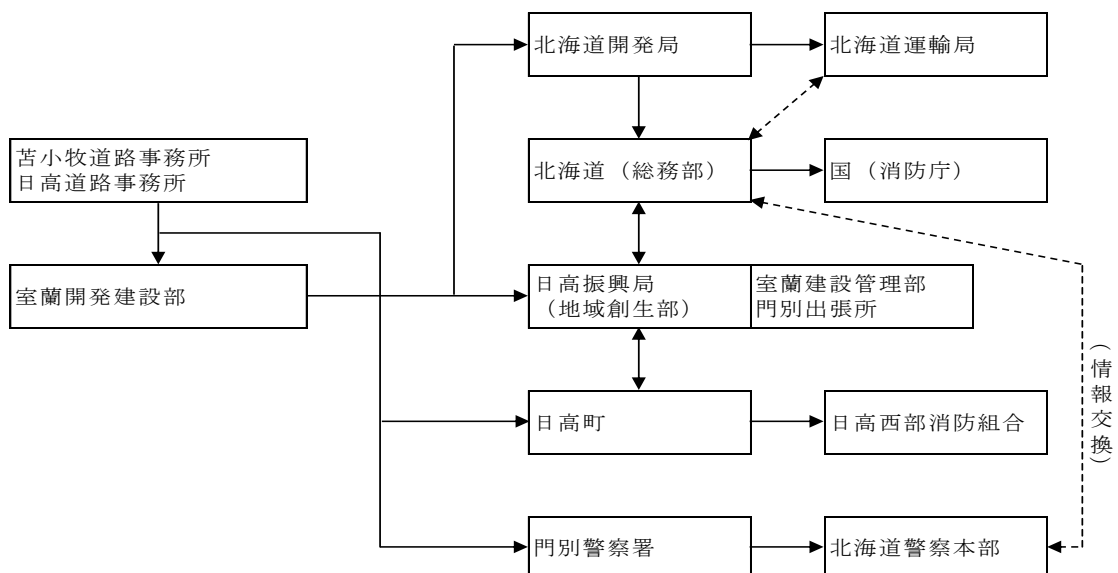
実施内容	担当部局等
1 道路災害発生時の連絡系統	道路管理者、総務部、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署
2 災害広報	道路管理者、総務部、民生部、日高西部消防組合、北海道日高振興局、門別警察署、その他関係機関
3 応急活動体制	関係各対策部
4 救助救出活動	道路管理者、救助部、日高西部消防組合、日高消防団
5 医療救護活動	道路管理者、福祉部、日高西部消防組合
6 消防活動	道路管理者、総務部、日高西部消防組合、日高消防団、門別警察署
7 交通規制	道路管理者、門別警察署、総務部、施設部
8 危険物流出対策	各関係機関
9 自衛隊派遣要請	総務部、北海道日高振興局
10 広域応援	総務部、各対策部
11 災害復旧	道路管理者
12 関係機関とのパートナーシップ	総務部、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、室蘭建設管理部門別出張所

1 道路災害発生時の連絡系統

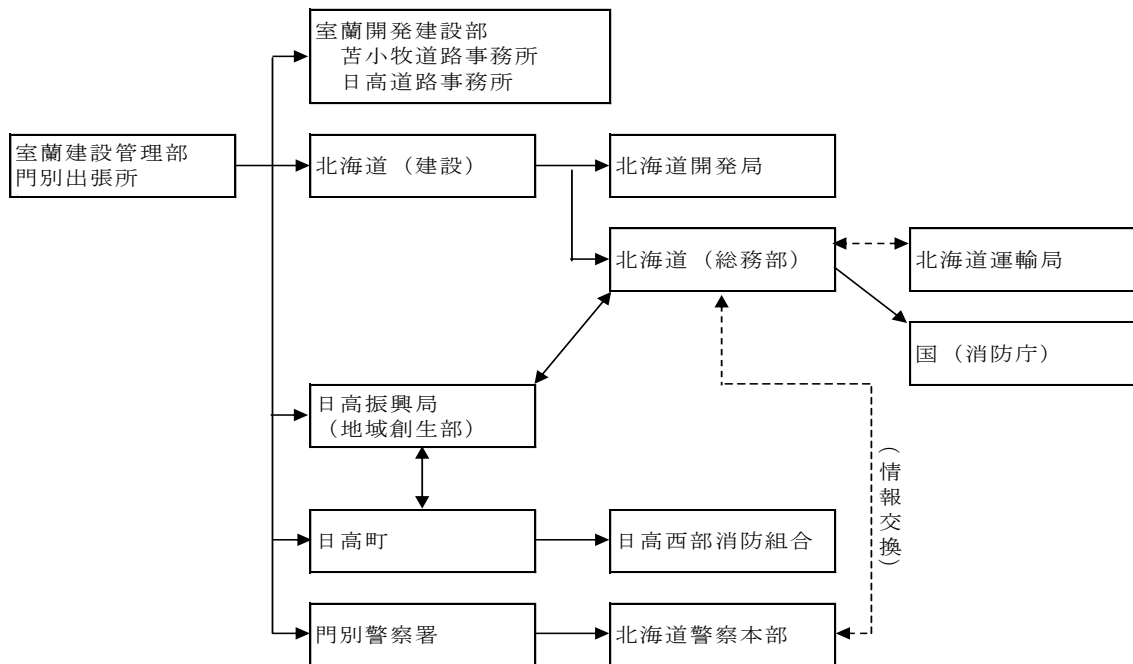
関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するとともに、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。連絡系統は、次のとおりとする。

《 道路災害発生時の連絡系統図 》

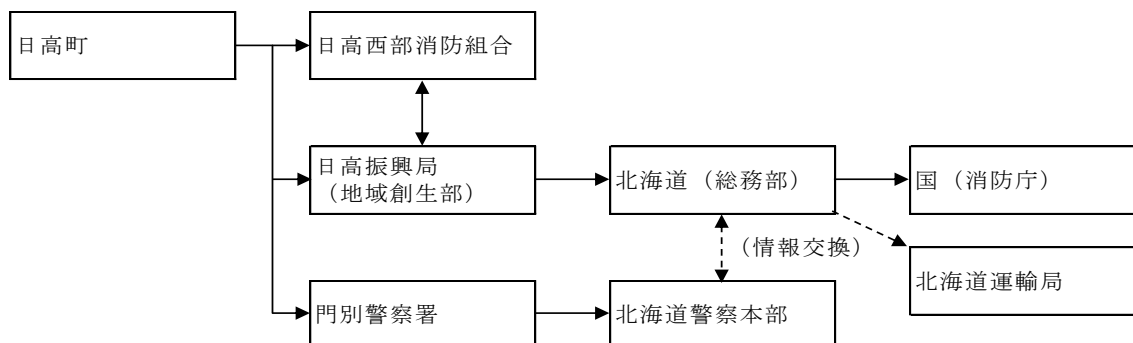
1 国の管理する道路の場合



2 道の管理する道路の場合



3 町の管理する道路の場合



2 災害広報

町は、関係機関と連携し、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第3章第2節第4「災害広報」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 広報の内容

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について「正確に、きめ細かく、適切に」提供するものとする。

- ◇ 道路災害の状況
- ◇ 家族等の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ◇ その他必要な事項

② 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線の活用により、次の事項についての広報を実施する。

- ◇ 道路災害の状況
- ◇ 被災者の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ◇ 施設等の復旧状況
- ◇ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ◇ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第2章第1節第3「災害対策本部の設置」により応急活動体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するが、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

4 救出救助活動

道路災害時における救出救助活動については、道路管理者が行う発生直後の救出救助活動のほか、第3章第2節第7「救助・捜索」の定めにより実施するものとする。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第3章第2節第8「応急医療・救護対策」の定めによるもののほか、道路管理者も災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

町長を含む道路管理者は、道路災害による火災の発生に関しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

消防機関は、速やかに道路災害による火災発生状況把握のための情報収集を実施するとともに、迅速に消防活動を実施するものとし、火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 交通規制

門別警察署や道路管理者は、道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、車両の通行禁止等必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域において、交通安全施設の点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

門別警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等においては、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大の防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

8 危険物流出対策

道路災害で危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第6章第5節「危険物等災害対策」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

9 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した情報により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めにより自衛隊に対し災害派遣要請を要請するものとする。

10 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めるところにより、道、他の市町村及び他の消防機関へ応援を要請するものとする。

11 災害復旧

町長を含めた道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- ① 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- ② 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- ③ 類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行うものとする。
- ④ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を計画化するよう努めるものとする。

12 関係機関とのパートナーシップ

(1) 日高地方道路防災連絡協議会

① 目的

道路防災の防止及び災害発生時の被害拡大を防止するため、地域住民、地方自治体及び関係機関が相互に連携を図り、道路における地域防災パートナーシップを構築し、道路防災の推進を図る。

② 実施事業

- ◇ 地域における道路防災協力体制の整備に関すること。
- ◇ 道路防災に係る、情報提供及び情報交換に関すること。
- ◇ 道路防災の意識の高揚に関すること。
- ◇ その他、道路防災の必要事項に関すること。

※資料編 資料第31「日高地方道路防災連絡協議会 規約」

(2) 河川・道路情報等の共有化に関する連絡会議

① 目的

室蘭建設管理部門別出張所管内の市町村・国及び北海道の関係機関と河川・道路情報共有化に関する協議、情報交換を行う。

※資料編 資料第32「河川・道路情報等の共有化に関する連絡会議 規約」

第5節 危険物等災害対策

第1 災害予防

1 危険物の定義

危険物としての定義は、次のとおりとする。

危険物

消防法 第2条第7項に規定されているもの。

例示：石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

火薬類

火薬類取締法 第2条に規定されているもの。

例示：火薬、爆薬、火工品（工業用雷管、電気雷管）など

高压ガス

高压ガス保安法 第2条に規定されているもの。

例示：液化石油ガス（通称LPG）、アセチレン、アンモニアなど

毒物・劇物

毒物及び劇物取締法 第2条に規定されているもの。

例示：毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物資を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等によりそれぞれ規定されている。

2 危険物等災害予防

危険物、火薬類、高压ガス、毒物、劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関の必要な予防対策は、次のとおりとする。

実施内容	担当部局等
危険物等災害の予防	事業者、日高西部消防組合、門別警察署

- ① 事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員等に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 事業者は、危険物の流出その他の事故が発生したときには、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講じるとともに、日高西部消防組合、警察署へ通報するものとする。
- ③ 道及び日高西部消防組合は、消防法の規定に基づき、保安検査・立入検査等を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発するものとする。
- ④ 日高西部消防組合は、事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導をするものとする。
- ⑤ 門別警察署は、地元駐在所との連携のもとに必要な応じ、危険物の保管状況、自主保安体制等の実態把握をするとともに、資機材の整備を充実させ、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

3 高圧ガス災害の予防

- ① 事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 事業者は、高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道及び門別警察署に届け出るものとする。
- ③ 門別警察署は、町民の生命、身体及び財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは、立入検査を実施する等、その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。
- ④ 門別警察署は、高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに北海道警察本部に連絡し、北海道知事に通報するものとする。
- ⑤ 日高西部消防組合は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保安管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

第2 災害応急対策

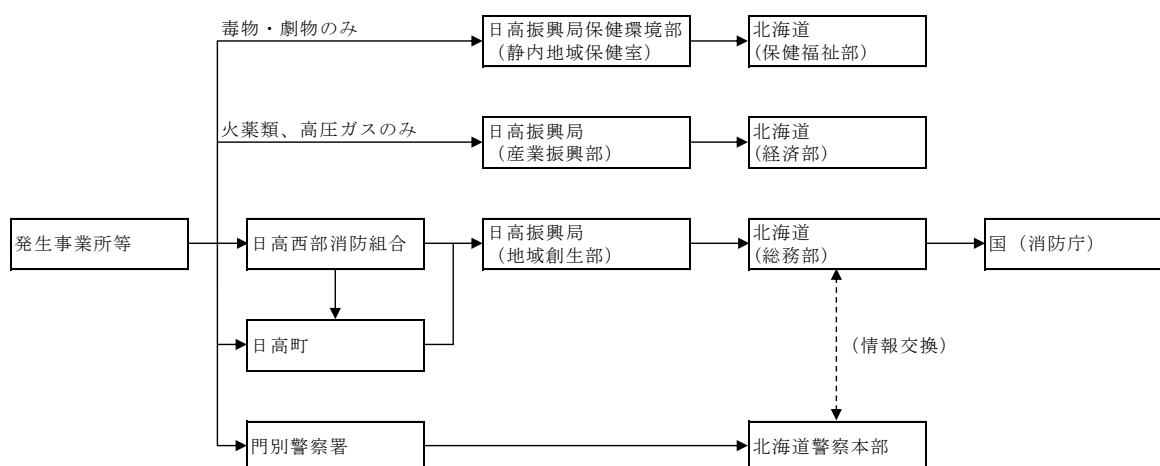
危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者および防災関係機関の実施する応急対策は、次のとおりとする。

実施内容	担当部局等
1 危険物等災害発生時の連絡系統	日高西部消防組合、総務部、北海道日高振興局、門別警察署
2 災害広報	事業者、総務部、民生部、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署、その他関係機関
3 応急活動体制	関係各対策部
4 災害拡大防止	事業者
5 消防活動	事業者、日高西部消防組合、日高消防団、門別警察署、総務部
6 避難措置	総務部、民生部、救助部、日高西部消防組合、日高消防団、門別警察署
7 救助救出活動	福祉部、救助部、総務部、日高西部消防組合、日高消防団
8 医療救護活動	福祉部、救助部、総務部、日高西部消防組合
9 交通規制	門別警察署、総務部、施設部
10 自衛隊派遣要請	総務部、北海道日高振興局
11 広域応援	総務部、各対策部

1 危険物等災害発生時の連絡系統

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に通報するものとし、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

《 情報通信連絡系統図 》



2 災害広報

町は、事業者と連携し、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第3章第2節第4「災害広報」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 広報の内容

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について「正確に、きめ細かく、適切に」提供するものとする。

- ◇ 災害の状況
- ◇ 家族等の安否情報
- ◇ 危険物等の種類、性状など等人体・環境に与える影響
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ◇ その他必要な事項

② 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線の活用により、次の事項についての広報を実施する。

- ◇ 災害の状況
- ◇ 被災者の安否情報
- ◇ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ◇ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ◇ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第2章第1節第3「災害対策本部の設置」により応急活動体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するが、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

4 災害拡大防止

事業者は、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

5 消防活動

事業者は、消防機関の現場到着までの間に自衛消防組織等により、その延焼拡大を最少限度に抑える等消防活動に努めるほか、消防機関の到着後は、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

町長は、日高西部消防組合に対して、速やかに火災発生状況把握のための情報収集を実施させるとともに、迅速に消防活動を行うものとし、火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域設定指示を行うものとする。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第3章第2節第9「警戒区域の設定・避難活動・避難場所運営」により、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

※資料編 資料第33「危険物等取扱事業者一覧」

7 救出救助活動

危険物等災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第3章第2節第7「救助・搜索」の定めより実施するものとする。

8 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第3章第2節第8「応急医療・救護対策」の定めによるもののほか、事業者も災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

9 交通規制

門別警察署や道路管理者は、道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、車両の通行禁止等必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域において、交通安全施設の点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

門別警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等においては、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した情報により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めにより自衛隊に対し災害派遣要請を要請するものとする。

11 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めるところにより、道、他の市町村及び他の消防機関へ応援を要請するものとする。

第6節 大規模な火事災害対策

第1 災害予防

1 大規模な火事災害の予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空き地、緑地等の連続的な配置による延焼遮断地帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により大規模な火災災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を取りまとめるよう努めるものとする。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入する公共施設、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者に関する講習会を開催し、防火管理者の知識向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防対策の強化を図り、防火管理者の選任及び消防計画の策定、消火・通報及び避難訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及啓発活動の推進

火災予防運動等を通じて、町民の防火思想の普及・啓発による意識高揚を図る。また、独居老人等高齢者宅の防火訪問を実施する等、災害時要配慮者対策にも十分配慮するものとする。

① 火災予防対策実施期間

春の火災予防運動	毎年	4月20日から4月30日まで
夏型火災防止強調運動	毎年	8月1日から8月20日まで
秋の火災予防運動	毎年	10月15日から10月31日まで
歳末特別警戒	毎年	12月15日から12月31日まで

② 防火思想の普及啓発

- | | |
|---------------------------|---|
| ◇ 防火パレード、広報車の運行や防災行政無線の活用 | |
| ◇ 各学校児童生徒の防災避難訓練 | 等 |

(6) 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の育成強化について、第3章第1節第6「組織・人づくり」による。

(7) 消防体制及び消防水利の整備

消防体制及び消防水利の整備について、第3章第1節第8「消防・救急体制の整備」による。

(8) 防災訓練の実施

防災訓練の実施について、第3章第1節第6「組織・人づくり」による。

(9) 火災警報

火災警報の発令について、第2章第2節第2「注意報・警報及び火災気象通報」による。

なお、火災気象警報の発令条件は、次表によるものとする。

《北海道14振興局別警報発令条件一覧》

振興局名	警 報 発 令 条 件
日高	【4月、5月及び9月から11月まで】 実効湿度73%以下にして、最小湿度50%以下となり、最大風速15m/s以上のとき。 【1月から3月まで及び12月】 実効湿度70%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速15m/s以上のとき。

第2 災害応急対策

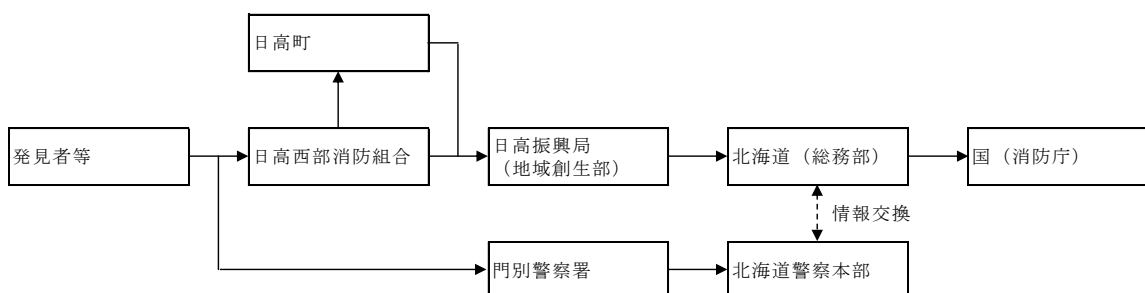
死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策は、次のとおりとする。

実施内容	担当部局等
1 大規模な火事災害発生時の連絡系統	日高西部消防組合、総務部、北海道日高振興局、門別警察署
2 災害広報	事業者、総務部、民生部、日高西部消防組合、日高消防団、北海道日高振興局、門別警察署、その他関係機関
3 応急活動体制	各対策部
4 消防活動	事業者、日高西部消防組合、日高消防団、門別警察署、総務部
5 避難措置	総務部、民生部、救助部、日高西部消防組合、日高消防団、門別警察署
6 救助救出活動	民生部、救助部、総務部、日高西部消防組合、日高消防団
7 医療救護活動	民生部、救助部、総務部、日高西部消防組合
8 交通規制	門別警察署、総務部、施設部
9 自衛隊派遣要請	総務部、北海道日高振興局
10 広域応援	総務部、各対策部

1 大規模な火事災害発生時の連絡系統

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に通報するものとし、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
連絡系統は、次のとおりである。

《 大規模な火事災害発生時の連絡系統図 》



2 災害広報

町は、関係機関と連携し、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者家族及び地域住民等に対して行う広報は、第3章第2節第4「災害広報」によるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について「正確に、きめ細かく、適切に」提供するものとする。

(2) 広報の内容

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について「正確に、きめ細かく、適切に」提供するものとする。

- ◇ 災害の状況
- ◇ 家族等の安否情報
- ◇ 危険物等の種類、性状など等人体・環境に与える影響
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ◇ その他必要な事項

② 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線の活用により、次の事項についての広報を実施する。

- ◇ 災害の状況
- ◇ 被災者の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ◇ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ◇ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第2章第1節第3「災害対策本部の設置」により応急活動体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するが、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし消防活動を行うとともに、大規模な火事災害における消防活動については、第3章第2節第6「消防活動」によるほか、次により実施する。

- ◇ 災害の状況
- ◇ 現場活動情報等の連絡調整を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- ◇ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- ◇ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第3章第2節第9「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」により、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救出救助活動

大規模な火事災害時における救助救出活動については、日高西部消防組合が行う発生直後の救助救出活動のほか、第3章第2節第7「救助・捜索」の定めより実施するものとする。

7 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、第3章第2節第8「応急医療・救護対策」の定めによるもののほか、事業者等も災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

8 交通規制

門別警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第2節第11「交通対策・緊急輸送対策」により、道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、車両の通行禁止等必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域において、交通安全施設の点検を実施するなど、必要な措置・交通規制を行うものとする。

9 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した情報により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めにより自衛隊に対し災害派遣要請を要請するものとする。

10 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めるところにより、道、他の市町村及び他の消防機関へ応援を要請するものとする。

第7節 林野火災対策

第1 災害予防

1 林野火災の予防

林野火災の発生原因の殆どが人為的によるものであるため、その予防については、予防強調期間を設けるなど日頃から入林者に対する林野火災の予防意識の向上を図ることが重要であり、林野火災の警戒・注意等の計画の実施及び指導については、次のとおりとする。

実施内容	担当部局等
1 林野火災の予防	経済観光課、地域経済課、日高西部消防組合、日高消防団、日高北部森林管理署

(1) 日高町

町は、日高町林野火災予消防対策協議会と連携し、林野火災の予防に努めることとする。

① 一般入林者対策

登山者、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- ・タバコ、たき火の不始末による出火の危険性の周知
- ・入林の許可、届出等についての指導の推進
- ・火災警報発令、又は気象条件の急変による入林の制限
- ・観光関係者による予防知識の啓発活動の推進

② 火入れ対策

林野火災予防対策実施期間中の火入れは、極力避けるようにするとともに、火入れを行う者に対して指導を強化する。

- ・火入れ方法の指導
- ・火災警報発令、又は気象条件の急変時の火入れ中止
- ・火入れ跡地の完全消火の徹底
- ・火入れに該当しないたき火等の焼却行為についての指導

③ 予防思想の普及啓発

- ・ポスター、チラシ等の配布及び広報等の発行
- ・広報車の運行や防災行政無線の活用
- ・各学校児童生徒の協力等

④ 消火資機材等の整備

- ・地域に適合した機材の配備
- ・空中消火剤の備蓄

(2) 日高町林野火災予消防対策協議会

① 構成等

構成機関	日高町、日高西部消防組合、日高北部森林管理署、沙流川森林組合
協力機関	日高振興局、室蘭地方气象台、日高振興局森林室平取事務所、門別警察署、各農業協同組合、町内木材及び製材業者、陸上自衛隊日高弾薬支処、町内小中高等学校、国立日高青少年自然の家、各自治会、町内会、民間会社

② 予防対策

ア 林野火災予防対策実施期間

実施期間	4月 1日から 6月 1日まで
林野火災予防強調期間	4月10日から 5月31日まで

イ 対策等

○火入対策	○造林火入対策
○防火線設置指導	○入林者に対する注意
○開墾地及び牧野造成の火入対策	○タバコの吸いがらによる失火対策
○林内事業及びその労働者の警戒	○山火事防止点検
○巡視人並びに見張人の配置	

ウ 予防思想の普及

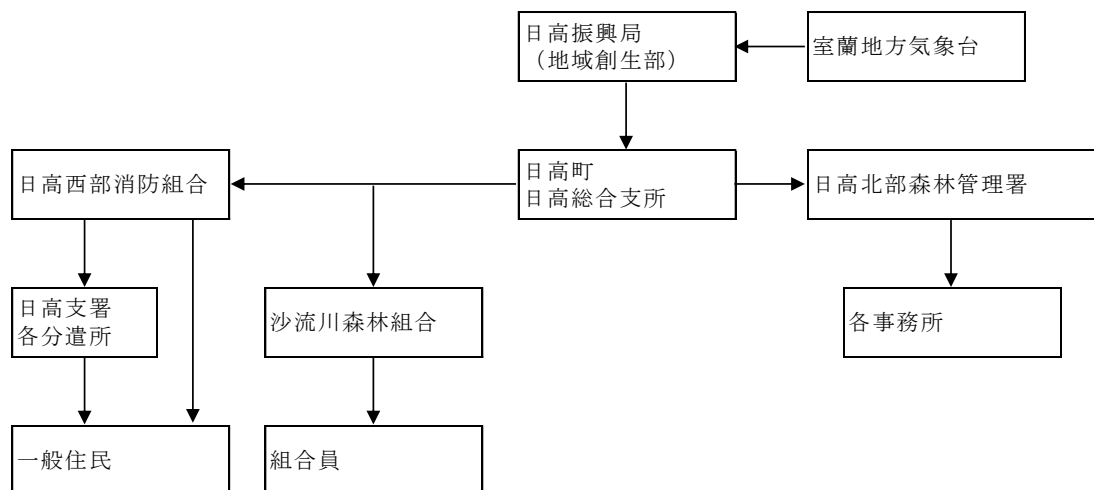
○ポスター、チラシ等の配布及び広報の発行
○広報車等の運行と防災無線の活用
○各学校生徒の協力

(3) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、町におけるその伝達系統は、日高地区林野火災予消防対策協議会で定める系統により行うこととする。また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令することとする。

乾燥注意報の伝達系統は、次のとおりとする。

《 伝達系統図 》



第2 災害応急対策

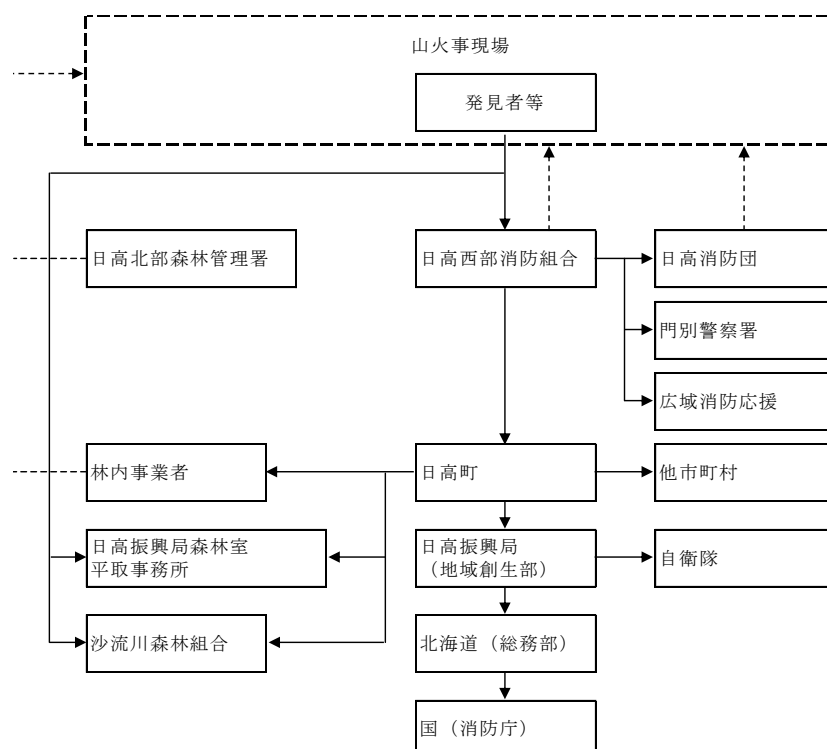
広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策は、次のとおりとする。

実施内容	担当部局等
1 林野火災発生の連絡系統	日高西部消防組合、日高消防団、総務部、北海道日高振興局、門別警察署、産業経済部
2 災害広報	総務部、民生部、日高西部消防組合、北海道日高振興局、門別警察署、その他関係機関
3 応急活動体制	各担当部
4 消防活動	日高西部消防組合、日高消防団、日高北部森林管理署
5 避難措置	総務部、民生部、救助部、日高西部消防組合、日高消防団、門別警察署
6 交通規制	門別警察署、総務部、施設部
7 自衛隊派遣要請	総務部、北海道日高振興局
8 広域応援	総務部、各対策部
9 原因の調査報告	産業経済部、日高西部消防組合

1 林野火災発生の連絡系統

林野火災発見者は、迅速に通報することとし、関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し災害情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に通報するものとし、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認・情報の共有・応急対策の調整等を行うものとする。また、経済観光課又は地域経済課は「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付林政第119号)」に基づく、林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

《 林野火災発生の連絡系統 》



2 災害広報

町は関係機関と連携し、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者家族等及び地域住民等に対して行う広報は、第3章第2節第4「災害広報」によるほか、次により実施するものとする。

(1) 広報の内容

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について「正確に、きめ細かく、適切に」提供するものとする。

- ◇ 災害の状況
- ◇ 家族等の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ◇ その他必要な事項

② 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線の活用により、次の事項についての広報を実施する。

- ◇ 災害の状況
- ◇ 被災者の安否情報
- ◇ 医療機関等の情報
- ◇ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ◇ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ◇ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第2章第1節第3「災害対策本部の設置」により応急活動体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

関係機関の長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するが、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし消防活動を行うとともに、林野火災における消防活動については、第3章第2節第6「消防活動」によるほか、次により実施する。

- ◇ 森林組合等の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- ◇ 町及び日高北部森林管理署は、消火活動について関係機関と協力し実施するが、消火が困難な場合、又は住家への延焼拡大の危険性がある場合には、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」により、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

《 自衛隊出動の場合の消火剤等輸送体制 》

- ① 胆振東部森林管理署 (TEL: 0144-82-2161)
胆振東部森林管理署で消火剤と技術者の派遣
- ② 石狩森林管理署 (TEL: 011-563-6111)
石狩森林管理署で消火剤と技術者の派遣
- ③ 日高振興局森林室 (TEL: 0146-22-2451)
日高振興局森林室で消火剤と技術者の派遣

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第3章第2節第9「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」により、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

門別警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第2節第11「交通対策・緊急輸送対策」により、道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、車両の通行禁止等必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域において、交通安全施設の点検を実施するなど、必要な措置・交通規制を行うものとする。

7 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した情報により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めにより自衛隊に対し災害派遣要請を要請するものとする。

8 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第2節第5「応援・派遣要請と受入れ」の定めるところにより、道、他の市町村及び他の消防機関へ応援を要請するものとする。

9 原因の調査報告

森林法(昭和26年法律第249号)及び消防法に基づき、林野火災の発生原因の調査を行うものとする。また、調査結果については、道に報告することとする。

第8節 油等水質事故等災害対策

第1 災害予防

1 油等水質事故の現況

当町は、北海道の消費物流を担っている国道235号線、237号線及び274号線を利用し、苫小牧石油備蓄基地から道東地区の帯広・釧路地域、或いは道北地区である上川地域へ石油製品(ガソリン、白灯油、A及びB重油等)を大型貨物自動車(以下「トレーラ」という。)によって毎日輸送されているが、冬期間等において、死者を伴う油関連事故が発生している。

油等流出事象は、水質汚染による自然体系への影響とともに、人間生活にも重大な影響を及ぼすことが懸念され、早期の初動体制を確立し被害の軽減を図り、防災関係機関が実施する各種の応急対策等を実施する必要性があり、その対策等は次のとおりとする。

なお、一級河川環境保全連絡協議会鶴川・沙流川部会(以下「沙流川部会」という。)の設置による、油等水質事故に関する対策は、別に定める別冊「平成6年4月 北海道開発局室蘭開発建設部作成「沙流川水質事故対策マニュアル」及び「沙流川水質事故対策ハンドブック」等によるものとする。

第2 災害応急対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に連携し、特に一級河川沙流川の下流部に対する被害拡大は、影響が大であることが想定されるので、沙流川への油流出等事象の防止、被害の軽減を最優先に対応するものとする。

1 各機関の共通実施対策

日高町、日高西部消防組合、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、室蘭建設管理部門別出張所、北海道、門別警察署、北海道運輸局は、それぞれ共通認識のもとに、次の事項について対策を進めるものとする。

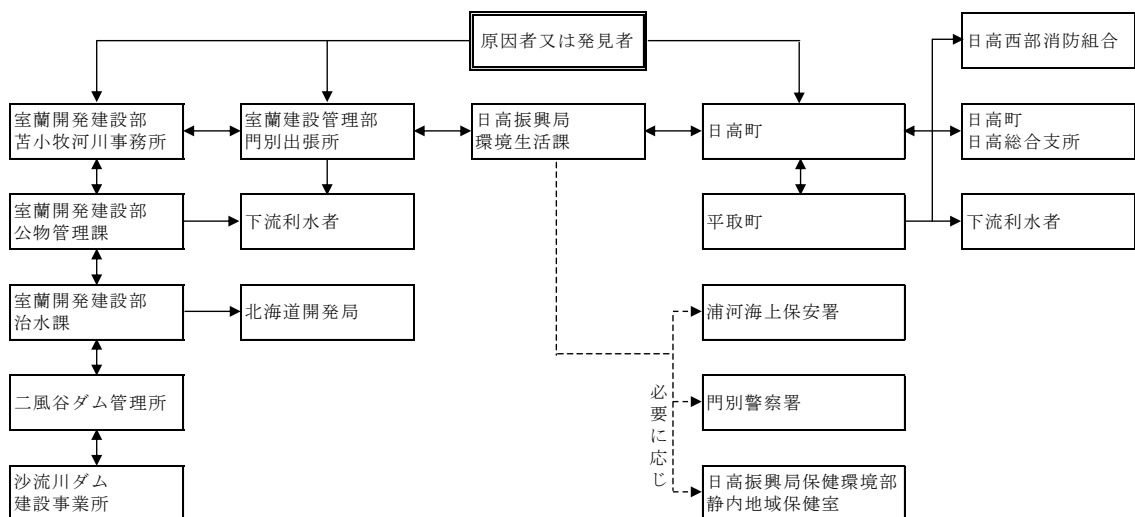
- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ② 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備、充実に努めるものとする。
- ③ 応急活動のためのマニュアル等の作成、応急体制を整備するものとする。
- ④ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- ⑤ 災害時の油の流出、河川への流入等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス、油吸着マット等の資器材の整備促進に努めるものとし、その整備状況等について関係機関と情報の共有をするものとする。
- ⑥ 関係機関と相互に連携して実践的な訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 水質事故時の連絡体制の確立

水質事故が発生している場合は、北海道一級河川環境保全連絡協議会鶴川・沙流川部会で定める緊急連絡系統により、直ちに連絡するとともに、その情報収集に努めるものとする。

※資料編 資料第34「北海道一級河川環境保全連絡協議会鶴川・沙流川部会会則」

《 水質事故の連絡系統 》



3 情報の連絡方法等

事故情報を入手、通報、連絡、現地急行による事故状況の把握までの流れについては、次のとおりとする。

① 事故情報の入手

水質事故の通報を受けた場合は、通報者から発見(発生)場所、現地の状況等を「水質事故情報伝達票」に記載できる最小限の情報を聴取する。なお、事故原因者からによる通報の場合は、事故の発生場所、流出物の種類、量等の情報を詳しく聴取するものとする。また、発生場所については、関係各機関所在地及び担当範囲により明確にしておくものとする。

② 事故情報の通報・連絡(第1報)

入手した情報は、水質事故情報伝達表(表-1)に記入し、水質事故対策マニュアルの河川水質汚濁緊急連絡系統図、名簿に基づき、速やかにFAXまたは電話を使用し(FAX時には、電話にてその旨を連絡すること。)事故発生箇所がどこの管理区間であっても、漏れなく各関係機関に通報・連絡するものとする。

③ 現地急行による事故状況の把握

水質事故情報を入手した時は、直ちに現地へ急行し、目視等によって現場状況把握し、「現場状況整理用紙」又は「魚類等へい獣事故現場整理用紙」に記入するとともに、速やかに電話又は無線等により、情報を連絡するものとする。

④ 事故情報の通報・連絡(第2報以降)

現地から新たに入手した情報は、水質事故情報伝達票及び現場状況整理票又は魚類へい死事故現場状況整理票により、速やかに関係機関に通報・連絡を行うものとする。

※資料編 資料第35「携行品チェック表」

様式集 様式第38号「水質事故情報伝達票」

様式第39号「現場状況整理用紙」

様式第40号「魚類等へい死事故現場状況整理用紙」

《 水質事故情報伝達表作成要領 》

※作成に際しては、次の点に留意し作成するものとする。

① 事故発生、発見日時は、発生または発見なのかが解かるように記載すること。

② 河川名区間の種類は、「直」国管理区間、「指」道(都府県)管理区間、「準」準用河川、「普」普通河川、「そ」その他に区分すること。

③ 第一発見者は、氏名・住所・連絡先を記入すること。

④ 汚染物質は、「油類」重油、軽油、ガソリン等の流出、「化学物質」シアン、有機溶剤、農薬等の流出、「油類・化学物質以外」は土砂、糞尿等の流出、「その他」は自然現象ではなく、魚の浮上等が確認され、原因物質が特定できなかったもの。自然現象に区分けする。汚染物質は「 」で区分けし、主成分として具体的物質名を記入すること。

⑤ 現地の状況は、発見したところの流下状況、その後の状況を〇〇現在と記入すること。

⑥ 事故発生の原因は、「操縦ミス」(配管事故等を含む)、「交通事故」「不法投棄」「その他」「原因不明」「自然現象」のどれかが解かるように事故原因を具体的に記入すること。

⑦ 処理の状況は、国、道、市町村、原因者がどのような対応をしているか記入すること。

⑧ 下流利水者は通報先、時刻を記入すること。下流に利水者がいない場合は、その旨を記入すること。

⑨ 関係機関への連絡状況は、連絡をとり合った機関(直轄が直接行わなかったものを含む。)について記入すること。

4 応急活動体制

- (1) 町長は、油等流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施し、必要に応じて各関係機関が協議し、現地合同本部を設置する等災害応急対策を講ずるものとする。
- (2) 流出した油等の拡散防止と回収除去の方法は、次のとおりとする。

- ① 事故の原因者等は、速やかに関係機関(警察、開発)等に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。
- ② 道路(河川)管理者は、流出油等が河川及び海岸等の漂着に対処するため、ヘリコプター等の派遣要請とともに、流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資器材の応援要請を行うものとする。
- ③ 防除措置を実施するに当たっては、必要な資器材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。
- ④ 油等流出に伴う事故災害が発生した場合及び火災が発生した場合の消防活動は、日高西部消防組合が速やかに出動し、迅速な消火活動等を実施しなければならない。

5 災害広報

日高町、日高西部消防組合、日高消防団、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、室蘭建設管理部門別出張所等各関係機関は、相互に密接な連携のもとに、重大な災害等に拡大するおそれがあるときは、広報車等を用いて町民等に広報活動を行うものとし、実施内容等は次のとおりとする。

- ① 油等流出事故災害の状況
- ② 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ③ 陸上輸送復旧の見通し
- ④ 避難の必要性や地域に与える影響度合
- ⑤ その他必要な事項

第9節 災害復旧対策

第1 事故災害の復旧

各種事故災害の復旧については、第3章第3節「災害復旧対策」により実施するものとする。
また、町の管理する道路災害の復旧については、下記の事項に十分留意し、迅速的確な道路施設の復旧に努めるものとする。

- ◇ 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- ◇ 関係機関と協力して、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用する等して、迅速かつ円滑に被災施設以外の道路施設について、緊急点検を実施するものとする。
- ◇ 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

沿 革

平成19年 2月 7日 日高町地域防災計画 作成
平成19年 9月28日 一部修正
平成20年 8月 7日 一部修正
平成28年 7月 1日 一部修正

日高町地域防災計画

発 行

平成19年2月

発行人

日高町防災会議

(事務局 日高町総務課)